

諸社祭神御事愿

上

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 3

L172
竹
貴重書

大正元年十月

諸社祭神御事歴

埼玉縣神職會



勅

崇神祇重祭祀

皇國大典政教基本然中世以降政道漸衰祀
典不舉遂馴致綱紀不振朕深慨之方今更始
之秋新置東京親臨視政將先興祀典張綱紀
以復祭政一致之道也乃以武藏國大宮驛水
川神社爲當國鎮守親幸祭之自今以後歲遣
奉幣使以爲永例

明治元年戊辰十月

凡例

- 一 本書は、本縣下に於ける諸社の祭神の御事歴を記述したるものなり、
- 一 神名は、これを五十音順に配列し、各神名の下に、その御事歴を記述せり、
- 一 神名の文字は、諸社の用ふる所に據るべきこと勿論なりと雖も、その數種あるもの
にありては、最も普通なるものを採る事とせり、例へば、高皇產靈尊、高御產巢日
神、高御產日神、高御魂命、高魂命にありては、高皇產靈尊を採り、素盞鳴尊、須佐之男
命にありては、素盞鳴尊を採りたるが如き、是れなり、
- 一 亦の御名のおはします神にありては、亦の御名毎に別項を立て、記述したるも
あれど、また本縣下に於ける祭神としてあらはれ給はざるが故に、便宜本つ御名
の處に附記したるもあり、例へば、大己貴命に於いて、大己貴命、大國主神、葦原醜男
命、八千矛神は、各別に項を立て、記述したれども、顯國玉神、大國玉神は、別項を立
てずして、大己貴命の項の中に附記したるが如き、是れなり、
- 一 例へば、鹿島大神、香取大神といふが如きにありては、その社に祀られ給ふ神とし
ての御事歴を主として記述し、別に、武甕槌神または齋主神、經津主神の項に於い
て、各神の御事歴に就きて記述せり、

一 同一の事實にして、數神に關係せるものあり、この場合には、いづれにも同じ様に記載せるもあり、また、便宜彼れに委しくし、此れに略して、彼此參看すべき由を註記したるもあり、

一 書中の引用文は、多くは原文を必要の箇所だけそのまゝに鈔記し、或はまたその意を採りて記載したるもあり、讀者若し原文の全斑を知らむと欲せば、宜しく原書に溯りてこれを見るべし、

一 標記せる神名の中に、神尊命、公卿朝臣、大人、先生等の尊稱語を附せずして、單に源義家比企能員、河原太郎など標記せるが、若干これ有り、こは別に故有るにあらず、たゞ本縣の「神社明細帳」の記載に従へるのみ、

一 本書の編纂に就きては、神職會長三宅源之助氏の監督の下に、中島博光、金鑽宮守、河野省三の三氏は、責任者としてその衝に當られ、植木直一郎氏は、執筆主任として専ら編纂の勞を執られ、牧中鑑次郎、村田正夫、西角井正男、東角井楯臣の四氏は、補助としてそれぞれ盡力せらるゝ所あり、また、磯部重浪氏は、専ら會計の任に當られたり、

大正元年八月十五日

埼玉 諸社祭神御事歴 縣下

あ

【吾我津比賣命】 吾我津比賣命は、猿田彦神の御女なり、總國風土記に載せたる伊賀國風土記に、次の如き記事見えたり、いはく、猿田彦神、始此之國、爲伊勢、加佐波夜之國、時、猿田彦神、女吾我津媛命、天照大御神自天上投降、給之金鈴、知之守、給其知守、給之御齋處、謂加志之和都賀野、今時云手柏野者、此其言謬也、又此神之依知守國、謂吾娥之郡、其後清見原天皇御宇、以吾娥郡、分爲國之名、後改伊賀、吾娥之音、轉也、と見えたり、この神の御事蹟、古史に多く傳へざるを以て、委しきことを知る能はず、古風土記逸文、日本書紀傳、

【飽咋宇斯命】 この神の御名を、古事記に飽咋之宇斯能神と記し、日本書紀には開嚙神と記せり、この神は、伊弉諾尊の筑紫の日向の橘の檣原に至りて、禊祓を行ひたまひしとき、その御冠を投げ棄てたまひし際に成りませる神なるよし、古事記に見

えたり、日本書紀には、御冠のことは無く、イナメツクニ、カケテ投其禊、是謂開嚙神、と見えたり、コト古事記、日本書紀

【秋津彦美豆櫻根大人命】アキツヒコミマヅサクラネウシノミコト 此は本居宣長大人の諡號なり、鈴屋翁年譜に、さて又大人の諡を秋津彦美豆櫻根大人と稱へ申す、平常に手馴したまひける、櫻木にて作りたる笏の形したるものを、靈牌として、諡を書き附けて、家に祀り參らす云々と見えたり、なほ本居宣長大人の項を見るべし、

【秋山新藏人光政】アキヤマシムラウドミツササ 神社明細帳によるに、兒玉郡秋山村字後牛内、無格社新藏人社に祀る、天和三年創立、と見えたり、おもふに、この人、此の地方の草創の人たるにより、後人遺徳を仰ぎて、その靈を祀れりしものなるべし、

【淺間大神】アサマノオホカミ 淺間大神とは、駿河國富士郡大宮町に鎮座まします淺間神社、現今國幣中社に列す、幣大社に列す、甲斐國東八代郡一宮に鎮座まします淺間神社、現今國幣小社に列す、等には、ひま駿河國、静岡市賤機山に鎮座まします淺間神社、現今國幣小社に列す、等には、ひまつる大神にして、實に木花開耶姫命にまします、木花開耶姫命は、大山祇命の御女にして、亦の御名を吾田鹿葦津姫命と申し、實に天孫瓊々杵尊の妃となりたまひて、彦火火出見尊を生みたまひし御方なり、後世富士淺間神として、崇め祀れるは、實にこ

の命なりとす、その御事歴につきては、木花開耶姫命、吾田鹿葦津姫命の項を見るべし、駿河國大宮町なる淺間神社は、延喜式の神名帳に、駿河國富士郡淺間神社、名神大と載せたる社にして、後當國の一宮として、淺間大明神の名殊に高し、文徳天皇の仁壽三年七月、名神に預り、特に從三位の階を加へられしが、その後、清和天皇の貞觀元年に至りて、正三位に進められ給ひし由、國史に見えたり、諸神記、國內神名帳によれば、この後、延喜七年に、從二位に上り給ひ、後、正一位に進ませ給へりといふ、而して駿府即ち賤機山の淺間神社は、後世この神を勸請せしものにして、神社考に、緣起曰、府之淺間宮者、山宮、爲本宮、自大宮淺間勸請之、故號新宮、延喜年中也、と見えたり、甲斐國一宮なる淺間神社は、延喜式の神名帳に、甲斐國八代郡淺間神社、名神大と載せたる社にして、亦當國の一宮として、遠近の崇敬淺からざりし神社なりとす、甲斐國志によれば、本社は、もと神山の麓に在りしを、貞觀七年十二月、勅して今の地に神祠を立てられたるものなり、而して、もとの地點を、今は山宮と稱すといへり、貞觀七年十二月、甲斐國八代郡に勅して、淺間明神の祠を立てしめて、官社に列し、祝禰宜を置きて、隨時祭を致さしめられしことは、三代實錄に見えたり、延喜式、文徳實錄、三代實錄、甲斐國志、本朝神社考、神祇志料、古事類苑

【葦原醜男命】こは、大己貴命の亦の御名なり、古事記には葦原色許男神と書けり、葦原之と、之を添へてよむは誤なるよし、本居宣長翁の説に見えたり、御名の意義について、本居翁の説に、醜とは多くは悪みて云ふ言なれど、此の御名は、勇猛を美めて云へるなり、葦原としも云ふは、天下を宇志波伎坐せればなりと見えたり、御事歴につきては、大己貴命の項に記したれば、就きて看るべし、古事記、日本書紀、古事記傳

【脚摩乳命】この神の御名を、日本書紀には脚摩乳と記し、古事記には足名椎と記せり、出雲の國神にましまして、その妻神を手摩乳命(手名椎)と申す、この脚摩乳、手摩乳命の御女は、即ち奇稻田姫命におはしまして、後に素盞鳴尊にとつぎ給ひて、大己貴命の御祖となり給へり、日本書紀の一書に、足摩手摩を以て、脚摩乳命一柱の御名なるが如くに記せるは、異傳なるべし、本居宣長翁の説に、脚摩乳、手摩乳は、奇稻田姫命を撫愛しみつる由の名にて、足撫豆知手撫豆知のつゞまりたるなり、されば是は、稻田姫命の素盞鳴尊の御妃になり給ひて、後に御親を思ひて、稱へられしものなり、さて足と手と分けて、父母に當てたるには意なしと見えたり、さて、素盞鳴尊、奇稻田姫命を娶りたまひて、須賀の地に宮居興し定めて、共にこゝに棲居たまひし後、素盞鳴尊は、この脚摩乳命を召して、汝者我宮之首任れとのたまひて、やかで脚摩乳命に、

稻田宮主須賀之八耳神と御名を負せたまひしよし、古事記に見えたり、古事記、日本書紀、古事記傳、なほ須賀之八耳命、および稻田姫命の項を併せ看るべし、

【阿蘇姫命】阿蘇姫命は阿蘇津彦命すなはち健磐龍命の妃神にして、また阿蘇都姫命と申し、今の國幣中社阿蘇神社に祀られたもふ神なり、すなはち延喜式の神名帳に、肥後國阿蘇郡健磐龍命神社、阿蘇比咩神社、國造神社と見えたる、いはゆる阿蘇三社の中の一社にておはす、景行天皇の西巡して、熊襲の地を平げ、阿蘇國に入りたまひし時に、この國に人有りやと宣ひしに、阿蘇津彦、阿蘇津姫の二神あらはれたまひて、吾れ等二人有り、いかで人なしと言はれむと申し給へること、日本書紀に載せたり、後世の書ながら、筑紫軍記といふに、神八井耳尊、この御子、天健磐龍尊を筑紫に居置して、西戎の鎮守とし給ふ、肥後に下り給ひけるに、國神草部吉見命の御女、阿蘇都姫を以て妻とす、その後速瓶玉命を産みたまふ、此子孫代々神職となる、阿蘇氏の祖なりとあるは、古傳を傳へたるものと見えたり、さて、この神も、健磐龍命と共に、その威靈著しくおはしまし、かば、文德天皇の仁壽二年正月、從四位下を授け、清和天皇の貞觀元年正月、從四位上を加へ、五月、官社に列ね、同十年閏十二月、正四位下に叙せられ、同十五年、正四位上にすゝめ、同十七年十二月、從三位を授け給ひし由、國史に

見えたり、文德實錄、三代實錄、筑紫軍記をはじめ肥後地志略、一宮巡詣記等、みな阿蘇都姫命を以て、草部吉見の御女なりとせり、なほ、健磐龍命の項を參看せよ、

【吾田鹿葦津姫命】 またの御名神吾田津姫命、木花開耶姫命、

吾田鹿葦津姫命は、大山祇神の御女なり、瓊杵尊の后となりたまひて、火闌降命、彦火火出見命、火照尊の三柱の御子を生みたまへり、

瓊杵尊

火闌降命

吾田鹿葦津姫命

彦火火出見尊

火照命

天孫瓊杵尊、既に高千穂峰に天降り給ひし後、國を覓ぎ求めて、行き行きて吾田長屋笠狭之磯といふ地に到り給ふ、その地に事勝國勝長狭といふ神ありて、天孫を迎へ奉りて、こゝに國有り、御意のまゝに知ろし召し給へと申す、天孫乃ち其處に宮殿を立て、宮處を定め給へり、一日、天孫海濱に遊幸ありしに、偶、一美人あり、天孫問ひてのたまはく、汝はこれ誰の女子ぞと、かの女子對へて奏さく、妾はこれ大山祇の女にして、名は神吾田鹿葦津姫、またの名は木花開耶姫と申すものなり、また姉あり、磐長姫と申すと、天孫告げてのたまはく、吾れ汝を以て妻とせむと欲す、如何と對へて

申さく、妾に父有り、願はくはまづ父にその事を望問たまへよと、是に於いて、天孫は大山祇に告ぐるに、其の事を以てし給ひければ、大山祇神大に喜び、その二女をして百机飲食を持たして、これを瓊杵尊に奉らしめぬ、天孫その姉磐長姫は醜しとて、召し給はざりしも、妹鹿葦津姫の美なるを愛でて、之を召し給へり、この時、磐長姫嫉み恥ぢて、天孫われを斥けて妹を寵し給へり、今より後、この世に生れ出でむ顯見蒼生は、必ず皆妹命の御名の如くに、木華の開きてはまた遷ろひ散らむが如く、衰へ死に失せなむと詛ひたまひしと云ふ、既にして、吾田鹿葦津姫命、一夜にして孕み給へり、瓊々杵尊に見えて申し給はく、妾既に天孫の御子を孕めり、私に生むべからずと、天孫のたまはく、天神の子たりとも、いかで一夜にして孕ましむることを得む、或はこれ吾が兒にあらざらむかと、姫命乃ち慙恨して、無戸室を作りて、其の中に隠れ誓ひて曰はく、吾が娠める子、若し他神の子ならば幸なからむ、是れ實に天孫の子ならば、必ず當に生きたまへとて、則ちその室中に入りて、火を放ちて室を焚きたまへり、この時、火中に生れ出でたまへるは、即ち火闌降命、彦火火出見尊、火照命の三柱の御にておはす、古事記、日本書紀、この女神の火中に産み給ひし御子に就きては、記紀の傳説に相異あり、古事記には、この時、火照命、火須勢理命、火闌降命、火遠理命、亦名は彦

火出見尊の三柱なりと傳ふれども、日本書紀の本書には、火闌降尊、彦火火出見尊、および火明命の三柱なりとし、(第二、第三の一書、亦同じ)同一書には、この時、火明命、火進尊、火闌降命、火折尊、彦火火出見尊の四柱、生れ出でたまへりとなせり、また他の一書には、この時に、生れ出で給へるは、火酢芹命、火闌降命と、火折尊、亦の御名、彦火火出見尊との二柱にておはしますと記せり、火折尊は彦火火出見尊の亦の御名なる事明かなれば、四柱出現説の誤なるはいふまでもなし、また火明命と申すは、瓊瓊杵尊の御兄弟に、天火明命と申すがありて、忍穗耳尊と、栲幡千千姫命との間に生れたまへる御方なるを、その御名の火に縁因あるより、混れてこゝに入れ傳へたるものにて、古事記に、火照命と傳へたるを以て、正傳なりとなすべきに似たり、古事記傳の説による、然るに、之に反して、この時に火中に生れ出でたまへる御子は、火闌降命、および彦火火出見尊の二柱のみにして、記紀に、火明命、火照命、火進命などいへるは、皆火闌降命の事をいへるにすぎずとなす説あり、飯田武郷氏の説即ちこれなり、いはく、此時生坐る御子等は、火闌降命、彦火火出見尊、合せて二柱神にて御座せり、然るに、此に火明命とあるは、衍なり、一書どもを合せて思ふに、燔初起時、生火酢芹命、一書と、初火燄明時、生火明命、一書とは一時なり、此に依て、火酢芹命、火明命の一なる事を知るべし、次に、火盛時、生火明命、一書と、火炎盛時、生火進命、一書とは、同事なり、此を以て、火明命、火進命、同神なる事を明らむる時は、火明命は、火闌降命の亦名にて、尾張連の祖、天火明命とは、本より別神なる事を知るべし、また第五一書にては、御子等四柱なるが如くなれども、此も二柱の傳なるを、其亦名を以て、後に別神の如く誤れる事、殊に著明きものなりかし、第六一書、第八一書の二傳ぞ、實に混れなき古説とは見えたりける、記に、火照命に、此者隼人阿多君之祖と見えて、火須勢理命に、その裔孫をいはざるは、亦名より二柱と混れたるにて、此書紀には、火闌降命を是隼人等始祖也とあり、海宮遊行章に、其火闌降命、即吾田君小橋等之本祖也とあるに照し合するときは、火闌降命に、火明命、火照命と申す二の亦名おはすにて、此の鹿葦津姫命の生み奉らせ給へるは、二柱のみぞおはしましたしける」と、日本書紀通釋なほ、この神の亦の御名なる木花開耶姫命につきては、別にその項あり、就きて看るべし。

【味耜高彥根命】 この神の御名を、日本書紀には、味耜高彥根神と記し、古事記には、阿遲鉏高日子根神と記し、延喜式には、阿知須岐託彥根命とも、阿治須伎高孫根乃命とも記せり、この神は、天己貴命の御子にして、御母は宗像の奥津宮にまします多紀理毘賣命なり、はじめ、高皇產靈尊、天照大御神の、天孫瓊瓊杵尊を定めて、葦原中國の

君主となし、これを降下せしめたまはむとするや、先づ諸神を派遣して、中國の國情を視察せしめ給へり。天國玉之神の御子天稚彥命、またその命を蒙り、天鹿兒弓天羽羽矢を賜りて、降りけるが、大己貴命の御女にして、味耜高彥根命の御妹なる下照姫命を娶りて、遂に永く葦原中國に留り、復命をえ申し給はざりき。高皇產靈尊、その久しく歸り來給はざるを怪しみ、無名雉を遣して、情を探らしめ給ひしに、天稚彥命、射て之を殺したまひしが、その矢、反りて落ち下り來て、自らも矢に中りて、失せたまひぬ。是に於いて、天稚彥命の御父天國玉之神は、天より降り來たまひ、又その御妻下照姫命も集ひ來たまひて、哀愁慟哭したまふこと限りなし。味耜高彥根命は、天稚彥命の御妻なる下照姫命の御兄命にてもあり、且つは初めより天稚彥命と友善しき中らひにおはしければ、亦來りて死を弔ひ給ひけり。然るに、味耜高彥根命の容姿、いたく天稚彥命に似たまひしにより、天國玉之命をはじめとして、親屬の人々、皆味耜高彥根命を以て、天稚彥命なりとなし、あはれ吾が君、猶ましましけり。とて、其の裳を執り、袖を引きて、喜びまどひ給ひけるぞ、いと哀れなる事なりける。この時、下照姫命、その味耜高彥根命なる由を顯さむが爲めに、詠みたまへる歌、

天なるや、乙機織のうながせる、玉の御統玉御統玉に、あなたまはや、眞谷ふたわた

らす阿治志貴多迦比古泥の神ぞや、

延喜式の神名帳に、大和國葛上郡高鴨阿治須岐託彥根命神社、四座並名神、大と載せたるは、實にこの神を祭れる社にして、かの出雲國造神賀詞に、大穴持命云々、己命和魂乎云々、己命乃御子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂乎、葛木之鴨能神奈備爾坐云々と見えたる、また實に、この社の事なり。古事記に、此之阿遲須高日子根神者、今謂迦毛大御神者也と記されたるも、亦この高鴨の神として鎮まりたまふをいへるものなり。この他、出雲國出雲郡に、阿遲須伎神社、天若日子神社並び存し、その外諸國にこの神をいはひまつれる社いと多き中に、磐城國東白川郡近津村に鎮座まします國幣中社都々古別神社は、實にこの味耜高彥根命を祭れり。古事記、日本書紀、延喜式、古事記傳、神祇志料、なほ賀茂大神の條をも參看すべし。

【安仁大神】 安仁大神とは、今も備前國邑久郡大宮村に鎮座まします安仁神社にいはひまつる大神にして、本社は、延喜式の神名帳に、備前國邑久郡安仁神社、名神大と載せたる社にして、現今國幣中社に列せり。祭神安仁神につきては、古來諸説あり、或はいふ、安仁、和邇の音通じ、和邇君等の祖阿田賀田須命をまつれるものなりと、或はいふ、安仁神社の祭神は五瀬命にましまして、相殿稻水命御毛沼命なりと、延喜式、

神名帳考證、安仁神社社記、古事類苑

【粟鹿大神】粟鹿大神とは、但馬國朝來郡粟鹿神社にいはひまつる大神なり、本社
は、延喜式の神名帳に、但馬國朝來郡粟鹿神社、名神大と載せたる社にして、當國二宮
の名あり、祭神につきては、諸説ありて、或は彦火火出見尊を祀るともいひ、或は大香
山戸臣命を祀るともいへるが、神祇志料に、按、播磨風土記に、伊和、大命、天己貴命を祀
るの妹阿和加比賣命あり、粟鹿と阿和加と音相近き時は、粟鹿神疑らくは阿和加比
賣命を祭れる歟、然らば、夜夫神社、同國養父郡に在り、大己貴命を祀るにも由縁あり
云々といへる説蓋し従ふべきに似たり、仁明天皇の承和十二年七月、無位粟鹿神に、
從五位下を授け、清和天皇の貞觀十年、從五位上粟鹿神に、正五位下を授け、同十六年、
正五位上に叙し給ひしよし、國史に見えたり、延喜式、神名帳考證、神祇志料、續日本後
紀、三代實錄、諸社根元記

【安房大神】安房大神とは、今も安房國安房郡大神宮村に鎮座まします安房神社
にいはひまつる大神にして、本社は延喜式の神名帳に、安房國安房郡安房坐神社、名
神大と載せたる社にして、後當國の一宮として、遠近の崇敬淺からざりし大社なり、
現今官幣大社に列せり、祭神は天太玉神なり、太玉命は實に齋部氏の始神なり、神代

の昔、太玉命阿波讀岐紀伊筑紫伊賀等の忌部の祖神および諸部の神を率ゐて、神幣
を作り、天祖に仕へ奉りて、大功をあらはし給ひき、神武天皇の御時に、その裔孫天富
命阿波の忌部を率ゐ、麻穀を播し殖えしめ、後更に阿波よりこの地に來りて、開拓殖
産の功を興されけるが、その地に太玉命の祠を建てたまひしもの實にこの安房神
社の起源なりとす、平城天皇の大同元年、これより先、神封凡九十四戸なりしを、是の
時に至りて十戸を加へ奉り、仁明天皇の承和三年、無位安房大神に從六位下を授け、
同九年正五位下に叙し、文德天皇の仁壽二年、特に從三位を加へ、清和天皇の貞觀元
年に、勳八等安房神に正三位を授けたまひしよし、國史に見えたり、延喜式、古語拾遺、
新抄格勅符抄、續日本後紀、文德實錄、三代實錄、神祇志料、古事類苑、なほ、天太玉命の項
をも參看すべし。

【敢國大神】敢國大神とは、今も伊賀國阿拜郡府中村に鎮座まします敢國神社に
いはひまつる大神なり、本社は、延喜式の神名帳に、伊賀國阿拜郡敢國神社、大と載せ
たる社にして、後當國の一宮たり、現今國幣中社に列せり、祭神につきては、諸説あり
て、いはゆる敢國津神とは、或は少彦名命なりとも、或は金山彦命なりともいふ説あ
れど、阿閉臣伊賀臣の始祖にして、大彥命の御子なる彦背立大稻與命をいはひ祀れ

りとなす説蓋し従ふべきが如し、清和天皇の貞觀六年十月、伊賀國正六位上安倍神に、從五位下を加へ授けたまひ、同九年十月、伊賀國從五位下、敢國津神に、從五位上を授け、同十五年九月、伊賀國從五位上、敢國津大社神に、正五位下を授けたまひしよし、國史に見えたり、大稻與命は、大彥命の御子にして、古事記には、比古伊那許志別命と記し、新撰姓氏錄には、彦背立大稻與命とも、彦瀨立大稻越命とも記せり、延喜式、神名帳頭註、伊賀名所記、三代實錄、新撰姓氏錄、神祇志料、古事類苑、

【天疎向津姫命】 撞賢木嚴之御魂、天疎向津姫命の項を看るべし、

【天津神國津神】 天津神國津神は、また天神地祇とも書けり、すべて高天原に座す神たちを天神と申し、これに對へて、この國なる神たちをば國神と申すなり、たとへば、高皇產靈神、神皇產靈神、天照大御神等の諸神は、皆天神にましまして、大己貴命、建

御名方命、事代主命、大山祇命等の諸神は、皆國神にましますなり、また、何神にも限らず、すべて、其の地方にましまして、その地方を主はき、護りさきはひたまへる神をば、國津神、また國神とも、土神とも書くと申すことあり、たとへば、國神名、珍彥國神名、井氷鹿といふが如き、これなり、

【天神七柱命】 天神七柱命とは、

天之御中主神

高御產巢日神

神產巢日神

宇麻志阿斯訶備比古遲神

天之常立神

國之常立神

豐雲野神

の七位の神たちにして、ともに高天原に獨神成りまして、身を隠したまひし神々なり、古事記、

【天神七代命】 天神七代命とは、いはゆる「神世七代」の神々を稱し奉れるなるべし、

神世七代の神々の列名に就いては、古事記と日本書紀との間に、その次第につきて、少しく異なるるところあり、左にこれを列記すべし、

神世七代(古事記)

國之常立神

豐雲野神

神世七代(日本書紀)

國常立尊

國狹槌尊

宇比地邇神

妹須比智邇神

角杙神

妹活杙神

意富斗能地神

妹大斗乃辨神

淤母陀琉神

妹阿夜訶志古泥神

伊邪那岐神

妹伊邪那美神

豐斟淳尊

泥土煮尊

沙土煮尊

大戸之道尊

大苦邊尊

面足尊

惶根尊

伊弉諾尊

伊弉冉尊

右の如く古事記の傳によれば七世十二柱おはしまし日本書紀の傳によれば七世十一柱おはしますなり古事記日本書紀古事記傳

【天津彦根命】この神は素盞鳴尊天照大御神と誓約を行ひ給ひけるときに素盞鳴尊が天照大御神の纏かせたまへる五百箇御統の玉を請ひ取りてこれを結然に噛みて吹き棄ちたまへる時にその氣吹によりて成りませる五柱の神の中の一柱

の神なり日本書紀に其の時の事を記していはく既而素盞鳴尊乞取天照大神鬢鬢及腕所纏八坂瓊之五百箇御統濯於天真名井結然咀嚼而吹棄氣噴之狹霧所生神號曰正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊次天穗日命次天津彦根命次活津彦根命次熊野櫛樟日命凡五男矣是時天照大神勅曰原其物根即八坂瓊之五百箇御統者是吾物也故彼五男神悉是吾兒乃取而子養焉と見えたり古事記の所傳には素盞鳴尊が大神の御鬢に纏きたまへる玉を請ひ取りて噛みて吹き棄ちたまへる時にその氣吹によりて此の神なり出でたまへり見えたりなほ此の神の成り出で給へる根は天照大神の御統の玉なればとて大神この神をその御子として養ひたまへること上に見えたるが如くなりさて日本書紀に天津彦根命是凡川内直山代直等祖也と見えまた古事記にも天津日子根命者凡川内國造額田部湯坐造木國造倭田中直山代國造馬來田國造道尻岐間國造周芳國造倭淹知造高市縣主蒲生稻寸三枝部造等之祖也と見えてこの神の胤裔頗る諸國に繁延し給へる事舊事記姓氏錄日本書紀古事記等に散見せり延喜式の神名帳によるに伊勢國桑名郡に多度神社名神大ありこの社を多度神社と稱するは全く其の地名に基づくものにして其の祭神は實にこの天津彦根命を祭れるなりといふこの神を此の地に祭れるは蓋しその緣由なきに

あらず、姓氏録を案するに、桑名、首天津彦根命、男天久之比乃命之後也、と見えたり、然らば桑名、首のこの地に居住せるもの、實に其の住地に遠祖天津彦根命をまつれるもの、即ちこの社なるや疑なし、桓武天皇の延暦元年、多度神を從五位下に叙せられ、仁明天皇の天長十年、正五位下に進め、承和六年、正五位上を授け、文德天皇の嘉祥三年、詔して官社に列せしめられ、清和天皇の貞觀元年正月、從三位より正三位を授けたまひ、同年二月、更に從二位を加へ給ひ、尋いで大枝朝臣、音人を遣して、神寶を奉らしめ給ひしこと、國史に見えたり、また、同國同郡に、桑名神社二座あり、今桑名市中に鎮座あり、いはゆる二座の神とは、即ち、この天津彦根命と、その御子にして桑名、首の祖となりたまへる天久之比命(天目一箇命と同神か)とを祭れるものなりとす、また、延喜式の神名帳に載せたる近江國蒲生郡の比都佐神社も、この天津彦根命をまつり、同郡の菅田神社は、この神の御子天麻比止都命(天目一箇命)をまつり、また同國野洲郡御上神社も、この神の御子天御蔭命をまつれりといへば、亦以て、この天津彦根命の胤裔の諸國に繁延したまへるを知るべきなり、近江の蒲生、稻置、菅田、首は、ともに天麻比止都命の後なり、古事記、日本書紀、姓氏録、延喜式、續日本紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄、神祇志料、

【天津日高彦火瓊瓊杵尊】 瓊瓊杵尊の項を見るべし、

【天津日高彦火火出見尊】 彦火火出見尊の項を見るべし、

【天照大神】 天照皇大神の項を見るべし、

【天照大神御子五柱命】 天照大御の御子五柱の命とは、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、天穗日命、天津彦根命、活津彦根命、熊野櫛樟日命の五柱の御子の神々を申すなり、

これらの神々の御事歴につきては、別にそれぞれ其の項有れば、就きて看るべし、

【天照大御神】 天照皇大神の項を見るべし、

【天照大御神之御子五男神】 天照大神御子五柱命の項を見るべし、

【天照大日靈尊】 大日靈貴尊および次の天照皇大神の項を見るべし、

【天照皇大神】 天照皇大神は、伊勢國度會郡宇治五十鈴川上に鎮りまします天照坐皇大御神におはす、はじめ、伊弉諾伊弉冉の二神、力をあはせて、國土を修理固成し給ひ、大八洲國を經營し給ひて、山川草木をはじめ有らゆるものどもを掌り、主はまします神々を生み給ふや、二神議りて、あれ已に大八洲國及び山川草木の神を生めり、何ぞ天の下の主たるべき神を生まざらむやとて、即ちこの大神を生み給へり、御名をば大日靈貴尊とも、天照大日靈尊とも申す、日本書紀の一書に傳へていはく、伊弉

諾尊吾れ御宙之珍子を生まむと欲すとのり給ひて、左の御手に白銅鏡をとり持ち給ひし時になりませる神、即ち大日靈尊なりと、また古事記に傳へていふ、伊弉諾尊筑紫の日向の橋、小門の阿波岐原に到りたまひて、その黄泉の穢を禊ぎ祓ひたまひし時に、左の御目を洗ひたまひし際になりませる神、即ち天照大御神なりと、伊弉諾伊弉冉の二神、詔りして、汝が命は高天原を知らせと事依さしたまひて、乃ちこの大神をして、専ら高天原を統治せしめ給ひけるが、其の神徳宏大無邊にして、光華明彩六合の間に照り徹り、上下ひとしくその靈威を仰ぎまつりて、日神と稱へ奉れり、既にして大神、高皇產靈尊と議りて、御孫瓊々杵尊をば葦原中國の君主と詔り定め給ひ、まづ幾度か使を降し遣して、從來葦原中國の經營に従事したまへる大己貴命に詔命を傳へて、これをして、其の國土を天孫に譲り獻らしめ給ひぬ、よりて終に瓊々杵尊をして八百萬の諸神を率ゐて葦原中國に天降らしめ給ひき、この時に際して、天照大御神、天孫に授けたまふに、八咫鏡、八坂瓊曲玉、天叢雲劍の三種の神器を以てせられ、特にその神鏡を授け給ひしとき、此の鏡は、もはら我が御魂として、わが前をいつくが如くにいつき奉れ、御床を同じうし、御殿を共にして、齋鏡としていはひ奉れと詔り給ひ、更にまた告げてのたまはし、

葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可王之也、宜爾皇孫就而治焉、行矣、實祚之隆、當與天壤無窮者矣、

と詔り定めさせ給へり、かくて、天孫日向に降下ありて、遠近を定め給ひ、永く皇基をこの國に肇め樹てさせ給へり、かくりしより已來、代々の天皇は、この三種の神器を以て、天照大御神の御魂代と仰ぎ奉り、いつきまつり給ひ、殊にも、神鏡は、我が御魂としていつき奉れとの神勅のまにまに、之を大神として祭りかしづき給へり、神武天皇の大和の橿原宮に天位に即かせたまふや、まづ神器を正殿に奉安して、これを祭り、以て、その祖宗の皇位を繼承して、皇威顯彰の大業を成したまへるを告げたまへり、されば、神器即ち天照大御神の神靈は、代々の天皇の常に同床共殿して、親しく齋きまつりたまへるところにして、かの古語拾遺に、當此之時、帝之與神、其際未遠、同殿共床、以此爲常と記せるもの、即ちこれなりしなり、然るに、崇神天皇の時に至りて、從來大殿の中に祀り來たまへる神器の中、神鏡と神劍とを、倭の笠縫、邑に遷し奉りて、磯壁城神籬を立て、これを祭り、皇女豐鍬入姫命をして、これに奉仕せしめ給へり、而して、別に模造の神鏡神劍を造りて、神璽と共に、もとの如く殿内に奉祀せさせたまふ事となりたるが、天祖天照大御神の祠を宮外に設けて、これを祭りたまふ事は、

實にこの時を以て始めとなす、次の垂仁天皇の時に至りて、また皇女倭姫命をして、豊嶽入姫命に代りて、大御神の祠に奉仕せしめたまひしが、この時倭姫命は、大御神の鎮り坐すべき地を求めて、諸方を巡行したまへり、命、近江美濃等を経て、遂に伊勢國に到りたまひしとき、天照大御神誨へてのたまはく、是、神風、伊勢國、常世之浪、重浪歸國也、傍國可憐國也、欲居是國とありければ、よりに、神誨のまにまに、祠をこの地に建て、神鏡神劔を祭り、以て天照大御神を祭りたまふ事となりたり、日本書紀に、興齋宮于五十鈴川上、是謂磯宮と記せるもの即ち是れにして、これ實に畏くも今の皇大神宮におはしますなり、かくて、神劔は、次の景行天皇の時に、尾張國に遷り給ひしかど、天照大御神のみは、永くこの地にとゞまらせ給ひて、天津日嗣知ろしめす代々の天皇の大御祖神とまして、四方の國を見はるかして、護り鎮め幸ひ給ひ、上中下の國民をば、殘る隈なく、恵み幸ひ給ひて、千代萬代盡くる時なく、天地と共に動きなく鎮りおはしますこそ、いとかしこけれ、かく、此の大御神は、もろもろの神の中の神とおはしませば、如何なる處如何なる者も、この大御神を仰ぎ祀らぬはなく、この神をいはひ祀れる神社は、諸國にいと多かる中にも、別きて、紀伊國海草郡宮村に鎮坐します、官幣大社、日前國懸、神宮は、ともにこの天照大御神の神靈をいはひ祀り、また、當

國兒玉郡なる官幣中社、金鑽神社は、この天照大御神と素盞鳴尊とをいはひ祀れる古社なりとす、古事記、日本書紀、古語拾遺、延喜式、古事類苑

【安閑天皇】 安閑天皇は、句大兄廣國押武金日天皇と申す、繼體天皇の庶長子におはしまして、御母は、尾張連草香の女目子媛なり、皇嫡子天國排開廣庭尊、欽明天皇いまだ幼なるを以て、句の金橋宮にましまして、天下を治めたまふこと、二年に及べり、皇后は、春日山田皇女なり、別に三妃を納れたまひしかど、皇子女おはしまさざりしかば、よりに、屯倉と田部とを三妃に賜ひて、御子代の民となさしめたまひ、天皇もまた、句舍人部、句靴部を置きて、御名代となしたまへり、天皇崩じたまひし時、御年七十、河内の舊市高屋丘陵に葬り奉る、この天皇の御代に、武藏國造笠原直使主といふもの、その同族小杵と、國造を相争ひて、年を経ても定め難かりしことありき、而して、小杵、性阻にして、逆ふこと有り、心高く、順ふことなし、密に援を上毛野君小態に求めて、使主を殺さむと謀りぬ、使主これを覺りて、走りて京に詣りて、狀を奏せしかば、朝廷裁斷ありて、使主をもて國造と定め、小杵を誅したまひぬ、使主こゝに於いて、謹んで國家のために、横淳橋花多水倉櫟四箇處の屯倉を置きたてまつりしよし、安閑紀に見えたり、日本書紀、大日本史

【安徳天皇】安徳天皇は高倉天皇の第一の皇子にましまして、御母は建禮門院平徳子とて、平清盛の女にておはします。治承二年十一月、内大臣平重盛が六波羅の第にて生れたまひしが、治承四年二月、父帝の禪を受けさせ給ひて、踐祚なましぬ。この年六月、外祖平清盛の奏議によりて、都を攝津の福原に遷し給ひしかど、幾くもなぐして、同年十一月、また舊都に復し給へり。これより先、兵を東國に起せる源頼朝源義仲の軍、漸く強大となり、壽永二年、義仲遂に北國より打上り來りて、京都を犯し、かば、平宗盛、天皇を奉じて西國に奔り、次いで、行宮を讃岐の屋島に定め、また返りて攝津の一谷に徙りたまひしも、壽永三年二月の戦に、平氏敗績しければ、天皇を奉じて、また屋島に徙りぬ。翌年二月、源義經、また屋島を犯し、平氏の軍、こゝにても戦ひ敗れ、よりて天皇を奉じて、再び海上に浮べり、然るに、この年三月、(文治元年)壇浦の一戦に、平氏の軍、全く源義經の爲めに敗られければ、天皇も遂に平氏と運命を共にしたまひて、遂にかしこくも海中に入りて、崩御なましぬ。ぞいと悲しき、時に實算僅に八歳なり、文治三年夏四月、諡號を安徳天皇と奉られけるが、後、建久二年、長門國に勅ありて、一字の阿彌陀堂を建て、天皇の冥福を薦めしめられぬ。爾來六百余年にして、今上天皇の明治七年に至りて、この阿彌陀寺をば神社に改めて、天皇の神

靈をいつき祀らむとするの議起り、遂に、翌明治八年九月に至りて、赤間宮と稱し、官幣中社に列せしめたまふことゝなれり。【天日本史古事類苑】

【天熊大人】この神は稻麥、粟、稗等の穀物の種子を、天照大御神に上られたる神にして、穀物を幸ひたまふ神なり。日本書紀の一書にいはく、天照大御神天上にましまして、月夜見尊に詔してのたまはく、聞く、葦原中國に保食神ありと、爾就きて看よとありければ、月夜見尊乃ち降りて、保食神の許に至り給ふ。保食神、首を廻して國に嚮ひしかば、口より飯出で、海に嚮ひしかば、鱈、廣物、鱈、狹物、また口より出でぬ。又山に嚮ひしに、毛、瓮物、毛、柔物、口より出で來ぬ。さて、そのくさぐさの物を以て、月夜見尊を饗し給ひしに、尊大に怒りて、廻ち劔を抜きて、保食神を撃ち殺したまひ、さて、かへり來て、事の有様を大御神に復命し給ひぬ。天照大御神は、これをき、給ひて、汝はこれ惡しき神なり、また相見じとのたまひて、これより、月夜見尊と、一日一夜隔て離れて住みたまふことゝなりぬ。この後、天照大御神は、復び天熊大人を遣して、看しめたまひしに、保食神は既に死に給ひてありしが、牛馬、鹽、および稻麥、粟、稗、大豆、小豆の類、その身邊に化爲出で、ありしかば、天熊大人、悉くにこれ等を取り持ち行き、大御神に奉れり。大御神大に喜びてのたまはく、是物者、則顯見、蒼生可食、而活之也とて、乃ち

粟稗麥豆を以て陸田種子となし、稻を以て水田種子となし、天邑君を定めて、その稻種を以て、はじめて天狹田長田に殖ゑたまひしに、その秋の垂穎八握穂に稔れり、また口の裏に鹽を含みて、絲を抽くことをも得たりしかば、養蠶の道またこれより起れり、と見えたり、然らば、この天熊大人命は、ひとり五穀繁殖の事に大功おはしまししのみならず、また養蠶の道をもはじめ給へる神なりといはざるべからず、御名を天熊大人と申す義は、熊は借字にして、くまとは、實は、神に奉る稻のことを云へる古言なり、故に天熊大人とは天稻大人といふ意なり、この神、稻實を持ち上りて、大御神に獻りたまひしより、さる名を負ひたまへるなるべしと飯田翁の説に見えたり、日本書紀、日本書紀通釋

【天明玉命】 またの御名玉祖命、玉屋命、豊玉命、羽明玉命、櫛明玉命、

天明玉命は、玉祖連、玉作連等の遠祖にして、日本書紀の一書に、玉作の遠祖伊弉諾尊の兒、天明玉と見えたる神これなり、天祖天照大神の天窟戸に隠り給ふや、この神八坂瓊之五百箇御統の曲玉を作りて、真坂木の中枝にとり懸け、よりて大神を慰ぎ祭りて、窟戸より出し奉り、また天孫降臨の時には、中臣の遠祖天兒屋命、忌部の遠祖天太玉命、猿女の遠祖天鈿女命、鏡作の遠祖石凝姥命と共に相並びて、天孫に供奉配侍

して降り給へり、いはゆる五部神すなはち是れなり、古事記、日本書紀、また素盞鳴尊の高天原に昇り給はむとせしとき、羽明玉神、これを迎へ奉りて、瑞八坂瓊之曲玉を進め奉りたまひしことあり、素盞鳴尊、乃ちこの曲玉を持ちて天上に到り、天照大神に奉りて、生み成し奉らせ給ひしは、すなはち彼の田霧姫神、市杵島姫命、湍津姫命の三女神にておはしませり、日本書紀、この神の御名を明玉命といふは、その作らせ給ふ玉のいと優れて明く耀きたるものなりけるよりの事なるべし、また玉祖命とも玉屋命とも申すは、この神の後裔、世々玉を造ることを掌り、よりて、玉作氏を稱せしより、玉作の祖神にてましますとて、かく玉祖命また玉屋命とも申ししなり、たまのおや「たまのや同じ語なり、姓氏録に、玉祖宿禰高御牟須比乃命十三世孫、大荒木命之後也、また玉作連、高魂命孫、天明玉命之後也、天津彦火瓊杵尊降幸於葦原中國時、與五氏、神部、陪從、皇孫降來、是時造作玉壁、以爲神幣、故號玉祖連、亦號玉作連、と見えたり、かくこの神の後裔が、玉作を以てその氏の稱となし、は、その世々玉を造るを以て世職となし、に由り、玉祖を以てその氏の稱となし、は、祖神の名をとりて名付けたるものなり、また豊玉命といへる豊は、稱め賞へたる語にして、羽明玉命といふは、映ある明玉といふ意の名なり、映は玉の照り耀けるをいふなり、また櫛明玉命とい

ふも櫛は奇にて、この神の御名はいづれもかく玉にちなみある語のみにして、その作り給へる玉の最とも優れてよろしきを賞へたるものなり、さて、この神をいつき祭れる社にして、延喜式に載せられたるもの、彼れこれ少からざれど、中に就きて最も著れ給へるは、周防國佐婆郡玉祖神社にして、こは現在國幣小社に列し給へり、この外に河内國高安郡に玉祖神社あり、出雲國意宇郡に玉作湯神社あり、皆この神をいつき祀れり、延喜式神祇志料なほ玉祖大神の項をも併せ看るべし、

【天石樟船命】 古事記に、諾冉二尊の生みたまへる神に、鳥之石楠船神、亦の御名は天鳥船と申す神見えたり、また日本書紀には、蛭兒を天磐櫂樟船に載せて流せやり給ひし事見ゆ、

【天磐戸別尊】 天磐戸別尊とは、手力男神の亦の御名なり、この神の御名は、古事記の天孫降臨の條に見えたり、すなはち天石戸別神、亦名謂櫛石窓神、亦名謂豊石窓神、此神者御門之神也、次手力男神者坐佐那縣也、と見えたるこれなり、かく古事記には、天石戸別神と手力男神とを、別神なるが如くに記して、その亦の御名なるをいはずりしは、その社の事を主として言はむが爲めに、書き漏したるものなるよしは、先人の既に論じたる所なりとす、古史徴、日本書紀傳、すなはち、手力男神と申すは、こ

の神の御本名にして、その雄々しき力もて、天磐戸を開き給ひしより、亦の御名を天石戸別神とは申しとなり、石戸別神の御名にて、この神をいつき祀れる社諸國にあり、延喜式の神名帳に載せたるもの、中にて、その二三を擧ぐれば、大和國高市郡に天津石門別神社あり、攝津國島下郡に天石門別神社あり、近江國伊香郡に天石門別命神社あり、陸奥國白河郡に伊波止和氣神社あり、美作國英多郡に天石門別神社あり、備前國御野郡に石門別神社あり、また伊豆國加茂郡に伊波底別神社あり、皆この神を祀れる社なること、社名によりて知らる、この外、式外の社にして、國史に見えたるものとして、清和天皇の貞觀五年十月二十九日、授安藝國、無位天磐戸別神、從五位下と見え、また、貞觀七年三月廿七日、授太政大臣、東京一條亭、無位天石戸別神、從三位と見えたり、延喜式、三代實錄、而して、その手力男神の御名において、この神を祭れる社につきては、別に「手力男神」の條に記したれば、併せ看るべし、また、上記の如くに、古事記の所傳にては、櫛石窓神も、豊石窓神も、ともにこの天石戸別神の亦の御名なりと傳へたれど、古語拾遺、舊事本紀などにおいて、は全く別神の如くに傳へたり、なほ、櫛石窓神、豊石窓神の項をも參看すべし、

【天鈿女命】 此神の御名を、日本書紀には天鈿女命と記し、古事記には天宇受賣命

と記せり、天祖天照大神の天石窟に入り給ひて、天磐戸を閉して幽りますや、葦原中
國悉くに闇がり、萬妖競ひ起りて、上下その堵に安すること能はず、是に於て、八百萬
の神々、天安河原に會して禱るべき方を議し、乃ち思兼神の謀慮にもとづきて、常世
の長鳴鳥を集めて長鳴せしめ、天兒屋命、天太玉命をして、天香山の五百箇眞賢木を
根掘にこじて持ち來らしめて、その上枝には、玉祖命に命じて作らしめたる五百箇
御統の玉をとり懸け、その中枝には、石凝姥命に命じて作らしめたる八咫鏡をとり
懸け、またその下枝には、青和幣白和幣をとり附けて、此の種々のものは、太玉命、大御
幣と取り持たして、天兒屋命は、布刀詔戸言ねぎ申して、天神を祭り、また天手力男神
をして、磐戸の側に隠れ立たしめ、また別に、この天鈿女命をして、俳優の事を行はし
む、鈿女命すなはち、天香山の眞坂樹を鬘となし、蘿を手纏となし、また香山の小竹を
ば、手草に結ひて、かゞり火焼きたるところに、槽を覆せて、それを踏みとどろかし、胸乳
を露はし、裳緒を番登までおし垂れて、巧に俳優を行ひ給ひしかば、諸神これを見て、
いづれも咲ひどよめき、その響高天原をゆり動す程なりき、天照大神、これを聞き召
して、我れかく窟戸に隠り居るによりて、豊葦原中國は、長夜行く闇の世にてあるべ
きに、なかくは歡樂笑ふぞと怪しみ思し召して、御手づから磐戸を開き給ひしを、

手力男神やがて其の御手をとりにて誘ひ出し奉りしにより、天地再び清明となりて、
上下また皇威に浴澤することを得たりき、かゝる奇計妙案を議り出でられしは、全
く思兼神のくすしき思慮に由ることは、言ふまでもなき事ながら、なほこの鈿女命
の俳優の業のいと優れたる力による事勿論なり、かく此の神は、大きな功績おは
しましゝのみならず、この後にも、非常なる偉勳をあらはし給へり、そは、天孫瓊々杵
尊の天降り給はむとせし際の事なりとす、天孫の將に高天原を發して、この國に降
下し給はむとするや、先驅の者還り來つて申していはく、天の八衢に一神あり、その
鼻の高さ七咫背の高さ七尺餘、口尻明く耀り、眼も八咫鏡の如くにして、輝けること
赤酸漿に似たりと、よりにて隨從の神を遣し給はむとするに、八十萬神ありきと雖も、
一人として能く彼の神に對して問ひ得る者なかりき、こゝに於いて、天神特に鈿女
命に詔してのたまはく、汝は手弱女なれど、い向ふ神と面勝神なり、よろしく到りて
問ふべしとありければ、鈿女命乃ち命のまにまに立ち向ひ、その胸乳を露し、裳帯を
臍下におし垂れて、あざ笑ひつゝ向ひ立つ、かの衢神問ひていはく、汝かくするは何
の故ぞ、鈿女命對へていはく、天照大御神の御子の幸す、道路にかく立てるは、そもそ
も誰人ぞや、答へよ、衢神答へていはく、天孫降下し給ふとき、茲に之を迎へ奉るもの

なり、われは是れ國神、猿田彦神なりと、是に於いて、鈿女命また告げていはく、然らば、汝われに先立ちて先駈嚮導せむや如何に、猿田彦神對へていはく、然なり、よろしく嚮導啓行すべし、鈿女命またいはく、然らば、我が天孫の到りますべきは、抑々何れの國なるべきぞ、猿田彦神對へていはく、天神の御子は、よろしく筑紫の日向の高千穂の穗觸の峰に到りますべし、吾れはまさに伊勢の狹長田五十鈴川上に到るべきなり、また我れを發顯しつるものは、汝なれば、請ふらくは、汝われを送り給へと、鈿女命こゝに於いて、狀を復命し給ひしかば、天孫遂に天磐座をはなれ、天、八重雲を道別きて、日向の高千穂に天降りたまふ事となりぬ、而して、鈿女命は、また曩に猿田彦神の乞はし、まにまに、之を送りて、伊勢の地に赴かしめ給ひぬ、そもそも、鈿女命は、一女神の身を以て、かく他の諸神の言問ひ給ふ事、能はざりし、猿田彦神と折衝應對して、遂によく天孫降下の大業を完うするを得るに至らしめ給ひし、その功その勳、實に偉にして大なりと、謂はざるべからず、後世凡俗の徒、多くはこの鈿女命を以て、單に歌樂俳優の事を行ひたまひしに過ぎずと思惟する者、多きは、慨すべき事なり、古語拾遺に、天鈿女命、古語、天乃於須女、其、神強悍猛固、故、以爲名、今、俗強女、謂之於須志、此緣也、と見えたり、實にこの天鈿女命のごときは、女性の神にして、能く男神にも勝る

偉功を樹て給へるものといふべきなり、〔古事記、日本書紀、古語拾遺〕

【天上春命】 この神の御名を、舊事本紀には、天表春命と記せり、この神は、八意思金神の御兒なり、舊事本紀に、天孫瓊瓊杵尊御降下の際において、その防衛の神として三十二人の神を定めたまへる中に、八意思金神の御兒、天表春命、天下春命、二柱の御名をあげ、天表春命、信乃阿智祝部等、祖、また天下春命、武藏、秩父、國造等、祖、と記せり、然るに、本朝月令に引ける高橋氏文には、知夫國造、上祖、天上腹、天下腹の名見えたり、腹と春と通ひて聞ゆること、言ふまでもなき事なれば、いはゆる知夫國造の上祖、天上腹とは、この天表春命なること疑なし、然らば、この天上春命は、秩父、國造等の祖先にして、また信濃の阿智、祝部等の祖先にましますこと、これ等によりて、いと明かなり、延喜式の神名帳によるに、信濃國伊那郡に、阿智神社あり、おもふに、表春命の苗裔の、この地方に在りしもの、その居住地に祖神を祀れるもの、即ちこの社なるべし、之を要するに、表春命、下春命の苗裔神のはやく、我が東國に下り給ひて、開拓經營の効を成し給ひしは、疑なき事實なるが如し、故に今も尙わが秩父郡を始めとして、當武藏國中に、この二神を祭れる神社有るは、深き緣由有る事なりと、謂はざるべからず、〔舊事本紀、本朝月令、延喜式、國造本紀考、栗里先生雜著〕

【天忍穗耳尊】正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊は、天照大御神の御子におはしまして、實に瓊杵尊の御父神にておはします。はじめ、素盞鳴尊と天照大御神と誓約を行はせたまひし時、素盞鳴尊が天照大御神の左の御髻に纏せたまへる八坂瓊之五百箇御統の玉を索ひとりて、天眞名井にふり濯ぎて、結然に咀嚼て吹き棄ちたまへるときに、その氣噴の狹霧に成りませる神即ちこの天忍穗耳尊なるよし記紀に傳ふ。而して、天照大御神は、かの御統の玉は、わが物なれば、生れたまへる神も亦わが兒なりとて、取りて子養たまひしよし、日本書紀古事記に記せり。かくて此の後天照大御神は、豊葦原の千五百秋の水穗國は、わが御子忍穗耳尊の知らさむ國と言依したまひて、この忍穗耳尊を天降らしめ給ふべしと定めさせ給ひけるが、既にして、忍穗耳尊の高皇產靈尊の御女栲幡千千姫命を娶りて生みたまへる御子天津日高彥火瓊杵尊長じたまひしかば、高天原の議一變して、天孫を以て、この水穗國の君主たるべしと定め給ふ事となり、是に於いて、遂に天、瓊杵尊の降臨を見るに至る。古事記日本書紀、豊前國田川郡彦山村なる官幣中社英彦山神社の祭神忍骨命は實にこの命にませり。

【天香山命】天香山命、また天香語山命とも、天賀吾山命とも書けり、天忍穗耳命の

御子なる天火明命の御子なり、火明命、天道日女命を娶りたまひて、この命を生み給へること、舊事本紀に記せり。さて、日本書紀の一書に、天火明命、兒天香山命、是尾張連等、遠祖也と記し、また新撰姓氏錄に、尾張連、尾張宿禰、同祖火明命之男、天賀吾山命之後也と記せるが如くに、この香山命の御末は、尾張氏となりて、永く榮えたまへり、かの尾張國中島郡なる眞墨田神社には、天香山命の御父天火明命を祀り、同郡尾張神社、また山田郡尾張神社には、この天香山命を祀れるは、全く氏族上の縁由有ることなり、なほ、天香山命といはひ祀れる神社として著はれたるは、越後の彌彦神社(現今國幣中社)に列せりなりとす。日本書紀、舊事本紀、栗里先生雜著、なほ、伊夜比古大神の項を參看すべし。

【天櫛明玉命】羽明玉命の項を看るべし。

【天兒安彦命】御事歴明かならず。

【天兒屋命】天兒屋命は、中臣氏の遠つ祖神にまします。日本書紀の一書に、興台產靈兒天兒屋命と記し、また新撰姓氏錄にも、中村連、己登牟須比命子天乃古矢根命之後也と見えたり、この神の御名を、記紀には、天兒屋命と書きたれど、また根の字を加へて、天兒屋根命と書きたるもの、他書に多く見えたり、されど、根の字なきをも、な

ほ兒屋と訓むべきこと本居翁の説に見えたるが如し御名の意義は言綾根といふことにて根は稱名言綾とはこの神の言辭まことにうるはしくして綾有りしによるなり天祖天照大御神の天窟戸に隠りたまひしときこの神忌部氏の遠祖天太玉命と共に五百箇眞賢木に鏡玉幣をとりつけて相ともに祈禱まつり給へり日本書紀の一書にこの時の有様を記して兒屋命廣く厚く稱辭竟へ祈啓したまひければ大神これを聞き召して頃者人多に請すといへども未だかく言ふことの麗美しきはあらずと宣ひて乃ち細に磐戸を開きてみそなはし給へりといへり以ていかにこの神の奏し給へる稱辭のうるはしかりしかを知るべきなりかくて大御神を磐戸の外に誘ひ請じ奉りたる後諸神相議して千坐の置戸の解除を素盞鳴尊に科せたまひけるがこの時にも天兒屋命をしてその解除の大諄辭を掌り宣らしめたまひぬさればこの命をばまた太詔詞命とも申し奉るなりかくこの命は神事祭祀の事を主とつかさどり給へるのみならずまた太占の卜事をも善くし給ひしかばこの事を以ても仕へ奉り給へり日本書紀の一書に且天兒屋命主神事之宗源也故俾以太占之卜事而奉仕焉と見えたるもの即ちこれなりかくて此の後天孫瓊々杵尊の葦原中國に降下ましますに及びてこの命もまた天太玉命天鈿女命石凝姥命玉

祖命等と相並びて伴隨隸從して降りたまひ永く皇祚を奉護し給ひしがその後裔中臣氏は天太玉命の後なる忌部氏(齋部氏)と相並びて神事祭祀の業を主と掌りて永く朝廷に奉仕する事となれりさてこの命をいはひまつれる神社は諸國にいと多き中にも先づ河内國中河内郡枚岡村なる枚岡神社(現今官幣大社)に列すはこの天兒屋命および比賣神をいはひまつりまた奈良の春日神社(現今官幣大社)に列す山城國乙訓郡大原野村なる大原野神社(京都なる吉田神社共に現今官幣中社に列す)にも亦この神をいはひまつれりこれ等の諸社につきては各々其の項有ればつきて看るべし(日本書紀古事記延喜式新撰姓氏錄古事記傳日本書紀通釋)

【天下春命】 天下春命は八意思金神の御兒にして秩父國造等の遠祖にてまします舊事本紀に天孫瓊々杵尊御降下するときその防衛神として三十二人の神々を定め給へる中に八意思金神の御兒天表春命天下春命二柱の御名を擧げて天表春命信乃阿智祝部等祖また天下春命武藏秩父國造等祖と記せりまた本朝月令の中に引用せる高橋氏文といふものの中には知知夫國造上祖天上腹天下腹の名見えたり腹と春と通ひて聞ゆること言ふまでもなき事なればいはゆる知知夫國造の上祖の天上腹天下腹は天表春命天下春命なること疑なしさればこの表春命下春命

の苗裔神のはやく東國に下り給ひて、開拓經營の効を成し給ひしこと疑なし、故に、今も秩父郡をはじめとして、當國中に、この神を祀れる社の存するは、全く深き緣由ありての事なること、推知するに難からざるなり、延喜式の神名帳によるに、讚岐國寒川郡に志太張神社あり、こもまた、思兼神の御兒天下春命を祀れるなりとする事、諸説の一致するところなり、なほ式外神名考といふ書によれば、上總國望陀郡今は君津郡なり)の坂戸社の祭神は、手力雄命および天表春命天下春命なりといへり、舊事本紀、本朝月令、延喜式、國造本紀考、式外神名考

【天手力男命】 天手力男命は、天照大御神の天石窟に隠り給ひし時、磐戸引放ちて、大神の御手奉承りて、石窟の外に請じ奉りたまへる神なり、その御手の力、殊に勝れて雄々しくましまし、神にませば、かく御名を負ひたまへる事、言ふまでもなし、延喜六年、日本紀、竟宴の時、阿刀春海がよめる歌に、

常闇も、樂しき御代となりけるは、天手力雄たすげありけり、とげに此の神のおはせずば、石窟戸に隠りたまひし大御神も、出でさせ給ふ事なくして、天が下の常夜闇も、明けはるけむ事、かなはざりけむ、たふとくも畏きは、この神の勳功なりけり、さて、延喜式の神名帳を案するに、伊豆國田方郡に引手力命神社あり、こは手力男命をい

はひ祭れる社なること、社名にても著く、命が磐戸を引開き給へるより、引手力命とも申し奉りしなり、また紀伊國牟婁郡にも、天手力男神社あり、かの信濃國水内郡なる戸隱神社は、この手力男命を祀れる社なるが、かの戸隱山は、この命の高天原にて、引き開きたまへる天磐戸の墮ち來りて、山となれる遺跡なりと、古へより言ひ傳へたり、この社は、延喜式の神名帳には載せざれども、神德天下に普くして、今に至るまで、遠近の崇敬殊に篤し、今は國弊小社に列せり、古事記、日本書紀、延喜式、古事類苑、【天手長比賣命】 天手長比賣命は、思兼命の御子なるよし、神名帳頭注に見えたり、されど、如何なる典據あるかを知らず、延喜式の神名帳によるに、この神のを祀れる神社は、壹岐島石田郡に、天手長比賣神社、名神大あり、また同島壹岐郡に、手長比賣神社あり、文德天皇の嘉祥三年十月、壹岐島天手長比賣神を官社に列せられしこと、國史に見え、延喜の制名神大社に列せられたる事、上に記すが如し、一説に、手長比賣の手長と穀の「たな」と相通するによりて、手長比賣命は大食津姫命または大御食津姫命ならむと云へる説あれど、亦別に典據有るにはあらず、延喜式、文德實錄、神名帳頭注、神名帳考證、因に記す、この神を天手長雄比賣命となせるものあるは、蓋し誤傳なるべし、

【天手長男命】 この神の御名を、また天手長雄命とも書けり、この命は、思兼命の御子なるよし、神名帳頭注に見えたり、されど、如何なる典據ありて然か記せるにか、明かならず、一説に稚産靈神なりとせるも、想像にすぎず、延喜式の神名帳によるに、この神を祀れる神社、壹岐島石田郡に、天手長男神社、名神大あり、この社は、文徳天皇の嘉祥三年十月に官社に列せられたること、國史に見えたり、後當國の一宮たり、この手長男命も、前項の手長比賣命も、その事蹟全く古典の中に見えされば、その御事歴を尋ぬるに由なし、延喜式、文徳實錄、神名帳頭注、神名帳考證、神祇志料】

【天棚機姫命】 天棚機姫命は、天祖天照大御神の天石窟に隠りたまひしとき、思兼命の謀議によりて、神衣を織りて、大神に仕へ奉りたまへる神なり、古語拾遺に、天照大神、赫怒入于天石窟、閉磐石而幽居焉云々、爰思兼神、深思遠慮、議曰、云々、令天羽槌雄神織文布、令天棚機姫命織神衣、所謂和衣云々、と記せるもの、即ちこれなり、されば、この天棚機姫命と、天羽槌雄命とは、共に機織の神として、今に至るまで、これを崇敬祭祀し奉るなり、古語拾遺】

【天種子命】 天種子命は、天兒屋命の御孫にして、御父は天押雲命なり、神武天皇の時、天太玉命の裔天富命と相並んで、朝廷の祭祀神事に主とたづさはり、天皇の樞原宮に即位したまふや、天富命は諸の忌部を率ゐて、天璽の鏡劔をさし、げて正殿に奉安し、天種子命は天神壽詞を奏して、神世の古事を述べ奉れり、その他、天罪國罪の解除を行ふ事を掌るなど、いはゆる、祠祀之儀は、主としてその掌りたまふところにてありき、而して、この種子命の苗裔は、後に中臣氏となりて、族類繁延し、朝廷の祭祀政務の重要事にたづさはりて、その族名の顯貴なりしこと、他に多く比類を見ざるところなり、日本書紀、舊事本紀、新撰姓氏錄】

【天豐玉命】 豐玉命と同一神なるべし、天明玉命の項を看るべし、
 【天羽槌雄命】 この神の御名は、古語拾遺に、爰思兼神、深思遠慮、議曰、宜令太玉神率諸部、神造和幣、仍中略、令天羽槌雄命、倭文、遠祖也、織文布、令天棚機姫命織神衣、云々、と見えたり、然るに、日本書紀卷二には、倭文、神建葉槌命と見え、三代實錄に、倭文、天羽雷命と見え、また延喜式の神名帳に、葛木、倭文、坐天羽雷命神社と見え、たれば、この神をば、天羽槌雄命とも、天羽雷命とも、また建葉槌命とも申し、こと明かなり、さて、この神は、神代の昔、天照大神の岩屋戸に隠りまし、時に、倭文の文布を織りて、仕へ奉りたまひしより、その苗胤、専ら機織の業を掌り給ひしより、倭文を以てその氏族の名となすに至りしこと、天羽槌雄命、倭文、遠祖也、と古語拾遺に記せるにても知らる、

かくて此の神は、倭文大神の名に於いて、専ら機織の道の神として、汎く崇め祀らるるに至り給ひし由は、倭文大神の項に記したるを併せ見て知るべし、さて此の神の系統に就きては、新撰姓氏錄、大和國神別に、倭文宿禰出自神魂命之後、大味宿禰也といひ、同書河内國神別に、倭文宿禰角凝魂命之後也といひ、同書攝津國神別に、倭文連角凝魂命、男伊佐布魂命之後也といひ、また舊事本紀の天神本紀に、伊佐布魂命、倭文連等祖と見えたり、よりて此れ等を併せ考へて、天羽槌雄命は神魂命の御子なる角凝魂命亦名天底立命の御子伊佐布魂命亦名天石戸別命より出でたるものなりといふ説あり、新撰姓氏錄考證されど、こは勿論推定なりと知るべし、天羽槌雄命は、ただに機織の業に關しての功績の著しくおはしまし、のみに止らず、また國土平定の上にも、偉功おはせし神なり、はじめ經津主神武甕槌神の二神、天つ神の詔命を受けて、高天原よりこの國に降りて、順はぬ神どもを、或は説き伏せ、或はうち平げなどし給ひけるが、尙服はざりし星神香々背男といふが有りき、然るに、この天羽槌雄命は、天つ神の詔命を受けて、これを征服し給ひし由、日本書紀卷二に見えたり、事有るの日には、君命を承けて不順の徒を鎮撫するの勇將となり、事無きの日には、萬民必要の生業を教へ授け給ひし、この神の徳、仰ぐべきなり、日本書紀、古語拾遺、新撰姓氏

錄、三代實錄、延喜式、神祇志料

【天日鷲命】 天日鷲命は阿波の忌部氏の祖神なり、新撰姓氏錄に、多米連神魂命、五世孫、天日和志命、後也、また天語連、縣犬養宿禰、同祖、神魂命七世孫、天日鷲命之後也とも記して、その天日鷲命を以て神魂命の五世の孫なりとも、また七世の孫なりとも記せり、上古天祖天照大御神の天石窟に隠りまし、時此の神、天太玉命に従ひて、穀木棉を殖ゑて、白和幣を作り、大に神功を著したまひき、故に、後世その功をたゞへて、麻殖神とも申す、神武天皇の橿原宮に天の下知ろしめし、時、太玉命の裔孫なる天富命は、この日鷲命の子孫を率ゐて、肥饒の地を求めて、阿波國に至り、穀麻の種を殖ゑて、子孫裔族大にその地に播延せり、よりてその地を麻殖と稱するに至り、その神裔、歴代大嘗祭の年毎に、木棉麻布および種々の物を貢ること、その例なりきといふ、今も阿波國徳島市に鎮座します忌部神社は、實にこの天日鷲命をいはひまつれる社にして、この社は、延喜式の神名帳に阿波國麻殖郡忌部神社、名神大、或號麻殖神、或號天日鷲神と載せたる社にして、現今國幣中社に列せり、仁明天皇の嘉祥二年、天日鷲神に従五位下を授け奉り、清和天皇の貞觀元年に、從五位上を加へ、陽成天皇の元慶二年に、正五位下を賜ひ、同七年十二月、從四位下に叙せられ給ひしよし、國史に

載せたり、なほ同國板野郡に鎮座まします大麻比古神社(現今亦國幣中社に列せり)にはひまつれる神はこの天日鷲命の御子大麻比古命、亦の御名は津咋見命なりといふ(古語拾遺、舊事本紀、新撰姓氏錄、延喜式、續日本後紀、三代實錄、古事類苑)なほ大麻比古大神の項をも參看すべし、

【天太玉命】 天太玉命の御名を古事記には、布刀玉命と記せり、高皇產靈神の御子にして、實に忌部、首等の始祖の神なりとす、この神、天日鷲命(阿波國の忌部の祖)、手置帆負命(讃岐國の忌部の祖)、彦狹知命(紀伊國の忌部の祖)、櫛明玉命(出雲國の玉作の祖)、天目一箇命(筑紫伊勢國の忌部の祖)等の諸神を率ゐて、天祖に仕へ奉られけるが、かの天祖、天照大御神の天石窟に隠りまし、時の如きは、この神、諸部の神々を率ゐて、布刀御幣を作り、天兒屋命と共に、相ともに大御神を祈禱したまひて、遂によく大御神の御心を慰め和し奉りて、これを窟戸の外に請じ奉りて、大功を樹てたまひき、既にして、天祖大御神の天孫瓊々杵尊に詔して、葦原中國の君主と定め給ひて、降臨せしめたまふや、この太玉命は、また天兒屋命、天鈿女命、石凝姥命、玉祖命等の諸神とともに、天神の詔のまにまに、天孫に伴隨隸從して、天降りたまひ、永く皇業を翼賛し奉りたまひぬ、殊にこの太玉命と天兒屋命とは、祭祀神事を主と掌りたまひしより、そ

の子孫後裔、すなはち忌部氏(齋部氏)と中臣氏とは、歴世相つぎて、朝廷の祭祀の事を掌ることとなれり、さて、この太玉命を祀れる社は、延喜式の神名帳によるに、大和國高市郡に、太玉命神社四座、並名神大あり、この社の太玉命をいはひまつれるは、其の社名によりても著し、三代實錄に、清和天皇の貞觀元年正月、從五位上を授け奉りたまへる由見えたり、また、今も安房國安房郡に鎮座まします安房神社(官幣大社)は、實にこの天太玉命をいはひまつれる大社なりとす、こは、太玉命の神裔なる天、富命が、阿波國の忌部を率ゐて、東國に移りたまひ、こゝに開拓殖産の功を興したまひし時、この地に、祖神太玉命の祠を建て、これを祀りたまひしに起源するものなり、されば、この近傍には、太玉命の後神、天比理刀咩命をいはひまつれる社もあり、神名帳に、安房國安房郡安房坐神社、名神大、および后神、天比理刀咩神社、大と載せたる、即ち是れなりとす、なほ安房大神の條を參看すべし、(古事記、日本書紀、古語拾遺、延喜式、神祇志料、古事類苑)

【天穗日命】 この神の御名を、古事記には、天之菩卑能命とも、天菩比神とも記せり、この神は、素盞鳴尊の天照大御神と誓約を行ひたまへるときに、素盞鳴尊が、大御神の右の御美豆良に纏かせ給へる珠を請ひとりて、結然に嚼みて、吹き棄ちたまへる

ときの氣噴の狹霧に成りませる神なるよし、古事記、日本書紀に見えたり、高皇產靈尊、天照大御神の天孫瓊々杵尊を立て、葦原中國の君主と定めて、これを降下せしめ給はむとするや、二神八百萬神たちを召し集へて、何れの神をか先づ葦原中國に下し遣して、之をして國中のまつろはざる荒ぶる諸神を招服鎮撫せしむべきぞと神議り給へり、諸神皆申さく、天穗日命は、是れ神之傑なり、よろしく先づこの神を遣したまふべきなりと、乃ち、穗日命に命じて、往きて葦原中國を平げしめ給ひしに、命、中國に下り往きて、大己貴命を媚び和したまひしかば、次いで、その御子天夷鳥命の派遣となり、天稚彦の派遣となり、最後に經津主神武甕槌神の派遣となりて、大己貴命をして、遂にその從來開拓經營したまへる葦原中國を擧げて、之を天孫に奉獻せしめ、かくして遂に天孫瓊々杵尊の安かにこの國に降臨ましますこととなれり、かかれば、かの大己貴命が、天神の詔勅のまにまに、葦原中國を天孫に譲り獻りて、僕は百不足八十、桐手に隠りて、侍ひなむとて、退いて、天日隅宮に住みたまふに及びて、天神詔して、汝が祭祀を主らむものは、天穗日命是なりとのたまひて、乃ちこの命をして、大己貴命を齋き奉り仕へしめ給へり、然りしより、この穗日命の御子天夷鳥命、およびその神裔たる出雲國造は、代々大己貴命の祠に奉仕して、子孫その職を世襲し、

以て數千載の後に至れるは、わが國史の上に極めて著しき事實にして、その緣由するところ、寔に深遠なりと謂はざるべからず、天穗日命の神裔につきては、日本書紀には、天穗日命、是出雲臣土師連等祖也と見えたるのみなれど、古事記には、天菩比命之子建比良鳥命、此出雲國造、无邪志國造上苑上國造、下苑上國造、伊自牟國造、津島縣直遠江國造等之祖也と見えて、この神裔の頗る播延したまひしことを知るべし、されば、隨つて、この命を祀れる神社、諸國にいと多し、中に就きて、延喜式の神名帳に載せたるもの、出雲國能義郡に天穗日命神社あり、因幡國高草郡に天穗日命神社、および天日名鳥神社あり、山城國宇治郡に天穗日命神社あり、また、近江國蒲生郡馬見岡神社二座も、天穗日命天夷鳥命を祀れり、古事記、日本書紀、延喜式、神祇志料、當國南埼玉郡鷲宮村なる鷲宮神社は、實にこの神をいはひ祀れり、

【天目一箇神】 この神の御名を、日本書紀に天目一箇神と記し、新撰姓氏錄には、天麻比止都禰命とも、また、天久斯麻比止都命とも記せり、天津彦根命の御子なり、天祖天照大御神の天窟戸に隠れたまひしとき、思兼神の謀議によりて、この天目一箇神をして、雑々の刀斧および鐵鐸を作らしめ給へること、古語拾遺に見え、また、この天目一箇神を作金者として、大物主神を祭るべき料物を造らしめられしこと、日本書

紀の一書に見えたりかくこの神は鍛冶金工の事を掌りたまひしかば後崇神天皇の御時に至りてかの神器の鏡劔の模造を行はしめ給へるときにも石凝姥命の神裔とこの天目一箇神の神裔とに命じて模作の事を行はしめ給へり是れ全くその先天目一箇神の作金の事を掌りたまへるによるものなるや論を俟たずされば後世鍛冶工作の業にたづさはるものにこの命を仰ぎ祭りてその事業の守護神となすものあり延喜式の神名帳を案するに播磨國多可郡に天目一神あり天目一箇神をまつれること其の社名によりても明かなりまた同國賀茂郡菅田神社および近江國蒲生郡菅田神社はともに菅田首蒲生稻置の祖神なるこの天目一箇神をまつれるものなりまた國造本紀および古語拾遺の傳ふるところによれば天目一箇神の子孫は山代直または筑紫伊勢兩國の忌部となり給へる事見えたりこの神の胤裔の諸國に播延したまへる事以て知るべきなり日本書紀古語拾遺姓氏錄延喜式舊事本紀國造本紀等なほ次の「天真一根命」の項をも参考すべし

【天真一根命】 この神の御名を日本書紀には天目一箇神と記し新撰姓氏錄には天麻比止都禰命ともまた天久斯麻比止都命とも記せりこの御名の義につきては

諸説あり麻比止都は目一箇と書きたる文字の義にしてこの神は御目一つましましけるよりこの御名有るなるべしまた禰は根にして稱言なりといふ説有りまた麻比止都禰は眞一根の意にて古事記に日女島を天一根といふが如き美稱ならむといふ説もありまた天久斯麻比止都命と申し久斯は奇にしてこの神の威徳のくすしく秀れさせ給へるを稱へいへる名なるべし此の神の御事歴等に就きては前項天目一箇神の條に述べたれば併せ看るべし日本書紀姓氏錄日本書紀通釋

【天之水分神】 古事記に速秋津日子速秋津比賣二神河海に因りて持別けて生みませる神の御名は沫那藝神次に沫那美神次に頰那藝神次に頰那美神次に天之水分神次に國之水分神云々と見えたり久麻理は分配にてこの神は雨水をくばりて田島などを潤さしむることを掌らせ給ふ神にておはす委しくは水分神の項に記したるを見て知るべし

【天御中主尊】 この神の御名を古事記には天之御中主神と記せり天地初發の極初に高天原に成り出てたまへる神なること古事記に天地初發之時於高天原成神名天之御中主神次高御産巢日神次神産巢日神此三柱神者並獨神成座而隱身也と記したるにて知るべしざるを日本書紀には天地初發のはじめに成り出て給へる神を以て國常立尊次に國狹槌尊次に豐斟淳尊なりと傳へわづかに其の一書にお

いて天地初判のときに高天原所生神名曰天御中主尊次高皇產靈尊次神皇產靈尊
 古記したるに過ぎざるは二書の古傳のいたく異なるもの有りしに因るなりさて
 此の神は高天原の真中にましまして天地の中の主たる神としておはします大神
 なるよしはその御名の意によりて知られたり本居宣長翁の説に天之御中主神の
 御中は真中といはむが如しすべて真と御とは本通ふ辭なるをや後には分ちて
 御は尊む方眞は美稱ると甚しく云ふと全きこととに用ふされど古への言の遺れ
 るはなほ通して眞熊野とも三熊野とも云へる類多くまた眞といふべきを御とい
 へるも御空御雪御路など多かり御中もこの類なり國之御中里之御中なども萬葉
 の歌にあり主は大人と同言にて能宇斯の切れるなり古へに宇斯は必ず某之宇斯
 と之を加へたるに云ひ奴之は某主など直に連ねて之を加へぬにいへり飽昨之宇
 斯能神大背飯之三熊之大人大國主神大物主神經津主神などの如しまた
 書紀に齋主神號齋之大人と見えまた丹波美知能宇斯王を書紀には道主王とある
 これらを以て知るべしさて宇斯波久といふも其處の主として領居ることなりさ
 れば此の神は天の真中にましまして世の中の宇斯たる神と申す意の御名なるべ
 しと見えたりかく此の神はいとも高き尊き大神におはしますにもかゝはらず延

喜式の神名帳をはじめとしてわが國の古き史どもにこの大神を祀れる社名の載
 せられざるはいかなる故にや是れにつきては種々の議論も有るべけれど吾人は
 今こゝに飯田武郷翁の「さてこの大神は古語拾遺に天地剖判之初天中所生之神と
 あるが如く天の中央にその位を定めたまひ終古不易に鎮りましましてその奇靈
 なる神徳は宇宙に偏く充ちわたり至らぬ限なくはた神といふ神の限りこの大神
 の分靈ならざるはなき天神に坐ませるが故に古より殊更に其所と定めて齋き奉
 りし御社とてもあらざりしなりけりてふ説を記し置くに止めむと欲す古事記日
 本書紀古事記傳日本書紀傳日本書紀通釋因にいふ諸國各地方に古來妙見社と稱
 していつきまつれるは皆この神を祀れるなり

【天御柱神】 天御柱神と申すは龍田にまつる風神の事なり龍田大神の條を見る
 べし

【天萬栲幡千幡姫命】 栲幡千幡姫命は高皇產靈尊の御女にして天忍穗耳尊に嫁
 ぎたまひし御方なりその御事歴につきては栲幡千幡姫命の條に記したれば就き
 て看るべし

【天稚皇產靈尊】 この神の御名を日本書紀には稚產靈と書けり天稚皇靈または

天稚皇靈と書くは誤なり、稚産靈命の條に、この神の御事歴を記したれば就きて看るべし。

【吾屋惶根尊】 この神の御名をば古事記には阿夜訶志古泥神と記せり、日本書紀には惶根尊亦曰吾屋惶根尊亦曰吾忌檀城尊亦曰青檀城根尊亦曰吾屋檀城尊と見えたり、阿屋吾屋も吾忌も阿乎も皆相通じておなじく阿夜てふは歎聲なり、訶志古は畏み恐れ敬ふ意なり、泥は男をも女をもすべて尊む稱なり、この神の御名はすべて、かしこみ敬ひ奉る由の意にて呼び奉りたるものと見えたり、この神は神世七代の神々の中の一柱なり〔日本書紀古事記古事記傳〕

い

【活穢神】 この神の御名を、日本書紀には活穢尊と記し、古事記には妹活杵神と記せり、この神は角穢神と妹妹二柱相雙びて成りませる神にして、日本書紀の一書に、男女耦生之神、先有壘土煮尊沙土煮尊、次有角穢尊活穢尊、次有面足尊惶根尊、次有伊弉諾尊伊弉冉尊と記せる、是れなり、かく、この活穢尊は女神にましますれば古事記に

は妹活杵神とは傳へたるなれ、さて、この角穢神活穢神はいはゆる神世七代の中の一代の神にてまします、御名の義は活穢の穢は勿論借字にて、久比とは、すべて物のはじめて芽し生る意の言なり、この久比は、芽ぐむ涙ぐむなどいふ場合の具牟とおなじきなり、また活といふは、生活動き初むる意なり、されば、活穢とは、この神の初めて成り出で給ひて、角穢神と共に、これより活動き出で、彌が上に生ひ繁らせたまふよしの御名なり、故に此の神の生成繁殖の神にましますこと、知るべきなり〔古事記日本書紀古事記傳〕

【活玉依媛命】 活玉依媛命は陶津耳命の御女にして、大物主神に嫁ぎ給ひて、その裔に大田々根子命あり、崇神天皇の時、大神大物主神神教を示してのたまはく、願はくば我が神裔大田々根子を以て、われを祀らしめ給へと、天皇すなはち諸國に布告して、大田々根子を求め給ひしに、茅渟縣の陶邑といふところにて、これを得たり、天皇よりて大田々根子に問うて、汝は誰れの子ぞとありしに、この時、大田々根子對へて、父曰大物主大神、母曰活玉依媛陶津耳之女と申し、よし、日本書紀に記せり、この時、大田々根子の答へ奉りし語を、古事記には、僕者大物主大神娶陶津耳命之女、活玉依毘賣生子名櫛御方命之子、飯肩巢見命之子、建甕繩命之子、僕意富多泥古白とこ

たへ奉りしやうに記して、大物主神の四世の孫なりとせり、然るに、更に新撰姓氏録には、大田田根子を以て、大物主神の五世の孫なるやうに傳へて、その世系相一致せざれども、要するに、大田々根子命は、大物主神の裔孫にして、活玉依媛命の、大物主神に嫁ぎたまへるより、大田々根子命の系統の發れりとなすは、すべての傳説の一致するところなりとす。さて、活玉依媛命と御名を申しよによりて見るも、この命の容姿秀麗におはしましけむ事推知せらる、また、其の御父を陶津耳命と申しよも、この命の陶邑の地方を主はき知らしめし居給ひけるより、其の地名に依りて、かく稱せしなるべし。舊事本紀の地神本紀に、大己貴神乘天羽車大鷲而覓妻、下至于茅渟縣娶大陶祇女子活玉依姫爲妻、と見えたるも、亦この姫命を娶りたまへる事にして、姫命の父を大陶祇とこゝに稱したるにても、その勢力の頗る大なりし事を知るを得べし。〔古事記、日本書紀、舊事本紀〕

【活津彦根命】 この神は、素盞鳴尊の天照大御神と誓約を行ひ給ひけるときに、素盞鳴尊が、天照大御神の纏かせたまへる五百箇御統の玉を請ひ取りて、これを結然に咀嚼て吹き棄ちたまへるときに、成りませる五柱の神の中の一柱の神なり、日本書紀に、その時の事を記していはく、既而素盞鳴尊乞取天照大神、鬢鬢及腕所纏八坂瓊之五百箇御統灌於天真名井、結然咀嚼而吹棄氣噴之、狹霧所生神、號曰正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、次天穗日命、次天津彦根命、次活津彦根命、次熊野櫛樟日命、凡五男矣。是時、天照大神勅曰、原其物根則八坂瓊之五百箇御統者、是吾物也、故彼五男神、悉是吾兒、乃取而子養焉、と見えたり、この神の成り出でたまへる根は、天照大御神の御統の玉なれば、この兒我が御子なりとて、大神この神たちを取りて、子養たまへりといふ。なほ古事記の所傳には、素盞鳴尊が、大神の左の御手に纏かせる玉を請ひ取り、嚼みて吹き棄ちたまへるときに、この活津日子根命成り出でたまへりと記せり。〔日本書紀、古事記〕

【生産日神】 この神の御名を、延喜式の神名帳には、生産日神と記し、祈年祭の祝詞には、生魂神と記し、姓氏録には、伊久魂神と記せり。舊事本紀には、この神を以て神皇産靈尊の御子なりと傳へ、姓氏録には、高魂命の御子なりとせり。さて、御名の義によりて考ふるに、生は、生成活動の義なるは言ふまでもなく、産日は、高御産巢日神産巢日火産靈などいふ御名の産靈とおなじく、物を産み生ず靈異の義なれば、この神の生成造化の事を掌りたまふ神なることは、明かに知らるゝ事なり。されば、中古以來、神祇官にては、他の七座の神と共に、この生産日神をば、御巫の祭る神として、これを

いはひ祀られたり、いはゆる神祇官の八座の神これなり、三代實錄に據るに、清和天皇の貞觀元年正月、神祇官無位生産日神に從一位を授け奉り、同年二月、更に正一位を授けられたること見えたり、〔延喜式舊事本紀、姓氏錄、三代實錄、古事記傳〕

【生魂神】 生産日神の項を見るべし、

【生産靈神】 生産日神の項を見るべし、

【伊子親王】 伊子親王といふ御名は史に見えず、按ずるに、こは伊豫親王の御名を誤り傳へたるものにあらざるか、伊豫を伊予と書き、更に伊子とあやまりたるものか、然らずば、伊豫を伊与と書き、更に伊子と誤りたるものなるべし、若し果して伊豫親王の御事を誤り傳へたるものならむには、須らく祭神名を正しきに訂すべきものなり、伊豫親王の御事歴については、別にその項有り、

【伊弉諾尊】 この神の御名を、古事記には伊邪那岐神と書けり、この神は、伊弉冉尊と共に力を戮せて、此の國土を修理固成したまひ、大八洲國を經營したまひて、山川草木をはじめ、あらゆるものを掌り、主はきまます神々を生み給ひ、また、天の下の君たる者なかるべけむやとて、日神大日靈貴尊を生み給ひて、これをして高天原を統べ知ろしめさせたまへり、是れ即ち畏くも天照大御神にておはします、また、月讀

尊を生み給ひては、夜之食國を知ろしめせと事依さし給ひ、素盞鳴尊を生みたまひては、海原を知ろしめせと事依さし給ひ、國土はじめて成り、帝權こゝに確立す、かくて天照大御神の神裔、永くその統を垂れたまひて、此の國土に君臨せさせ給ふ、されば、國家肇造の元首、帝室皇統の大本にましますは、實にこの神と伊弉冉尊との二柱の神にまします、仰ぐべきなり、畏み奉るべきなり、この神をいはひ祭れる神社、諸國にいと多かる中に、今官幣の奠にあづかり給ふ社のみを舉ぐれば、淡路國津名郡多賀村なる官幣大社、伊弉諾神社は、その社名の如く、この大神をいはひ祀り、近江國犬上郡多賀村なる官幣中社、多賀神社は、この神および伊弉冉尊を合せ祀り、加賀國石川郡河内村なる國幣小社、白山比咩神社は、菊理媛命および伊弉諾、伊弉冉の二神をいはひ祀れり、〔古事記、日本書紀、延喜式、古事類苑〕

【伊弉冉尊】 この神の御名を、古事記には伊邪那美神と書けり、この神、伊弉諾尊と共に力を戮せて、この國土を修理固成し給ひ、大八洲國を經營したまひて、山川草木をはじめ、あらゆるものを掌り、主はきまます神々を生み給ひ、また、天照大御神、月讀尊、素盞鳴尊を生み給ひて、天照大御神をして高天原を知ろしめせと事依さし給へり、かくて國土はじめて成り、帝權こゝに確立す、實にわが國家肇造の元首、帝室皇

統の大本にましますは伊弉諾尊とこの神とにましますこと前項にも記したるが如し、この神をいはひ祭れる神社諸國にいと多かる中に、今官幣の奠に預りたまふ社のみを擧ぐれば近江國犬上郡多賀村なる官幣中社多賀神社は伊弉諾伊弉冉二神をいはひ祭り、琉球の那覇なる官幣小社波上宮には、この伊弉冉尊と速玉男尊事解男尊とをいはひ祭り、また加賀國石川郡河内村なる國幣小社白山比咩神社にも、菊理媛命と伊弉諾伊弉冉の二神をいはひ祭れり、古事記、日本書紀、延喜式、古事類苑につけて云ふ、伊弉冉尊の御名の冉の字或は冊冊冉冉など、古來種々に作れり、されど冉の字、史記の正義に音奴甘、反とありて吳音那牟なれば、那美の音を寫すに充て用ふるに適せり、されば冉の字を用ふるを以て正しとなすべしと言はれたる、本居翁の説に従つて、本書すべて冉の字を用ひたり、

【伊佐波登美神】 伊佐波登美神は伊勢の皇大神宮の七所の別宮の中なる伊雜宮にいつき祀る神にして、また穀物守護の神にておはします、その御事歴につきては、倭姫命世記に、次の如く見えたり、垂仁天皇の御世、鳥の鳴く聲高く聞えて、晝夜止まず、驚しかりしかば、その頃伊勢の大神に奉仕し給へる倭姫命、これを異しと宣ひて、大幡主命等を遣して、それを見しめ給ひしに、島國志摩伊雜の方上の葦原の中に、本は

一本にして、末は千穂に茂りたる稻ありて、その稻を、白き眞名鶴咋へ持ち廻りつゝ、鳴きつる由、返り報せり、倭姫命之をきゝてのたまはく、事問はぬ鳥すら、田作りて皇大神に奉るものをと宣ひて、やがて物忌をはじめ給ひ、伊佐波登美神を遣して、その稻穂を抜かしめて、大神の御前に懸久眞にかけ奉り、また大幡主命の女子乙姫をして、その稻もて清酒作らしめ、御饌に奉らしめらる、かくて、その稻の生ひし地を千田と號け、其處に伊佐波登美神の宮を造り奉り、皇大神の攝社となす、これ即ち伊雜宮なり、また彼の鶴眞鳥を大歳神と稱して、同處に祝ひ奉る事とせり云々と見えたり、この伊雜の社といふは、延喜式の神名帳に、志摩國答志郡粟島坐伊射波神社二座並大と見えたる神社にして、神宮より管攝せらるゝは、その中の一座即ち伊佐波登美神の方のみにして、もとはこの一座のみにておはしけるを、後に更に一座を配して二座となりしものなりといふ配祀せる他の一座の神は、玉柱屋姫命にておはすといふは、諸説の一致するところなり、倭姫命世記、延喜式、神名帳考證、神祇志料、また一説には、伊佐波登美神と申すは、櫛玉命、一名伊勢津彦命と同一神なりともいへり、伴信友神名帳考證、

【去來穗別命】 去來穗別命は、履中天皇の御事なり、天皇は仁德天皇の長子におは

して御母は葛城磐之姫皇后にてまします、仁徳天皇の三十一年に立ちて皇太子と
定り給へり、仁徳天皇の崩じたまふや、異母弟住吉仲皇子反し、兵を擧げて去來穗別
命の大宮を圍めり、時に、皇太子酒を被りて酔臥し給ひしかば、平群木菟等、皇太子を
扶けて馬に上せ奉り、奔りて河内に赴く、仲皇子、遂に火を放ちて皇宮を焚く、皇太子
途にして醒め、煙燄を願望して大に驚き、急ぎ引返して倭國に入らむとし給ひしが、
飛鳥山の麓にて、一少女に遇ひ、山中に人有りや否やと問ひ給ふに、兵士山に滿てり
と對へ奉りぬ、皇太子乃ち道を變じて、龍田山を踰え、賊徒の路に邀ふるものを破り、
遂に進んで、石上神宮に駐りたまふ、既にして、皇弟瑞齒別皇子(後に反正天皇となり
給ふ)仲皇子を誅したまひしかば、皇太子乃ち即位し給ふ、是れ即ち去來穗別天皇即
ち履中天皇にておはす、天皇、皇弟瑞齒別皇子を以て皇太子と定め、都を磐余稚櫻宮
に遷し、またその異母妹草香幡、皇女を立て、皇后となし給へり、天皇在位六年、御
年六十四歳にして崩じ給へり、百舌鳥耳原陵に葬り奉る、天皇、葦田宿禰の女黑媛を
納れて妃とし給ひしが、その御腹に、市邊押磐皇子、御馬皇子、青海皇子、亦の名は飯豊
皇女、生れたまへり、この市邊押磐皇子の御子は、實に仁賢天皇および顯宗天皇にて
おはします、(日本書紀、古事記)

【石凝姥命】 この神の御名を、古事記に伊斯許理度賣命と記し、また日本書紀にも、
石凝姥、此云伊之居梨度咩、と見えたるにても、この神の御名の訓み方を知るべし、こ
の神は鏡作部の遠祖にて、天糠戸命の御子なり、書紀の一書に、鏡作、遠祖、天拔戸、兒石
凝戸邊、と見えたる石凝戸邊も、おなじくこの神なり、書紀の流布本に、石凝戸邊を已
凝戸邊に作れるは、誤寫なるよし、古事記傳に説きたるが如し、天祖天照大御神の天
石窟に隠れたまふや、天地晦冥、萬妖悉く發りて、國治らざりければ、諸神、天安河原に
會議して、善後の策を凝議せられしとき、思兼神の謀議によりて、この石凝姥神を治
王として、天香山の金の取りて、日矛および鏡を造り奉らしめ給へり、この時石凝姥
命の造り奉りし鏡、二面ありて、その初度に鑄奉りしものは、少か御意に合はざりし
が、是れ紀伊國の日前大神としていつき祀るものなり、次に鑄奉りしもの、其の形状
美麗なりしかば、乃ちこれを五百津眞賢木の中枝に取繫け、また別に玉祖命に命じ
て造らしめ給へる、八坂瓊五百箇御統玉をば、上枝に取著け、青和幣白和幣をば、下枝
に取垂て、大神をねぎ祀り給へり、かくて、天太玉命は、稱詞申してのたまはく、吾が
捧る寶鏡は、明る麗しきこと、恰がら汝命の如し、乞はくは窟戸を開きて、これを御覽
し給へとかくて、太玉命、天兒屋命等、共に力を盡して祈り祀り給ひしかば、遂に大御

神を請じて窟戸の外に出し奉る事を得たりき此の時眞賢木の中つ枝に取繫け給へる御鏡は即ち後に天照大御神の三種の神器の一つとして天孫瓊瓊杵尊に授けたまひし八咫鏡にましますなり天照大御神の天孫を降してこの葦原中國の君主と定めさせ給ふやこの八咫鏡と八坂瓊曲玉天叢雲劍とを授けたまひて永く天位の御たるしとなさしめ給ひ特にその御鏡を授けたまひし時勅して吾兒視此寶鏡當猶視吾與同床共殿以爲齋鏡と宣へりさればこの後歴代の天皇はこの三種の神器を傳へて天位の御たるしとなし殊に御鏡は天祖の神勅のまにまにこれを大御神の御魂代と仰ぎ祀りて常に同床共殿して齋き祭り來たまひしが崇神天皇の時に至りて神威の畏きをかしこみてこれを倭の笠縫邑に遷し奉り次いで次の垂仁天皇の時に至りて神教によりてこれを伊勢に遷し奉らるゝ事となれりこれ實にかしこくも伊勢の皇大神にてましますなりさてこの石凝姥命は天孫瓊々杵尊の降臨の時には中臣の遠祖天兒屋命忌部の遠祖天太玉命猿女の遠祖天鈿女命玉作の遠祖玉屋命と共に相並び立ちて天神の勅のまにまに天孫に配侍してこの國に降下し給へりこれを五部緒の神といふまたこの神の御名を石凝姥といひて姥は老女のことなるよりこの神を以て女神なりとなす説あれども姥の字は元來借字

に過ぎざるのみならず書紀には石凝戸邊とも書けり度賣戸邊を以て男子の名とせる例決して少しとせず舊事紀に建刀米命妙刀米命あり神武紀に名草戸畔丹敷戸畔崇神紀に荒河戸畔ありまた古事記の中にも苅幡戸辨春日建國勝戸賣などいふ名見えたりまた建御名方刀美命の刀美なども蓋し同語ならむ要するに石凝姥命の女神ならざりしは疑なしとすなほ又この命の子孫の鏡作氏を稱せしは古事記に伊斯許理度賣命者鏡作連等之祖と見えたるにても知らるまた日本書紀の天武天皇十二年十月の條にも鏡作造賜姓曰連とも見えたりされどこの後その氏人いたく衰へけるにや新撰姓氏錄などにもこの氏姓の事を記載せず古語拾遺にも神祇官神部可有中臣齋部媛女鏡作玉作盾作神服倭文麻績等氏而今唯有中臣齋部等二三氏自餘諸氏不預考選神裔亡散其葉將絶と見えたり果して然らば鏡作の族は平安朝の初において既に衰滅して顯るゝなきに至れるものといふべし古事記日本書紀古語拾遺姓氏錄古事記傳日本書紀通釋

【石上大神】石上大神とは今も大和國山邊郡布留の地に鎮坐まします石上神宮にいつき祭る大神なりこの社をば石上神宮または神上振神宮といふことはやく日本書紀にも見えまた舊事本紀には石上大神とも記せり延喜式の神名帳に大和

國山邊郡石上坐布留御魂神社名神大と載せたるは、即ちこの社の事にして、後また單に布留社とも稱せり、現今は社名を石上神宮と定め、官幣大社に列せり、實に布留御魂の神劍を祀る、この神劍をば、また佐士布都神とも、甕布都神とも申す、神武天皇の東征して大和に進み入らむとし、熊野に至り給ひしとき、皇軍邪毒の氣に觸れて、衆皆疲瘁困憊して臥しぬ、この時熊野の人高倉下といへるもの來りて一靈劍を天皇に奉獻せり、天皇これを獲たまひて、起ちて皇軍を指揮したまひしに、將卒悉く奮ひ起ちて、軍威大に振ひ、かくて熊野山の荒ぶる神も、自ら平ぎ、天皇の軍遂に大和に入り給ふことを得たりき、天皇、この神劍をいかにして獲つるぞと高倉下に問はせ給ひし時、高倉下奏して申さく、わが夢に、天照大神高木神二柱、建御雷神を召して、葦原中國いたく騒ぎてあれば、汝よろしく降下して、これを鎮定すべしと宣ひしに、建御雷神、われ今自ら降り申さずとも、わが曩にその國を平げし神劍を降さば可ならむと申して、やがて、其の神劍をば、高倉下が倉の頂を穿ちて、そこより墮し入れたり、故れ、汝高倉下朝日好くこの神劍を取り持ちて、天つ神の御子(神武天皇を申す)に獻れと、天神夢の中に教へさとし給ひければ、眼覺めて後に、己が倉の中を見しに、果して此の神劍おはしましつるに因り、今かく捧げ獻りたるなりと奏せり、この靈劍は

即ち布都御魂の劍なりと、古事記、日本書紀に見えたり、果して然らば、この石上大神としていつき祭る布都御魂の神劍は、實に天祖天照大神高木神の神慮によりて、治國平天下の大御護として、これを神武天皇に授け給ひしものなりと謂ふべきなり、日本書紀の一書及び古語拾遺の傳ふるところに據れば、素盞鳴尊の八岐大蛇を斬り給ひし十握劍亦の名は蛇之脛正または天羽々斬といふを石上神宮に祀れりといへり、なほ舊事本紀の傳ふるところによれば、この後布都御魂の神劍は、神武天皇の都を橿原に定め給ふに至りて、之を殿内に奉祀せられしが、後崇神天皇の御世に至りて、布都大神の社を、大和國山邊郡石上邑に遷し建て、石上大神と號して齋ひ祭りたまひ、この時、饒速日尊が嘗て天祖より受け來給へりし天璽瑞寶即ち十種瑞寶をも、同じくこの社に藏め齋ひ祀らせ給ふこととせられたりと云へり、饒速日命の胤裔なる物部氏が、後に至りて、この石上の神を以て、其の氏族の氏神として仰ぎまつるに至れるは、蓋し全く是れに縁るものにして、この大神を稱して物部府都大明神と稱する所以も、亦實にこゝに存するものなり、文德天皇の嘉祥二年に、石上神を正三位に進め給ひ、清和天皇の貞觀元年に、大和國正三位勳六等石上神に從一位を授け奉り、貞觀九年に、正一位を加へ奉られたる事、國史に見えたり、以て崇敬の淺

からざりしを知るに足るべし、古事記、日本書記、舊事本紀、古語拾遺、太子傳曆、文德實錄、三代實錄、延喜式、なほ、布都御魂神の項をも參看すべし。

【五十猛命】五十猛命は、素盞鳴尊の御子なり、嘗て御父素盞鳴尊と共に、新羅國に降り到りまして、曾戸茂梨といふ處に居まし、事ありき、初め、この神、天降りまし、時に、多くの樹種を將ちて下りたまひけるが、これをば韓地に殖る盡さずして、さらに持ち歸り給ひて遂に筑紫よりはじめて、凡そ大八洲の國內悉くにこれを播殖したまひて、到る處を皆青山となし給ひき、その神功絶大にして、天下悉く其の恩徳を被らざるものなきを以て、これを有功之神とたへ奉りしよし、日本書紀の一書に見えたり、この五十猛命の木種を分ち布したまひし事業につきては、その御妹なる大屋津姫命、および抓津姫命もまた、與りて大に力有りしが、此の三神の、ともに永く紀伊國に祀られたまひしもの、即ち伊太祈曾神社、大屋津比賣神社、都麻都比賣神社なりとす、本居宣長翁の説に、古事記に載せたる、木國紀伊國の大屋毘古神と申すは、すなほち此の五十猛命の亦の御名にして、そは、この命の御妹を大屋津姫命と申し奉れるに對するにて知らると、此の説從ふべきなり、さて、この五十猛命をいはひ祀れる神社、諸國に多かる中にも、先づ指を屈すべきは、上にも記したる紀伊國の伊太祈曾神社なりとす、こは延喜式の神名帳に、紀伊國名草郡伊太祈曾神社、名神大と載せたるものにして、現今國幣中社に列せり、こは、主として、大屋毘古命を祭れる社にして、他の大屋都比賣神社、都麻都比賣神社と共に、並に紀國造等がいはひ奉れる神なりとす、はじめ、三神その宮殿を同じうし給ひしを、文武天皇の大寶年中に、三神社を分遷し奉りしものなるよし、國史に見えたり、文德天皇の嘉祥三年、紀、貞守を遣して、この神に従五位下を授け奉りて、宿禰を賽したまひ、後、勳八等を上り、清和天皇の貞觀元年、從四位下に叙せられ、陽成天皇の元慶七年に、從四位上を加へ、醍醐天皇の延喜六年二月に、正四位上を授け奉られしよし、國史に見えたり、なほ、當國神名帳には、正一位勳八等伊太祈曾大神と見えたり、また、佐渡國羽茂本郷村なる度津神社、今國幣小社に列せり、この五十猛命をいはひ祀れる神社なり、(度津大神)の項を看るべし、なほ、延喜式の神名帳によるに、出雲國意宇郡に、玉作湯神社、座、韓國伊太氏神社、揖夜神社、坐、韓國伊太氏神社、佐久多神社、坐、韓國伊太氏神社あり、同國出雲郡に、阿須伎神社、座、韓國伊太氏神社、出雲神社に、座す、韓國伊太氏神社、會、枳能夜神社に、座す、韓國伊太氏神社あり、これ等はいづれも五十猛命を祀れる社なるが、その特に韓國の二字を加へて、韓國伊太氏神社といへるは、この神の韓國に對して、特別の關係を有

祈曾神社なりとす、こは延喜式の神名帳に、紀伊國名草郡伊太祈曾神社、名神大と載せたるものにして、現今國幣中社に列せり、こは、主として、大屋毘古命を祭れる社にして、他の大屋都比賣神社、都麻都比賣神社と共に、並に紀國造等がいはひ奉れる神なりとす、はじめ、三神その宮殿を同じうし給ひしを、文武天皇の大寶年中に、三神社を分遷し奉りしものなるよし、國史に見えたり、文德天皇の嘉祥三年、紀、貞守を遣して、この神に従五位下を授け奉りて、宿禰を賽したまひ、後、勳八等を上り、清和天皇の貞觀元年、從四位下に叙せられ、陽成天皇の元慶七年に、從四位上を加へ、醍醐天皇の延喜六年二月に、正四位上を授け奉られしよし、國史に見えたり、なほ、當國神名帳には、正一位勳八等伊太祈曾大神と見えたり、また、佐渡國羽茂本郷村なる度津神社、今國幣小社に列せり、この五十猛命をいはひ祀れる神社なり、(度津大神)の項を看るべし、なほ、延喜式の神名帳によるに、出雲國意宇郡に、玉作湯神社、座、韓國伊太氏神社、揖夜神社、坐、韓國伊太氏神社、佐久多神社、坐、韓國伊太氏神社あり、同國出雲郡に、阿須伎神社、座、韓國伊太氏神社、出雲神社に、座す、韓國伊太氏神社、會、枳能夜神社に、座す、韓國伊太氏神社あり、これ等はいづれも五十猛命を祀れる社なるが、その特に韓國の二字を加へて、韓國伊太氏神社といへるは、この神の韓國に對して、特別の關係を有

したまふによるものにして、吾人の注意を要する事實なりとす、なほ素盞鳴尊の項をも參看すべし、日本書紀、古事記、舊事本紀、延喜式、古事記傳、神祇志料、古事類苑、

【市杵島姫命】 亦の御名狹依毘賣命

この神の御名を、日本書紀には市杵島姫命と書き、古事記には市寸島比賣命と書けり、この神は、宗像三女神の中の一柱にましまして、天照大御神の、素盞鳴尊の十握の劔を索ひ取りて、これを嚼みて氣吹き給へるときに、田霧姫命および湍津姫命と共に、同時になり出たまへる神なり、この神の鎮座につきては、書紀と古事記との所傳に相異あり、古事記には、市寸島比賣命、亦御名謂狹依毘賣命云々、多紀理毘賣命者座、智形之與津宮、次市寸嶋比賣命者座、智形之中津宮とありて、この市杵島姫命は、宗像の中津宮に鎮りたまふ由に傳へたれど、日本書紀の一書には、市杵島姫命是居子遠瀛といひ、また瀛津島姫命、亦名市杵島姫命とありて、市杵島姫命を以て、與津宮に鎮りたまふ神なりといひ、瀛津姫命の御名を以て、この神の本つ御名なりとせり、こは勿論二書の古傳の相異なるに由るものなれど、尙古事記の所傳を正しとすべきに似たり、いはゆる宗像の中津宮とは、筑前國宗像郡神湊の北三里の大島に在り、古事類苑神祇部市杵島姫命を祀れる神社にして有名なるは、安藝國嚴島なる伊都伎島神社なり、この社は、延喜式神名帳に、安藝國佐伯郡伊都伎島神社、名神大と見えたる社にして、現今官幣中社に列せり、こはその名の如く市杵島姫命を祀れるにて、この社あるが故に、この島を嚴島といひ、また宮島ともいへり、この神、宗像三女神の中の一柱として、かの地に鎮まり給へりしを、こゝに遷し祀れるは、そも何時頃なりしか、相傳へて推古天皇の御宇の事なりとなせど、蓋し後人の臆説にして、信を措くこと難し、源平盛衰記に推古天皇御宇、端正五年、内舍人佐伯鞍職と云者、網釣の爲めに、恩賀島に經回しけるに、西方より紅の帆舉げたる船見え來る、船中に瓶あり、瓶の中に三人の美女あり云々と記して、宗像の三女神、この時遷り來たまへるよしに記し、長門本平家物語などにも、これに類したる記事を載せたり、推古天皇の御宇に、いまだ端正などいふ年號なかりしこといふ迄もなき事なれば、これ等は全く後人の臆説なる事明かなれど、その宗像の神を移し祭れる事は、確かなる事なるが如し、而して、この神の史上に著はれ給ひしは、類聚國史に、嵯峨天皇の弘仁二年七月、伊都伎島神を名神に列ね、四時幣に預らしめられしを初見とし、次いで、三代實錄に、清和天皇の貞觀元年正月、正五位下より從四位下に上せ、九年十月、從四位上を加へたまひし事見え、延喜式の制に至りて、名神大社に列し、また朱雀天皇の天慶三年二月、承平中御

見え、延喜式の制に至りて、名神大社に列し、また朱雀天皇の天慶三年二月、承平中御

祈請の賽によりて、正四位下を授け奉られしこと、長寛勘文に見えたり、然れども、當時は尙この神社は、他の宗像住吉八幡等の諸大社と比肩する程の勢力を得たまひしには、あらざりき、本社煌然として、光輝を發し、史上に顯著なるに至りしは、實に平氏の勃興して、特にこの神を崇敬せしに由るものとす、平氏の本社に對する崇敬は、平清盛が久安二年に安藝守たりし時よりの事となす、清盛の本社に納めたる願文の中に、相傳云、當社は觀音菩薩之化現也といふ文言あるによりて見るときは、清盛の本社に對する信仰は、主としてその本地佛に對する信仰に依れるものと見えたり、これ素より當時の時代思想として、當然の事なりと謂はざるべからず、清盛の安藝を去りし後にも、その一族なる平經盛、平賴盛等、また安藝守として來住し、相次いでこの神社を崇敬せしより、一族皆本社に歸敬し、或は法華經阿彌陀經等を手寫して奉納し、一門公卿の崇信、他に比類なきに至る、かゝりしより、當時京洛縉紳のこの神社に參詣するもの漸く多く、高倉天皇の承安四年には、後白河法皇およびその后建春門院の御幸あり、治承二年には、中宮建禮門院德子(平清盛の女)御懷孕の祈に、奉幣せしめたまひ、清盛は、その皇子を生み奉らむことを冀ひて、月毎に嚴島に詣づるに、神驗頻に著るきを以て、神社の内侍巫女をして、事ある毎に必ず之を祈らしめ

たりしこと、平家物語源平盛衰記等に見えたり、この後治承四年にも、高倉上皇は前後兩度の御幸ありき、これより先、治承三年には、大外記清原賴業中原師尙等に勅して、本社を二十二社に加へらるべき由の議あり、其の事行はれざりしかども、猶毎年二度の官幣に預るべきの命あり、これ皆平氏の崇敬に由りてなるべし、玉海、百鍊抄等、平家一門の崇敬によりて著はれ給ひしこの神社は、平家の滅落の後、は平家全盛の時程とはいふ事能はざるも、神威尙天下に洽くて、遠近の崇敬一方ならざりき、特にも、この社の社殿の結構の壯麗なると、四圍の島山の風光の絶佳なるとは、神威と相俟ちて、一度この社に詣でたるもの、仰景の心を堅く結付して、永くこの神社を忘るゝこと能はざらしむるものあり、その殿廊は海に向ひて水中に基礎を建て、大小の屋宇廊廡は、曲折相連り、岸頭の樓殿、また高底參差たる上に、時に潮至れば、廣き干潟は、忽ち激波と變じて、浮動の景色、變幻言ふべからず、いはゆる江山樓閣相掩映して、無限の妙趣あるもの、げにや宮島は、日本三景の一に數へられて、市杵島姫命の神德、今や大御國の内のみに限らず、遠く世界の果にまで及びて、苟くもわが國に觀光に來らむ外つ國人の、必ずこゝに詣で、皇國の光を仰ぐこそ、げにこの神の威徳とたゞへ奉るべきなれ、

【出雲大神】 出雲大神とは、今も出雲國神門郡杵築町に鎮座まします出雲大社にいはひ祀る大神にして、即ち大己貴命にまします、本社は後に素盞鳴尊をも合祀し奉れり、はじめ大己貴命の天神の詔命を奉じて、その從來平定經營し給ひし葦國中國を天孫に奉獻して、百不足八十垆手に隠り居給はむとするや、天神の詔を以て、天御舍を出雲の多藝志の小濱に造營し、結構の宏壯を極め、以て大己貴命の宮居と定めたまひ、また天穗日命に詔して、永くこの神の祭祀に奉仕せしめ給へり、是れ實に杵築の大社の創始にして、天穗日命および其の御子天夷鳥命の神裔が世々出雲國造として、永くこの神の祀に奉仕せらるゝに至りしは、全く是に緣由するものなり、(大己貴命)および(天穗日命)の項を參看すべし)されば、この杵築の社は、大己貴命の退去隠棲し給ひし、其の本つ處なれば、その創建の最も古く、且つ由緒の嚴重なること、他に多く比類を見ざるところなりとす、古事記、日本書紀によれば、この宮をば、古くは天日隅宮(天日栖宮)とも、石垆之會宮とも、また出雲大神宮とも、嚴神之宮とも稱せり、延喜式の神名帳には、出雲國出雲郡杵築大社名神大と載せたるが、今は社名を出雲大社と定めて、官幣大社に列せられたり、文徳天皇の仁壽元年、特に出雲國の熊野杵築の兩大神を擢んで、並に従三位を加へたまひ、清和天皇の貞觀元年正月に、従

三位勳八等杵築神に、正三位を授け奉り、同年五月に、更に従二位を加へ奉り、貞觀九年に正二位に叙し奉られたるよし、國史に見えたり、又、この神に奉仕する出雲國造は、天穗日命の神裔にして、世々相つぎて國造となり、永くこの社の神職の上首たりしが、中世より、其の家千家北島の兩流に分れ、明治維新の後、並に男爵に列せられたるは、人のよく知れるところなりとす、古事記、日本書紀、延喜式、文徳實錄、三代實錄、類聚符宣抄、古事類苑、なほ又、丹波國南桑田郡千歲村なる國幣中社出雲神社には、大國主命と三穗津姬命とをいはひ祀れり、されば、出雲大神と申すときには、この神を指して申すも有るべし、

【稻背脛彦命】 大己貴命の、高皇產靈神の勅を承けかしこみて、この國土を天孫瓊杵尊に譲り給ひしとき、その御子事代主命の許に使して、天つ神の勅の趣を、事代主命に傳へて、詔命を承服せしめ、よりにて、大己貴命の讓國の大業を完からしめたる神は、實にこの稻背脛彦命なり、はじめ、高皇產靈神、高天原に在りて、諸神と相謀りて、瓊々杵尊を以て、この葦原の中つ國の君主たらしめむと定め給ひ、よりにて、經津主神、武甕槌神の二神を降して、大己貴命にその由を告げしめ給ふ、二神乃ち出雲國に至りて、大己貴命に問ひて、いはく、高皇產靈尊、皇孫を降して、この國に君臨せしめむと

欲し給ふよりて今我れら二人を遣はして、大命に従ひ奉らざるものを驅除平定せしめらる。汝神の意果して如何に、避り給はむや否やとありしかば、大己貴命對へて曰はく、わが子事代主命あり、これに問ひ諮りて後に報へ申さむと、是の時、事代主命出雲國の三穗之碕にありて、釣魚の事などを樂しみ業として居たまひしかば、乃ち熊野諸手船クニノモトノテまた天鳩船アマトトビノフネともいふ船に、この稻背脛の神を、使者として載せやり、よりて、高皇產靈神の勅の趣をば、事代主命に諭し告げ給ひぬ、事代主命、稻背脛の語をきき、告げて宣はく、今天つ神の勅あり、我が父大己貴命、まさにこの國を避けて天孫に譲り奉り給ふべきなり、われ亦いかでか其の命に違ひ背き奉らむやとて、因りて海中に八重蒼柴籬を造りて、船の柁を踏みて、避り給ひぬ、稻背脛彦すなはち還りて、これを大己貴命に告げ奉りしかば、大己貴命、是に於いて、經津主武甕槌の二神に白していはく、我が子事代主命だに既に避りまつりぬ、されば、吾れ亦この國を避りて、これを天孫に奉せむとて、やがて、その今迄經營し來給へる國土を舉げて、悉くに天孫に譲り奉り給ふ事となし、自らは八百丹竹築宮ヤチハチノタケノキノミヤに隠れ居たまふ事となりぬ、是において、終に天孫降臨あるに至る、この稻背脛の事代主命の許に使ひし給ひしことを、日本書紀に、故以熊野諸手船載使者稻背脛云々とあるを、古事記には、遣天鳥

船神、徵來八重事代主神と記せり、然らば、稻背脛の神を、亦一には天鳥船神ともいひしこと明かなり、稻背脛と申し、御名の義は、稻背は諾否にて、事代主神の諾否を問へる故の名、脛は丁を余富呂といふが如くに、使者に立ち給へるよりの名なるべし、また天鳥船命といへるは、かの熊野諸手船といふに、乘りて、鳥の如く速く行きて、その使命を果したまへるよりの名なるべし、古事記、日本書紀、古事記傳、なほ、稻背脛彦命と武夷鳥命と同一神なりとの説あり、武夷鳥命の條を看るべし、

【稻田姫命】 この神の御名を、古事記には、櫛名田比賣と記し、日本書紀には、奇稻田姫と記せり、奇とは美稱にして、櫛八王神、櫛石窓神、櫛御方神などの御名に於ける櫛、皆然りとす、稻田は地名なり、この姫命の後に、素盞鳴神の妃となりて、宮居を興し給へる須賀の地をもと、稻田といへりと見えたり、書紀に、この御名を奇稻田姫と記せるを、古事記に、櫛名田比賣と記せるは、伊の音おのづから略りて「くしなだ」となれるなり、また奇の美稱を略して、稻田姫命とも申すなり、さて、この稻田姫命は、出雲國の國神なる脚摩乳タシマノチまた足名椎タシマノキとも書く、および手摩乳テノチまた手名椎テノキとも書く、の御子におはして、後に素盞鳴尊の妃となり給ひて、八島士奴美神ヤシマノシノメノカミを生み給へり、古事記の傳ふる所によれば、この稻田姫命の生み給へる八島士奴美神の五世の孫、即ち大己貴

神なりといへど、日本書紀の傳ふる所によれば、稻田姫命の素盞鳴尊にみあひま
 て生み給へる神、即ち大己貴神なりといへり、兩書の傳ふる所、かく相異なりといへ
 ども、要するに奇稻田姫命の大己貴神の祖神にてまします事は疑なき事なりとす、
 はじめ、素盞鳴尊天より降りて出雲國に到り、簸川上の地に往き給ひし時、川上に啼
 哭の聲あり、聲を尋ねて往き給ひしに、翁媪の一少女をその中間に置きて、さめざめ
 と哭くを見、尊あやしみて、汝等は誰人にして、また、何故にかくは悲み泣けるぞと問
 ひ給ひしに、二人對へて申さく、吾はこれ國神にして、脚摩乳(足名椎)といひ、吾が妻を
 手摩乳(手名椎)といひ、また是れなる少女は、われらが愛女にして、名を奇稻田姫と申
 す、吾が女兒、さきに八人ありしに、八岐大蛇といふもの、年毎に來りて之を奪ひ去り、
 今また將に來りて、此の一女兒をも奪ひ去らむとす、故に泣き悲めるなりと、素盞鳴
 尊これをききて、宣はく、是の女、汝の兒ならば、我れに奉らむや如何にと、脚摩乳對へ
 て、恐れれど、未だ御名を知らずと申し、かば、尊告げて宣はく、われは是れ天照大御
 神の皇弟にして、今天より降れる者なりと、翁媪兩人これをききて、大にかしこみ、直
 にその女を上つる事を約し奉れり、素盞鳴尊乃ち、二人に命じて、八鹽折の酒を醸さ
 しめ、其の周圍に垣を作り、垣に八つの門口を設け、門毎に假床を作り、こゝに酒船を

置き、その醸せる八鹽折の酒を酒船に滿て、以て八岐大蛇の到るを俟つ、既にして、
 八岐大蛇果して來りしが、酒槽の芳醇に心奪はれて、鯨飲泥醉、遂に睡に陥つ、素盞鳴
 尊乃ちその佩かせる十握劍を抜きて、八岐大蛇を寸斷し給へり、この時、尊の八岐大
 蛇を殺して得給へる寶劍を都牟刈之大刀とも、また天叢雲劍ともいふ、尊その靈劍
 なるを見、後これを天照大御神に獻じ給へり、かくて、素盞鳴尊は、八岐大蛇を平げ給
 ひし後、遂に奇稻田姫命を娶り給ひしが、その宮居を建て、共棲し給ふべき地を求
 めて、出雲の須賀といふ地に到り給ひしとき、尊、吾れ此の地に來りて、心清しくな
 りぬとのたまひて、やがて、其の地に宮居を興して、同棲したまへり、尊の須賀宮を作
 り給ひし時、その地より雲の立ち騰るを見、なほして詠みたまへる、八雲起つ、出雲
 八重垣、妻ごみに、八重垣つくる、その八重垣をといふ歌は、わが國和歌の最も古きも
 のとして、世にその名高し、古事記、日本書紀、古事記傳、また、日本書紀の一書に眞髮觸
 奇稻田姫と見えたる眞髮觸は、枕詞なり、また延喜式の神名帳に、山城國相樂郡綺原
 坐健伊那太比賣神社、また能登國能登郡久志伊奈太伎比賣神社の名見えたるが、そ
 のいづれも稻田姫命を祀れる事明かなれば、この神をば、健稻田姫とも、また久志伊
 奈太伎比賣とも申し、と見えたり、さて、この命をいはひ祀れる神社、諸國にいと多

かる中に、今官幣の奠に預りたまふ社のみを擧ぐれば、當國大宮町なる官幣大社水川神社には、素盞鳴尊、奇稻田姫命、大己貴命を祀り、京都の祇園なる官幣中社八阪神社には、素盞鳴尊、稻田姫命及び八柱、御子神を祀れり、日本書紀、古事類苑、當國北足立郡三室村なる郷社水川女體神社も、實にこの稻田姫命をいはひ祀れる社なり、

【磐裂神】 磐裂神は、根裂神と共に成り出給へる神にして、伊弉諾神が、その佩かせ給へる十握劔の抜きて、軻遇突智神を斬り給ひしとき、この劔の鋒尖より垂れたる血の、たばしりて成りませる神なり、この御名をば、古事記には、石拆神と記せり、磐裂根裂の神の御名につきて、本居宣長翁の説にいはいはく、この神の御名は、石根拆といふ言を、二つに分ちて名づけたるものなり云々、思ふに、彼の劔の尖端より成り出給へる神におはせば、磐をも根をも、刺し裂くほどの稜威まします神にておはす由の御名なるは、疑なき事なりとす、古事記、日本書紀、古事記傳

【磐長姫命】 磐長姫命は、大山祇神の御子にして、木花開耶姫命の御姉なり、はじめ、天孫瓊々杵尊、日向の襲高千穗峯に降臨し給ひし後、國を覓ぎ求めて、吾田の長屋笠狭の碕に到り給ひ、宮居を此の地に定めて、四方を治め給へり、一日、瓊々杵尊出遊して海濱に幸し給ひしとき、偶々一美人に遇ひ給へり、天孫問うて宣はく、汝は是れ誰

人の女ぞと、その人對へて申さく、妾は是れ大山祇神の女にして、名は神吾田鹿葦津姫、亦の名は木花開耶姫といふものにて侍りと、天孫、また、汝の同胞ありやと問ひ給ひしに、わが姉に磐長姫といふが侍りと申す、瓊々杵尊、乃ち語りて宣はく、われ今汝を以て妻となさむと欲す、汝の意如何と、木花開耶姫命答へて申さく、妾に父あり、願はくは先づわが父に垂問し給はむ事をと、よりにて瓊々杵尊は、この事を大山祇神に告げ給ひしに、大山祇神大に喜び、尊を請じて、饗接大に勉め、その二女、磐長姫、木花開耶姫をして、百机飲食を持ちて進め奉らしめたり、瓊々杵尊、磐長姫の醜くして、妹なる木花開耶姫の容姿美麗なるを愛で、遂にこれを娶りて妃と定め給ふ事となりぬ、是に於いて、磐長姫大に慙ぢ給ひて、詛ひてのたまはく、天孫若し妾を斥け給はずしで召し給はば、生めらむ兒は、磐石の常磐堅磐なるが如くに、その壽命は永からむを、今かく妾を召し給はずして、妾が妹開耶姫を召し給へり、されば、今より後、其の生めらむ御兒は、木花の開きて容易く散り亡せむが如くに死になむと宣へり、故これによりて、是れより後、今に至るまで、天皇の御命も、顯しき蒼生の壽命も、木花のしぼらく榮えてまた衰ふるが如くに、皆長命なること能はざるに至りしものなりと、古事記、日本書紀に傳へたり、古事記、日本書紀

【齋主神】 齋主神はまた齋之大人とも號す、すなはち經津主神の別名なり、下總國香取郡なる香取神宮にはひ祀る大神にして、その御名は、日本書紀の一書に、天神遣經津主神武甕槌神使平定葦原中國云々、是時齋主神號齋之大人、此神今在乎東國、檝取之地也と見え、また延喜式に載せたる春日祭の祝詞に、香取坐伊彼比主命と載せたり、此の神は、武甕槌命と共に、天孫降臨に先立ちて、この國に降下し、天神の詔命を大己貴命に傳へて、其の國土を天孫に譲り奉らしめ、尙二神相共に力を盡して、國內の荒ぶる神どもを征服鎮撫して、以て天孫をして安らかに此の國に降下するを得しめ奉りし偉功有る神なり、その出自につきては、日本書紀に、磐裂根裂神の子、磐筒男磐筒女の生みたまへる子、經津主神と記せり、さて、此の神をば齋之大人とも、また齋主神とも稱し奉るは、此の神、葦原中國を言向けに出で立たし給ひし時に、親ら齋の主となりて、神祇を祭り給ひしに由るものなり、齋之大人といふ名、やがて齋主といふ御名となりしなり、我が國の古代には、軍陣の首途、または邊國を鎮撫せむが爲めに出で立つ時には、必ず其の道の口にして、忌翁を置る神祇を齋ひ祭りて、行く先の平安を祈り、其の事の成功を常とせり、此の事記紀の中に、その實例見えたり、例へば古事記の孝靈天皇の條に、大吉備津日子命と若建吉備津日子命と、二柱

相副して、針間の氷河の前に、忌翁を居ゑて、針間を道口として、吉備國を言向和し給ひしこと見え、崇神天皇の條に、大毘古命が、天皇の命によりて、波邇邇安を討ちに出で立ちし時、丸邇坂に忌翁を居ゑて赴きしよし見えたるが如き、是れなり、かく軍の首途に、その主將たる人の齋主となりて、神祇を祭れるは、我が國の古俗にして、彼の神武天皇が大和に入らむとし給ひしとき、朕親ら顯齋をなさむと宣ひて、道臣命を以て齋主となして、神祇を祀りたまへるが如きも、亦實にこの一例なりとす、されば、この經津主神も、その葦原中國を言向けに出で立たさむと爲給へるとき、親ら齋主となりて、忌翁居ゑて、神祇をいはひ祀り給へるからに、かくは齋主神とは稱へ奉れるなりけり、鈴木重胤翁の説に、伊波比の言に、齋み慎むこと、鎮め平げ定むる意とあり、齋主神と申すも、清潔にして神を祀り給へると、猛威を震ひて、葦原中國を平げ定め給へると、二義を兼ねたる御名なりけりとあり、此の神をいはひ祀れる神社は、下總の香取神宮、今官幣大社を第一とし、春日大原野吉田の三社、春日は官幣大社、大原野吉田は官幣中社、上野の貫前神社、陸前の鹽竈神社、共に國幣中社、以下の諸國にその數甚だ多し、殊に、この神の餘烈遺徳は、東國より東北の地方に及べりしかば、この神を祭れる社は、この地方にいと多し、古事記、日本書紀、延喜式、祝詞講義、日本書紀、通

釋古事類苑なほこの神の御事歴につきては、經津主神ツシマノミコおよび武甕槌神タケウヅチノミコの項を併せ見て知るべし。

【磐麻呂卿】 御事蹟明かならず、

【磐余彦尊】 神武天皇の御諱なり、くはしくは神日本磐余彦尊と申し奉るなり、神といふも、日本といふも、意明かなるが、磐余彦と申ししは、大和の地名に依りし御名なるべし、御事蹟は、神武天皇の項を看て知るべし、

【伊吹戸主神】 この神は、大祓詞の中にも、氣吹戸坐須氣吹戸主止云神、根國底之國爾氣吹放氏半云々と見えたる神にして、氣吹とは息を以て吹くことなり、即ち、この神は、世の中の人々の過ち犯しけむ種々の罪穢れ、凶事禍のすべてを息以て吹き放ち、除き去りたまふ神にしておはせり、倭姫命世記に記するところによるに、多賀宮一座、豐受荒魂也、伊弉那伎神、所生神名、伊吹戸主、亦名曰神直日大直日神と見えて、伊吹戸主神は即ち大直日神と同一神なりといへり、これに就きて本居宣長翁の説に、「多賀宮は伊勢、外宮の別宮高宮なり、是を豐受荒魂といへるは、心得ねど、伊吹戸主を直毘神なりといへるは、後世人はさらに思ひよるまじき事なれば、こは必ず古き傳説なるべし」といはれたり、直日神は、直からざるを直し、穢れ凶々しきをば、淨め、正しくし、禍を直したまふ神なれば、その神徳は全くこの伊吹戸主神の、あらゆる罪穢れをば、息もて吹き放ち遣りて、罪穢れをはらひ去り給ふと相同じきによりて考ふれば、直日神とこの伊吹戸主神と同一神なりとの傳説は、まことに然る事なるべしと考へらる、なほ、本居宣長翁は、諾冉二神の、國生み竟へ給へる後に生み給へる、天之吹男神といふ神も、この伊吹戸主神と同神にてましますなるべしと言はれたり、延喜式倭姫命世記、古事記傳、大祓詞後釋」

【今木神】 今木神は、他の久度古開比咩神の三柱と併せて、平野の神として、山城國葛野郡衣笠村なる官幣大社平野神社にはひ祭る大神なり、此の今木神は、もと大和國田村の後宮にありしを、桓武天皇の延暦十三年に、平安の奠都あると同時に、今の地に遷し祀られたるものにして、この神の著はれさせ給ひしは、實に此の御時よりの事と謂ふべし、さて、この今木神につきては、古來諸説ありて、或は今木神は日本武尊におはしまして、即ち源氏の氏神にてましませりといひ、或は今木と申す名義は今食にて、世俗に稻を粟にて貯へ置きたるを新に磨て米にしたるを今磨と云、その意にて、今磨の御饌の義なるべし、その御食を焚く竈なる故に、忌火の御竈の御靈を今木神と申奉るなりとて、久度古開の神と共に、この今木神をも、竈神なりといふ

説もあり、されど、伴信友氏の蕃神考の説に、袋草紙に載せたる「白壁の皇子のみを母の祖父こそ、平野の神の曾孫なりけれ」といふ歌と、平野祭に大枝和の二氏が見參に預る事とより推して、今木神は、桓武天皇の御母高野新笠の御生家高野朝臣すなはちもとの和史の祖先をまつりたるものなり、換言すれば、桓武天皇の外戚家の祖神を祭りたるものなりと論定せし説當に從ふべきが如し、されば、桓武天皇の延暦元年十一月に、田村後宮の今木大神に從四位上を奉られしをはじめとして、仁明天皇の承和三年に、從四位上今木大神に正四位上を授け奉り、嘉祥三年に、更に從三位を授け奉り、文徳天皇の仁壽元年十月には、使を平野神宮につかはし給ひて、正三位今木大神をば從二位に上せたまひ、清和天皇の貞觀元年正月には、更に正二位を授けたまひ、同年七月、また從一位に上せ貞觀六年七月には、遂に正一位を加へたまひし事國史に見えたり、平野にはひまつれる四柱の神々の中にて、この今木神最も重きをなし給へる事、以て知るべきなり、延喜式、二十二社註式、平野神社祭神考、蕃神考、續日本紀、續日本後紀、文徳實錄、三代實錄、古事類苑

【今宮大神】 今宮天神とは、京都紫野なる今宮にはひ祀れる神にして、もと紫野社と稱し、疫神を祭れり、今、諸國に今宮大神として疫神を祀れるは、皆この紫野の神

を遷しまつれるものなるべし、紫野の今宮の創始につきては、日本紀略にその記事見えたり、一條天皇の正暦五年六月廿七日、爲疫神修御靈會、木工寮修理職、造神與二基安置北野船岡上、屈僧令行仁王經之講説、城中之人招伶人奏音樂、都人士女賫持幣帛、不知幾千萬人、禮了送難波海、此非朝議起自巷説と見え、さらに、同天皇の長保三年五月九日、於紫野祭疫神號御靈會、依天下疾疫也、是日以前、神殿三字、瑞垣等、木工寮修理職所造也、又御輿、内匠寮造之、京中上下多以集會此社、號之今宮、と見えたり、紫野の今宮の祠、この時を以て成れりし事、これによりて知るべし、而して、いはゆる今宮の稱は、新しき社の意なる事、いふまでもなし、この時、藤原長能が詠める歌、後拾遺集に載せたり、今よりはあらぶる心ましますな、花の都に社さだめつ、日本紀略、神名帳考證、大日本地名辭書

【彌足功績道根大人命】 本居内遠大人の項を見るべし、

【伊夜比古大神】 伊夜比古大神とは、今も越後國西蒲原郡彌彦村に鎮座したまふ彌彦神社にいはひまつる大神なり、こは延喜式の神名帳に、越後國蒲原郡伊夜比古神社、名神大と載せたる社にして、當國の一宮として、崇敬遠近に篤く、北國有數の大神なり、現今國幣中社なり、祭神は、天香山命なり、史を案するに、仁明天皇の天長十年

七月、越後國蒲原郡伊夜比古神を名神に預らしむ、これ彼の郡早疫有る毎に、この神雨を致し、病を救ひたまへるによりてなり、仁明天皇の承和九年、无位伊夜比古神に従五位下を授け奉り、清和天皇の貞觀三年更に従四位下を加へ奉られしよし、國史に見えたり、延喜式續日本後紀三代實錄古事類苑なほ祭神天香山命に就きては、別にその項あれば、看るべし、

【伊豫親王】イヨシノミ 伊豫親王は、古へより八所御靈の神の一柱として祀られたまへり、伊豫親王は、桓武天皇の皇子にして、御母は夫人藤原吉子なり、これ亦八所御靈の神の一柱として祀られたまふ、藤原夫人の項を見よ、延暦十五年、帶劔を聽され、既にして四品の位に叙し、三品に進み、式部卿また中務卿に任ず、性優雅頗る管絃を善くしたまひしかば、御父桓武天皇の寵鍾一方ならず、一とせ秋の半、天皇獵くらに出で立たせ給ひ、親王の山莊に立寄り、酒飲み興じ給ひし事有りけり、日暮れ景佳きとき、偶々鹿鳴の呦々としてきこえければ、天皇歌を詠じ、群臣に命じてこれに和せしめ給へり、かくてその後も屢々親王の山莊に幸したまひけり、かゝりし程に、平城天皇の大同年十月、藤原宗成といふ者、親王に勸めて、潜に不軌を謀りしが、親王はもとより之を拒みて、從ひ給はざりき、然るに、大納言藤原雄友この事を聽き知り、急ぎ右大臣

藤原内麻呂に訴へければ、親王大に懼れ給ひて、遽に宗成が反を勸めまゐらせし狀を奏し給ひぬ、こゝに於いて、朝廷は、宗成を左衛士府に繋ぎて、これを按驗せしに、宗成申していはく、首として反逆を謀りしものは伊豫親王なりと、左近衛中將安倍兄雄は、固く親王の罪なきを保證したりしかど、天皇遂に聽し給はず、遂に兄雄および左兵衛督巨勢野足等をつかはして、兵を率ゐて、伊豫親王の第を圍ましめ、詔してその親王の號を奪ひ、御母夫人藤原吉子と共にこれを河原寺といふに徙して、一室の中に幽閉し、飲食をも通せず、また別に宗成雄友およびその黨與をも、流罪以下に處せられたり、親王と御母藤原氏とは、俱に藥を仰いで死に給へり、時人これを哀しみ奉れりといふ、弘仁元年、嵯峨天皇御疾有り、これ親王母子の祟に由るにあらずやとて、その爲めに僧十人を度し、その母藤原氏の爲めに僧二十人を度して、これを禳ひたまひしことあり、弘仁十年には、詔して親王の號を復したまへり、皆その怒を鎮めむが爲めなり、淳和天皇の即位の後、また僧空海僧戴榮等に命じて、橘寺にて佛經を講せしめ、田および道場の支具を喜捨し、以てその冥福を弔はしめたまへり、仁明天皇の承和六年、勅使をつかはして、その墓前に就きて、詔命を告げしめていはく、贈二品伊豫親王、早く柘館を捐て、長へに泉臺を掩ふ、福祿の融らざるを悼み、倚伏の側

り難きを悲しむ、既に前詔に追榮すといへども、逾當年に増飾せむと欲す、宜しく榮班を贈りて以て幽寇を賁すべしと、かくて、一品の位を贈らせたまへり、この後清和天皇の貞觀五年に、御靈會を神泉苑に修したまひしとき、伊豫親王および御母藤原夫人も亦預りたまへり、京都の下御靈社は實に親王および御母藤原吉子夫人を祀れるものにして、その怨靈を祀り和めむが爲めに創設せられたる社なり。

桓武天皇

伊豫親王

繼枝王

藤原吉子夫人

高枝王

繼枝王は從四位下に上り給へり、高枝王は父の罪を受け給ひしとき、兄弟と俱に遠流に處せられ、流離轆轤を盡されしが、嵯峨天皇即位の後、父親王の無辜なりしを哀しみ、諸子を赦して京師に歸らしめ、さきに没入せられし父の資財田宅を返し賜りしかば、高枝王乃ち兄弟と議してこれを均分せられたりといふ、高枝王は位從三位に上り、官因幡守より宮内卿に累進す、その性寛弘にして書を空海に學びて巧に、また琴をもよくせりとぞ、日本紀略類聚國史續日本後紀文德實錄大日本史なほ藤原夫人の項をも參看せよ。

【伊和大神】

伊和大神とは、延喜式神名帳に播磨國宍粟郡伊和坐大名持御魂神社、

名神大と見えたる神にして、今同郡神戸村に在り、國幣中社に列せり、大己貴命を祀れること、言ふまでもなし、播磨風土記に傳説するところによれば、宍粟郡伊和村は、本名神酒村ともいへり、大己貴神、酒をこの村にて醸みたまひしかば、よりて神酒村といふなり、また於和村といふは、大己貴神、國作り訖りたまひて後、於和といひて鎮りましき、これ於和村といへる所以なりと、要するに、この地方も大己貴命の夙く開拓したまひし地方なること、播磨風土記に載せたる他の傳説等によりても知らる、さて三代實錄によるに、清和天皇の貞觀元年正月廿七日、播磨國伊和坐大名持御魂神に從四位下を授け奉り、陽成天皇の元慶五年六月廿九日、播磨國從四位下勳八等伊和坐大名持御魂神に正四位下を授けたまへるよし見え、延喜式の制には、これを名神大に列せられたり、中世以降、この神社を以て播磨の一宮となし、伊和大明神と稱せり、但し峯相記といふ書に、一宮伊和大明神は、宍粟郡伊和郷に坐す云々、當國第一の宮として、正一位を授けらると見え、たれど、この神に正一位を授け奉られたること、何時なるを知らず、姫路の町なる伊和神社を始め、その他の石和神社は、いづれもこの神を分靈し奉りたるものなり、延喜式、播磨風土記、三代實錄、神祇志料、古事類苑

【倉稻魂命】 倉稻魂命は穀物を護り幸ひたまふ神にておはす、この神の出自に就きては、日本書紀の所傳と古事記の所傳との間に相違あり、日本書紀の一書には、伊弉諾尊與伊弉冉尊共生大八洲國、然後伊弉諾尊曰、我所生國、唯有朝霧而薰滿之哉、乃吹撥之氣化爲神、號曰級長戶邊命、亦曰級長津彥命、是風神也、又飢時、生兒號倉稻魂命と見えて、この神を以て、伊弉諾尊の飢ゑませる時に生み給ひし御兒なりとせり、然るに、古事記には、故是以其速須佐之男命、宮可造作之地、求出雲國、云々、又娶大山津見神之女名、神大市比賣、生子大年神、次宇迦之御魂神とありて、大年神と宇迦之御魂神とは、素盞鳴尊が、大山津見神の御女神大市比賣をめとりて生みたまへる所なりとせり、倉稻魂の三字を、うがのみたま」と訓むべきは、書紀に、倉稻魂此云宇介能美拖磨と見え、本居宣長翁も、介は書紀に加の假字に用ひたり、氣の假字に用ひたる例なしと云はれたるにて知らる、かく、この神の出自に關する記紀の所傳の相異なるより、後世或は書紀の倉稻魂命と古事記の宇迦之御魂神とは、同名異神なりといふ説を立つる學者もありて、鈴木重胤翁の如きは古事記にいはゆる素盞鳴尊の御子宇迦

之御魂神といふは、實は大年神の亦の御名なりとさへ述べられたり、されど吾人は、この神の出自に就きては、かく古傳に二説有りとして、其の儘に措くを以て、むしろ妥當なる事なりと信ずるものなり、さて、此の神の御名の義に就いて考ふるに、宇迦は、保食神、豐宇氣毘賣神などの御名の宇氣と同一の語にして、また大宜都比賣神、御食津神などの御名の氣とも同じく、共に食、即ち我れ等生民の均しく食ひて生くべき穀物の事をいふなり、また宇迦之御魂の魂とは、その功德を稱へて申したる名にして、此の神は、すべて穀物即ち食を掌り主はきまします神にまして、その恩賴をば、普ねく天下の人民に被らしめたまふ神にておはするより、やかで倉稻魂神、宇迦之御魂神とは、稱へ奉りしなり、古事記、日本書紀、古事記傳、日本書紀傳、さて、この神は、かく穀物主宰の大神にましますより、これをいはひ祭りて、恩賴を仰ぎまつれる神社諸國にいと多かる中に就きて、最も世に聞えたるは、今も山城國紀伊郡深草村の稻荷山の麓に鎮座まします稻荷神社、即ち是れなりとす、こは延喜式の神名帳に、山城國紀伊郡稻荷神社、三座、並名神大と載せたる社にして、今は官幣大社に列せり、祭神は寔にこの倉稻魂命と佐田彥命、大宮能賣命とにまします、後世、諸國に奉祀する稻荷の社は、殆ど皆この稻荷の神を分祀勸請せしものにして、隨つて、それ等の稻荷

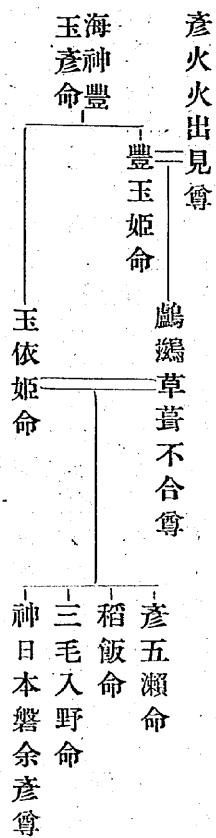
社は、皆この倉稻魂命をいはひまつれるは、もとより言を俟たざるところなりとす、また東北地方に最も著れたまへる羽後飽海郡鳥海山なる大物忌神社の祭神も亦この倉稻魂命にておはします、(大物忌神)の項を見るべし、この社は、今國幣中社に列せり、なほ、此の倉稻魂命と若宇迦乃賣命と、同一神にまします由の説につきては、若宇迦能賣命の項に記したるところを看て知るべし、(延喜式神祇拾遺神祇志料古事類苑)

【宇賀能賣命】 この神は若宇迦能賣神および豊宇迦之賣神と同神なり、若といふも、豊といふも、皆稱めていへる添辭なり、若宇迦能賣命および豊宇迦之賣神の項を看るべし、

【宇賀比賣神】 宇賀能賣命と同神なり、

【鷓鴣草葺不合尊】 彦波瀲武鷓鴣草葺不合尊は彦火火出見尊の御子にして、御母は海神の女豊玉姬命なり、御母豊玉姬命、海濱に産室を建て設けて、尊を産み給ひしとき、彦火火出見尊に告げて、我が御兒産む様をば、な見給ひるとのたまひしに、火火出見尊竊に垣間見給ひしかば、豊玉姬命恥ぢ恨みて、海神の國へと去り歸りたまへり、日本書紀の一書に、この御兒の御名を彦波瀲武鷓鴣草葺不合尊と申すは、彼の海

濱の産屋は、全く鷓鴣の羽を以て葺けるに、その葺未だ葺き合はせざるに、はやくもこの御兒生れたまへるが故によりて、かく名づけ奉れるなりといひ、尙他の一書には、御母豊玉姬、大に恨み給ひて、その遁げ歸り給ふときのたまへらく、吾が言を用ひ給はずして、かくも我れに辱を見せ給へり、故に今より以往は、妾が奴婢の君の處に至らむものは、奉還し給ひそ、君の奴婢の妾が處に至らむもの、亦還さじとて、遂に眞床覆ふ衾と草とを以て、その御兒を裹みて、これを波瀲に置きて、海に入りて去り給ひしより、この御名を負ひたまへるなりと記せり、さて彦波瀲武鷓鴣草葺不合尊は、この御姨玉依姬命をめとりて妃となしたまひ、その間に彦五瀬命、稻飯命、三毛入野命、神日本磐余彦尊を擧げたまへり、この神日本磐余彦尊と申すは、すなはち神武天皇にておはしますなり、葺不合尊崩じたまひて、これを日向の吾平山上陵に葬り奉れり、(日本書紀)



鷓鴣草葺不合尊を祀れる神社は、日向國南那珂郡宮浦なる鷓鴣神社これなり、この社はもと鷓鴣権現と稱せしが、明治七年改めて鷓鴣神社といひ、現今官幣大社に列せり、この地豊玉姫命の葺不合尊を生みたまへる海濱の産室の舊趾なりといふ説あり、日本書紀通證にいふ、正通曰、海濱、日向國宇止濱也、重遠曰、産室舊蹟在日向國那珂郡海濱、號宇止磐窟、宇止即鷓鴣殿也、また鹿藩名勝考にいふ、那珂郡宮浦村鷓鴣濱、鷓鴣殿、日本紀曰云々、是鷓鴣草葺不合尊降誕之處也、海濱有大巖窟、南向窟中建廟祀尊也、中略、或云鷓鴣とは産殿なり、鷓鴣の羽の義に見えしは、古傳の語次のまゝなりと、

〔古事類苑〕

【保食神】 この神の御名を、うけもちのかみと訓むことは、書紀に、保食神、此云宇氣母知能加微と見えたるにて知らる、釋日本紀に、私記を引きて、この神の御名の義を釋していはく、私記曰、問、讀宇氣母知、其義如何、答、師說、保猶保持也、宇氣者、食之義也、言是保持食物之神也、と見えたり、この説の如くに、宇氣といふは、御食津神、大宜都比賣神などの氣、豐宇氣毘賣神の宇氣、または倉稻魂神の宇賀などと同じく、皆食すなほち食つ物を、總稱する語にてあるなり、されば、保食神は、われ等生きとし生けるもの、日毎日毎に食ひて生くべき食つ物を、宰りたまふ神にておはしますなり、この神

に關する傳説は、日本書紀の一書に見えたり、曰はく、伊弉諾尊、三柱の御子に、勅任してのたまはく、天照大御神は高天之原を御すべし、月夜見尊は日に配びて天事を知らすべし、素盞鳴尊は滄海原を御すべしと、既にして天照大御神天上にましまして、のたまはく、葦原中國に保食神ありと聞く、宜しく爾月夜見尊就きて候よと、月夜見尊、勅を受けて降ります、已に保食神の許に到り給ふ、保食神乃ち首を廻して國に嚮ひしかば、則ち口より飯出づ、また海に嚮ひしかば、則ち鱈廣、鱈狭、また口より出づ、また山に嚮ひしかば、則ち毛龜、毛柔、また口より出づ、その品々の物悉く備へて、百机に貯へて、饗たてまつる、是の時月夜見尊、忿り作色してのたまはく、穢はしきかな、鄙しきかな、寧口より吐ける物を以て、我れに養ふべけんやと宣ひて、廻ち劔を抜き、て撃ち殺したまひつ、然して後に復命申し、具さに其の事を言したまふ、時に天照大御神、大に怒りてのたまはく、汝は是れ惡しき神なり、今よりは相見じとのたまひて、乃ち月夜見尊と、一日一夜隔て離れて住みたまふ、是の後、天照大御神、また天熊人を遣して、往きて看しめ給ひしに、是の時保食神已に死り給へりしが、其の神の頂には、牛馬成り、願の上に粟生り、眉の上に蠶生り、眼の中に稗生り、腹の中に稻生り、陰に麥及び大豆、小豆生れり、天熊人悉くに取り持ち去きて奉る、時に天照大御神喜びての

たまはく、是の物どもは、皆顯見蒼生の食ひて活くべきものなりとのたまひて、乃ち粟稗麥豆を以て陸田種子となし、稻を以て水田種子となし、又よりて天邑君を定め、その稻種を以て始めて天狹田および長田に殖えしめ給ひしに、その秋の垂穎は、八握穂にしなひて、甚快かりき、また口の裏に墮を含みて、すなはち絲を抽くことを得たまへり、これより始めて養蠶の道ありと、此の傳説の如くば、保食神は、たゞに稻麥粟稗豆等の如き、吾人の一日も缺くべからざる穀物を成生したまへる神にておはしますのみならず、又養蠶の道をも創め給ひて、衣裳作成の業をもはじめ給へる神にておはしますなり、日本書紀、釋日本紀、なほ、平田翁、鈴木重胤翁、飯田武郷翁等の諸説は、皆この保食神を以て大宜都比賣神と同一神なりとなすのみならず、これ等の諸説にありては、保食神も、大宜津比賣神も、倉稻魂命も、豊宇賀能賣命も、若宇迦能賣命も、はた豊宇氣毘賣神も、皆同一神にてましませりとせり、玉櫛、日本書紀傳、日本書紀通釋、なほ、大宜都比賣神の項を併せ看るべし、

【宇佐八幡大神】 宇佐八幡大神とは、今も豊前國宇佐郡宇佐に鎮座まします宇佐神宮に齋ひ祀る大神なり、こは延喜式の神名帳に、豊前國宇佐郡八幡大菩薩宇佐宮名神大、および比賣神社、名神大、および大帶姫廟、神社、名神大と載せたる三神を總稱

するものにして、現今官幣大社なり、祭神は、譽田別尊、比賣神、息長帶姫命の三柱にてまします、よりて又八幡三所大神ともいへり、扶桑略記等によるに、欽明天皇の御宇、この神宇佐郡菱形の池邊に小兒と現じ、大神、比義に對して、われは、人皇第十六代譽田天皇廣幡八幡麻呂なり、わが名をば、護國靈驗威力神通大自在王菩薩といふと告げ給ひしによりて、比義私にこの神を祀り奉りしに起源すといふ、東大寺要録に載するところの弘仁十二年の太政官符に據れば、護國靈驗威力神通大菩薩の號は、光仁天皇の天應の初に上る所にして、大自在菩薩は、桓武天皇の延暦二年の託宣に出でたりといふ、而して、八幡大菩薩と連稱するは、始て新抄格勅符抄の延暦十七年の官符に見えたり、これ等菩薩號あるは、その全く佛教盛行の結果に由るものなること、言ふまでもなし、而して、比賣神と申し奉るは、或は田心姫命、湍津姫命、市杵島姫命の三神にして、宇佐の地主神なりともいひ、或は神武天皇の御母玉依媛命なりともいひ、或は譽田別尊の後神なりともいふ説あり、古事類苑、聖武天皇の天平三年、大神朝臣田麻呂の奏によりて、官幣に預り、同十二年、軍事を以て勅使を遣し、神寶および封廿戸を奉り、同十八年、天皇の御疾を祈り奉りしに、驗有りかば、三位に叙し、封四百戸、水田二十町を奉る、また、東大寺の佛を造る事を神に祈り、黄金を求め給ひしに、神

託していはく、黄金方にこの土に出でむ。唐に使を遣す事なかれと、後陸奥より黄金を奉るに及びて、其の金を本社に奉り給ひき。孝謙天皇の天平勝寶元年十一月、大神の神教によりて、奈良の京に至りて、東大寺の佛を拜みたまふ事あり。蓋し八幡大神の崇敬は、この時代において始めて其の高潮に達したりしものゝ如く、又當時朝野一般に佛教の盛行せし時代なりし事とて、この神と佛教との習合説も、その間に自ら行はれたるものと思はる。さて、この年十二月、大神に一品の位を、比咩神に二品の位を授け、翌二年二月には先に奉れる封戸水田の外に、更に大神に封八百戸、位田十町、比咩神に封六百戸、位田六十町を寄せ給ふ事とせられしが、この後神託に従つて、常神田の外は、皆これを朝廷に返し奉りしを、淳仁天皇の天平寶字八年に至りて、又二十五畑を奉り給ひき。稱徳天皇の神護景雲三年、天皇、僧道鏡を寵幸して、皇位をこれに譲らむとし給ふや、和氣清麻呂に詔して、まづ大神の神教を承けしめ給ひぬ。清麻呂、宇佐に詣り、神寶を捧げて祈り奉らく、今大神の教へ給はむ事は、これ朝廷の最大最重事なり。願はくば神異を示し賜はれよと、大神大に威靈を耀し給ひて、託宣してのたまはく、我が國は開闢のその初より、君と臣との分定りて、臣の君となる事なきなり。天日嗣には必ず皇孫命を立て奉るべし。道鏡何者ぞ、敢へて天位を望み奉る

は、無道の者は速に之を掃除すべきなりと、清麻呂かへりて、具に此の事を奏し奉りしかば、その事遂に寝みたりき。この他、神異甚だ多し。嵯峨天皇の弘仁十四年、詔して、大神および比咩神の社に准へて、新に大帶姫命の社をも造らしめ給へり。凡三所として仕奉る事實に此にはじまる。仁明天皇の天長十年、和氣眞綱をして、御劔幣帛を奉りて、新に即位ましまし、由を告げ給ふ。眞綱は清麻呂の子なり。これより後、歴代即位の時、および國家の大事災變有る時には、必ず奉幣の使を宇佐神宮に遣して、幣帛を奉りて之を奉告せらるゝ事例となれり。これを宇佐使といふ。中に就きて、歴代即位を告ぐる時の奉幣を、一代一度の奉幣と稱し、其の使には、必ず和氣氏の五位以上の者を充てらるゝ事その例なりき。文徳天皇の天安二年、比賣神を一品に叙せられ、清和天皇の貞觀十二年に至りて、大中臣國雄を遣して、新羅海賊の事を祈らしめられたる事あり。その詞の中に、掛卷も畏き大菩薩は、我が朝の顯祖と御座して、食國の天下護賜ひ助賜ふ。然らば則ち、他國異類の侮を加へ亂を致すべき事を、何で聞食して警め賜ひ拒ぎ却け賜はずあらむ。掛卷も畏き大菩薩、國內の諸神だちを唱道き賜ひて、未發向の前に、沮み拒ぎ排し却け賜へ。若し賊の謀已に就りて、兵船必來べくあらば、境の内に入れ賜はずして、遂に還し漂ひ没め賜ひて、我國の神國と畏れ憚り

來れる故實を澆たし失ひ賜ふな云々の語あり、亦以てこの神の朝廷より崇敬を受け給へる事の極めて篤く、且つ神威靈驗極めて著しくましまし、事を知るべきなり、これより先、貞觀元年、大安寺の僧行教奏して、宇佐八幡の大神を、山城國男山の地に勧請せむことを乞ひしかば、木工允橋良基をして、宇佐の社に准じて、神殿六宇を造營せしめられ、翌年、遂に大神をこゝに分靈勧請し奉る事となれり、これ即ち石清水八幡宮なり、從來宇佐宮に對せし朝廷の崇敬は、これより更に亦この男山八幡宮にもおよび、朝廷の男山八幡に對する崇敬は、特に重く、これを稱して或は我朝の太祖といひ、或は宗廟と稱せらるゝにまで及び、遂に賀茂石清水を以て、伊勢神宮に亞ぎたまふ大神となし、併せて三社と稱するに至る、されば、この宇佐の八幡は、石清水の本つ社にましますば、朝廷は、伊勢神宮に亞ぐ第二の宗廟として、この神を崇敬し給ひ、この火災に罹り給ふや、山陵に准じて廢朝あり、その祭祀の中にも、放生會および行幸會は、共に盛儀をきはむ、また弘仁年中に、大神、朝臣、宇佐、公の二氏を以て、この社の宮司となすべく定め給ひしより、後世永くその制を改むる事なかりき、東大寺要錄、續日本紀、日本後紀、三代實錄、宇佐託宣集、神祇志料、古事類苑、

【牛御子神】

牛御子とは、日吉山王の二十一社の内、中七社の第二にまつれる神なりといふ、或は牛尊ともいふ由、日吉山王新記、耀天記に見えたり、

【表筒男神】

この神の御名を、書紀には表筒男神と記し、古事記には上筒之男命と記せり、日本書紀の一書に、磐土命と見えたる神、亦同じ神なり、さて此の神は、伊弉諾神、黄泉國に到りて穢を得給ひし後、筑紫の日向の橋、小門の阿波岐原に至りて禊祓を爲たまへる時に、水の上にて禊をし給ひし際に成りませる神なり、この時の事を古事記に記して曰はく、伊邪那岐大神云々、於是上つ瀬は瀬速し、下つ瀬は瀬弱しと詔りごち給ひて、初めて中つ瀬におりかづきて、滌ぎ給ふ時に成りませる神の御名は、云々、次に、水底に滌ぎ給ふ時に成りませる神の御名は、底津綿津見神、次に、底筒之男命、中に滌ぎ給ふ時に成りませる神の御名は、中津綿津見神、次に、中筒之男命、水の上。に。滌。ぎ。給。ふ。時。に。成。り。ま。せ。る。神。の。御。名。は。上。津。綿。津。見。神、次に、上。筒。之。男。命、此の三柱の綿津見神は、阿曇連等の祖神ともいづく神なり云々、其の底筒之男命、中筒之男命、上筒之男命、三柱の神は、墨江之三前之大神なり」と見ゆ、日本書紀の説、また異事なし、即ち、この表筒男神は、同時に成り給へる中筒男神、底筒男神と共に、相並びて、後には住吉神としていつき祀られ給へるなり、住吉の地名は、初めは「すみのみえ」と呼びし事、古事記にも見えたる如くなれど、後には「すみよし」と稱せり、この三神を住吉の大

神として茲に鎮祭するに至りしは、神功皇后の御時なり、皇后の新羅征伐の師を起し給ふや、三神軍に従ひて皇軍を導きたまへり、その凱旋の時に至りて託宣ありて、大津渟中倉長峽に留らむことを求め給ひしかば、由りてその地に社を造りて鎮祭し給へり、これ即ち攝津の住吉神社の起原なりとす、されば古來この神を以て海路守護の大神と仰ぎ、航海者は特に崇敬し奉れり、別に「住吉大神」の頃あり併せ看るべし、なほ攝津國の住吉神社の外に、この神を祀れる神社にして最も名高きは、長門國の住吉神社および壹岐國の住吉神社なりとす、亦「住吉大神」の項を看るべし、

【表津少童命】 この神の御名をば、日本書紀には、表津少童命と書き、古事記には、上津綿津見神と書けり、この神は、伊弉諾神、筑紫の日向の橘、小門の櫛原に至りて、水中に濯ぎて禊祓を行ひ給ひしとき、その水の上に濯ぎ給ひしときに、表筒男命と共に成り出給ひし神なり、其の時の事情を古事記に記していはく、伊邪那岐大神詔りたまはく、吾はいなしこめしこめき穢き國に到りてありけり、故れ、吾は、御身の禊せなとのり給ひて、竺紫の日向の橘、小門の阿波岐原にいでまして、禊ぎ祓ひたまひき云々、是に、上つ瀬は瀬速し、下つ瀬は弱しとのりごち給ひて、初めて中つ瀬におり、潜きて滌ぎたまふ時に成り座せる神の御名は云々、次に、水底に滌ぎ給ふ時に成りませ

る神の御名は、中津綿津見神、次に中筒之男命、水の上に滌ぎたまふ時に成りませる神の御名は、上津綿津見神、次に上筒之男命、この三柱の綿津見神は、阿曇連等が祖神ともちいつく神なり、故れ、阿曇連等は、この綿津見神の御子、宇都志日金拆命の子孫なり云々と見ゆ、さて此の綿津見神に、底津中津上津の別ちあるは、専らその成り出給ひし機縁に因りての事にてもとより同功一體の神にておはしますべきは、言ふまでもなき事なり、而して、これ等の三柱の綿津見神は、共に海神にましまして、海を主はき掌り、はた護りたまふ神々なり、本居宣長翁の説に、綿は海津は助辭にして、見は毛知の約りたるにて、海津持てふ意なり、山を主はき給ふ神を山祇といふが如くに、この神は海を持ちたまふ故に綿津見とはいふなりと云はれたり、されば、此の三柱の神をば、古來海上守護の神としていつき祭れり、播磨國明石郡垂水村なる海神社は實にこの底津綿津見神、中津綿津見神、上津綿津見神三柱をいつき祀れる社にして、延喜式の神名帳に、播磨國明石郡海神社三座並名神大と載せ、現在は官幣中社に列せり、神祇志料に本社縁起を引いて云はく、神功皇后三韓を征けて還りましし時、俄に暴風起りて危かりしかば、皇后綿津見神三座を祭りしに、風波忽ち静りきと有るは、古傳と聞えたりといへり、三神の海上守護の大神にてましますを想へば、さも

有りけむかしと思はる、また筑前國に志賀海神社あり、延喜式の神名帳に、筑前國糟屋郡志賀海神社三座並名神大と載せたるもの、即ちこの社なり、三柱の祭神は、すなはち底津綿津見神、中津綿津見神、上津綿津見神にておはします、萬葉集卷七に、ちはやぶる金のみ崎を過ぎぬとも吾れは忘れじ、牡鹿の須賣神と詠みしは、正しくこの神なり、舊事本紀に、底津少童命、中津少童命、表津少童命、此三神者、阿曇連等、齋祀、筑紫斯香神と記せり、果して然らば、この古事記に、此三柱、綿津見神者、阿曇連等之祖神、以伊都久神也と記せるも、主として此の筑紫の志賀の三神の事をいへるものなるが如し、この神社の所在地即ち志賀島は、和名抄のいはゆる糟屋郡志珂郷に屬せりと雖も、その傍近に阿曇郷有り、蓋し阿曇氏の部族の本據たるべきこと、更に疑なし、志賀島の地たる、北は玄海の洋を控へて、遠く遐域に望み、右は早鞆の瀬戸を通じて、瀬戸内海に到るの要衝に位せり、海神三柱の神のはやく爰に鎮り給ひし事、神慮頗る深遠なるもの有りて存するならむ、古事記、日本書紀、舊事本紀、延喜式、萬葉集、和名抄、古事類苑

【表津小龍命】こは表津少童命の事なる事明かなり、この神、海神にましませばとて、小龍命と書きしなるべし、然れど、小龍と書く事、古典に見えず、少童命と書く方、妥當なるべし、

【厩戸皇子】厩戸皇子は、用明天皇の第二の御子にして、御母は間人穴穗部皇后なり、皇子、また豊聰耳命とも申す、その厩戸と名づけ奉りしは、御母穴穗部皇后、懷妊して厩屋の戸に巡り行き給ひしとき、俄にこの御子を産み給ひしより、かくは名づけ奉れるなりと傳ふ、日本書紀、太子傳曆、なほ御事蹟につきては、豊聰耳命の項に記したれば、就きて看るべし、

【湍土煮尊】亦の御名、湍土根尊、この神の御名を、日本書紀には、湍土煮尊と記し、古事記には、宇比地邇神と記せり、いはゆる神世七代の神の中にして、湍土煮神、沙土煮神の男女二神、相並びて成りませる神にておはす、而して、この二神の亦の御名を、湍土根尊、沙土根尊とも申す、由、書紀の注に見えたり、この神の御名の意義につきて、古事記傳の説に、いはく、宇は泥なり、後世の歌などに、泥を宇伎と云へることあり、是れなり、須は、土の水と分れたるを云ふ、されば、湍土とは、かの浮脂の如くなる物の、潮と土と混漚て、未だ分れざるをいひ、沙土とは、その潮と土と漸く分れたるをいふ、書紀には、土と作られたれば、土形築、埜などの比地にて、土の總名に取れるなり、邇は、土の惣名にして、粘たる土を埜といひ、赤

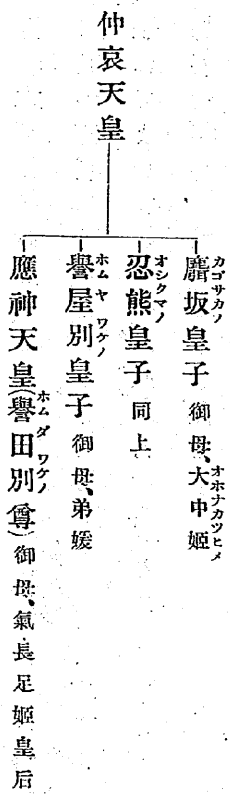
き土を赭セキといひ青き土を青丹アヲニといふ類多しといへり然るに飯田武郷翁は煮は、一の御名に根とあれば同じく尊稱なりさらば塗土煮尊は彼の漂へるもの潮と土と混淆て未だ分れざる程の御名沙土煮尊は其物の漸く分れて沙土となる程の御名なりけりといはれたり古事記日本書紀古事記傳日本書紀通釋

【宇倍大神】宇倍大神とは今も因幡國岩美郡宮下村に鎮座したまふ宇倍神社にいつき祀る大神にして祭神は武内宿禰命にておはすこの社は延喜式の神名帳に因幡國法美郡宇倍神社名神大と見えたる社にして其の後當國の一宮として崇敬淺からざりしが現今は國幣中社に列せり祭神の御事歴につきては別に武内宿禰命の項あれば就きて見るべし因幡民談といふにこの宇倍神社に武内宿禰命を祀れる緣由につきて記していはく當國に武内大臣を祭り殊に是れを敬ひ一國の大神とすることは大臣當國の夷を平げ始めて當國を靜謐せられし故其の功勞を顯し一國柱礎の大神とし廟を宇倍神社と號す見えたり仁天皇の嘉祥元年宇倍神に從五位を授け奉り即ち官社に預らしめ清和天皇の貞觀四年五月に正五位上を加へ同十二月從四位下に叙し奉る同十年從四位上を賜ひ十三年正四位下を加へ十五年正四位上を授け十六年從三位に上せ奉り陽成天皇の元慶二年正三位を授

け給ひしこと國史に見ゆその神主には世々伊福部氏を任せられたりきといふ續日本後紀三代實錄延喜式神祇志料古事類苑

お

【應神天皇】應神天皇は御名は譽田別尊ホノタノワケノミコトと申す仲哀天皇の第四子にましまして御母は氣長足姫皇后すなはち神功皇后にておはす天皇のいまた胎中に坐し時御母氣長足姫尊親ら大軍を率ゐて新羅を征し給ひ還りて天皇を筑紫に生み給へりその産れましし時腕上に肉の軛クハの形に似たるものありしかば因りて御名を譽田別と稱し奉れりこは上古の俗軛を褒武多といひしによれりと日本書紀に記せりまた古事記にはこの天皇の御名を大軛和氣命オホクハノケノミコト亦名品陀和氣命ホノタノケノミコトと記しなほ此の太子の御名大軛和氣命と負はせる故は初め生れませる時に御腕に軛なせる矣ありし故に其の御名に著けまつりきと記せりまた日本書紀の一書及び古事記に天皇皇太子にてましましし時笥飯大神を拜し給へる事ありしが其の時大神と太子と其の御名を相易へ給へるよし記せり



この天皇は、既に母後の胎中に坐し、時より、父帝の後を承けて天位に参り給ふべく、定め給へる御方なりければ、後世またこれを胎中、天皇とも申し奉れり、さて、御母氣長足姫尊、新羅より凱旋ありて、筑紫にて天皇を産み奉りし後、天皇を奉じて、百僚群臣と共に、豊浦宮に至り、はじめて仲哀天皇の喪を發し、梓宮を奉じて、京に還り給へり、然るに、この時、天皇の庶兄、麿坂忍熊の二皇子、兵を擧げて、天皇を播磨に要せしかば、兵を遣はして、まづ麿坂皇子を討たしめ、また武内宿禰をして、天皇を奉じて、南海より紀伊に至り、之より進んで、忍熊皇子の軍を撃たしめ給ふ、忍熊皇子、遂に敵せずして、討たれ給ひしかば、譽田別尊いよいよ皇嗣の位に定め給ひ、御母氣長足姫尊は、朝に臨みて政治を攝し給ふ事となりぬ、これより後、皇后の攝政前後六十九年にして、崩じ給ひしかば、天皇乃ち即位し給へり、是の時に當りて、三韓既に降附來貢し、皇威四方に及び、高麗百濟新羅任那等の諸方外人の來歸するもの、年々に多く、文學

は傳來し、工藝美術また盛に傳へられ、國富み兵強く、皇威の宣揚せしこと、殆ど前古に比なし、天皇在位四十一年にして崩す、これを河内の惠我藻伏山岡陵に葬り奉れり、古事記、日本書紀、延喜式、豊前の宇佐八幡宮、山城の男山八幡宮をはじめとし、諸國に祀れる八幡宮は、皆、天皇と天皇の母、氣長足姫命と、比賣神とをいはひ祀れるものなり、なほ、八幡大神の條を併せ看るべし、

【淤迦美神】 古事記に、素盞鳴神の御子八島士奴美神の御子布波能母遲久奴須奴神、この淤迦美神の女、名は日河比賣を娶りて、深淵之水、夜禮花神を生み給へるよし見えたり、おがみとは、書紀に、龍の字を書き用ひて、我が上古にては、すべて龍蛇を崇拜してこれを、おがみと云へり、豊後風土記に、球珠郡、球草郷、此村有泉、昔景行天皇行幸之時、奉膳之人、擬於御飯、令汲泉水、即有蛇、謂於簡美、於是天皇勅云、必將有臭、莫令汲用、云々と見えたるにて、蛇類を於簡美といへることを知らる、本居翁は、萬葉集卷二に、『吾が崗の於可美に言ひて、落らせつる、雪の摧けし、彼所にちりけむ』とある歌などによりて思ふに、この神は龍神にて、雨をふらす神なり、といはれたる如く、諸國に祭れる意賀美の社は、皆、雨を降らせ水を司る神として、これを祀れるものなり、意賀美神を祭れる神社は、諸國に多し、例へば、京畿にては、河内國石川郡大郡於賀美神

社、同茨田郡意賀美神社、また和泉國和泉郡意賀美神、同日根郡意賀美神社などは皆延喜式の神名帳に載せたり、また淤迦美神に、高靈神および闇靈神ありて、大和國吉野郡なる官幣大社丹生川上神社の祭神は、實にこの高靈神・闇靈神にましませり、なほ「高靈神」・「闇靈神」の條をも併せ看るべし、「古事記」延喜式「古事記傳」神祇志料」

【興玉命】 興玉命は、猿田彦命の御事なりとも、また猿田彦命の苗裔にして、伊勢の宇治、土公の遠祖なる大田命の亦の御名なりとも云へり、大田命は、垂仁天皇の御時に、倭姫命の、天照大御神を戴き奉りて、その鎮り坐すべき地を求めて伊勢國に到りまし、時に、五十鈴、川上の地を教へ申し給ひし人なるよし、皇太神宮儀式帳倭姫命世記、神皇正統記等に見えたり、

【奥津甲斐辨羅神】 この神は、伊弉諾神の、筑紫の日向の小門の阿波岐原にて、禊祓を行ひ給ひしとき、その左の御手の手纏を投棄ち給へるときに、奥疎神、奥津那藝佐毘古神と共に成り出で給へる神なり、この神の御名の義を、古事記傳に釋して、奥は海の奥、甲斐は間にて、山間を峽といふが如く、辨は方、羅は語の下に添へたる助辭にて、甲斐辨羅とは、奥と波限落との間方といふ意の御名なりといへり、「古事記」古事記傳【奥津彦命】 この神の御名を、古事記には、奥津日子神と記せり、素盞鳴神の御子大

年神、天知迦流美豆比賣を娶りて、其の間に、奥津日子神と奥津比賣命とを生み給へる事、古事記に見えたり、なほ、この神の事は、次の「奥津姫命」の項を併せ看て知るべし、

【奥津姫命】 亦の御名、大戸比賣神、この神は、奥津彦神とおなじく、素盞鳴尊の御子大年神の御子にして、母は天知迦流美豆比賣なり、古事記に、この神たちの事を記して、大年神(中略)又娶、天知迦流美豆比賣生子、奥津日子神、次、奥津比賣命、亦名、大戸比賣神、此者諸人以拜、竈神者也、見たり、この「此者諸人以拜、竈神者也」の一句は、奥津姫命のみにかゝる辭なるか、はた奥津彦、奥津姫二神にかゝる辭なるかに就きては、疑なき能は、舊事本紀には、奥津彦神、奥津姫命、此二神者、諸人拜、竈神者也、明かに二神を竈神といふよしに記せり、されど、本居翁は、その古事記傳において、「こゝに竈神と云は、比古神比賣神二柱を指せるか、はた比賣神一柱か、定かならず、舊事紀には、此二神者とあれど、例の依り難し、若し二柱を指していはゞ、此二柱、神者とあるべき例なり、そのうへ、大戸てふ名も、比賣神にのみあれば、竈神は、此の一神(奥津姫命)のみ云ふか、されど、なほ定めがたく、ぞおぼゆる」と言はれたり、さて、この奥津姫命の亦の御名を、大戸比賣神といふは、戸は、竈のことなり、黄泉戸、喫、または竈火などの「へ」皆おなじ語なり、この神の竈を守りた

まふ神なること、その御名にても、又古事記に、此者諸人以拜竈神者也とあるにても明かなり、古事記、舊事本紀、古事記傳、なほ竈神の項をも參看すべし、また右に述べたる奥津姫と名はおなじくして、全く異なる神あり、たとへば、延喜式神名帳に見えたる能登國鳳至郡、奥津比咩神社、邊咩比咩神社、の奥津比咩の神などは御名は同じくあれど、別神なり、この奥津比咩神社といふは、輪島より海上二十里北なる舩倉島にありて、舩倉島は舊名沖津島といふ、その神名によりて考ふるに、奥津邊津の二神、恐らくは海神ならむ。

【瀛津島姫命】 筑前國宗像郡の奥津宮に鎮りたまふ神をいふ、瀛の島に鎮りたまふ姫神なれば、この御名あるなり、古事記の所傳には、多紀理毘賣命、亦御名、謂奥津島比賣命云々、多紀理毘賣命者坐智形之奥津宮、次市寸島比賣命者坐智形之中津宮、次田寸津比賣命者坐智形之邊津宮とありて、奥津島姫命は、すなはち多紀理毘賣命なりとあれど、日本書紀卷一の一書の所傳には、市杵島姫命、是居于遠瀛云々といひ、また瀛津島姫命亦名、市杵島姫命とありて、古事記の所傳と全く相異なれり、本居宣長翁は、古事記に多紀理毘賣命亦御名、謂奥津島比賣命とあるを置き替へて、市寸島比賣命亦御名、謂奥津島比賣命とすときは、書紀の諸傳に合ふべしといはれたれど、

鈴木重胤氏は、古事記の所傳を以て正しきものとすべしと言はれたり、古事記、日本書紀、古事記傳、日本書紀傳

【氣長足姫尊】 氣長足姫尊は、後に諡して神功皇后と申す、この尊の御名を、日本書紀には氣長足姫尊と記し、古事記には息長帶比賣命と記せり、御父は開化天皇四世の孫氣長宿禰王にして、御母は但馬守の弟但馬日高が女葛城高類媛なり、幼にして聰明叡智、容貌壯麗にましまし、が仲哀天皇の三年、立ちて皇后となり給へり、仲哀天皇の紀伊より穴門に幸し給ふや、皇后また角鹿敦賀より北海を廻りて、天皇と穴門の豊浦宮に會し給ひ、こゝに駐り給ふ事數年の後、更に大蘇を筑紫の樞日宮に進めて、熊襲の征討を謀り給へり、時に神有り、皇后に誨へて宣はく、天皇何ぞ熊襲の服せざるを憂へむ、是れ簪の空しき國なり、豈に兵を煩すに足らむや、別に寶國有りて、金銀彩色に富めり、これを新羅國といふ、若しよく吾れを祭り給はば、及に血らずして、その國自ら服ふべく、又熊襲も自ら平ぎなむと申し給へり、されど、天皇これを信じ能はず、既にして熊襲を撃ちて、克たずして還り、後急に樞日宮に崩じ給ひぬ、皇后氣長足姫尊、乃ち大臣武内宿禰と謀り、人心の沮喪せむことを防がむが爲めに、天皇の喪を祕して發せず、密に武内宿禰をして、梓宮を奉じて、海路より穴門に至りて、豊

浦宮に殯せしめ給ふ、皇后天皇の神教に隨ひ給はずして早く崩じ給へるを傷み、よりて自ら神教のまにまに財寶の國なる新羅を征せむと志し給ひ、まづ群臣百寮に命じて罪を解ひ過を改めしめ、また齋宮を小山田邑に造りて、神祇をいはひ祀りたまひ、また別に吉備鴨別を將として、専ら熊襲の征討に當らしめ、親らは軍を率ゐて、韓國を征せむと決し給ふ、皇后、檀日浦にいたりて、髪を解きて海に臨み、祈りて宣はく、吾れ今、神祇の教を被け、皇祖の靈に頼りて、滄海を渡りて、躬ら西方を征せむとす、こゝに今、頭髮を海水にすゝがむに、若し驗有らば、髪自ら分れて、兩つとなれと、即ちその髪を海水に洗ぎ給ふに、自ら兩つに分れぬ、皇后乃ち其の分髪を結びて、男装となし、群臣に詔して宣はく、それ師を興し、衆を動すは國家の大事なり、安危成敗實に斯に存す、今、吾れ婦女にして、また不肖然れども、豈く男装して強ちに雄略を起す、上は神祇の靈を蒙り奉り、下は群臣の助に藉りて、兵甲を振して、峻浪を度り、艦船を整へて、以て財の土を求む、若し事就らば、群臣共に功有らむ、若事就らずば、吾獨り罪有らむと、群臣皆申していはく、皇后天下の爲めに計り給ふ、臣等いかでか詔を奉せざらむやと、既にして大兵を率ゐて、和珥津より發し、直に新羅に抵り給ふ、新羅王波沙寐錦神兵の至れるをきき、大に驚き、素組面縛して出で降り、叩頭誓ひていはく、今よ

りして後、永く西蕃と稱して、調貢を奉獻せむ、東より出づる日西より出で、阿利那禮河逆に流れ、河石天に上りて、星辰となるにあらずば、敢へて春秋の朝貢を闕かざらむと誓ひ、又その子、微叱己知波珍干岐を人質とし、金銀彩色綾羅縑絹を多くの船に載せて、これを奉獻せり、次いで、百濟および高麗の二國もまた、新羅の日本に歸服せるよしをきき、使をつかはして降順す、こゝに於いて、三韓みな我が朝廷の保護を仰ぎ、永く西蕃として、わが國に朝貢することとなれり、世にこれを神功皇后の三韓征伐といふ、さて、皇后は、新羅を服して、直に筑紫にかへり給ひしが、筑紫にて皇子を産みたまへり、これ即ち譽田別尊にして、後に應神天皇となり給へる御方なり、皇后、譽田別尊を奉じて、倭に還り、磐余の若櫻宮に都したまひしが、この時、皇子いまだ年少くましまし、かば、これより後、皇后政を攝し給ふこと六十九年に及べり、かくて皇后の崩後、譽田別尊位に即き給へり、これを應神天皇と申す、皇后をば、狹城盾列陵に葬り奉れり、後世諡して神皇功后と申し奉れるは、まことに能くこの尊の御功業をたゞへ奉つるに適へるものと謂ふべし、古事記、日本書紀、皇后氣長足姫尊の、仲哀天皇の崩後、國事を摠べて、外征の大事に當り給ひ、譽田別皇子の生れたまひしよりは、之を輔けて、親ら朝に臨み、制を稱して、攝政し給ひし事は、上に述べたる所の如し、然

るに日本書紀に神功皇后紀を立てしより、後世の歴史、悉く神功皇后を以て歴代天皇の列に加へ奉り來りしを、水戸の大日本史に、皇后を后妃傳に列せしより、史論永く定りぬ、其の論にいはいはく、按、仲哀之崩、天下無主、皇后奉遺腹以號令四海、稱胎中之帝、然應神既生、宜立爲天子、而立爲太子、名實不正、皇后疑乎、即眞矣、後世徒見其迹、遂列皇統、世次大失、舊史之旨、古事記歷叙帝王治天下、直以應神接仲哀之後、不數神后、至於日本紀、則特書曰攝政元年、其義亦嚴矣、且女主即眞、如推古持統、皆稱天皇、而皇后則否、其後議定追諡、亦曰神功皇后、而不奉天皇之號、由是觀之、其不宜列于帝紀、審矣、といへり、なほ八幡大神の項を併せ看るべし、

【弟橘媛命】 弟橘媛命は、また橘媛とも申す、日本武尊の后にして、穗積氏忍山宿禰の女なり、日本書紀、日本武尊の景行天皇の詔命を奉じて、東夷征定に出で立たせ給ふや、命また從ひ給へり、日本武尊既に駿河の賊を平げ、進みて相模に入り、上總に渡らむとし給ひしとき、海を望みて、高言してのたまはく、これ小き海のみ、立跳りても渡りつべしと、既にして、海中に至り給ふに及びて、暴風忽に起りて、尊の船漂蕩して、渡り給ふべからずなりぬ、是の時、尊に從ひ給へる弟橘媛命、日本武尊に啓してのたまはく、今風起り浪暴びて、御船危し、これ必ず海神の御心なるべし、願はくは、妾の身を以て、王の命を贖うて、海に入りなむとて、直に身を跳して、海中に入り給ひぬ、不思議や、風は治り、浪は平ぎて、尊の船は、恙なく岸に著きたり、故れその海を馳水といふと、日本書紀に記せり、走水の海は、實に今の相模國三浦郡の海なり、古事記にも、この時の事を記してはいはく、それより幸して、走水の海を渡ります時、その渡神、浪を興て、船廻ひて、え進み渡りまさす、こゝに、其の后、名は弟橘比賣命、白したまはく、妾御子に代りて、海中に入りなむ、御子は所遣の政、遂げて、覆奏まをしたまふべしとて、海に入り、まさむとする時に、菅壘八重、皮壘八重、繩壘八重を波の上に敷きて、その上に下りましき、こゝに、其の暴浪、自ら伏ぎて、御船え進みき、かれ其の時、后の歌は、せる御歌、

さねさし相摸の小野に燃ゆる火の

火中に立ちてとひし君はも

故七日ありて、後、その後の御櫛、海邊によりたりき、乃ちその御櫛をとりて、御陵を作りて、治め置ききと、弟橘媛命の、日本武尊に對する忠貞愛憐の情、實にこの一首の御歌の中にあらはる、されば、日本武尊の蝦夷征定の功を畢へ給ひて、皇師をかへし、常陸を過ぎ、武藏上野を歴て、碓日坂に迷りたまひし時、遙かに東南を願望して、弟橘媛命を追懐したまふの情、禁じ難く、三歎して、吾孀はやとのたまひしもの、寔に理なり

と言はざるべからず、日本書紀「弟橘媛の御名の弟は淤登多那婆多といふときの淤登と同じく、美たる稱なり、橘は、この近き御世に、常世國より渡來せし、珍らしきものにて、當時に賞めもてはやし、物なれば、これを以て御名に附けたまへるものと見ゆ、また、この命の御櫛を藏めて御陵となしたりといふは、何處なるらむ、延喜式神名帳に、上總國長柄郡に橘神社ありて、後世に吾妻大明神といへり、こは陽成天皇の元慶元年五月從五位上勳五等橘樹神に正五位下を授け、八年七月、正五位を賜ふと、國史に見えたる神なり、此の地方の人々は、これこそ橘媛命の御櫛を收めて御墓を構へ作りし所なれど、今に傳説せりといふ、古事記、日本書紀、三代實錄、延喜式、神祇志料、

【大麻比古大神】 大麻比古大神とは、今も阿波國板野郡板東村に鎮坐し給ふ、大麻比古神社にいつき祀れる大神にして、この社は、延喜式の神名帳に阿波國板野郡大麻比古神社、名神大と見えたる神社是れなり、當國の一宮として、大麻大明神と稱し來りしが、今は國幣中社に列せり、この祭神大麻比古神につきては、古來諸説あり、或は猿田彦命なりといふ説もあり、神名帳頭註、一宮記、或は天太玉命なりといふ説もあり、諸國神名帳、或は天富命なりといふ説もあり、神名帳考證、而して、平田篤胤翁または栗田寛博士等の説は、この神を以て阿波國の忌部の祖なる天日鷲命なりとな

すにあり、古史通、神祇志料、天日鷲命は、諸神を率ゐて、穀麻を殖ゑ給ひし功ある神にましまして、この神を大麻比古神と稱し奉りしにやとも思はるれど、天日鷲命を祀れる神社は、この阿波國には、別に忌部神社とて、大社の有るあれば、この神社にいつき祀れる神は、恐らくは天日鷲命にてはあらざるべし、古事類苑に引用せる大麻比古神社考證といふ書に、野口年長著、此ごろ弘化五年安房國安房郡瀧口村下立松原神社の神主高山上總介忌部宿禰義陳の系圖を見しに、天日鷲命—大麻比古命、又名津咋見命、又云津杭耳命、(中略)これによれば、津咋見命の又の御名を、大麻比古命と申て、天日鷲命の御子神に坐せりと見えて、大麻比古神は津咋見命なりと推斷せり、この説従ふべきなり、はじめ、天祖天照大神の天石窟に隠り給ひし時、思兼神の謀議によりて、天日鷲命、津咋見神をして、穀木を殖ゑしめ、以て白和幣を作りて大神を祀り給へるよし古語拾遺に見えたり、同書にいはく、素盞鳴神、奉爲日神、行甚無狀、云々、天照大神赫怒、入于天石窟閉磐戸、而幽居焉、云々、爰思兼神深思遠慮、議曰、宜令太玉神率諸部神造和幣、云々、令長白羽神、伊勢國麻績祖種麻、以爲青和幣、令天日鷲神、津咋見神、穀木種殖之、以作白和幣、是木綿也、云々、逮于神武天皇東征之年、云々、建都橿原、經營帝宅、云々、天日鷲命之孫造木綿及麻并織布、仍令天富命、率日鷲命之孫求肥饒地、遣阿

波國カマヤク殖穀麻種其裔今在彼國當大嘗之年貢木綿麻布及種々物所以郡名爲麻マ殖之緣也。然からば津昨見神のこの國にいつき祀られ給ふ事深き緣由有りといはざるべからず。清和天皇の貞觀元年に阿波國從五位下大麻比古神に從五位上を授け、同九年に正五位上を加へ、陽成天皇の元慶二年に從四位下に叙せられ、同七年に從四位上に叙せられし由國史に見えたり。古語拾遺三代實錄古事類苑

【大荒明神】大荒明神は大里郡新會村新戒村社古權神社に祭る。今神社明細帳によるに鎌倉右府の時秦河勝の末新開荒次郎忠氏此地に要害を築き祖神大荒明神を勸請し傳來の武器を櫃に入れ社の下に納むと古老の口碑に傳ふとありと見ゆ。吾妻鏡建久四年五月二十九日の條に曾我十郎祐成五郎時致の兩人源賴朝が狩場の陣を冒して工藤左衛門尉祐經を殺ししがこの日御前の庭上にて曾我の兄弟を召し出して狩野介新開荒次郎の二人夜討の宿意を尋問せし由記せり。この地を新開といひしにより此處に居りし荒次郎も新開を以てその氏の稱となししか。そはともあれ右の口碑によれば大荒明神はもと此の地に居住せし新開氏の祖神として祀れるものなる事は知らる。されどその他は今これを知るに由なし。神社明細帳、吾妻鏡

【大雷神】大雷神は伊諾冉尊の黄泉國に到り給ひしときに其の御身の邊に成り出でたまへる八種の雷神の中の一柱なり。古事記日本書紀

【大市姫命】大市姫命は古事記に神大市比賣と見えたる神にして、大山津見神の女なり。素盞鳴尊に嫁ひたまひて、大年神オホトシノカミおよび宇迦之御魂神ウカノミタマノカミを生みたまへり。古事記

素盞鳴尊
大年神
大市姫命
宇迦之御魂神

倉稻魂神クラノミタマノカミを祀れる稻荷社にはその父母にておはします素盞鳴尊、大市姫命をも併せ祀れりといふ説あり。また延喜式の神名帳に伊勢國安濃郡大市神社あり。蓋しまた神大市比賣命を祀れるなり。延喜式古事類苑神祇志料後世市姫の神といふをば、賣買商估の事を護り幸ひたまふ神なりとして之を祀ることあり。爲頼朝臣集といふに、今の左大辨の御子のいかに大わりごの蓋にいちひめのかたちなど書けるところに市姫の神のいがきのいかなれやあきなひものに千代をつむらむと見えたり。此の市姫の神といふは單に市を護りたまふ神なりといふより市姫と申したまふにて右に述べたる大市姫命とは別神なるべしと思はるれど、なほ倭訓栞などにはいちひめのかみ市を守り給ふなりと云へり。大山祇の女大市姫也といひ、一説に、

市杵島姫命なりといふなど見えたり暫く参考として茲に之を附記す、
【大國主神】亦の御名大己貴命葦原醜男神八千戈神大國玉神顯國玉神

大國主神の御系統につきましては古傳に二説ありて一には素盞鳴尊の六世の御孫なりといひ一には素盞鳴尊の御兒なりといへり大國主神と申す御名の意義について本居宣長翁の説に名義は天の下を伏へて宇志波久神と云ふ意なりその處を宇志波久人を宇志といふ主は之宇志と云ふことなりといはれたるが如くにこの神あまねく國中を平定し國土を經營し給ひて此の葦原中國の主とも主と定まり居たまひて天の下を主はきましましよりやがて此の御名をば負ひたまひしものなり鈴木重胤翁の説にこの大國主神と稱へ奉る御事は天下を經營らし坐て國土を主領き給ふよしの御名なるが故に書紀の一書及び記共に大國主神亦名云々と書されてこの御神を以て主と立る事なるには深き所以あるものなりけり書紀の正書には大己貴神と記されたる此はその大神の本御名にて總てにわたれるをこの大國主神と申し奉るは御父大神の詔に爲大國主神と依さし給へる御言を戴きたまひて終にその功業を成就し給へる御言にし有ければ其の數多おはします御名の中にはかばがり重く尊き御名はあらざりけり見えたりなほこの神の御

事歴につきましては大己貴命の項に載せられたれば見るべし古事記日本書紀古事記傳日本書紀傳

【大口眞神】大口眞神は當國縣社三峯神社の攝社御假屋神社にまつる神にして當神社の御使者は狼にして之を御眷屬と稱せり

【大宜都比賣神】大宜都比賣神につきましては古事記に伊邪那岐命伊邪那美命二柱神云々既生國竟更生神故生神名云々次生大宜都比賣神と見えてこの神の諾冉二尊の御子にておはします事は明かなりさて御名の義は宜は大宜と連くる故にげと濁音なれども實はげにして食の義なり天食または御饌などいふときの食なり食はまた宇氣ともいふ豊宇氣毘賣神保食神などの御名の宇氣すなはち是れにしてまた食物の義なり宇氣また一轉して宇賀ともいふ倉稻魂神といふときの宇賀すなはちこれなりさればこの大宜都比賣神はわれ等一般人民の苟くも生きとし生けるもの食ひて生くべき食物の事を宰りたまふ神にておはします事はその御名によりても知らる古事記に素盞鳴尊を出雲國に追ひやらひ給はむとせし事を記したる條に記していはくこゝに八百萬神共に議りて速須佐之男命に千位置戸を負せまた鬚を切り手足の爪を抜かじめて神やらひにやらひき又食物を大氣

津比賣神に乞ひたまひき、こゝに大氣津比賣鼻口また尻より種々の味物を取り出で、種々作り具へて進つるときに、速須佐之男命、その態を立伺ひて、穢汚もの奉るとおもほして、乃ちその大宜津比賣神を殺したまひき、故れ殺されたまへる神の身に生れるものは頭に蠶生り、二つの目に稻種生り、三つの耳に粟生り、鼻に小豆生り、陰に麥生り、尻に大豆生り、故れこゝに神産巢日御祖命、これを取らしめて種となしたまひきと見えたり、然らば、この大宜津比賣神は、稻麥粟大豆等の如き、田畑に植ゑ作りて、この天の下の國民の食物とすべき穀物の種子を成生したまへる神にておはしますのみならず、また蠶をも成生したまひて衣服作る事をも創めたまへる神にておはす事、知るべし、さて、この大宜津比賣神が、素盞鳴尊に斬られたまひしとき、蠶稻麥豆粟稗等を成生し給へりといふ傳説に、全く相同じきのみならず、大宜津比賣の御名の食と、保食神の御名の宇氣と、同一語なるより、この二神は同一神にておはしませりといふ説あり、平田篤胤翁の玉だすき、鈴木重胤翁の日本書紀傳、飯田武郷翁の日本書紀通釋等の諸説、皆然りとす、尙、これ等の諸説にありては、大宜都比賣神も、保食神も、倉稻魂神も、若宇迦能賣命も、

豊宇迦能賣命も、大御膳神も、豊宇氣毘賣神、登由氣大神も、皆これ同一神にましませりとなせり、古事記、日本書紀、玉響書紀傳、書紀通釋、なほ、保食神の項を參看すべし、

【大鷦鷯尊】 大鷦鷯尊は、仁徳天皇の御名なり、日本書紀には、大鷦鷯尊と記し、古事記には、大雀命と記せり、御事歴は、仁徳天皇の項に記せり、看るべし、

【大地主神】 大地主神とは、倭、大國魂神の御事なり、そは、大倭神社註進狀に、傳聞、倭

大國魂神者、大己貴神之荒魂、與和魂、戮力一心經營于天下之地、建造大造之績、在大倭豊秋津國守國家、因以號曰倭、大國魂神、亦曰大地主神とあるにて、明かなり、古事記には、この神の御名を、大國御魂神と記して、素盞鳴神の御子なる大年神が、神活須毘神の女伊怒比賣を娶りて生み給へる御子なりといへり、倭國に鎮りたまへるが故に、また倭大神とも申し、今も官幣大社、大和神社にいつき祀れり、さて、この神の御名を、大國魂神と申す所以は、この神、大國主神を助けて、この國土を經營統治し給ひし功德の、いと多くおはしましたのみならず、永く倭の國に鎮り居まして、國土鎮護の威靈を顯はしたまふ大神にてましますに依るなり、かの大國主神即ち大己貴命をも、日本書紀に、一名大國玉神といひ、古語拾遺に、大國魂神とあるは、またその國土經營の大功業によりて得たまひし御名にして、この神と同名なれども、とより異神にて

ましませば思ひ混ぶること勿れと本居翁もいはれたるが如しさればこの神の亦の御名を大地主神と申すもこの大八洲國の全土を守護し給ふ神なるよりの御名なる事知られぬべしさてこの神の御事は日本書紀崇神天皇六年の條に是れより先天照大御神倭大國魂の二神をば並に天皇の大殿の内にはひ祭り給ひしが其の神威の程を畏み奉りて共に住みたまふ事を安からず思召し乃ち天照大御神をば豊鍬入姫命に託けまつりて倭笠縫邑に祭らせ給ひまた倭大國魂神をば淳名城入姫命に託けて祭らせ給へり然るに淳名城入姫命髪落ち體瘦せて祭り給ふ事能はざりきと見えなほ同七年の條に更に神誨に因りて市磯長尾市を以て此の神を祭る主と定め給へるよし見えたり尙垂仁天皇紀二十五年の條の一書にも是の時倭大神穗積臣の遠祖大水口宿禰に著りて誨へたまはく大初の際に期りけらく天照大神は悉くに天原を治しめさむ皇御孫尊は専ら葦原の中國の八十魂の神を治めまさむ我れは親ら大地官を治めむと言已に訖へぬより我れをいはひ祭り給へと諭し給ひしかば天皇乃ち大倭直の祖長尾市宿禰に命じてこれを祭らしめ給へるよし見えたりかくて是れより後永く大和國市磯邑に鎮坐したまふ事となりて大神と大倭とは大和國における二大崇祀として歴代の崇敬殊に篤かりき延喜

式の神名帳に大和國山邊郡大和坐大國魂神社三座並名神大と見えたるは即ちこの神にして相殿の二座は八千弋神と御歲神となり今は官幣大社に列せり文徳天皇の嘉祥三年に大和大國魂の神階を進めて從二位を授け清和天皇の貞觀元年に大和國從二位勳三等大和大國魂神に從一位を授け奉られしよし國史に見えこの後寛平九年に更に正一位をこの神に授け奉られたる由大倭神社注進狀に見えたり古事記日本書紀延喜式文徳實錄三代實錄大倭神社注進狀古事類苑

【大年神】 大年神は素盞鳴尊の御子にして御母は大山津見神の女大市比賣なりこの大年神と宇迦之御魂神とは共に大市比賣命の生み給へる神にして共に穀物守護の神にましませり大年をまた大歳とも書けりこの大年神の御子に御年神ありまた穀物守護の神にておはすさて大年神の御名の意義について本居宣長翁の説にいはいはく大は例の稱へ名年は田寄なり多余をつづめて登となるさて余世を余佐志とも余志とも云る例古へに多し然か云ふ故はまづ登志とは穀のことにて其は神の御靈以て田に成して天皇に寄奉り賜ふゆゑに云へり祈年祭の祝詞に皇神等能依左志奉牟與津御年乎云云八束穗能伊加志穗爾皇神等能依左志奉者云々とあるを以て知るべしかくて此の神は此の穀の事に大なる功ましまし故に此御

名を負ひ給へるなり、さて諸國に大歳神社といふが多かるは、此神を齋へるも有るべく、又その處々にて、穀の事に功有りし神を、然か稱へ名づけて祭れるもあるべし云々といはれたり、延喜式神名帳に載せたる大和國高市郡大歳神社二座、および和泉國大島郡大歳神社は、この神を祭れる社にして、また山城國乙訓郡大歳神社、大と見えたるも、この神を祭れる社なり、曾丹集に御阿禮ひく賀茂のみとしる引植ゑて、今はた年の神をいのらむと詠めるは、この大歳神社の神なること明かなり、古事記、延喜式、古事記傳

【大戸之道尊】 大戸之道尊の御名を、古事記には、意富斗能地神と記せり、こは神世七代の神々の中の一柱にして、大苦邊尊と陽陰相並ばして成り出給へる神なり、日本書紀に、この神をまた大戸摩彦之尊とも申し、また大富道尊とも申すよしに、記せり、古事記、日本書紀なほ次の「大戸之邊尊」の項を併せ看るべし。

【大戸之邊尊】 この神の御名を、日本書紀には、大苦邊尊、一云大戸之邊と記し、また大戸摩姫尊とも申し、また大富邊尊とも申すよしに記せり、また古事記には、妹大斗乃辨神とありて、この神は前項に記せる大戸之道尊と陽陰相並びて成り出給へる神にして、おなじく神世七代の神々の中の一柱の神にませり、古事記、日本書紀

【大鞞和氣命】 大鞞和氣命は、應神天皇の御諱なり、古事記に、應神天皇の御名を大鞞和氣命亦名品陀和氣命と申すよしを記して、なほ此の太子○應神の御名大鞞和氣命と負はせる故は、初め生れませる時に、御腕に鞞なせる穴ありし故に、其の御名に著けまつりきと記せり、これにて大鞞和氣てふ御名を得たまひし所以は知らる、天皇の御事歴につきては、別に「應神天皇」の項に記したれば、就きて看るべし。

【大鳥大神】 大鳥大神とは、和泉國大島郡大鳥村に鎮坐し給ふ大鳥神社にいはひ祀れる大神にして、すなはち大鳥連の祖神にまします、この神社は、はじめは延喜式の神名帳に大鳥神社、名神大と見えたる一社なりしを、後世に至りて、爾波比、鍬鞍井瀬、濱の四社を合せ祀りて、大鳥五社明神と稱せり、現今官幣大社に列せり、本社祭神につきては、一説には、大鳥神と申すは、日本武尊の白鳥に化し給へるを祭れるものなりとて、日本武尊なりといへど、本社祭神の、大鳥連の祖神天兒屋命にてましますことは、動すべからざる定説なり、新撰姓氏錄、和泉國神別に、大鳥連大、中臣、同祖、天兒屋根命之後也と見えたり、栗田寛翁の考證に、延喜二十年大鳥神社流記の連署に、職事大鳥花押、大鳥花押、大鳥花押、禰宜大鳥花押、神主大鳥花押と見えて、名は記されど、この社に仕ふる神官多くは、天兒屋命の裔にて、大鳥連なる事知るべし、然れ

ば、神名式、大鳥郡、大鳥神社、名神、大月次、新嘗とある神社の神も、同神にますこと著く、泉州志に、昔大鳥、大明神、禰宜、神主皆大鳥氏也、神鳳寺縁起帳云、天古移禰命十一世孫、大野臣、從筑紫來住觀此、則大野臣來大鳥里、齋大鳥神、自稱大鳥姓、奉祖神耶といへるも、古傳のまゝと聞ゆるを、この後に成れる和泉志には、大鳥明神縁起帳といふを引きて、日本武尊の白鳥に附會したる説を擧たるは、誤なるを、今に至ては、其説世に弘まりて、泉州志をとり見るものもなければ、大鳥神社の天兒屋命を祭れりとも知らざるは、いと歎かしき事なり、されど、古書をよく見たらむには、其惑は忽ち開けぬべしと見えたり、さて仁明天皇の承和九年に、和泉國從五位下大鳥神に從五位上を授け、清和天皇の貞觀元年に、和泉國正五位下勳八等大鳥神に從四位下を授け、同貞觀三年に、和泉國從四位下勳八等大鳥神に從三位を授け給ひしよし、國史に見ゆ、なほ和泉國神名帳等には、この神の神階を正一位と載せたり、延喜式、姓氏錄、泉州志、姓氏錄、考證、續後紀、三代實錄、古事類苑、なほ天兒屋命の御事蹟につきては、別に其の項あり、就きて看るべし、

【大直日命】 この神の御名を、古事記には、大直毘神と記し、日本書紀には、大直日神と記し、祝詞式には、大直備と記せり、この神は、伊弉諾神、筑紫の小門の阿波岐原にて

禊を行ひ給ひしときに、神直毘神と共に生れ出でたまへる神にして、その時の事を古事記に記して、伊邪那岐大神云々、こゝに上つ瀬は瀬速し、下つ瀬は瀬弱しと詔り、ごち給ひて、はじめて中つ瀬におりかづきて、滌ぎ給ふ時に、成りませる神の御名は、八十禍津日神、次に大禍津日神、この二神は、かの穢き繁き國に到りまし、時の汚垢によりて成りませる神なり、次に、其の禍を直さむとして成りませる神の御名は、神直毘神、次に大直毘神、次に伊豆能賣神云々と見えたり、されば、この記の文にも見えたるが如くに、この神は、罪穢れ、すべての禍事を取直し、改め直す事を掌りたまふ神に、ましますなり、古事記傳に、これを説きていはく、直とは未だ直からざるを直す意の御名なり、既に直れる意にはあらず、上に爲直とあるを以て、さるとるべし、さればこの神は、穢より清にうつる間に成坐る神にして、直毘とは、禍を直したまふ御靈の謂なりとあるにて、説明は盡きたり、かの延喜式の御門祭の祝詞の中に、咎過在平波、神直備、大直備、爾見直、聞直、坐直、平良氣久安、良氣久令奉仕、賜云々といひ、また、大殿祭の祝詞の中に、齋部宿禰某、我弱肩爾太極、取懸氏言壽、伎鎮奉事、能漏落武事乎、波、神直日命、大直日命、聞直志、見直志、氏平良氣久安、良氣久所知、食云々といひ、また、遷却崇神祭の祝詞の中にも、皇御孫之尊、乃天御舍之内、仁坐須皇神等、波、荒備給比、健備給比、崇給事

無事氏高天之原爾始志事、神奈賀良毛所知食氏神直日大直日爾直志給比氏云々と見えたるなどは、皆この神の靈の恩頼によりて、悪しきを直し正さむことを請ひ祈りたるものとす、鈴木重胤翁の説に、「この神直日神、大直日神は、元は一柱におはすらめども、又各々一神と成り坐せるにて、八十柱津日神、大柱津日神などの例と同例なり」といはれたり、古事記、日本書紀延喜式、古事記傳、日本書紀傳、また伊吹戸主神と大直日神と同一神なりといふ説あり、こは、倭姫命世記に、多賀宮一座、豊受荒魂也、伊弉那伎所生神名、伊吹戸主、亦名曰神直日大直日神、と見えたるをはじめとす、これに就きて、本居翁はいはく、多賀宮は伊勢外宮の別宮高宮なり、これを豊受荒魂と云へるは心得ねど、伊吹戸主を直毘神なりと云へるは、後世人の更に思ひよるまじき事なれば、此れは必ず古き傳説なるべし云々といはれたり、かの大祓詞の中に、伊吹戸主神が罪穢れ禍事どもを悉くに根國底國に氣吹き放つよしに云へるによりて考ふれば、直日神と伊吹戸主神と同一神なりとの説は、寔にさる事なるべし、倭姫命世記、延喜式、大祓詞後釋、

【大己貴命】 亦の御名大國主神、葦原醜男神、八千弋神、大國玉神、顯國玉神、

大己貴命の御系統につきては、古事記及び日本書紀の一書の所傳と、日本書紀本書

の所傳とに、相違ありて、前者は、大己貴命を以て、素盞鳴尊の六世の御孫なりとなし、後者は、素盞鳴尊の御兒なりと記せり、(素盞鳴尊の項を見るべし)この神、異母の兄弟多くおはしましき、これを八十神といふ然かも皆その國を避りて、これを大己貴命の經營に委ね奉りたまへり、これ全くこの神の威徳寛仁におはしまして、且つ勇武他に勝れさせ給へりしによらずんばあらず、はじめ、大己貴命、八十神たちに憎まれ給ひて、殆ど危き程のめに遭ひたまひしことも、屢なりければ、御母刺國若媛命、これを憐れみ給ひて、紀國なる大屋毘古神の許に行かしめむとし給ひしかど、又妨げられしかば、遂に根國なる素盞鳴尊の許に至り給ひぬ、こゝに、素盞鳴尊の御女須勢理媛命おはしまして、相見て夫婦となり給へり、素盞鳴尊またこの神を艱苦に試みまたふ事數度の後、告げてのたまへらく、汝はその持てる生太刀、生弓、矢を以て、八十神を追ひ伏せ、追ひ拂ひて、大國主神となれ、また顯國玉神となれ、而して、また我が女須勢理媛を嫡妻として、宇迦山の山本に宮居たて、其處に居れとのたまひき、是に於いて、大己貴命は、素盞鳴尊の御教のまにまに、その持たせる生太刀、生弓、矢を持ちて、八十神たちをば、或は坂の御尾に追ひ伏せ、或は河の瀬に追ひ撥ひて、これを服し、その他、悉く不逞の徒を平げて、國中を定め、これより愈々國土經營の事に心を凝し

給へり、即ち水利を通ずとては、川を浚へ溝を掘り、田畝を開くとては、堤を築き丘を拓きたまふなど、頗る艱苦を嘗めたまひしが、その出雲の御穂崎に到りたまひし時、船に乗りて海上より寄り來ませる神あり、久延毘古といふもの之を見て、こは神皇産靈神の御子なる少彦名命なりと告げしかば、大己貴命大によるこび、これより少彦名命と兄弟となりて、互に力を戮せ心を一にして、この葦原、中國の經營に盡瘁し給ひぬ、かくて、二神は力を盡して國作りしたまひしのみならず、顯見蒼生および畜産の爲めに、その病を療むる法を定め、又鳥獸昆虫の災異を攘はむが爲めに、その禁厭の法をさへに定め給ひしかば、衆庶悉くその恩賴を蒙り、遠近この神の徳に服従せざるはなし、後世わが國の醫術禁厭の法を學ぶもの、この二神を以て祖神となすは、實にこれに縁るものとす、さて、少彦名命は、この後如何なる故かありけむ、熊野御崎より常世國に渡りたまひぬ、そもそも、この大己貴命の、かく國家經營の大業を成したまひしは、これ全く遠御祖伊弉諾伊弉冉二神の大業を繼承したまひしものにして、また實に御祖素盞鳴尊の遺業を全うせられたるものなりと謂はざるべからず、その神功盛烈なること、げに仰ぎ尊ぶべきなり、されば、其の御功を稱へ奉りて、或は「國造大神」とも、或はまた「天下造らし」大神命とも申し奉りしのみならず、この神

葦原、中國の主とも主と定まり居給ひて、天の下を主はきましまし、かば、やがて又其の御名をば、大國主命とも負ひ給へり、大國主神の項を見るべし、また、この神を、顯國玉神とも、大國玉神とも稱へ奉れるも、この國土を經營したまひし、大なる功德ある神にましますに由り、また、八千弋神と稱へ奉れるは、この神の武き御稜威の、八千と多くの矛を持つてゐるが如き意を稱へし御名なるべし、また、葦原醜男神と申すも、この神の勇猛くましますを稱めて、畏み懼れまつれるより、申し奉りし御名なるべし、この大己貴命の御子、凡百八十一神まします、由、日本書紀に記せり、中につきて、事代主命、建御名方命、味耜高彥根命、下照姫命、賀夜奈流美命など、最も著はれさせ給へり、既にして、高天原にありては、天忍穗耳尊、天照大御神の日嗣を受け継ぎましまし、が、天照大御神、高皇産靈神、勅してのたまはく、葦原、中國は我が子孫の君主たるべき地なりと宣ひて、乃ち葦原、中國に忍穗耳尊を降したまはむとす、されど、大己貴命の勢力、當時甚だ盛なりしかば、先づその國情を視察せしめむとて、はじめに、天穗日命を遣はし給へり、天穗日命、大己貴命の許に至りて、久しく留りて、復命するに及ばず、よりて、其の子、大背飯三熊之大人を遣し給ひしかど、また要領を得ず、乃ちまた、天稚彦命を降し遣されしに、天稚彦命却りて、大己貴命の御女、下照姫命を娶りて、お

のれ葦原中國を馭めむと思へり、而して天稚彥命は遂に天神の反矢によりて誅せられぬ、是に於いて、天神また諸神と議し給ひて、經津主武甕槌の二神を降し遣したまふ、二神乃ち降りて、出雲の伊那佐の小濱に至り、大己貴命に勅を傳へていはく、天照大御神、高皇產靈神、神胤を降して、この國に君臨せしめ給はんと欲し、先づ我れ等二人を遣して、駈除平定の任に當らしめらる、今汝の心果して如何にぞ、まさにこの國を避り奉るべきや否やと、大己貴命對へてのたまはく、當に我が子事代主命に問ひて、然かして後に報答せむと、この時に當りて、事代主命、出雲の三穗之崎に在りて、船を浮べて釣魚の樂を行ひ居たまひしかば、乃ち熊野諸手船に使者、稻背脛を載せて遣し、告ぐるに、天神の勅を以てす、事代主命使者に語り、告げ給ひけるは、今、天神の詔命、既にかくの如し、我が父よろしく命を奉じて此の國土を避り奉るべきなり、我れはた、何ぞ命に違ひまつる可けむやとて、困りて海の中に八重蒼柴籬を造りて、船柁を踏んで避りたまひぬ、然るに、この時、建御名方命のみは、詔命に抗して、二神と争ひ給ひしが、方屈して、科野の洲羽、信濃の諏訪に奔り給へり、武甕槌命追ひかけて之に迫りたまひしかば、建御名方命遂に屈して、獻國の議に従ひたまへり、是に於いて、大己貴命、二神に報へてのたまはく、我が御子かく既に避り奉りぬ、我れまた如何で

か避り奉らざらむや、今若し我れにして、天神の詔命に抗せむか、國中の諸神悉く皆天神の詔命に抗せむ、今我れ詔命のまにまに此の國土を避け奉らむか、誰かまた敢へて順はざるもの有らむやとて、乃ちその國土平定の際に用ひ給ひし廣矛をば、經津主武甕槌の二神に授け、われ曩にこの矛を以て治功有りき、天孫もし此の矛を用ひて國を治め給はば、必ず當に平安ならむ、我れはこれより百不足八十、桐手に隠りなむ、而してわが兒ども百八十神は、八重事代主神、神の御尾前となりて仕へ奉らば、一人として命に違ふ者あらじとて、乃ちいさぎよく隱退し給へり、是に於いて、高皇產靈神、大己貴命の爲めに新宮を杵築に興して、結構の宏壯を極めしめ、またその御女三穗津姫命を配して、大己貴命の御妃となし奉り、また汝が祭祀を主らむ者は、天穗日命なりと宣ひて、穗日命をして、永く大己貴命の杵築宮、また天日隅宮ともいへり、に奉仕せしめたまへり、大己貴命、天神の聖旨をかしこみて、報へ申してのたまはく、天神、勅教感歎如此、敢不從命乎、吾所治顯露事、皇孫當治、吾將退治幽事とかくて、是れより、大己貴命は、永くこの杵築宮に鎮りたまふ事となりぬ、この杵築宮は、即ち今も出雲國杵築に鎮座まします、出雲大社にして、天穗日命およびその御子、天夷鳥命の神裔なる出雲國造が、世々此の大社に奉仕して、以て數千載の後に及べるは、全く

上述の如き縁由有るに基づくものなりとす、さてかく大己貴命の讓國退隱の事ありて後いよいよ天忍穗耳尊の御子瓊瓊杵尊、即ち天孫の降臨を見るに至りしものなり、然ればこの大己貴命の獻國退讓の一事は、我が神代史中に於ける、極めて重大なる出來事なりしにて、皇位萬世に光臨したまふ事實は、儼乎として是の時に定まり、乃ち建國の大詔の煥發となり、天孫の降臨となりて、皇極國基こゝに全く定まりたるものなり、而して是の際において、大己貴命が、一意恭順を體して敢へてその分を亂り給ふことなかりしは、全く其の大義名分を辨じ給ふことの、極めて明確なりしに因らずんばならず、されば後世の者、これによりて、愈々益々我が皇位の無窮に神聖にして且つ尊嚴なるを仰ぎ、また此の神の功勳威徳の萬古に盡きざるを仰ぎ奉るべきなり、さてこの大己貴命の御名をば、大穴牟遲神とも、大汝命とも、大奈牟智神とも、大穴持命とも、大名持命とも、大奈牟智命とも、種々に書けり、古事記、日本書紀、古事記傳、日本書紀通釋、なほ又大己貴命の和魂をば、大物主神、または大物主櫛瓊玉命と申すことにつきては、大物主櫛瓊玉命の項に記したれば、就きて看るべし、さてこの神をいはひ祀れる社は、その數極めて多し、その今も官幣の奠に預りたまふ社のみにて、官幣大社出雲大社、官幣大社水川神社をはじめとして、その數十數社

の多きに及ぶ、其の他諸國に存する大中小の神社は、一々枚舉するに違あらず、亦以てこの神の威徳をうかゞひ奉るべきなり、

【大日靈貴尊】 大日靈貴尊とは天祖天照大御神を申す御名なり、今御名の義を案するに、大は尊稱、日を比流といふは、なほ夜を與流といふにおなじ、曩はこの大神の姫神におはしますよりの事にて、貴は、道主貴大己貴の牟遲とおなじく、親み尊び仰ぎまつれる美稱なりとす、要するに、この御名は、天祖の神徳廣大無邊にして、赫々として天地に光被したまふ事、なほ日華の天上に在りて、八紘を照せるが如きを稱へ奉れるものなりとす、なほ天照皇大神の項を看るべし、

【天戸比賣命】 竈神、奥津姫命の亦の御名なり、奥津姫命の項を看るべし、

【天禍津日神】 この神の御名を、また大柱津日神とも書けり、日本書紀の一書に、大柱津日神と見えたるも、畢竟同一神なるよし、本居宣長翁の説に見えたるが如し、さて麻賀とはすべて萬の凶惡ことにて、この神を禍津日と申すは、日は産靈奇靈の毘にて、もろもろの凶々しき惡しき事どもは、皆この神の御靈によりて起り來るよりの事なり、而して世の中に有りとあらゆる諸の凶災禍害は、みな汚穢より生ずるものなること、この大禍日津神が、伊弉諾神の黄泉國の汚穢を日向の橘、小戸の檍原に

て禊祓を行ひ給ひしときに成りませるにても知らる、古事記には、禊祓の條に、「こゝに上瀬は瀬速し、下瀬は瀬弱しとのりごち給ひてはじめて中瀬におりかづきて瀦ぎ給ふときに成りませる神の御名は、八十禍津日神、次に大禍津日神、この二柱の神は、かの穢き繁き國に到りまし、時の汚垢によりて成りませる神なり」とありて、大禍津日神、八十禍津日神の二神、相分れて成りませる様に傳へたれど、その本づくところの素より同一にまします同じ神におはすることは、多くの辨明を要せずして明かなる事なり、されば、この時の事をば、日本書紀の流布本には、單に八十柱津日神一柱のみ成り出でたまへりと傳へたり、さて、彼の御門祭の祝詞の中に、「四方四角與利疎備荒備來武、天能麻我都比登云神、乃言武惡事爾、相麻自許利、相口會賜事無久云々と見えたる麻我都比神なども、亦この神のことを指していへるものなりとす、古事記、日本書紀、延喜式、古事記傳、日本書紀通釋」

【大麻止乃豆乃天神】 延喜式神名帳に載せたる、武藏國多磨郡八座の神社の中に、大麻止乃豆乃天神、社の名あり、また大和國十市郡十九座の中に、天香山坐櫛真命神社、大月次、新嘗、元名、大麻等乃知神とも見え、三代實錄、貞觀元年正月二十七日の條に、大和國天香山、大麻等野知神と見えたり、これ等は、皆同じ神を祭れるなり、天香山に

ます櫛真命神社は櫛真知命神社とあるべきこと明かなれば、この大麻止乃豆乃天神といふも、櫛真知命を祀れること明かなり、度會延經の神名帳考證には、櫛真知命は卜庭神なりとして、萬葉集の「武藏野にうらへかたやきまさでにものらぬ君が名うらに出にけり」といふ歌を引き、また神祇志料にも、こは蓋し太兆の卜事を掌り坐す神なりといへり、延喜式、三代實錄、神名帳考證、神祇志料、なほ櫛麻知命の條をも參看すべし、

【大御膳都神】 また御食津神、大御食神、

大御膳都神は、また大御食津神とも書きて、すべて御食即ち食物の事を知ろしめし掌り給ふ神なり、延喜式の神名帳に、神祇官の西院に坐す御巫等の祭る神二十三座の中、御巫の祭る神八座、神産日神、高御産日神、玉積産日神、生産日神、足産日神、大宮賣神、御食津神、事代主神を擧げたる中に、御食津神の御名見えたるが、これを更に、同書祈年祭の祝詞に、大御巫能辭竟、奉皇神等能前爾、白久神魂、高御魂、生魂、足魂、玉留魂、大宮乃賣、大御膳都神、辭代主、登御名者申而云々と云へるに對比するときは、明かに御食津神また大御膳都神と申し奉りしことを知るを得べし、かく、この神は食膳の事をば護り掌りたまふ神にておはしますが、故に、宮内省の大膳職、すなはち宮中の御饌

御酒など、すべて供御の事をとりまかなふ事を掌るところに、この神を鎮ひ祀られたる事は、神名帳に載せたる大膳式坐神三座の中に、御食津神社の名見えたるにて、も知らる。また延喜式の踐祚大嘗祭式の中に、齋院に祭る神八座の神に、大御食神と擧げたるも、此の神にておはします事言ふまでもなし。さて、この大御膳都神にも、彦神と姫神とおはします事なり。延喜式の神名帳に、河内國高安郡恩智神社三座、並名神大と載せたるは、すなはち此の大御膳都神の彦姫二柱の神を祀れるなり。そは、交徳實録に、嘉祥三年十月辛亥、進山城國稻荷神階、中略、河内國恩智、大御食津、彦命、神恩智、大御食津、姫命、神等、並正三位と記したるによりて、明かなり。また伊勢の内宮に坐す天照皇大神に對し奉りて、外宮の豐受大神をば、御饌都神と稱することあり。こは、豐受大神の、もはら稻穀殖産の事を知らし召し護らせたまふよりの事にして、かの止由氣宮儀式帳に、天照坐皇大神(中略)大長谷天皇雄略御夢、爾誨覺賜天、吾高天原坐、氏見志真岐賜志、處爾志都真利坐、奴然吾一所耳坐、波甚苦、加以大御饌毛、安不聞食坐、故爾丹波國比沼乃真奈井爾坐、我御饌都神等、由氣大神、平我許欲止、誨覺奉支、爾時天皇驚悟賜氏、即從丹波國令行幸、氏度會乃山田原下石根、爾宮柱太知立高天原、爾知疑高知氏宮定齋仕奉始、支是以、御饌殿造奉、氏天照坐皇大神乃朝乃大御饌、夕大御饌乎、日別

供奉など見えたる、即ち是れなり。延喜式文徳實録、止由氣宮儀式帳、なほこの大御膳都姫神も、大宜都比賣神も、若宇迦乃賣命も、豐宇迦乃賣命も、また豐宇氣毘賣大神も、はた又、保食神も、また倉稻魂神も、皆同一神にましまして、たゞ其の御名は異りて現れ給ふものなりといふ説有り。大宜都比賣神の條を參看して知るべし。

【大宮能賣命】 大宮能賣命は、天照大御神の御前に侍り仕へ奉り給へる神なり。古語拾遺の天石窟の條に、于時、天照大神、中心獨謂、比吾幽居、天下悉闕、群神何由如此。歌樂、聊開戶而窺之、爰令天手力雄神引啓其扉、遷座新殿、則天兒屋命、太玉命、以日御綱、廻懸其殿、令大宮賣神侍御前、是太玉命、久志備所生神、如今世、內侍、善言美詞、和君臣、間令宸襟悅懌也。云々と見えたり。この神、後世、神祇官の中に於て、御巫祭神として、他の七座の神々とともに祀られたまへる事、延喜式の神名帳に見え、また、造酒司坐神六座の中にも、大宮賣神社、四座、並大とも載せたり。この外にて、この神をいはひ祭れる神社にして、最も名高きは、同じき神名帳に、丹後國丹波郡大宮賣神社、二座、名神大と載せたる社、これなり。この社は、大宮賣神および若宮賣神をまつれる社にして、平城天皇の大同年に、大宮咩神に神封七戸を充て奉り、清和天皇の貞觀元年に、從五位下大宮賣神に從五位上を授け奉られたるよし、國史に見えたり。因に記す、平田篤胤翁

の説に、大宮能賣神は、天宇受賣命の亦の御名にして、その亦の御名をば宮比神とも、また矢之箒神とも申すよし言はれ、宮比神の項を看るべし、また鈴木重胤翁の説に、大宮乃賣神は、豊受大神の亦の御名なりと云はれたり、こゝに附記して参考となす、〔古語拾遺、延喜式、新抄格勅符抄、三代實錄神祇志料、古史傳、玉襖、祝詞講義〕

【天宮比賣命】 大宮能賣命を大宮賣命または大宮女命と申しより、轉じて大宮比賣命とも申し奉りしなるべし、大宮能賣命の項を看るべし、

【大物忌神】 大物忌神とは、今羽後國飽海郡吹浦村に鎮座したまふ國幣中社大物忌神社にいはひ祀る大神なり、こは、延喜式の神名帳に、出羽國飽海郡大物忌神社、名神大と見えたる社にして、祭神大物忌神は、實に倉稻魂神なり、もと鳥海山上に坐ししを、中古山麓の海濱吹浦村に遷し奉り、又月山神をも配祀せしことありしより、兩所宮といひしこともありき、即ち出羽國の一宮として、古來崇敬最も深く、殊に彼の月山湯殿山羽黒山の神と相對して、最も遠近の崇敬を受け給ふ神なり、出羽國風土略記に、大物忌神社、吹浦村に御鎮坐、延喜式神名帳に載るこれなり、倉稻魂命にして、靈神なり、故に、郡民二月種粳を奉りて、五穀成就を祈ると見えたり、延喜式神祇志料、古事類苑、出羽國風土略記、仁明天皇の承和五年、從五位上勳五等、大物忌神に、正五位

下を授け奉り、同七年詔して、特に使を遣して、從四位下を授け、神封二戸を授け奉りき、初め、朝廷に物怪あるにより、之を下ふに、この大神祟をなし給へり、加之、遣唐使の第二の船還り來て、去年八月、南海の賊地に漂着して、戦ひしに、彼れは衆く、我れは寡く、力足らざりしに、儻その敵に克ちたるは、神の冥助あるに似たりと申せりし月日を計るに、正にこの神の祟ありし時に符合せり、是れ大神の稜威を遠地に輝し給へる事著きを以てなり、續日本後紀、清和天皇の貞觀四年十一月、正四位下大物忌神を官社に預らしめ、六年二月、正四位上を加へ、同十一月、從三位を賜ふ、十三年五月、是れより先國司申さく、大物忌神社は、飽海郡の山上に在り、巖石聳立して、往來人稀く、夏冬雪積りて、草木生ふる事なし、爰に四月八日、山上火起りて、土石を焼く云々、之を古老に尋ぬるに、昔より例なき變なりと云へり、唯弘仁年中火ありし後、幾許ならずして、兵仗の事ありき、今これを著龜に占ふに、並いふ、彼國の名神に、御禱の報賽を致さず、冢墓骸骨その山水を穢せるに依りて、此の災あり、若し鎮め謝さずば、兵亂あらむとト合き、故を以て、その時國司に勅して、御穢を除き、神祇を鎮祭せしめ給へり、貞觀十五年、正三位に叙せられ、陽成天皇の元慶二年七月、軍ある毎に、國司必ずこの神に祈奉るを以て、神封二戸を増し加へ、本封に併せて四戸となす、次いで同八月、勳三等

を加へ給へり、はじめ右中辨兼權守藤原朝臣保則、奏して言はく、大物忌神は、上古の時より、征戰ある毎に奇驗を顯し給へり、然るに是年五月、賊徒襲來て戰を挑む時、雲霧甚冥く、營中頻に亂れて、官軍遂に敗れし事を、卜ひ求むるに、神氣賊に歸り給ひて、我が祈に應感なきを以てなり、今國宰齋戒して、懇懃に祈請し、その爵級を増へ給はば、必ず靈應あらむと云へり、故を以て、この月勅して、勳位を加へ給へり、元慶四年、從二位を授け、この後、正二位勳二等に進め給ひぬ、この後にも、國司に勅して、この神を齋祭らしめられたることあり、また、後村上天皇の正平十三年には、北畠顯信、この社に祈請して、朝廷の興復、奥羽兩國の寧靜を祈願し奉れりといふ、近世に至りても、他の三山(月山、湯殿山、羽黒山)の神と相對して、頗る遠近の崇敬を受けたまへること、上にも記したるところなりとす、(三代實錄、本朝世紀、神祇志料、古事類苑)

【大物主櫛瓊玉命】 大物主櫛瓊玉命とは、大己貴命の和魂を申す御名にして、今も大和國磯城郡三輪山なる官幣大社(大神神社)に鎮り給へるは、即ちこの神なり、延喜式に載せたる出雲國造、神壽詞に、乃天穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐、平大倭國申天己命、和魂乎八咫鏡爾取託天倭、大物主櫛瓊玉命、登名乎稱天、大御和乃神奈備爾坐云々と見えて、即ち、大己貴命の、おのれ命の和魂を八咫鏡にとり託けて、皇御孫命の

近き御守護たらしめむとて、これを大和なる大御和(三輪山)に鎮め座させたまひしもの、即ちこの大物主櫛瓊玉命なりといへり、されば、大物主神または大物主櫛瓊玉命てふ御名は、大己貴命の亦の御名なりといはむよりは、寧ろ大己貴命の三輪山に鎮ります御魂を申す御名なりといはむは、妥當なりとす、これにつきて、本居宣長翁の説に曰く、そもそも此の大物主と申す御名は、美和に鎮り座す御魂の御名にして、大穴牟遲命の一名にはあらず、須佐之男命の出雲の熊野に拜き祭る御名を櫛御氣野命と申し、建御雷神の下總の香取に拜き祭る御名を齋主命と申すたぐひにて、(編者云、本居翁は香取神を以て、建御雷神と同一神なりといふ説を主張せらる、その説古事記傳に載す)美和社にかぎれる御名なり、故に古事記に、大穴牟遲神の亦の名どもを擧げたる處には、此の御名を出さず、大方古書、皆この御名は、美和にのみ申せるをや、さて此の御名の意は、物主とは、八十萬の神の首として、皇孫命を護り奉るを以て、神之大人といはむが如し、凡て物といふ稱は、萬づに汎くわたる中に、人を指して云ふこと多し、此れも然なり、そは、神は神代の人なる故に、彼の八十萬神をさして物とは云へり、主は之大人の約りたるなり、大は例の美稱なり、かくて、この御名は、この神、現御身は八十垺手に隠り坐して、御靈の此の國には留りて、御護神となり給ふ

方の御名なるが故に、現御身の一名には非ず、大美和にいつき祭る御名とはなれるなりと見えなり、また櫛毬玉と稱へ申し、櫛は奇毬は伊加とおなじくして、嚴しく健くまします由を稱へ奉りて、名づけたる御名なり、これも、大三輪に鎮ります御魂を稱へて申せる御名なることは、本居翁も述べられたるが如し、なほ大神神社の事につきては、別に「三輪大神」の項に記したれば、就きて看るべし、「古事記、日本書紀、延喜式、古事記傳、出雲國造神壽詞後釋」

【大物主神】 大己貴命の和魂を申す御名なり、前項を看るべし、

【大屋津姫命】 大屋津姫命は、素盞鳴尊の御女にして、五十猛命の御妹なり、はじめ、素盞鳴尊の韓地に赴きたまふや、韓郷の島は、金銀あり、吾が兒の御する國に浮寶船船あらずは、佳からじとのたまひて、杉櫂樟等の以て船舶を造る樹木、および檜楫等、その他噉ふべき八十木種を將ちかへりて、これを大八州國の國內に播種殖林し給へり、この時、五十猛命と、この大屋津姫命と、その御妹、抓津姫命とは、よくこの木種を分布したまへり、されば、この命の御名を大屋津姫と申すも、屋は木もて造り成すものなれば、この御名は負ひたまへるものと見えたり、さて、この命をいはひ祭れる社は、紀伊國に大屋都比賣神社あり、伊太祈曾神社、五十猛命を祭る、および都麻都比賣

神社、抓津姫命を祀る、と相並びて、ともに延喜式の制には、名神大社に列せらる、この大屋津姫命をまつれり、また、其の相殿には、五十猛命、抓津姫命をもまつれり、この三神は、共に紀國造の齋き祀り奉りたるところにして、はじめ三神その宮殿を共にしたまへりしを、後に分ち祀ることとなりたるものなりといふ、清和天皇の貞觀元年正月、從五位下勳八等大屋津姫神に、從四位下を授けたまひし由、國史に見えたり、「日本書紀、舊事本紀、延喜式、三代實錄、神祇志料」なほ、五十猛命の項をも參看すべし、

【大屋毘古神】 大屋毘古神は、伊弉諾伊弉冉二神の生みたまへる神なり、古事記に伊邪那岐命、伊邪那美命二柱の神云々、既生國竟更生神云々、次生大屋毘古神云々と見えたる即ちこの神なり、本居宣長翁の説に、この大屋毘古神と申すは、日本書紀の一書に載せたる大綾津日神と同一神におはしまして、大綾の阿を省きて、大屋といへるなり、而して、この綾といふは、即ち禍の意なれば、この大屋毘古神すなはち大綾津日神は、大枉津日神と同一神なりといはれたり、「日本書紀、古事記傳、日本書紀通釋」なほ、五十猛命の亦の御名をば、大屋毘古神とも申して、全くこの神とは、同名異神におはします事につきては、次の「大屋毘古命」の條に記せり、參看すべし、

【大屋毘古命】 古事記に、木國之大屋毘古神と見えたり、こは木國紀伊國にましま

す五十猛命イハヒコノミコトの御事にして、この神、その御妹大屋津姫命オホヤヅヒメノミコト、抓津姫命ツカヅヒメノミコトとともに、普く國內に木種を播る生し給ひし、大功有る神なり、舊事本紀に、五十猛神亦云大屋彦神とも見えて、この五十猛命を大屋彦とも申す故は、その御妹を大屋津姫命と申し、に對へての御名にして、共に木種を播き施し給ひしより、かく木にゆかり有る御名は負ひたまへるなり、なほ五十猛命イハヒコノミコトの項を併せ見て、其の御事歴を知るべし、日本書紀舊事本紀古事記傳ナホイハヒコノミコトは伊弉諾伊弉冉二神の生み給ひし神に、おなじく大屋毘古神といふ同名異神おはせり、前の大屋毘古神オホヤヅヒコノミコトの項を見るべし、

【大山咋命オホヤマクヱノミコト】 亦の御名山末之大主神

大山咋神は、またの御名を山末之大主神といふ、大年神の御子にして、御母を天知迦流美豆比賣と申す、

素盞鳴尊

大市比賣命 大山祇神の女

大年神

天知迦流美豆比賣命

大山咋神亦名山末之大主神

古事記に、この神の出自を記して、大年神云々、又娶天知迦流美豆比賣生子云々、次、大

山咋神亦名山末之大主神、此神者、坐近淡海國之日枝山、亦坐葛野之松尾、用鳴鏑神者也、と見えたり、古事記傳の說に、用鳴鏑の用の字は、成の字または化の字の誤なるべく、鳴鏑ナリカサになりませる神なりと訓むべしと云へり、さて、この大山咋神を祀れる神社にて、最も著名なるは、この神を祀れる本つ社ともいふべき、近江の日吉神社の外には、古事記にも見えたる山城の松尾神社あり、また武藏國の日枝神社あり、大凡諸國に散在せる日吉神社日枝神社は、皆この神をいつき祭れるものなりとす、又この神の御名の意義につきては、本居翁の古事記傳にいはく、大山咋神、山末之大主神、此の二つ名の義、いかなる故か、未だ想ひ得ず、山といふは、共に日枝山ヒエヤマに因れる名にや、咋クヱとは、亦の名の大主オホヌシと同意にて、其の山に主ヌシは、き坐す意にや、又山に末スエと云ふは、麓を山本と云ふに對へて、上の方の事なり、但し、この山末は、地名にてもあらむかしといはれたり、さて、この神を山王ヤマウヂといふ事、何時頃よりの事ならむ、二十二社註式といふ書には、山王、號之事、第五十二代嵯峨天皇弘仁十年、始崇敬之と見え、たれど、何の據處ありてかくは言へるにか、おぼつかなし、古事記にも記せるが如く、大山咋神は、原來近江の日枝山比叡山に鎮坐ましまし、神なるが、桓武天皇の延暦年中、僧叡澄の延曆寺をこの山上に創設するに及びて、別に大三輪神を勸請して、之を山上に祀りて

延曆寺の守護神となし、原來の大山咋神の社は、之を山下に遷して、上なるを大比叡といひ、下なるを小比叡といふ事となしたりき、されど、小比叡すなはち大山咋神は、元來この山に鎮坐したまへる神なれば、これをば地主神として祀れり、がれば、この頃より、天台の教徒等、その宗派の守護神として、専らこの神を仰ぎ奉れるより、やがて、唐國の天台山の守護神たる地主山王にならひて、この神を山王と稱し奉る事とは爲れりしものなるべし、日吉山王辨といふ書に、山王といふ號は、その原は、唐國の天台山國法寺に、山王祠あるに擬へて、叡澄、おのれが祭り初めたる大比叡神と古より有來れる比叡神にさへ、山王といふ名を奉りしぞ、最も畏き事なりける、彼の天台山の山王と稱ふは、奈何なる者ぞと云に、成尋僧正が參天台五臺山記卷第一云、禮地主山王元弼眞君眞君者、是周靈王口王子普也、寺者王子宅也、成仙經數百年、而謁智者大師受戒付屬地也、宛如日本天台山王也云々と見えたり、要するに、山王の稱呼は、全く佛家の所説より出でたるものにして、素よりこの山にその稱有りしに非ず、なほ、日枝大神および松尾大神の項を併せ看るべし、古事記、延喜式、古事記傳、日吉山王辨、神祇志料、古事類苑

【大山祇神】 この神の御名を古事記に、大山津見神と記せり、こは伊弉諾伊弉冉二

神の生みたまひし神にして、山神なり、古事記には、なほこの他に、淤隈山津見神、奥山津見神、志藝山津見神、羽山津見神、原山津見神、戸山津見神など、種々の山神まします事を記せり、而して、大山津見神は、これらの總へての山神たちの上にして、すべての山の事を守り掌ります神なりとす、本居宣長翁の説に、山津見は、綿津見の例の如く、山津持にて、山を持ます神なり、他にまた種々の山津見あるは、分けて持つ神、大山津見神は、凡て持つ神なるが故に、大と稱すかといはれたり、されど、これに對して、堀秀成翁は、山津見綿津見などの見は、靈にして、山津見とは山之靈神といふこと、綿津見とは海之靈神といふ義なりと説かれたり、そはともかくも、この大山津見神の、すべて山の事を主はき掌ります神なることは、上にも記したるところの如し、古事記、日本書紀、古事記傳、神名考、なほ吾田鹿葦津姫命、磐長姫命の御父なる大山祇神、および伊豫國に鎮座したまふ大山祇神につきては、次の項に記せり、

【大山祇神】 天孫瓊瓊杵尊の御妃となり、給ひて、彦火火出見尊を生みたまひし吾田鹿葦津姫命、亦の御名は、木花開耶姫命、およびその御姉磐長姫命の御父は、また大山祇神と申す、この神、吾田國の國神にておはしまし、事、古事記、日本書紀の記事によりて推知せらる、また、今も伊豫國越智郡宮浦村に鎮座したまふ大山祇神社にい

はひ祀る大山積神は、また和多志神とも申し奉る傳説に、この神、仁徳天皇の御世に、百濟國より渡り來まして、津國(攝津國)の御島(三島)の地に鎮りましまししが、後に津國より伊豫國に移り鎮まり給へるなりともいへり故に、古來三島大明神とも稱へ奉れり、この社は、延喜式の神名帳に、伊豫國越智郡大山積神社、名神大と載せ、後當國の一宮として崇教最も篤かりしが、現今國幣中社に列せり、稱徳天皇の天平神護二年に、大山積神に従四位下を授け奉り、仁明天皇の承和四年に、名神に預らしめ、清和天皇の貞觀二年に、從四位上より從三位に進め奉り、同八年に、正三位を賜ひ、同十二年に、從二位に叙せられ、同十七年に、更に正二位に上せ奉られしよし國史に見えたり、**【古事記】**日本書紀、延喜式、釋日本紀、續日本紀、三代實錄、古事類苑

【天若子神】 天若子神は、酒解神、酒解子神および小若子神と共に、四柱相並ばして、山城國葛野郡梅津村なる梅宮神社にいはひ祀られ給ふ神なり、この梅宮の四座の祭神につきては、古來諸説ありて、大若子神とは、伊勢の度遇の神主たちの遠祖加夫良居命の御事なりとの説もあり、また瓊瓊杵尊を申し奉るなりとの説も有れど、いづれもその典據疑はし、要するに、梅宮の神は、橘氏の氏神なりといふ事の外には、くはしき事實を知ること能はず、随つて、その祭神の御事、歴等は未詳なり、仁明天皇の

承和三年に、无位大若子神に、從五位下を授け給ひ、承和十年に、從四位下を授け給ひ、清和天皇の貞觀元年に、正四位下より正四位上に進み、同十七年に、更に從三位を加へ給ひ、醍醐天皇の延喜十一年に、梅宮坐、梅宮神に、正三位を授けたまひしよし、國史に見えたり、尙この後、高倉天皇の治承四年に至りて、正一位を梅宮神に奉られしよし、二十二社註式に載せたり、延喜式、續日本後紀、三代實錄、日本紀略、二十二社註式、神社啓蒙、豊秋津島卜定記、古事類苑、なほ梅宮と橘氏との關係につきては、酒解神の條に一言したれば、參着すべし、

【大綿津見神】 大綿津見神は、伊弉諾伊弉冉二神の生みたまひし神にして、海神なり、綿津見神の條を看るべし、

【大男迹命】 大男迹命は、男大迹命の誤なるべし、然らば、繼體天皇の御事なり、繼體天皇御諱は、男大迹命、またの御名を彦太尊と申し奉る、應神天皇の五世の御孫にして、御父を彦主人皇子と申し、御母を振姫と申す、武烈天皇崩じたまひて、後、皇嗣おはしまさざりしかば、群臣議して、天皇を越前國より迎へ奉りき、天皇は、はじめ山背の筒城宮に在しが、後に弟國宮に遷りたまひ、後また大和の玉穗宮に遷りたまへり、在位二十五年にして崩す時に、御年八十二、三島、藍野、御陵に葬り奉る、**【日本書紀】**

【面足尊】 この神の御名を、日本書紀には面足尊と記し、古事記には湊母陀琉神と記せり、いはゆる神世七代の神々の中の一柱にまします御名の義につきて、書紀に面足尊と書かれたり、此の字の意の御名なり、面の足といふは不足處なく具りといふのへるを云ふと、本居翁は言はれたり、古事記、日本書紀、古事記傳

【思兼命】 この神の御名を、日本書紀には思兼神と記し、古事記には思金神と記せり、八意思金命の條に、悉しく記したれば、看るべし、

か

【高良玉垂大神】 高良玉垂大神とは、今筑後國三井郡御井町に鎮坐し給ふ國幣中社高良神社にいはひ祀る大神なり、この社は延喜式の神名帳に、筑後國三井郡高良玉垂命神社、名神大と見えたる社にして、高良山の頂に在り、筑後國の一宮として、崇敬遠近に篤かりし古社なり、祭神高良玉垂命に就きては、古來諸説ありて、明かならず、最も多くは、この玉垂命を以て武内宿禰の別名なりといひ、また、玉垂神は武内宿禰と、その子葛城襲津彦とを合祀せるなりともいひ、神名帳頭註高良神考、或は高良

玉垂の神は、藤原大臣連保の事なりともいひ、或はまた安曇、磯良なりともいひ、諸事記、高良神考、或はまた、豊玉姫命の御事なりともいひ、諸國神名帳、また、豊玉彦命ともいへり、神名帳考證、これ等の諸説の外に、また説を立て、玉垂命とは比賣許會神にして、高良山にては、玉垂命と稱へ、香春峯にては、香春神として祭りしにこそあらめと云ひ、神社叢錄、また、玉垂神は、すなはち物部膽咋連にして、物部氏の祖神にましませりともいへるものあり、高良神考、栗田寛博士は、この高良の神を以て、太古筑紫の地に大勢力を有し給へりし海童族の神なる綿津見神を祀れるものならむとして、高良玉垂命は、蓋し阿曇連の祖綿津見神なり、蓋し息長帯比賣命、神功皇后、韓國を伐ち給ふ時、此の神大に威烈を耀し、干満二珠を皇后に授けて、新羅を攻め順はしめ給ひき、後世この神功を稱へ奉りて、玉垂命と云ふと断せられたり、同じき高良山の御手洗山に、豊比咩神社といふが有りて、これも延喜式の神名帳に載せたる名神大社なるが、その祭神の海神豊玉姫命にておはすべきは、社名によりても知らるゝ事なれば、この高良玉垂神を以て、綿津見の大神なりとなす説、蓋し當れるならむ歟、この高良神社の後なる山の上にかの世に名高き神籠石として、切石を一行に列べ廻せる磯城の有るはいかなる遺跡なるか、今尙學者間にその定説なきも、いかさま、緣由

の深き太古の遺址ならむと思はる、これ等も、この玉垂神と關係ある遺址にはあらじか、さて、桓武天皇の延暦十四年に、高良神に從五位下を授け給ひしこと、國史に見えたるをはじめとして、仁明天皇の承和七年に、從五位上を加へ、同八年、正五位下に叙し、嘉祥元年、從四位下に進め、同三年、從四位上を賜ひ、仁壽元年、正四位下を加へ、また從三位を授け奉り、齋衡二年、位田四町を加へ、天安元年、この神および豐比咩神に、封戸位田を充て奉り、同二年、玉垂神に正三位を賜ひ、神封二十七戸を充て、清和天皇の時に至りては、貞觀元年に、從二位を授け、同六年に、正二位に叙し、同十一年、從一位に至り、醍醐天皇の寛平九年に、正一位を授け奉らるゝに至りしこと、史に載せたり、この神、宗像の神と相比びて、筑紫北方の古社として、歴代の崇敬一方ならざりしこと、以て知るべし、〔神祇志科古事類苑〕

【香山戸命】 香山戸神は、大年命の御子にして、古事記に、香山戸臣神と見えたる神、即ちこれなり、大年神の香用比賣を娶りて生み給へる御子、大香山戸臣神、舊事本紀に、大香山戸神と記せりあり、また天知迦流美豆比賣を娶りて生み給へる御子、香山戸臣神、舊事本紀に、香山戸神と記せり、および羽山戸神、おはしき、さて、本居宣長翁の説に、山戸は、山なる民の居所にて、いはゆる山里なり、戸は、借字にて、處の意なり、され

ば、この神は、山里を開きて、民の居べき處を成し給へる功德ありけるにやあらむ、香の意は、未だ思ひ得ず、もしくは、稱名にて、これも光耀く意か、と見えたり、此の説に從ふべきなり、〔古事記、舊事本紀、古事記傳〕

【柿本人麻呂卿】 柿本人麻呂は、奈良朝初期の歌聖なり、その詠歌、神韻高妙古今の間に獨歩す、その歌の聖てふ名を得たるもの、まことに所以なしとせず、故に後世これを和歌の守護神として、崇め祭れり、人麻呂また人丸とも書く、この先は、天足彦國押人命より出づといふ、その事蹟甚だ不明なるが、その持統文武の諸朝に仕へ、新田部皇子高市皇子等の諸皇族の知遇を忝うし、また鶴駕に陪從して、紀伊勢吉野その他の地に遊び、また自ら近江石見筑紫の諸國に遊び、過ぐるところ、金玉の詠をものせしこと、萬葉集に收載せる、その詠題によりて知らる、晩年石見國に居りて、この地にて終れり、また其の墓は大和國に在りともいへれど、傳説種々にして、定かならず、古今和歌集の序には、かの御時、奈良の御時に、柿本人麻呂なむ歌の聖なりける、これは、君も人も身を合せたりといふなるべし、秋の夕龍田川に流るゝ紅葉をば、みかどの御目に、錦と見給ひ、春のあした吉野山の櫻は、人麻呂が心には、雲かとのみなむ覺えける、また、山邊赤人といふ人ありけり、歌にあやしう、たへなり、けり、人の

麻呂は、赤人が上に立たむ事かたく、赤人は、人麻呂が下に立たむ事かたくなむありける云々、といへるにて、その崇敬仰慕せられたりしさまを知るべし、かの「ほのぼのと明石の浦の朝霧に、鳥がくれ行く船をしぞおもふ」の歌の如きは、人麻呂の詠として千載のもと、尙人口に膾炙するところなりとす、今、石見國美濃郡高津村に、柿本神社あり、高津の地もと人麻呂終焉の地なりとして、こゝに人丸寺といふ寺有りしを、近時改祀して、神社となし、ものなり、享保八年朝廷より詔ありて、正一位を授け給へり、明和九年、津和野侯こゝに碑を建て、釋顯常の撰文を刻せり、「萬葉集古今和歌集、大日本史、八重葎」なほ、和歌三神の項をも併せ看るべし、

【角行靈神】 角行靈神とは、富士行者第一世角行の靈をまつれるものなり、角行は、加藤肥後守の第五の庶子にして、天文十年を以て生る、永祿元年、はじめて富士行者となり、元龜三年四月、富士の北麓より登山せり、初め加藤甚平とも長谷川左近とも云ひしが、立願の後、角行と稱し、後書行と改め稱せり、元和六年の春、人穴に入りて、千日の難行を修め、不食不飲不眠にして、千日參籠せり、後、正保六年六月三日、人穴に入りて入定す、時に年百六歳なり、これを始祖として、其の流を汲むもの、後永く絶えず、これを富士行者といふ、「日本社會事彙」に據る、

【軻遇突智神】 軻遇突智神は、古事記に火之迦具土神とも記せり、火神なり、伊弉諾伊弉冉二神の御子なるが、伊弉冉神、この神を産み給へるとき、御陰焦かれて、神去り給ひし由、記紀に記せり、古事記に、伊邪那岐命、伊邪那美命、二柱の神云々、次に火之夜、速男神を生みます、亦の御名は、火之炫昆古神と謂し、亦の御名は、火之迦具土神と謂す、此の御子を生みますに、因り美蕃登炙かえて、病み臥せり云々、故伊邪那美神は、火神を生みませるに、因りて、遂に神避坐しぬと記し、日本書紀にも、火神、軻遇突智を生み給ふ時に、伊弉冉尊、軻遇突智の爲めに焦かれて終りましぬとも、また、伊弉冉尊、火神を生みます時に、灼かれて神退りましきとも記せり、この神をば、また火産靈神（火結神）とも申すことは、日本書紀の一書、および延喜式の鎮火祭の祝詞に見えたり、さて、此の軻遇突智神の御名の意は、本居宣長翁の説に、迦具は、赫といふ意にて、迦賀とも、迦藝とも、迦具とも、迦宜とも、活きて、同じ言なり、土の都は、助辭、知は、尊稱なりといはれたり、この神の火神にておはします事、その御名によりても明かに知らる、かくこの神は、火の事を掌り護りたまふ神なれば、後世、火の禍を避け、火を防ぎ鎮めむとするもの、皆必ずこの神を祀りて、その恩頼によりて、鎮火祭の幸を得むことを求むるに至れり、かの鎮火祭のこどもも、全くこの神をまつれるものなり、また、この

神をいはひまつれる神社にして延喜式の神名帳に載せられたるものに就きて其の二三を擧ぐれば紀伊國名草郡に香都知神社ありその軻遇突智神をまつれる社なることはその社名によりて明に知らるまた伊豆國田方郡に火牟須比命神社ありその火神火産靈命すなはち軻遇突智神をまつれる社なること亦その社名によりて知るべしまた丹波國桑田郡に阿多古神社あり今も山城國葛野郡の北隅なる愛宕山の上に祀れる愛宕神社の神はこの阿多古神を遷し奉れるものなりと傳ふるがまた實に火神軻遇突智神をまつれりといふ古事記傳に阿多古とは御祖を燒きたまひし故に仇子といふ意にやと見えたり古事記日本書紀古事記傳なほ火産靈命の項を參看すべし

【鹿兒島大神】 鹿兒島大神とは今の鹿兒島縣大隅國始良郡宮内に鎮座まします官幣大社鹿兒島神宮にいはひ祀る大神をいふこの社は延喜式の神名帳に大隅國桑原郡鹿兒島神社大と見えたる社にしてはじめより彦火火出見尊をいつき祀れる社なるが後また仲哀天皇神功皇后應神天皇仁徳天皇等を合祀して大隅正八幡宮とも稱せり當國の一宮として世々の崇敬篤く後鳥羽天皇の建久の頃には本社社の社領凡一千二百九十六町三段ありきといふ後宇多天皇の弘安七年二月將軍惟

康親王は豊前國上毛郡勒原村の地をこの正八幡宮に奉りて聖朝安穩異國降伏のことを祈りたまひ後伏見天皇の正安三年十二月また日向國臼杵郡田貫田を奉られたることあり明治の初年社號を改めて鹿兒島神宮といひ後官幣大社に列ねられたり而して今の祭神はすなはち當初の如く天津日高彦火々出見尊にておほしますすなり彦火々出見尊の御事歴につきては別にその項あり就きて看るべし延喜式神祇志料古事類苑

【惶根命】 吾屋惶根尊の條を看るべし

【鹿島大神】 鹿島大神は今も常陸國鹿島郡鹿島町に鎮座まします鹿島神宮にいはひ祀る大神にしては延喜式の神名帳に常陸國鹿島郡鹿島神宮大神大と載せたる社にして現今官幣大社に列せり祭神は武甕槌神にしてまた經津主命天兒屋命の二神を配祀す延喜式鹿嶋志古事類苑古來朝廷の崇敬特に篤く毎歳二月使を遣して幣帛を奉らせ給ひきまた藤原氏この神を以てその氏神と定め奈良朝の中項にこの神を奈良の春日に遷し祀りしよりは立后任大臣等の事有る毎に神寶幣帛等を奉り春日神とこの鹿島神とは相關連して公家藤原氏の崇敬比類なかりき鎌倉時代に至りても頼朝以下の武將等はいづれもこの神を武神と崇め仰きて尊

信淺からず屢々神領を寄せたる事などありされば、この鹿嶋大神の威風餘烈は遠く東西に行はれたりし中にも、東國は其の鎮座し給ふ地方なれば、この神を分祀勸請せしもの少からず、殊に東北陸奥地方に至りては、この神の苗裔神の數頗る多し、清和天皇の貞觀八年正月に、禰宜中臣部道繼の奏せしところによれば、當時鹿嶋大神の苗裔神の陸奥に在る者、すべて三十八ありきといふ、延喜式の神名帳に記載せるものを檢するも、其の數決して少しとせず、以てこの神の神威の及べるところを推知すべきなり、常陸風土記の記す所によれば、はじめ崇神天皇の御世に、大坂山の頂に神あり、白細の大御衣を着、白袴の御杖取りまして、識し給ひけらく、我が前を治め奉らば、汝治し看す國を、大國小國事依し給はむと教し給ひき、時に八十伴緒を召集めて問はしめ給ふに、大中臣神間勝命此は大八島國は汝の知しめす國とことむけ給ひし香島國に坐す天津大御神の擧、教戒事なりと奏せり、天皇よりて大刀十口、鉾二枚、鐵弓二張、鐵箭三具、許呂四口、枚鐵一連、鍊鐵一連、馬一匹、鞍一具、八咫鏡三面、五色繩一連を奉り給ひぬ、これを鹿嶋神の神靈を示現したひし傳説の最もふるきものとなす、次いで、景行天皇の御世に、中臣臣狹山命に神宣ありて、威靈大に著はるゝを以て、船三隻を作りて之を奉り給ひぬ、孝德天皇の大化五年、下總海上國造、および

那賀國造の部内を割いて、別に神郡を置き、また是れより先に置きし神戸八戸に、五十畑を加へ奉り、天智天皇の御世には、始めて使を遣して神宮を修理せしめ、天武天皇の御世に、神戸九戸を寄せ給ひ、持統天皇の御宇には、神封二戸を減じて、六十五戸と定め給ひぬ、常陸風土記、三代實錄かく、此の神社は、早くより朝廷の崇敬いと篤かりしは、全くこの神の葦原中國の平定の功績著しくおはしまして、その神威餘烈の比類なくおはしまして、因る事は、多辨を要せざる所なりとす、かくて奈良朝時代に入りて、藤原氏の一族が、春日神社を創設して、その氏神をこゝにいつき祀るに至りて、この鹿島坐建御賀豆智命は、香取坐伊波比主命および枚岡坐天之子八根命、比賣神と共に、春日大神四柱の中の一柱として祀られ給ふ事となりしより、隨つて、朝廷および攝關家の鹿島神宮に對する崇敬は、更にその程度を加ふる事となりぬ、光仁天皇の寶龜八年、内大臣藤原良繼が病を祈りし報賽に、その氏神鹿島神を正三位に叙せられ、桓武天皇の延暦五年、神封一百五十戸を寄せ奉らる、當時鹿島の神賤五十畑、課丁六百八十五人、不課二千六百七十六人の多きに及べり、仁明天皇の承和三年に、使を遣して、從二位勳一等建御賀豆智命に正二位を授け、同六年、從一位を賜ひ、文德天皇の嘉祥三年、正一位に進め奉らる、以て如何に公家の崇敬の篤かりしかを

知るに足るべし、その毎年二月の春日祭の日には、六位の藤原氏及び内藏史生一人づつを遣して、官幣を奉らしめられ、その臨時奉幣には、伊岐中臣二氏を用ひたまふ事、その例なりきといふ、その神領の如きも、歴代公武の寄進甚だ多く、興國中には、神領凡千百八十餘町ありきといふ、續日本紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄、神祇志、料、古事類苑、鹿島大神を武神として仰ぎまつりし事、源賴朝以來、その例甚だ多し、北條五代記といふ書に、鹿島は、勇士を守り給ふ御神、末代とても、誰かあふがざらんと見えたり、また奈良朝の古へ、東國より筑紫の邊防に赴く防人の兵等が、この神を拜みて、その旅中安らかにして、よく任務を畢へむ事を祈りし由は、萬葉集に載せたる左の歌にても知らる、

あられふり鹿島の神を禱りつゝ、皇御軍に我れは來にしを、

なほ祭神の御事歴に就きては、武甕槌神の項を看るべし、

【春日大神】 春日大神とは、今も大和國添上郡奈良市に近き春日山の麓に鎮座したまふ春日神社にいはひ祀る大神にして、本社は現今官幣大社に列す、延喜式の神名帳に、大和國添上郡春日祭神四座、並名神大と載せたる如く、その祭神は四座にましまして、延喜式の春日祭の祝詞に、天皇我大命爾坐世、恐岐鹿島坐健御賀豆智命、香

取坐伊波比主命、枚岡坐天之子八根命、比賣神、四柱能皇神等、能廣前仁白次大神等、能乞賜比能任爾春日能三笠山能下津石根爾宮柱廣知立高天原爾千木高知氏、天乃御蔭日乃御蔭止定奉氏云々と見えたるごとくに、鹿島の神健甕槌命、香取の神齋主命、枚岡の神天兒屋命および比賣神の四柱なりとす、藤原氏は、其の遠祖なる天兒屋命、比賣神の外に、鹿島香取の二神をも併せて、これを當時の帝京なる奈良の都の東、春日の地に祀りて、これをその氏族の氏神として、永く仰ぎ祭れるなり、即ち春日神社は、以上の四神の合祭によりて成立せる社なり、而して、その鎮座の年代に就いては、種々の議論有るところなるが、要するに、其の鎮座年代を確然と定むることは、殆ど不可能の事に屬するが如し、但し、奈良の奠都と共に、當時漸く朝野の間に、其の勢を得來たれる藤原氏は、この春日の社を、帝京の東郊、山色秀麗なる地に創建したるものなるは、疑なき事實なるが如し、斯く春日神社は、藤原氏の氏神として、その歴代最も崇敬せしところなるを以て、藤原氏の勢力の盛なるに連れて、本社の威靈も、亦隨ひて顯揚せらるゝ事となり、歴世行幸の例も少からず、殊に藤原氏の氏神なれば、藤氏公卿の參詣するもの世として、之なきはなく、その攝政關白參詣の儀の如き、其の幣を奉るには、第一の棚は、氏長者たる人、近親と共に、之を昇き、その第二三四の棚は、

その親疎に従ひて同族公卿これを昇けりといふ、延喜式、古事類苑かく歴朝の御崇敬殊に篤かりければ文徳天皇の嘉祥三年、參議藤原朝臣助を使として春日神社につかはして、健御賀豆智伊波比主命二柱の大神をば正一位に、天兒屋根命をば從一位に、また比賣神をば正四位上に上せ奉らるゝ事となれり、かゝれば、後二十二社の制の定るに及びても、伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日と、上七社の中に加へらるゝ事となれり、文徳實錄、二十二社註式、後世諸國に春日神社とて奉祀せるは、皆この大神を分祀勸請せしものなりとす、なほ祭神四柱の神々の御事歴につきては、各その項有れば、就きて看るべし、

【加藤清正】 加藤清正是、其の先、中納言藤原忠家より出づ、父は清忠、母は豊臣秀吉の母と従父姉妹たり、清正亦秀吉と同じく尾州中村に生れぬ、小字夜叉若といひ、後虎之助と改めしが、幼にして父を失ひければ、母と共に秀吉に依る、十五歳の時、元服して食祿百七十石を受く、天正十年、因幡鳥取城、備中冠城、攝津山崎、丹波龜山等の軍に従ひ、殊功有り、天正十一年四月、賤ヶ嶽の合戦に驍名を博して、いはゆる賤ヶ嶽七本槍の第一たり、同十三年、功を以て從五位下主計頭に任ず、同十五年、秀吉九州征討の時、宇土城を守りて功有り、翌年、肥後の守護佐佐成政の國除かるゝに及びて、清正、肥

後半國二十五萬石に封せられ、乃ち熊本に治す、加藤氏の熊本を治すること、實にこの時よりの事なりとす、天正十九年八月、秀吉、征明の事を決行せむとし、諸將を召して令を傳ふるや、清正自ら進みていはく、公、明を征し、各將の戦功を論じて、封土を得しむ、樂之に過ぎたるものあらじ、臣、驍なりといへども、願はくは、命を奉じて先鋒となり、朝鮮王を擒とし、然る後に、明に入りて、四百餘州を屠らむと、秀吉之をききて、大に悦べり、かくて、文祿元年、征明の師いよいよ發するや、秀吉、旗印を清正に授けて、これを第一先鋒となす、清正、釜山に上陸したる後、慶川を陥れ、忠州を取り、更に進んで、王城に入りしが、王既に西奔して在らず、清正更に進んで、咸鏡道に入り、所在虜兵を破り、進むところ前なし、遂に二王子を會寧に捕へしが、和成るに至りて、其の師を還せり、然るに幾くもなく、和議破れしかば、慶長二年正月、清正は、再び小西行長と共に、兵を率ゐて、朝鮮に向ひぬ、攻城野戰、到る所に、その勇名を轟し、かば、韓人これを恐れて、鬼上官と呼びたりとぞ、後蔚山城に入りて、鮮兵の圍む所となり、糧盡きて、大に苦みしも、遂に屈せず、また大に虜兵を破れり、清正、征戰に従事すること前後七年、勇名最も著れしが、慶長三年、秀吉の薨するに及びて、諸將と共に、遂にその軍を返し、慶長五年、上杉景勝、その領國會津に據りて、兵を起すや、徳川家康、自ら東下して之

を討たむとす、かねてより家康の勢威有るを心好からず思ひ居たりし石田三成は、この時を機として、兵を上方に起して、家康を討むとし、よみて家康三成の軍、東西より相撃ちて、大に美濃の關ヶ原に戦へり、清正は固より三成と善からざりければ、家康の爲めに、國に就きて、九州鎮撫の任に當れり、かくて石田方敗戦となり、世は家康の天下と成りければ、慶長十年四月、清正、功を以て從五位上侍從肥後守に叙せられぬ、されど、清正はもと秀吉の同郷の士にして、少時より秀吉の恩顧を受けたる人なり、秀吉の薨後、江戸の徳川家康の勢力、全く天下を壓し、慶長八年には家康征夷大將軍となり、同十年には、その子秀忠、二代將軍の職に就きて、大阪の豊臣秀頼の勢、今や朝陽東天に現れて、殘星漸く其の光を失ふの有様とはなれり、さはいへ、清正たる者、豈に太閤積年の舊恩を忘れむや、如何にもして、秀頼の成長を俟ち、時機の到來するを見て、頽勢を既倒に回し、大阪の豊臣氏をして、再び昔日の有様に立返らしめむものをと、苦心焦慮せし心の中こそ、推しはかられてあはれなれ、この後、慶長十六年の春、家康、二條城に在りて、大阪より豊臣秀頼を召して、之と會見せしとき、清正は、淺野幸長と共に、秀頼に扈從して、大阪より二條城に至れり、この際、清正は、事の不慮に出づるもの有らむを慮り、苦心施設する所、少からざりしが如し、既にして、二條城の會

見は無事に畢り、秀頼、伏見より船して大阪に歸著するや、清正、其の邸に還りて、後七首を懷中より取出し、推し戴きて流涕していはく、太閤の洪恩、今日これを報ずるを得たりといへりとぞ、尋いで、其の領國に歸り、熱病を得て卒せり、時に年五十歳なり、その遺命によりて、甲冑刀劍を帶せしまゝに、これを中尾山に葬る、法名を淨地院日乘といふ、その日蓮宗を崇信せし事の篤かりしは、世に名高き事なり、清正、戰國の際に生れ、干戈の間、人となりけるが、居常よく心を學問に用ひ、好みて論語を讀めり、その領國に出入するに、常に船中にてこの書を披讀せりといふ、寔に武にして文なりと謂ひつべし、而して、その領國を治むるや、また能く心を民治に用ひ、常に家臣を戒めて、奢侈を禁じ、學問を奨め、忠孝を勵し、武事を怠ることなからしめたり、清正の如きは、實に武將としての龜鑑なるのみならず、また實に國士の龜鑑なりと謂ふべきなり、〔清正記、野史〕いま熊本ニシキヤの城北に在る錦山神社は、明治四年の創建にして、實に公に祀れり、

【香取大神】香取大神は、今も下總國香取郡香取町に鎮座したまふ香取神宮に、いにひ祀る大神にして、本社は、延喜式の神名帳に、下總國香取郡香取神宮、名神大と載せたる社にして、現今官幣大社たり、もと香取明神とも稱し、下總の一宮として、古來

上下遠近の崇敬殊に篤く、常陸の鹿島神と相對して、東國有數の古社なり、祭神は磐裂根裂神の御子、磐筒男磐筒女の生みたまへる御子齋主神にておはす、この齋主神は、また齋之大人とも申し、亦の御名を經津主神と申す、はじめ、天祖天神の詔によりて、天孫瓊々杵尊を此の葦原、中國の君と定めて、天降らしめむとし給ふや、先づ、天神の詔を大己貴神に傳へて、其のかねて經營せる國土を、天孫に譲り奉らしめ、なほ天神の詔命に順ひまつろはぬ神有らば、そを伐ち平げしめむとて、天神の詔以て、この經津主神と武甕槌神とを、天降し遣はし給へるに、二神の威烈甚だ盛なりければ、大己貴命も、直に天神の詔命を奉じ給へり、二神乃ち天下を周流して、荒振神どものまつろはぬをば伐ち從へ、和めやはし給ひしかば、語問ひし磐根樹立、草の片葉も語止めて、國內鎮靜するに至りき、かくて、天孫瓊々杵尊やすらかに此の國に降下し給へり、後世この神を仰ぎて軍神となすは、蓋しこの故に因るものなり、後、藤原氏が、奈良京の東に春日社を建て、その氏神と定むるに至りて、其の祖神なる枚岡坐天兒屋命および比賣神の外に、鹿島坐健御賀豆智命、およびこの香取坐伊波比主命をも併せ祀る事となれり、是れより後、藤原氏繁榮し、春日神の神威揚るにつれて、また此の香取神も、隨つて榮えさせ給ふ事とはなりぬ、仍りて亦、後に至りて、武甕槌命、天兒屋

命、比賣神をも配祀する事となれり、香取私記といふ書に、香取神記、正神殿四座、經津主命一座、相殿三座、姫大神武甕槌命、天兒屋命と見えたり、されど、齋主神一座を以て主神となすこと、延喜式の神名帳に、香取神宮を一座となせるにて明かなり、光仁天皇の寶龜八年、内大臣藤原良繼の病によりて、其の氏神香取神に正四位上を授け、平城天皇の大同元年、神封七十戸を寄せ奉り、仁明天皇の承和三年、從三位伊波比主命に正二位を賜ひ、同六年に、從一位を授け、文德天皇の嘉祥三年に、正一位に進め奉り、陽成天皇の元慶六年十二月、勅して、下總の神稅稻五千八百五十餘把を以て、正一位勳一等香取神社の雜舍を造る料に充てしむ、これ二十年に一度作る例なるに、由、國史に見えたり、この後も、公家の崇敬殊に篤く、殊に藤氏攝關家より、神寶神戶を奉れること、その例少からず、鎌倉時代に入りて、よりも源賴朝をはじめとして、東國の將士は、軍神として、この神と鹿島神とを崇敬せり、正和五年二月、大禰宜大中臣實長が上れる訴狀の中に、當社は日域無雙の名社、異國征伐の軍神に坐すの語あり、古事記、日本書紀、延喜式、續日本紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄、吾妻鏡、古事類苑、神祇志料、なほ祭神の御事歴につきては、齋主神の項、および經津主神の項を看るべし、

【金鑽神】 金鑽神とは、今も武藏國兒玉郡青柳村に鎮座し給ふ、金鑽神社にいはひ

祭る大神にして、この社は延喜式の神名帳に武藏國兒玉郡金佐奈神社名神大と載せ現今官幣中社なり祭神は天照大御神および素盞鳴尊にまします清和天皇の貞觀四年六月武藏國正六位上金佐奈神を官社に列し同八月從五位下を授け給ひし由國史に載す三代實錄延喜式古事類苑は祭神二柱の御事歴につきては各々其の項有れば就きて看るべし

【金山彦命】金山彦命は伊弉冉尊の火神軻遇突智を生み給へる時にその火氣に懊惱たまひし吐によりて生りませる神なりこの事を日本書紀には伊弉冉尊生火神軻遇突智之時悶熱懊惱因爲吐此化爲神名曰金山彦と記しまた古事記には次生火之夜藝速男神亦名謂火之炫昆古神亦名謂火之迦具土神因生此子美蕃登見矣而病臥在多具理邇生神名金山昆古神と見えたりこの神と次の金山姫命とは相並びて金山の事を護り掌りたまふ神なり即ち荒金を土中に採りこれを以て或は劔鏡を作り或は刀仗鋤鍬の類を鍛へ造るなど皆この神の幸はひ護りたまふ所なりとすされば眞金吹く吉備の中山と歌はれたる吉備國に祭れる國幣中社中山神社美作國苦田郡一宮村にはこの金山彦神を祭りまた美濃國不破郡中山金山彦神社今國幣中社南宮神社も亦この神を祭りりその他河内國大縣郡に金山孫神社金山孫

女神社あり皆延喜式の神名帳に載せたり古事記日本書紀延喜式日本書紀傳

【金山姫命】金山姫命は金山彦命と共に伊弉冉尊の火神軻遇突智を生み給へる時その吐によりて生りませる神なりこの事を古事記に記して次生火之夜藝速男神亦名謂火之炫昆古神亦名謂火之迦具土神因生此子美蕃登見矣而病臥在多具理邇生神名金山昆古神次金山昆賣神と見えたり金山彦金山姫二柱並びて生りませる由に記したれど日本書紀には唯金山彦の御名のみ見えて金山姫の御名見えす恐らくは金山姫の御名を脱落せしものなるべしこの金山姫命も金山彦命とおなじく金山の事を護り掌り給ふ神にましまして荒金を土中に獲りこれを鑄りこれを鍊へて或は劔鏡を作り或は刀仗鋤鍬を造るなど皆この神の幸ひ護りたまふ所なりとす延喜式の神名帳によるに河内國大縣郡に金山孫神社金山孫女神社ありこの二神の並びて祭られ給へる事知るべし古事記日本書紀延喜式日本書紀傳

【金井新左衛門外九士之靈】神社明細帳に古來傳へ云貞治二癸卯年足利基氏芳賀某なるものと當郡入間郡若林野に戰ふ其の時僧秀賀なるもの戦死者芳賀の臣金井新左衛門外九名の靈を祭れりによりて古は十士明神と稱す後今の社號十社神社に改む舊來の産土神たるを以て明治五年村社に列せらる見えたりこれに

て祭神の由緒を知るべし。

【河菜姫命】河菜姫は火を防ぎ鎮め給ふ神なりこの神の御名古事記日本書紀等には見えざれど延喜式に載せたる鎮火祭の祝詞の中に見えたりいはく神伊佐奈伎伊佐奈美乃命妹背三柱嫁繼給氏國能八十國島能八十島乎生給比八百萬神等乎生給比氏麻奈弟子爾火結神生給氏美保止被燒氏石隱坐氏云云吾名妖命能所知食上津國爾心惡子乎生置氏來奴止宣氏返坐氏更生子水神匏川菜埴山姫四種物乎生給氏此能心惡子乃心荒比留波水神匏埴山姫川菜乎持氏鎮奉禮止事教悟給支云々とあり即ち伊弉冉神の火神軻遇突智火結神を生み給ひしによりて美保止やかれて崩れ失せ給ひしが其の際吾が名妖命伊弉冉神の知るしめす上つ國に火神の如き心惡しき子を生み置き來つるによりて後上下萬民のその荒びに苦しみ惱む事も有るべしされば之を治め鎮めむが爲めに更に子を生むべしとてやがて水神と匏と埴山姫とこの川菜とを生み給ひて若し火神の荒び給ふ事有らむ折にはこの四種の神の力に本りて火神の禍を鎮めまつるべしと教へ悟し給へりかくて是れより後川菜姫を以て火を防ぎ鎮むる神なりとしてこれを祭る事となれり日本書紀には伊弉冉尊火産靈火神軻遇突智を生み給ひて神去り給はむとせしとき更

に水神罔象女土神埴山姫および天吉葛を生み給へる由見えたり此の天吉葛といふは鎮火祭祝詞にはゆる匏と同じされど書紀には川菜の生れ給ひし事見えず書紀の所傳は恐らくは川菜の生れ給へる事を脱落せしなるべし日本書紀延喜式祝詞講義川菜は和名抄に水苔和名加波奈と見えたり古今和歌集に「かはなぐさ」といふも此の事なるべしすべて水に生ふる物の中にてこの川菜こそ其の主なるものなればかく水に因縁多きものを生み成して火を防ぎ治むる種となし給ひたりけむ。

【河原太郎】神社明細帳に元暦元年河原太郎を祭申候と申傳創立は文明十八年にして其の他不詳云々と見えたりこの河原太郎といふは武藏國私黨の勇士にしてその名を高直といひ次の項に記す河原次郎盛直と共に元暦元年(壽永三年)二月攝津一谷の城攻めに源氏の太將蒲冠者源範頼が手に屬して追手の先陣驅けてあつぱれ關東武士の勇名を擧げ遂に名譽の戦死をとげたる人なり今その事蹟を記したる平家物語の文を次に抄記すべし大手生田の森をば源氏五萬餘騎にて固めたりけるが其の勢の中に武藏國の住人河原太郎河原次郎とて兄弟あり河原太郎弟の次郎を呼びていひけるは大名は我れと手を下さねども家人の高名を以て名

譽す我れ等は自ら手を下さねば叶ひがたし敵を前に置きながら矢一つをだに射ずして待ち居たれば餘りに心もとなきに高直は城の中へ紛れ入りて一矢射むと思ふなりされば千萬が一つも生きて歸らむこと有り難し汝は残り留りて後の證人に立てと言ひければ弟の次郎涙をはらはらと流して只兄弟二人あるものが兄を討せて弟が跡に残り留りたればとて幾程の榮花をば保つべき所々にて討たれむより一所にてこそ討死をもせめとて下人共呼びよせ妻子の許へ最期の有様いひ遣し馬には乗らで芥下をはき弓杖を突きて生田の森の逆木を上り越えて城の中へぞ入りたりける河原太郎大音聲を揚げて武藏國の住人河原太郎私の高直同じき次郎盛直生田の森の先陣をやとぞ名乗りたる城の内には是を聞きてあつばれ東國の武士程怖しかりけるものはなし此の大勢の中へ只兄弟二人駈け入りたらば何程の事かし出づべき只置きて愛せよやとて討たむといふ者こそなかりけれ河原兄弟屈竟の弓の上手なりければ指しつめ引きつめ散々に射る城の中にはこれを見て今は此の者愛しにくし討てやといふ程こそありけめ西國に聞えたる強弓精兵備中國の住人眞名邊四郎眞名邊五郎とて兄弟あり兄の四郎をば一の谷に置かれたり弟の五郎は生田の森にありけるが是れを見て能く引き暫し保ちて

兵と射る河原太郎が胸板を背につと射抜かれて弓杖にすがりすむ所を弟の次郎はしりより兄を肩に引きかけて生田の森の逆木登り越えむとする所を眞名邊が二の矢に弟の次郎が鎧の草摺のはづれを射させて同じ枕に伏しにけり眞名邊が下人落ち合せて河原兄弟が首を取る大將軍新中納言知盛卿の御見參に入れたりければあつばれ剛の者や是れ等をこそ一人當千の能き兵どもともいふべけれあつたら者共が命を助けて見てとぞ宣ひける其の後河原が下人走り散りて河原殿兄弟こそ只今城の中へ眞先懸けて討たれさせ給ひぬるはと呼はりたりければ梶原平三是れを聞きて是は私の黨の殿原の不覺にてこそ河原兄弟をば討たせられた時よくなりぬるぞ寄せやとて梶原五百餘騎生田の森の逆木を取り除けさせて城の内へ喚きてかくと見えたりこの河原兄弟の先陣驅けし事蹟は源平盛衰記にも見えたり平家物語源平盛衰記

【河原次郎】河原次郎名は盛直河原太郎高直の弟なり前項の河原太郎を看るべし。

【皇祖奇御木野命】出雲國八束郡熊野村なる國幣中社熊野神社にはひ祭る熊野大神櫛御氣野命の御事なり次の神祖熊野大神櫛御氣野命の項を看るべし。

【神祖熊野大神櫛御氣野命】 神祖熊野大神櫛御氣野命とは、延喜式に載せたる出雲國造神壽詞の中に、出雲乃青垣山内爾、下津石根爾宮柱太敷立氏、高天原爾千木高知坐須、伊射那伎乃日眞名子、加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命と見えたる神にして、こは、素盞鳴尊の御事なり、加夫呂伎は、神漏岐または神呂岐など書けるとおなじく、神祖の義なり、素盞鳴尊は、大己貴神の御祖にましますば、かく神祖とは、稱へ申したるなり、古事記傳に、神漏岐は、神生祖君なり、阿と夜とを上下を略きて、禮於をつづめて漏といへり、生祖とは、人にまれ物にまれ、生れ出づる始めの御祖なる由なり、出雲國造神壽詞に、加夫呂伎熊野大神とある、加夫呂伎も、神呂岐にて、須佐之男命を申せり、こは、大穴牟遲神の御祖なればなりといはれたるにて、知るべし、さて、此の神を出雲の熊野の地にいつき祀れるが故に、熊野大神とは申すなり、延喜式の神名帳に、出雲國意宇郡熊野坐神社、名神大と見えたるは、即ちこの熊野神祖の神なる素盞鳴尊を祀れる社にして、今の國幣中社熊野神社、すなはち是れなり、本居翁の古事記傳の説に従へば、この熊野神社の地は、すなはち素盞鳴尊が宮居を興して、奇稻田姫命と共に棲み給ひし、須賀の地にして、こゝを熊野といふは、久麻野すなはち隱野の義にして、許母理と久麻と相通せり、素盞鳴尊の「出雲八重垣妻籠に云々」と詠み給ひし都麻

基微の地なるべしと云へり、されば、この神をば熊野大神と申すは、全く其の眞坐し給ふ地名によりて申すものなりと知るべし、また、この神をば、特に櫛御氣野命と申すは、素盞鳴尊のこの熊野の社に鎮りたまふ御靈を稱へ奉りて云へるなり、本居翁の出雲國造神壽後釋に、櫛御氣野命と申すは、即ち須佐之男大神の、此の熊野宮に鎮り坐す御靈を稱へ奉れる御名なり、大名持命をも、倭の大三輪に祭る御名をば、別に大物主櫛玉命とあるたぐひにて、同神も、その社々に祭る御名の、別に有る例なほ外にも有り」と云はれたるにて、明かなり、櫛御氣野命と申す御名の義は、櫛は奇にて、その威徳を稱へ奉りたる語なり、また御氣野は、御食主にして、食は、主として食物を云へど、また廣く衣食住にもわたる稱なれば、此の神の出雲に降り給ひて後國を拓き、民を治め、その威令、普く行はれて、能く民の衣食住の事を護り、獎め給ひしより、この御名を稱へ奉れりしなるべし、鈴木重胤翁の説に、櫛御氣野命と申奉るは、須佐之男命の、國土萬民に、食物衣服住宅等の事を授け與へ給ふ主宰神と申す意にて、受張りたる亦、御名と畏れれど定め奉る者なり、といはれたるも、この説なり、さて、この神をいつき祀れる出雲國意宇郡熊野神社は、歴代の崇敬淺からず、杵築宮にいつき祀る大己貴神の祖神にましますば、出雲國造、代々その祀を承け繼ぎて、いつき祀れり、

かの神祇令の義解に出雲國造齋神と載せたるは、即ちこの熊野神社の事なりとす。文徳天皇の仁壽元年、特に出雲國の熊野杵築の兩大神に從三位を加へ、清和天皇の貞觀元年に出雲國從三位熊野神に、正三位を授け奉り、同年また出雲國正三位勳七等熊野坐神に從二位を授け、貞觀九年に正二位を授け給ひしこと、國史に見えたり。なほ延喜式の神名帳を見るに、同國同郡に山狹神社、および同社坐久志美氣濃神社あり、山狹神社は櫛御氣野神の後神なる大夜女命を祀り、久志美氣濃神社はその名の如くに、素盞鳴命すなはち櫛御氣野命を祀れり、この外に丹後國熊野郡に熊野神社あり、また櫛御氣野命を祀れり、清和天皇の貞觀十年、丹後國正六位上熊野神に從五位下を授け給へるよし、國史に見えたり。古事記、延喜式、出雲國造神壽後釋、日本書紀傳、古事記傳、文德實錄、三代實錄、神祇志料、なほ素盞鳴尊の御事蹟に就きては、別にその項あれば、參看すべし。

【鎌倉權五郎景政】 鎌倉權五郎景政は鎮守府將軍平忠通の後なり、三浦系圖に據るに、その父を鎌倉權守景成といふ、景政勇武を以て顯はる、年甫めて十六の時、源義家に從ひて、出羽の金澤柵を攻め、衆に先んじて進み戦ひけるが、敵射て其の眼に中てぬ、景政自ら其の矢を折りかけ、直にその敵を射かへして、これを斃しき、かくて、其

の儘にて仆れ臥してありけるを、同族三浦爲繼、これを見て、矢を抜きてやらむとて、足もて其の顔をふみければ、景政大に怒りて曰はく、敵に射られて命を軍陣に隕さむは、武士たる者の甘んずるところなり、されど、生きて面を踏まれむは、辱これより甚しきはなしと、爲繼乃ち跪きて、抜きやりきといふ、相模國鎌倉なる御靈社は、俗に權五郎社と稱し、この景政の靈を祀りし社なり、源賴朝の頃、この社を崇敬して、奉幣せしめたりし事、吾妻鏡に見えたり、林道春の神社考に、權五郎社、在鎌倉、五郎嘗赴奥州之役、矢中左眼、不拔七日、遂射殺其敵、今世患眼者、祈此社有効云々、と見えたり、三浦系圖、後三年軍記、吾妻鏡、神社考、大日本史。

【鎌倉權五郎景政姉君】 景政の姉君なり、傳記不明。

【鎌倉權大夫景成】 三浦系圖によるに、鎌倉權五郎景政の父を景成といひ、鎌倉權守と注記せり、權大夫とあるは、蓋し權守のことなるべし、而して、三浦系圖には、景成を以て、鎮守將軍忠通の子章名の子なりとなせど、平氏系圖には、忠通の子景道(民部大夫)を以て、景政の父とせり、大日本史列傳には、景政を以て、忠通の孫なりとし、景政の父を景成とせり、平氏系圖、三浦系圖、大日本史。

【鎌倉太郎景安】 傳記明かならず。

【竈神】竈神とは奥津彦神奥津姫神の二神をいふ、共に素盞鳴尊の御子大年神の御子なり、古事記に、大年神云々、又娶天知迦流美豆比賣生子、奥津日子神次、奥津比賣命、亦名大戸比賣神、此者諸人以拜竈神者也、と見えたる、即ち是れなり、この神は、諸民に炊爨の事を教へ給ひし功ましまし、依りて、上古より之をいつき祀れる由、古事記の記事によりても知られ、また、續日本紀、天平三年正月の祭に、神祇官奏、庭火御竈四時祭、祀永爲常例、と見えたるにても知らる、又、文德實錄、三代實錄によるに、當時、天炊寮にある大八鳥竈神、および内膳司の忌火庭火神は、共に公にても崇重せられ、神階を奉られし事も、屢々有りき、又延喜式の大膳式には、竈神四座をあげて、毎年春秋に祭有りしよし見えたり、かく竈神は、古來公家にて、崇め祀り給ひしのみならず、古より、民間にても、これを祭りし事は、江家次第に、元旦四方拜の條、庶人の儀に、竈神をも拜むことを記せるによりても知らる、然るに後世に至りて、この竈神を以て、三寶荒神と稱し、毎月晦日、もしくは正五九の三月に、修驗者または神職等を請じて、はらひ祈禱等を行はしむるに至りたるは、全く其の本を失ひ誤りたる事にて、本居翁も、今世には、三寶荒神など、穢き名を申すは、いとあさましきわざなるかも、といはれたるが如し、古事記、延喜式、續紀、文德實錄、三代實錄、古事記傳、玉櫻、諸祭神略記、なほ、

「奥津彦命」奥津姫命の項をも參看して知るべし、

【神魂神】この神の御名は、延喜式に載せたる祈年祭の祝詞、及び出雲國造神賀詞、

また新撰姓氏錄に神魂命と記載し、なほ又古事記に、神産巢日神、延喜式の神名帳、三代實錄に神産日神と記せり、日本書紀に、神皇産靈尊と記したると同じ神なり、天御中主神、高皇産靈神と共に、天地初發の時に、高天原に成りませる三柱の神の中の一柱にまします、神皇産靈尊の項に説くを見るべし、

【神吾田津姫命】こは、吾田鹿葦津姫命、またの御名は、木花開耶姫命の亦の御名なり、吾田鹿葦津姫命の項を見るべし、

【神靈真柱大人命】こは、平田篤胤翁の歿後に、弘化二年乙巳三月、白川神祇伯より、翁が一生の學業を稱美して、贈られたる諡號なり、翁の事蹟は、平田篤胤大人の項を看て知るべし、

【神皇産靈尊】神皇産靈尊は、天御中主尊、高皇産靈尊と共に、天地初發のはじめに、高天原に成りませる三柱の神の中の一柱にまします、此の神の御名を、日本書紀には、神皇産靈尊と記し、皇産靈、此云美武須毗と見えて、かむみむすびと申し奉る事明かなれど、古事記には、神産巢日神と記し、延喜式の神名帳、三代實錄には、神産日神と

記し、また延喜式の祈年祭祝詞出雲國造神賀詞、および姓氏錄には、神魂命と書けり、かく「み」の一語を省きて、かみむすびと申し奉ることに就きて、本居宣長翁の説には、神産巢日神は書紀には、神皇産靈尊とありて、皇てふ一言多し、まことに高御産巢日と並びたる御名なれば、此れも必ず神御とあるべきことなり、然るに延喜式出雲國造神賀辭にも、高御魂神魂命、また祈年祭詞にも、神魂高御魂、また御巫祭神八座の中なるも、神産日神高御産日神とある、此れ等に、此の二柱を並べ擧げたるに、いづれも神魂の方には、御の字なし、姓氏錄には、あまた處に出てたる中に、神御魂とも有れども、多くは神魂とあり、故考ふるに、凡て古言に同音の二つ重なるをば約めて、一つにいふ例、これかれとあれば、これも神御と美の重る故に、多く約めて申しならへるなりといはれたり、さて、此の神皇産靈尊の御名の義を考ふるに、神も皇も、共に美稱なるは、いふまでもなし、産靈と申し奉れるは、産靈は、生々發育の神徳を稱することばにして、此の天地をはじめ、萬の物も事もはた人も、皆ことごとくに、神皇産靈神高皇産靈神の御方によりて、生成化育せられしものなるより、この御名有りとなすは、古來の諸家の所説の殆ど皆一致するところなりとす、本居宣長翁の説にいはいはく、「産巢日は、字は皆借字にて、産巢は生なり、そは男子女子、また苔のむすなど云ふむす」

にて、物の成出るをいふ、されば産の字は正字と見てもよし、日は、書紀に産靈と書れるる靈の字、よく當れり、凡て物の靈異なるを比といふ、高天原にまします天照大御神を、此の地より瞻望奉りて、日と申すも、天地の間に比類もなく、最も靈異に坐すが故の御名なり、されば、産靈とは、凡て物を生成すことの靈異なる神靈を申すなり、この外に、火産靈和久産巢日、玉留産日、生産日、足産日、角凝魂、など申す御名もあり、牟須毘の意皆おなじ、さて、此の世間に有りとは、此の天地を始めて、萬の物も事業も、悉に皆此の二柱高皇産靈神皇産靈の産巢日大御神の産靈に資りて成り出るものなり、又書紀に、此の神の御兒千五百座ありつとある、千五百は、ただ數の限りなく、多きをいふ例なれば、あらゆる神たちを、みな此の神の御兒なりといはむも、違はず、神も人も、皆此の神の産靈より生り出づればなり、拾遺集の歌に、君見ればむすびの神を恨めしき、つれなき人を何つくりけむと詠めるは、其の頃までは、尙世の人も、古の意をよく知れりしなり、されば世に神はしも多に坐せども、此の神は殊に尊く坐しまして、産靈の御徳、申すも更なれば、有るが中にも、仰ぎ奉るべく、崇き奉るべき神になむ坐けると見えたり、延喜式の神名帳を見るに、神祇官坐御巫祭神八座並大のはじめに、この神産日神および高御産日神を祀れり、吾事記、日本書紀、延喜式、姓氏

録古事記傳玉鉾百首のうたに曰はく、

諸のなり出る本は神皇産靈高皇産靈の神の産靈ぞ、

【神日本磐余彦尊】神日本磐余彦尊は神武天皇の御諱なり、神武天皇の項を見る

べし、

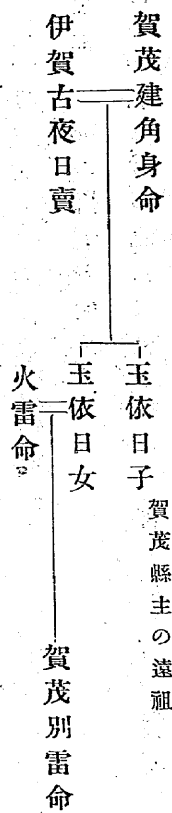
【加茂大神】加茂大神としていつき祭るに二あり、其の一は山城國愛宕郡加茂に鎮座まします上加茂社、および下鴨社に祭る大神をいひ、他の一は大和國なる高加茂の大神をいふ、山城の加茂神社は下上二社ありて下社は山城國愛宕郡下鴨村にありて賀茂御祖神社と稱し、後世下社は賀茂の二字を鴨と書きて上社に分てり、祭神は賀茂別雷命の御母玉依媛命、および其の外祖父なる賀茂建角見命にておはす、また上社といふは同國同郡上賀茂村鴨山の麓に在りて賀茂別雷神社と稱し、すなはち賀茂別雷命を祀れり、その下といひ上といふは地勢によりて區別するものにして、祭祀も同日に行はれ、行幸などのありしも、皆同日に行はれて、その地は相隔れども、殆ど一社なるが如し、故に多くは二社を合せて賀茂神社とのみ稱せり、今兩社とも、官幣大社に列せり、この賀茂の兩社は、往昔以來、著名の大社にして、祭祀奉幣の事、屢々史上に見はれたるが、桓武天皇都を山城國に遷し給ふにおよび、當社を以て、

王城の鎮守となし、大に尊崇を致し給ひしに由り、是れより神威益旺になり、歴代の崇敬愈篤きを加へ、神位を進め、封戸を増し給ふ等の事、屢々有りて、終に社殿は二十年一度改造の制を立て、神位は平城天皇の大同二年に正一位を授け奉り、社領の如きも、公私の寄進するところ、積んで數十箇所に至り、近く徳川時代に在りても、尙ほ下社は五百餘石、上社に三千餘石ありきといふ、且つまた延暦十三年十二月、桓武天皇の始めて行幸ありしより以來、歴代の行幸御幸行啓等の事、史上に累見し、殊に圓融天皇以來は、石清水八幡に行幸あれば、必ずまた本社にも行幸有る事と定りたり、これを兩社行幸といふ、白河天皇の承保三年四月、勅して、毎年四月中、申日を行幸の式日と定め給ひしより、此の事、久しき恒例と定りたり、嵯峨天皇の弘仁元年、皇女有智子内親王をして、この賀茂大神に潔齋奉仕せしめられしより、爾後歴朝相承けて、登極の初めに、必ず皇女おしくは皇孫女を遣して、紫野なる齋院に入り、潔齋敬肅以て、大神に奉事せしめらるゝ事、その例となれり、これを賀茂の齋院と申す、こは全く伊勢神宮に齋宮の女王を奉侍せしめ給へるに倣はれたるものにして、亦以て、如何に歴朝この大神を崇敬し給ふ事の篤かりしかを知るに足るべし、この賀茂の齋院は、後鳥羽天皇の皇女禮子内親王の時に至りて廢絶せり、かく賀茂神社は平安朝時

代に入りてより、大に榮えさせ給ひしより、其の祭禮すなはち賀茂祭も、是れよりして、京都において比なき大祭となるに至れり、其の恒例祭は、毎年四月中、酉日に、下上社にて之を行ふ、之を「みあれ」とも、また「葵祭」ともいひ、男山八幡宮の祭に對して、また北祭ともいへり、而して、十一月には、臨時祭あり、また堀河天皇の頃より、毎年五月五日に、競馬を行ふ事、その例となりしが、こは、賀茂のくらへ馬とて、史上に名高きものなりとす、以上述べたる山城の賀茂神の外に、大和の賀茂神あり、こは、延喜式の神名帳に、大和國葛上郡高鴨阿治須岐、彦根命神社四座、並名神大と見えたる社にして、大國主命の御子阿遲鉏高日子根神をいつき祭り、また他の三神を配祀せり、古事記に、阿遲鉏高日子根命者、今謂迦毛大神者也、と見えたる、即ち是の神にして、これを高賀茂大神ともいふ、高賀茂大神の項に詳説したれば、就きて看るべし、今諸國に、加茂神、または賀茂神、或は鴨神としていつき祀れるは、右の山城なる賀茂神社の神を祭れるも有り、はた大和なる高賀茂神を祀れるも有りて、ひとしく、加茂神と稱するも、その由緒縁起によりて、祭神は必ずしも一ならず、〔古事記延喜式古事類苑〕

〔鴨別雷神〕 別雷神は、山城國愛宕郡上賀茂村に鎮座したまふ賀茂別雷神社、上賀茂の祭神、賀茂別雷神の御事なり、この神は、賀茂御祖神社、下鴨の祭神にてまします

賀茂建角身命の外孫にして、御母は玉依媛命なる由、山城風土記に見えたり、釋日本紀に引ける山城國風土記にいはく、可茂社、稱可茂者、日向會之高千穗峯天降、坐神賀茂建角身命也、云々、賀茂建角身命娶丹波國神野伊賀古夜日賣生子名曰玉依日子、次曰玉依日賣、玉依日賣於石河瀬見、小川之邊爲遊時、丹塗天自川上流下、乃取插置床邊、遂感孕生男子、至成人時、外祖父建角身命、造八尋屋、堅八戸扉、釀八醞酒、而神集々、而七日七夜樂遊、然與子語言、與汝父將思、人令飲此酒、即舉酒杯而向天爲祭、即分穿屋、而昇於天、乃因取外祖父之名、號賀茂別雷神、今所謂丹塗矢者、乙訓郡社坐火雷神在賀茂建角身命也、丹波神伊賀古夜日賣也、玉依日賣也、三柱神者、蓼倉里三井社坐也、と見えたり、今この記事によりて系圖を書けば、次の如し、



なほ、本朝月令に引ける秦氏本系帳によれば、玉依日女に會ひ給ひしは、乙訓坐火雷命にはあらで、松尾神すなはち大山咋命なりとせり、延喜式釋日本紀、本朝月令、鈴木重胤翁の説に、この別雷神は、開鑿國作りの神にして、御名の別といふは、大山咋の昨

の如く、山を鑿ち、磐を劈く由にて負ひ、雷は假名にて、大土の義なるべく、龜尾、荒子の二山を分ち給へるによりて、山に分雷山の名のこり、また山城志に、賀茂山、上賀茂、東一名盆山、一名神山とありて、賀茂にも同名の有るは、また其の故によるなりと云はれたるは、一説と云ふべし、日本書紀傳、

【萱野姫命】 亦の御名野槌神、

この神の御名は、古事記には鹿屋野比賣神と記し、日本書紀には草野姫と記せり、伊弉諾伊弉冉二神の生み給へるところにして、野神または草の祖神なり、その亦の御名を野槌野椎ともいふ、古事記に、次生野神、名鹿屋野比賣神、亦名謂野椎神と見え、日本書紀に、次生草野姫、亦名野槌、と見えたり、この神の御名の義につきて、本居宣長翁の説に、加夜は何にもあれ、屋葺かむ料の草を云ふ名なり、茅といふ一種あるも、屋ふくに主を用る故の名なり、さて、野神の御名に負ひ給へる故は、野の主とあるものは、草にて、草の用は、屋葺くを主なりける、故れ草の字をや、がて加夜とも訓めり、上つ代は、大御殿をはじめて、凡て草以て葺きつればなり、と見えたるが加く、野の草をうしはき給ふ神なれば、かく稱へ奉れるなり、而して、其の亦の御名を野槌と申すも、野槌は野津持の義にして、野を主はき持ちたまふ神なればこそ、かく稱へ奉れるなれ、古事

記、日本書紀古事記傳儀式の造大嘗宮の條に、爲艾同殿料萱云々、向卜食野祭野神云々、執鎌艾之、と見えたり、野神を祭れること、想見すべきなり、

【韓神】 古事記に記するところによれば、大年神の神活須毘神の女伊怒比賣を娶りて生み給へる御子に、韓神あり、されど、其の功業事蹟は、全く不明なり、また、延喜式の神名帳に據るに、宮内省の中に坐す神三座ありて、園神社、韓神社二座、と見えたり、この三座の神は、並に名神大社に列し、月次新嘗の幣典に預りたまふ神なるが、その如何なる神を祭れるものなるかは、不明なり、此の韓神二座と見えたるは、果して古事記に傳ふる所の韓神を祭れるものなるかは、た他の神なるか、明かならず、而して、この園神および韓神は、延暦の奠都以前より、この地に鎮座有りしものにて、平安奠都の際に、造宮使が、他所に遷し奉らむとせしに、託宣ありしかば、舊の儘に、その所に祀れるが、即ちこの宮内省に坐す園韓の三座の神なりといふ、大倭神社注進狀といふ書には、傳聞園神者、大己貴命之和魂大物主神也、韓神者、大己貴命少彥名命也、兩神經營天下、爲顯見蒼生、則定其療病之方と有りて、この韓神を以て大己貴少彥名二柱の神なりとせり、果して然らば、この韓神は、全くこの古事記に載するところの韓神と別神なりと謂ふべし、なほ、此の他に、上古三韓地方等より我が國に來歸投化せる

歸化人もしくは歸化人の子孫にして、その祖先または自己に關係あるものを、其の居住地に祭れるをば韓神と稱せるが有るべし、而して此れらの中には、後世に至りて唯韓神とのみ言ひ傳へられて、全く其の由緒歴史の不明となり、了りたるものも有るべし、此れ等はその地方の郷土史の研究殊に該地方の居住氏族と、該神社との關係を精探考究するにあらざれば、到底その眞を明かにする事能はず、古事記延喜式、大倭神社注進狀神祇志料

【韓姫命】 韓姫は、葛城圓大臣の女にして、雄略天皇の元妃となり給へる方なり、その御腹に、白髮武廣國押稚日本根子天皇清寧天皇と、稚足姫皇女と生れたまへり、この御名を、古事記には、訶良比賣とも書けり、日本書紀、古事記、なほ、諸國の神社に、單に韓姫命としていつき祀れるものの中には、上古韓國より我が邦に來歸投化せる人を祀れるも有るべし、此れ等は、單に韓姫とのみ、その名を傳へて、由緒事歴を明かに傳へざること、なほ、前項の韓神の例におなじ、されども、上古に歸化氏族の分布散在せし地方に、この種の祭神遺存すべきは當然の事なるが故に、這般の事實に對しては、殊に留意を要す。

か

【杵築大神】 杵築大神とは、出雲國神門郡杵築町なる官幣大社出雲大社にいはひまつる大神の御事なり、出雲大神の條を見るべし。

【木俣神】 またの御名御井神

木俣神は、亦の御名を御井神と申す、御母は、稻羽(因幡)の八上比賣命なり、はじめ、大己貴命、稻羽の八上比賣を娶りたまひ、之を率て出雲に來たまひしが、八上比賣は、大己貴命の嫡妻にておはします、須世理毘賣命を畏みは、かり給ひて、遂に其の生みませる御子をば、樹の股にさし挟みおきて、本國に返り去りたまひき、故れその御子をば、木俣神、また御井神とも申すなりと、古事記に見えたり、この神を木俣神と申す故は、全くかゝる緣由よりの事にして、また御井神と稱し奉るは、この神、處々に井を作りて、民利をなしたまへる御功有りしによりて、稱へ奉れる御名なるが如し、そは御井神の項を併せ見て知るべし、古事記

【木祖大神】 木祖大神とは、久久能智神の御事なり、日本書紀に、伊弉諾尊、伊弉冉尊(中略)於是陰陽始造合爲夫婦、(中略)次生木祖、句句迺馳と見えたり、久久能智神の項を

看るべし、

【吉備公】 次の吉備大臣の項を見るべし、

【吉備大臣】 吉備大臣とは吉備眞備の御事なり、眞備本姓は下道朝臣にして、吉備津彦命より出づ、世々吉備國に居る、元正天皇の靈龜二年、眞備年二十四にして遣唐留學生となり、入唐して經史を研鑽し、衆藝を該涉す、當時、わが留學生にして、名聲を唐朝に播きしもの、眞備と阿部仲麻呂との二人にてありき、聖武天皇の天平七年、歸朝して、唐禮一百三十卷、大衍曆經一卷、大衍曆立成十卷、樂書要錄十卷、その他測影鐵尺、弓箭等の奇品を献せり、大學助、中宮亮を経て、從五位上右衛士督に任せられ、孝謙天皇の東宮に在まし、に侍して學士となり、禮記漢書を侍講し、恩寵甚だ渥く、尋いで東宮大夫より右京大夫にうつりぬ、既にして天平勝寶の初に、事によりて筑前守に左降せられ、また俄に肥前守に遷されしが、天平勝寶四年、遣唐副使となりて、唐に赴きぬ、唐の玄宗皇帝頗るこれを寵遇したまふこと厚く、授くるに銀青光祿大夫を以てせられぬ、その歸朝するや、船漂蕩して南海に漂ひ、頗る危険にあひしも、幸にして事なく歸國するを得たり、眞備、この後太宰大貳に任じ、筑前の怡土城を築きて、専ら邊防につとめ、頗る功あり、尋いで西海道節度使に任せらる、天平勝寶八年召され

て造東大寺長官となりしも、病によりて事を視ざりき、惠美押勝の兵を起すに及びて、眞備召されて、軍事に參畫し、指麾甚だよろしきを得、從三位に叙し、參議中衛大將を拜し、事平ぐの後、天平神護元年、勳二等に叙し、正三位に上せられ、翌年、中納言大納言を累進して、遂に擢んでられて右大臣を拜し、從二位に叙せられぬ、眞備もと一介の書生より出身せる人なり、而して、今や鼎臺の高きに登れり、かくの如きもの、古來實に未だその例なきもの、榮達想ふべきなり、稱徳天皇崩じて、皇嗣未だ定らざるや、眞備等、文室淨三を立て奉らむとす、淨三固辭したまひければ、その弟大市を立て奉らむとせり、然るに、左大臣藤原永手、内大臣藤原良繼は、右大辨藤原百川と共に策を定めて、光仁天皇を立て奉れり、こゝに於いて、眞備書を上りて致仕せむことを請ひ奉りしが、久うして允し給はず、かくて、光仁天皇の寶龜六年に薨じたまへり、年八十三なりきといふ、眞備四朝に歷事して、治務に參劃せし功、甚だ少からざるは、言ふまでもなき事なるが、殊にその唐朝の文化を將來し、當時の學問を促進せし功に至りては、永く没すべからざるものあり、後世八所御靈の神を祀るに至りて、吉備大臣をもその中に加へて、御靈神としてまつれり、〔續日本紀、大日本史、諸社根元記〕

【吉備津大神】 吉備津大神とは、今も備中國賀陽郡眞金村に鎮座します、吉備津

彦神社にいはひまつる大神なり、この神社は延喜式の神名帳に備中國賀夜郡吉備津彦神社名神大と載せたる社にして、吉備津宮又は吉備一宮として、古來崇敬最も重き社なり、現今國幣中社に列す祭神は、孝靈天皇の皇子彦五十狹芹彦命、亦の御名は大吉備津彦命をまつる、この命は實に吉備臣の遠祖にてまします、仁明天皇の承和十四年、無位吉備津彦命神に従四位下を授け奉り、同十五年、從四位上に叙し、文德天皇の仁壽二年、特に四品を授けて官社に列し、天安元年三品を授け、清和天皇の貞觀元年、二品を授け奉り、後朱雀天皇の天慶三年二月に至りて、一品を授け奉られたり、これ承平中海賊の事を祈り給ひし報賽なりといふ、延喜式續日本後紀、文德實錄、三代實錄、長寬勘文、神祇志料、古事類苑、なほ祭神大、吉備津彦命の御事蹟につきては、次の項を看るべし、

【吉備津彦命】 吉備津彦命とは、孝靈天皇の皇子彦五十狹芹彦命の御事にして、御母は倭國香媛命古事記には、意富夜麻登玖邇阿禮比賣命とせりなり、古事記には、この命の御事を、大、吉備津日子命と記して、特に大の字を上に加へたるは、その異母弟若日子建吉備津日子命、日本書紀には、稚武彦命と記せりと別たむが爲めにして、かの備中國賀陽郡真金村なる國幣中社吉備津彦神社にいはひ祭る大神は、實にこの

大、吉備津彦命にておぼしますなり、古事記の孝靈天皇の條に、大、吉備津日子命と若建吉備津日子命とは、二柱相副して、針間播磨の氷河之前に忌齋を居ゑて、針間を道口として、吉備國を言向け和したまひき、故れ、此の大、吉備津日子命は、吉備上道臣の祖なり、次に若日子建吉備津日子命は、吉備下道臣笠臣の祖なりと見えたり、かの日本書紀、崇神天皇十年の條に、大、彦命を北陸につかはし、武渟川別命を東海につかはし、丹波道主命を丹波につかはし、また吉備津彦命を西道につかはして、若し教を受けざる者あらば、兵を擧げて之を伐てよと命じたまひし由見えたる吉備津彦命は、實にこの大、吉備津彦命にておぼしますなり、されば、この命の終に永く吉備國に鎮りたまひて、その功德威烈、永く後世に及び、その子孫族類、代を經るに従ひて、繁延し、世に吉備國造たりしもの、まことに其の緣由深しといはざるべからず、古事記、日本書紀、神祇志料、大、吉備津彦命と申す御名につきて、藤井高尙が松の落葉に、次の如き説を載せたり、今參考として、こゝに附載す、おのれが仕へ奉る神は、比古伊佐勢理毘古命と申ぞ、正しき御名なりける、古事記に、亦の御名を大、吉備津彦命と記されたる、此御名は、吉備國をこゝむけ給ひし御いさをによりての事なるべければ、この吉備の國あたりにては、さ申すもよかめれど、大といふ文字を省きて、吉備津彦命と申

ならへるは、わろし大といふ文字をしも漏らすべしやは、いとまかしこし、且つは若建吉備津彦命とまぎれもすべきなり、かくはぶくまじき文字なるを、日本書紀に吉備津彦命と記し給ひしより、世々の國史延喜式などにも、さやうに書かれしは、あぢきなき事なりかし、此あたりの人も、云ふにならひてなるべしと見えたり、

【木船大神】

木船大神は、貴船大神を誤り書けるか、貴船大神の項を看るべし、

【貴船大神】

貴船大神とは、今も山城國愛宕郡鞍馬村に鎮座まします貴船神社に

いはひまつる大神なり、この神社は延喜式の神名帳に、山城國愛宕郡貴布禰神社、名神大と載せ、後に二十二社の一として、歴代の崇敬殊に淺からず、朝廷より祈雨止雨の爲めに、奉幣せられしこと、その例甚だ多く、大和國の丹生川上神社と南北相並びて、特に祈雨止雨の神として著はれさせ給ひしは、全くその祭神の水神罔象女神にましまして、その靈驗のいやちこにましまして、由るものなり、現今官幣中社に列す、嵯峨天皇の弘仁九年、山城國愛宕郡貴布禰神に、從五位下を授け奉り、仁明天皇の承和十年に、正五位下に上せ奉り、清和天皇の貞觀元年、正五位下貴布禰神に、從四位下を授け奉り、貞觀十五年に、更に正四位下に上せ奉り、この後、一條天皇の長保五年に、正三位を、後一條天皇の寛仁元年十二月に正二位を、また白河天皇の承暦五年二

月に、從一位を授け奉り、崇徳天皇の保延六年に至りて、遂に正一位の極位を授け奉られし由史に見えたり、祭神罔象女神の御事につきては、別に其の項あれば、就きて看るべし、〔延喜式、二十二社註式、神祇志料古事類苑〕

く

【久延比古命】

この神は、少名毘古那神を顯したまへる神なり、古事記に、久延毘古

は、今に山田の曾富騰といふものなり、この神は、足は行かねど、天の下の事を盡に知れる神になもありけると見えたり、はじめ、大國主神、出雲の御天之御前に坐すときに、波の穂より、天之羅摩船に乗じて、鵝皮を全剝に剝ぎたるを衣服として、歸來たまふ神あり、その名を問はずれども、答へたまはず、又所從の諸神に問はずれども、皆知らずと申しき、こゝに多邇具久申さく、こは久延毘古ぞ必ず知りたらむと申すにより、即ち久延毘古を召して問はずるときに、答へて、此は神産巢日神の御子少名毘古那神なりと申しき、よりに、大國主神、これを神産巢日神に申し上げたまひしに、果して、まことに我が御子なりと御答へありしよし、古事記に傳ふされど、この久延毘古命

に關する傳説は、たゞ古事記に見えたるのみにして、日本書紀に見えず、延喜式の神名帳を案するに、能登國能登郡に久氏比古神社あり、古事記傳の説に、久氏は久延の誤ならむといへり、この地をば、古より久江といへば、さもありぬべし、而して、この神社を以て、久延毘古命をまつれる社なりとなすは、諸説の一致するところなりとす、
 「古事記延喜式古事記傳神祇志料」

「久久能智神」 この神の御名をば、古事記には、木神名久久能智神と記し、また日本書紀には、木祖句廼馳とも、また木神等號句廼馳とも記せり、この神の木神は、た木の祖神としまして、すべて樹木の事を掌り護りたまふ神なること、是れにて明かなり、夫木和歌抄に載せたる、正三位季能卿の歌に、くくのちの神もうらめしいかなれば、あだに櫻の花となりけむなど、後世の歌にも詠めり、木神をば、かく久久能智と申す所以につきては、本居翁の説に、久久は莖なり、和名抄に莖、和名久木とあり、莖は字書に草木の幹也といへり、それを久久と云へるは、萬葉十四に、久君美良莖莖あり、また九久多智(和名抄に)重久久太知(莖)莖之苗也などあり、故れ思ふに、莖はもと莖木のつゞまれる名なるべし、智は男を尊む稱なり、阿斯訶備比古遲神の遅のごとしとて、久久能智とは、樹木の莖幹を護り掌りたまふ男神といふ稱なりと説かれたり、さて

又、この木神久久能智と、豊宇氣姫神とを並べ併せて、これを屋船神としていつき、祭るは、久久能智神は、樹木の神にましまし、豊宇氣姫神は、稻穀を始めとして、あまねく草萱の類を護り掌りたまふ神にてましますが故に、この二神をば、屋船久久能遲命、また屋船豊宇氣姫命とも申し奉るなり、そは別に、屋船神の項に述べたるを併せ看て知るべし、
 「古事記日本書紀古事記傳延喜式」

「菊理媛命」 伊弉諾尊、伊弉冉尊の赴き給へる黄泉の國に追ひ至り給ひて、妹伊弉冉尊と、泉平坂にて相あらそひ給しときに、この菊理媛命は、陰陽二神の御中間に立ちて、その御言を宣ひ入れさせ給ふ時々に、そを取り傳へ給ひしよし、日本書紀の一書に見えたり、この神の御事蹟は他に見えずといへども、今も加賀國石川郡河内村に鎮座し給ふ國幣小社白山比咩神社にいはひ祭る神は、實にこの菊理媛命なりとす、この神、白山に鎮りたまへるが故に、また白山比咩命とも稱し奉れるなり、鈴木重胤翁の説に、常世岐姫命といふは、この菊理媛命の亦の御名なるべしといはれたれど、如何にや、暫く茲に附記して、参考し、
 「日本書紀日本書紀通釋古事類苑日本書紀傳」は、白山比咩命の項をも看るべし、

「草野姫命」 これをくさぬひめのみことと訓むは、わろし、かやぬひめのみことと

訓むべきなり、日本書紀に草野姫と見えたり、萱野姫命の條を見るべし、

【奇稻田姫命】この命の御名をば、古事記には、櫛名田比賣と記して、伊の一音を略したるを用ひ、日本書紀には、奇稻田姫と記せり、櫛奇の字は異なれど、意はおなじく美稱なり、稻田姫命の條に委しければ就きて看るべし、

【櫛石窓神】この神は、古事記の天孫降臨の條に、天石戸別神、亦名謂櫛石窓神、亦名謂豊石窓神、此神者御門之神也と見えて、天石戸別神の別名なりと傳へたれど、古語拾遺の傳ふる所に依れば、爰令天手力雄神、引啓其扉、遷坐新殿、則天兒屋命、太玉命、以日御網廻懸其殿、令天宮賣神侍於御前、豊磐間戸命、櫛磐間戸命、二神、守衛殿門、是並太玉命之子也云々と見えて、明かに別神なりと傳へ、また舊事本紀にも、この二神をば、石戸別神と別神なるが如くに記せり、且つ、古語拾遺舊事本紀の傳ふるところに依れば、豊石窓櫛石窓の二神は共に天太玉命の御子なりし事を知らる、櫛石窓と申す御名の義は、櫛は奇にて稱へいへる語、窓は眞戸にして、すなはち門戸なり、石はその門の堅固なる由なれば、この神、豊石窓神と二柱左右に別れ並び給ひて、門を堅く守り固めたまふより、かく稱へ奉れるものと見ゆ、この神の門戸を守護し給ふ神にておはす事は、古事記に、此神者御門之神也とあるにても明かなり、延喜式の制宮中の

神すべて三十六座ありて、その中、御門、巫祭、る神八座ありて、並に大櫛石窓神は四面門、各一座、豊石窓神も四面門、各一座を祭れり、この神たち各々その所にありて、門戸を堅く守り、外より入り來らむとする汚穢邪惡の徒を防ぎとどめ給ふものなるよしは、延喜式に載せたる祈年祭および月次祭の祝詞に、御門の御巫の稱辭竟へ奉る皇神等の前に白さく、櫛磐間門、命、豊磐間門、命と御名をば申して、稱辭竟へ奉らば、四方の御門に、湯津磐村の如く塞り坐して、朝には御門開き奉り、夕には御門閉ぢ奉りて、疎ぶる物の下より往くは下を守り、上より往くは上を守り、夜の守日の守に、守り奉る故に、云々と見えたるにても明かに知られたり、古事記、古語拾遺、舊事本紀、延喜式、延喜式の神名帳に、丹波國多紀郡櫛石窓神社二座、並名神大と見えたるは、この櫛石窓神と豊石窓神とを祀れるなり、平城天皇の大同元年に、丹波地五戸を櫛石窓神の神封として充て奉られたること、史に見ゆ、延喜式、新抄格勅符抄、

【櫛玉饒速日命】櫛玉饒速日命は、亦の御名を膽杵磯丹杵穗命と申す、日本書紀神武天皇の卷に、嘗有天神之子、乘天磐船、自天降止、號曰櫛玉饒速日命と見えて、その天神の胤裔にましますことは疑なけれど、何神の御子にましますかは不明なり、舊事本紀の流布本に、天忍穗耳尊、高皇產靈尊の御女萬幡豊秋津師姫、栲幡千々姫命を妃

として生みたまへる御子、即ち天照國照彥天火明櫛玉饒速日尊なる由に記したれど、こは全く同書の偽説にして、天照國照彥天火明とは、尾張氏の遠祖なる天火明命の御事にして、この饒速日命の御事ならざる由は、古人の既に已に論破せられしところなりとす。さて、櫛玉の櫛は奇の假字にて、奇玉てふ意の美稱なり。饒速日命はじめ、天磐船に乗りて、河内國河上峠峯に天降りたまひしが、後に大倭國鳥見の白庭山に遷りたまへり。この時に當りて、大倭の鳥見に長髓彦といふ者あり、その妹御炊屋姫(日本書紀には、三炊屋媛、亦の名は鳥見屋媛とあり)を奉りて、饒速日命の妃となし、之を奉じて君として仕へ奉れり。この御炊屋姫命の生みたまへる御子、すなはち宇摩志摩治命(可美真手命)にておはします。神武天皇の皇師を率ゐて東征したまふや、長髓彦、饒速日命を奉じて倭に在り、皇軍に抗すること、頗る頑強なり。天皇乃ち途を迂回して、紀伊にめぐり、熊野の地方を平げて、南菟田の地より倭に入りたまふや、賊虜悉く皇師を迎へて、風靡せざるものなし。既にして、神武天皇進んで長髓彦に迫りたまふや、長髓彦大に懼れ、使をして申さしめていはく、吾さきに天神の御子、饒速日命を奉じて君主となす、天神の御子に兩種有るべからず。如何ぞ更に天神の御子なりと稱して、みだりに他人の國を奪はむとはし給ふぞと。天皇對へて、天神の御子も

多く有り、汝が君とする所實ならむには、其の證有らむと。長髓彦乃ち饒速日命のもたせ給へる天羽羽矢一隻と步鞞とを天皇に見せ奉れり。天皇覽給ひて、虚ならずと宣ひ、直にまた其の御せる天羽羽矢一隻と步鞞とを以て、長髓彦に示し給へり。長髓彦、天表を見て、畏み懼れたれど、恭順の意を表はすに至らざりしかば、饒速日命、その頑迷にして教ふべからざるを見て、之を殺し、其の御子宇摩志摩治命とともに、天皇に歸順し給ひけり。天皇も、饒速日命は天より降れる者なりと聞きしに、今果して忠効を立てたりと宣ひて、これより饒速日命父子を寵用し給ひけり。舊事本紀に記するところによれば、饒速日命は、そのかくれ給ひし後、夢を以て、その妃御炊屋姫にさとし給ひて、天璽瑞寶を以て、その形見の物として、御子に傳へしめ、また天羽羽矢、天羽羽弓および神衣、手貫帯を登美の白庭邑に葬り歛めて、以てその墓となさしめ給へりといふ。宇摩志摩治命、後にその父饒速日命の天神より受けたまひし天璽瑞寶、すなはち十種神寶、瀛津鏡、邊津鏡、八握劔、生玉、足玉、死反玉、道反玉、蛇比禮、蜂比禮、品物比禮を天皇に奉獻し、恭順よく天朝に奉仕し給ひしかば、天皇の寵用ますます篤く、之をして内物部を率ゐて専ら殿内の宿衛に當らしめたまふ事とせらる。これ實に物部氏の始祖なりとす。延喜式神名帳を案するに、大和國添下郡に矢田坐久志玉

比古神社、二座並大あり新撰姓氏録によるに、この矢田の地方に住める氏族を矢田部と稱し、饒速日命の七世の孫なる大新川命の後なり、然らばこの久志玉比古神社はその曩祖櫛玉饒速日命およびその配偶神を祀れるものなること、更に疑なし、舊事本紀、日本書紀、延喜式、新撰姓氏録、栗里先生雜著

【櫛名田比賣命】 櫛名田比賣命、また奇稻田姫命とも書けり、稻田姫命の項を見るべし、

【櫛麻知命】 櫛麻知命の御名をば、また櫛真智命とも、久慈真知命とも書けり、延喜式の神名帳に、左京二條に坐す神社二座を載せて、太詔戸命神久慈真知命神とある久慈真智命は、この神にておはしますこと、言ふまでも無く、また、大和國十市郡なる天香山坐櫛真命神社、元名大麻等乃知神とあるは、櫛真智命の智字を脱せしものなること、先覺も既に論定せられたるところなりとす、さて此の神は、卜庭の神にましまして、太占の卜事を行ふときには、必ずこの神を迎へて、卜事を執り行ふこと、わが古來の習俗にてありき、平田篤胤翁の説に、櫛真智命と申すは、櫛は、櫛石窓命櫛稻田姫命などの久志と同じく、例の奇なる由の稱名、真知は麻邇と同言にて、この神、鹿の肩骨を灼きて占ふ太兆の業を始め給へりし故の御名なり、是をもて、後までも、太兆

の卜事を執り行はしめ給ふ時は、必ずこの神を迎へて祭り給ふ御例なりといはれたり、かの天神壽詞の中に、此玉櫛遠刺立良、自夕日至朝日照、天津詔戸乃太詔戸言、遂以互告禮、如此告波、麻知波若、韭仁由都五百篁生、出幸云々を見えたる、麻知てふ語も、亦この神の御名の麻知におなじき事言ふまでもなく、麻知は即ち太占の「うらなひ」に表はるゝ兆、即ち麻邇の事なりとす、延喜式の神名帳に載せたる、遠江國佐野郡、己等乃麻知神社は、おそろくは、この卜庭の神を祭れる社なるべし、尙、大和の天香山に坐す櫛真智神社をば、もと大麻等乃知神とも申し、事、神名帳に見えたり、されば、武藏國にまつれる大麻止乃豆乃天神と申すも、亦この櫛真智命なること、もとより言ふまでもなき事なりとす、武藏國にて、上古太占の事の行はれたりしは、著しき事實にして、萬葉集にも、武藏野に、うらへかたやきまさでにも、告らぬ君が名兆に出にけりといふ歌あり、この神を、に大麻等乃知天神と申すことにつきては、伴信友氏の考説に、大麻等乃知天神と申すは、大は稱辭、麻等は麻知の通音、乃は辭、知は男神を稱へて申す例の言なるべし、然らば久慈真知と申すに、おほかた同じ義の稱言なるべし、と見えたり、延喜式、中臣壽詞、萬葉集、玉だすき、正卜考、神名帳考證、なほ、大麻止乃豆乃天神の項をも參看すべし、

【櫛毬玉命】 大物主櫛毬玉命の事なり、大物主櫛毬玉命の項を見るべし、

【櫛御氣野命】 神祖熊野大神櫛御氣野命の項を見るべし、

【櫛御玉野命】 櫛御玉野命てふ名は、記紀等の古典に見えず、こは恐らくは櫛毬玉命てふ御名をば、かく誤り記し傳へたるものなるべし、櫛毬玉命につきては、大物主

命てふ御名をば、かく誤り記し傳へたるものなるべし、櫛毬玉命につきては、大物主櫛毬玉命の項を見るべし、

【櫛八玉神】 大國主神、天神の詔のまにまに、この葦原中國を皇孫尊にさしげ獻り

て、自らは出雲國なる多藝志の小濱といふに、天の御舍を造りて、其處に隠り鎮り給へり、この時、この櫛八玉神は、膳夫として、天御饗を奉りて、大國主神に仕へたまひし由、古事記に見えたり、同書に、水戸神之孫、櫛八玉神と見えたり、本居宣長翁の説に、櫛八玉神の御名の義、櫛は奇にて、例の稱名、八は彌玉は布刀玉の玉とおなじくて、手向の約りたるなるべし、そは、今膳夫となりて、大國主神の御饗を手向けたまふより負へる名と聞ゆ、さて、此の神の名、他の古書に見えたる事なし、或説に、此の神を、沫那藝神の子なりといへれど、信がたし、そは、水戸神、因河海持、別而生神、名、沫那藝神云々とあると、此に水戸神之孫とあるを思ひ合せての推當てなるべしと云はれたり、古事記、古事記傳

【樟日命】 熊野櫛樟日命の項を見るべし、

【九頭龍神】 九頭龍神は、信濃國上水内郡なる戸隱神社の攝社、九頭龍神社に祭る神にして、手方男神の分御魂とます神なりといふ、

【久度神】 久度神は、他の今木神、古開神および比賣神と共に、平野の神としていつき祭る神にておはす、平野神社は、今も山城國葛野郡衣笠村に鎮座ありて、こは延喜式の神名帳に、山城國葛野郡平野神社、並名神大と載せたる神社なり、現今官幣大社に列す、この四座の祭神に就きては、古來種々の異説有り、中に就きて、この神の御名をば、久度の神と申すより、竈を久止ともいふによりて、是れを竈神なりとなす説、頗る有力なる説として存せり、されど、此はたゞ、稱呼の相同じきより起れる推論に過ぎざれば、從ひ難し、伴信友氏は、久度神は、大枝朝臣すなはち、元の土師宿禰等の祖先をまつれるもの、即ちこの神にして、桓武天皇の延暦年中に、特に今の地に此れ等の四座の神を徙し祀られし所以のものは、此の神々の桓武天皇の外戚の祖神にておはしますに因るものなりと、論定せられたり、此の説蓋し從ふべきなり、即ちこの説に従へば、久度神は、桓武天皇の外祖母に當らせたまふ大枝朝臣の祖神なりとす、延喜式、天祓詞執中抄、平野神社祭神考、蕃神考、古事類苑、なほ、古開神の條の記事を

も参看すべし、久那斗神は岐神とも申す、日本書紀の一書に岐神、此本號曰來名戸之祖神焉と見えたるにて知るべし、また古事記に衝立船戸神と記せるも、同じくこの神の事なり、さてこの神は、道路の衢に立ち居、塞がり居たまひて、種々の禍災、まがつびども、是れより莫來そと、防ぎ護りたまふ神なり、御名を久那斗と申すは、久那は來勿にて、斗は處なり、即ち此處より來勿と障げ止めたまふ神なること、この御名にても著しきなり、かの道饗祭として、京城の四隅の路上において、この久那斗神および八衢比古八衢比女を祭りて、外より入り來らむとする、種々のまがつびを祭り止むる祭儀あるは、全く此の神の道岐にましまして、鬼魅災禍を防ぎ護りたまふ故によるものとす、延喜式に載せたる道饗祭の祝詞に、大八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神等之前爾申久八衢比古八衢比賣久那斗止御名者申氏辭竟奉久波根國底國與里麓備疎備來物爾相率相口會事無氏下行者下平守理上往者上平守理夜之守日之守爾守奉齋奉禮止(中略)進宇豆乃幣帛平平氣久聞食氏八衢爾湯津磐村之如久塞坐氏皇御孫命乎堅磐爾常磐爾齋奉茂御世爾幸開奉給止申とあるにて、この神をまつるの意を明かに知ることを得べし、また此の久那斗神をば後世に道祖神、塞神とも稱する

はこの神の八衢に立ちて湯津磐村の如くに塞へ塞がりますますによる事、いふまでもなし、又、日本書紀の一書に傳ふるところによれば、經津主神武甕槌神の荒ぶる諸神を言向け周りたまへる時に、大國主神の薦によりて、岐神を嚮導として、國內を周流して、命に逆ぶものをば誅戮し、歸順するものをば褒賞せられきと云ふ、然らば、この岐神は、行旅嚮導の事をも、知ろしめし、掌りたまふ神なりといふべし、古事記、日本書紀、延喜式、古事記傳、日本書紀通釋

【國足八十言靈大人命】、こは本居大平翁の歿後の諡號なり、本居大平大人の項を見るべし、

【國津神命】、國津神には天津神に對して國津神といふ場合と、また何神にも限らず、すべて其の地方にまじまして、その地方を主はき護り幸へたまへる神を國津神(國神)また土神とも書けり、と申す場合とあり、今も諸國に、その祭神の御事歴に就きては、勿論祭神の本つ御名さへ明に言ひ傳へられざれど、神域形勝の地に在りて、祀さびものふり、社殿の位置結構等殊に勝れ、その地方人士の古へより崇びあがめ奉り來れる習はし、亦頗る特殊なるもの有る神社、往々にして存せり、此れ等の中には、其の地方と特別の關係有る國神をまつれるものならむと推し測らるゝもの、甚だ

少からず、かゝる社にありては、出來得るだけ、各種の方面より該神社の研究を行ひ、以て神威のかりそめならざる由を、該地方人士に知らしむべきものにこそなほ、天津神國津神の項を看るべし、

【地神五代命】 地神五代とは、天神七代に對して用ひられたる稱にして、天照大御

神忍穗耳尊瓊瓊杵尊彥火火出見尊鷦鷯草葺不合尊の五代の神々を稱し奉る。これ等の諸神の御事歴につきては、各々其の項有れば、就きて看るべし、

【地神五柱尊】 地神五代命におなじ、

【國狹槌尊】 國狹槌尊は、開闢のはじめに、成りませる三柱の神たちの中の一柱の

神なり、日本書紀には、開闢之初、洲壤浮漂、猶游魚之浮水上也、于時天地之中、生

一物狀如葦牙、便化爲神、號國常立尊、次國狹槌尊、次豐斟淳尊、凡三神矣、乾道獨化、所以

成此純男、と見えたる、すなはち是れなり、古事記には、國之常立神、豐雲野神の二柱あ

りて國狹槌神なし、また、日本書紀の一書には、國狹槌尊の亦の御名を國狹立尊とも

いふよしに見えたり、日本書紀古事記、

【國底立尊】 國底立尊とは、國常立尊の亦の御名なるよし、日本書紀の一書に見え

たり、即ち、一書曰、天地初判、一物在於虛中、狀貌難言、其中自有化生之神、號國常立尊、亦

曰國底立尊と見えたる是れなり、なほ、次の「國常立尊」の項をも見るべし、

【國常立尊】 この神の御名を、くにとこたちと訓むは非にして、くにとこたちと

訓むべきこと、古事記にこの神の御名を國之常立神と記せるにても明かなり、この

神は、天地開發の初に成りませる神にして、その由を日本書紀には、開闢之初、洲壤浮

漂、譬猶游魚之浮水上也、于時天地之中、生一物狀如葦牙、便化爲神、號國常立尊、次國狹

槌尊、次豐斟淳尊、凡三神矣、乾道獨化、所以成此純男と記し、また古事記には、天地初發

之時、於高天原成神、名天之御中主神、次高御產巢日神、次神產巢日神、此三柱神者、並獨

神成、坐而隱身也、次國稚、如浮脂而久羅下、那洲多陀用幣琉之時、如葦牙、因萌騰之物而

成神、名宇麻志阿斯訶備比古遲神、次天之常立神、此二柱神、亦獨神成坐而隱身也、上、件

五柱神者、別天神、次成神、名國之常立神、次豐雲野神、此二柱神、亦獨神成坐而隱身也、と

見えたり、この國常立尊の亦の御名をば國底立尊とも申すよし、日本書紀の一書に

見えたり、この神の御名を常立と申すも、底立と申すも、まことは同じ言にて、常は底

と同じく、すべて上にまれ、下にまれ、横にまれ、至り極る處をば、何方にても底といふ

なり、立とは都知野椎迦具土などの都知と同語にして、天之常立神は、天之底都知と

して、天を司り保ちたまひ、國之常立神は、國之底都知として、地を司り保ちたまふ神

にておはします由はその御名によりて知らる天地初發の當初に天地の神の成り出たまへる由にいひ傳へたる我が國の古傳説豈に尊からずや古事記日本書紀古事記傳神名考

【國之水分神】 この神の成り出たまへる由を古事記に記して速秋津日子速秋津比賣二柱の神河海に因りて持別けて生みませる神の御名は沫那藝神次に沫那美神次に類那藝神次に類那美神次に天之水分神次に國之水分神云々と見えたり久麻理は分配にてこの神は雨水などを好き程に配りて田島をうるははしめ給ふなどすべて水の事を掌りたまふ神にておはします委しくは水分神の條に記したれば就きて看るべし

【國御柱神】 國御柱神と申すは龍田にまつる風神の事なり龍田大神の條を看るべし延喜式の神名帳を案するに伊豆國那賀郡に國柱命神社ありまたこの神をいつき祭れる社なるべし

【熊野神祖奇御氣野命】 神祖熊野大神櫛御氣野命の條を看るべし

【熊野加武呂命】 出雲風土記の中に伊弉奈枳乃麻奈子坐熊野加武呂乃命と見えたる即ちこの神の御事にして伊弉諾神の日眞名子素盞鳴尊を申すなりこの神出

雲の熊野の地に鎮りたまひて且つ大己貴命の御祖の神にておはしますを以て加夫呂伎熊野大神ともはた此處に記すが如く熊野加武呂命とも稱し奉るなり加武呂はすなはち加夫呂伎の略なりなほ委しき事は神祖熊野大神櫛御氣野命の條を看て知るべし

【熊野櫛樟日命】 この神の御名を日本書紀には熊野櫛樟日命と記し古事記には熊野久須毘命と記せりこは素盞鳴尊と天照大御神と誓約を行ひ給ひし時に成りませる神にして素盞鳴尊が天照大御神の右の御手に纏かせる珠を乞ひ取りて之を齧然に噛みて吹き棄ちたまへる時にこの神成り出で給へり日本書紀の一書に熊野大隅命とも熊野忍踏命亦名熊野忍隅命とも見えたるは同じく此の櫛樟日命の御事なること先覺も既に論定せられたるところなりとすさて熊野は出雲國意宇郡なる熊野の地にしてこゝには素盞鳴尊も鎮りましますこと別に述べたるところの如し久須毘命と稱し奉ることに就きて本居宣長翁の説にいはいはく久須毘命は久志須毘を約めたるなり久志は奇靈なり須毘は書紀に大隅命とも忍隅命ともありて隅とおなじ須美は某産巢日神といふ巢日と通じ美は耳を略きたるものなりとなほ一説には久須毘即ち奇靈なるべしともいへり出雲國神門郡日御崎村な

る國幣小社日御崎神社には、この熊野椽樟日命をも祀り、また延喜式神名帳に載せたる出雲國意宇郡なる志保美神社といふは、熊野忍踏命すなはち熊野椽樟日命をまつれる社なるべしとの説あり、この神の御事蹟については、古史に傳ふるところ、甚だ乏し、古事記、日本書紀、延喜式、古事記傳、神名考、神祇志料

【熊野久須美命】 熊野椽樟日命におなじ、前の項を看るべし、

【熊野大神】 熊野大神と申すに、出雲國なる熊野大神と、紀伊國なる熊野大神とあり、出雲國なる熊野大神とは、今も出雲國意宇郡熊野村に鎮座したまふ熊野神社、現今國幣中社に列すにいはひまつる神祖熊野大神、椽樟御氣野命の御事をいひ、紀伊國なる熊野大神とは、今も紀伊國東牟婁郡本宮村に鎮座したまふ熊野坐神社、現今國幣中社に列すにいはひまつる家都御子神の御事をいふなり、されど、椽樟御氣野命と申すも、家都御子神と申すも、その御名は異なれども、まことは、同じき素盞鳴尊の御上を申し奉れるにて、出雲にては、これを椽樟御氣野命と申し奉り、紀伊にては、これを家都御子神と申し奉れるなり、されば、いはゆる熊野大神とあふぎ奉るは、畢竟は素盞鳴尊の御事にてあるなり、而して、熊野は、もと地名なる事云ふまでもなし、なほ、神祖熊野大神、椽樟御氣野命、および、家都御子神の項を併せ看て知るべし、

【熊野夫須美神】 熊野夫須美神は、また熊野牟須美神ともいふ、熊野坐神すなはち家都御子神、素盞鳴尊の御祖伊弉冉尊の御事なり、この神、主として熊野の那智山に祀り、中古以來、那智權現と稱して、本宮、新宮、那智を併せて三所權現ともいひ、また新宮に祀れる速玉之男神と、この夫須美神とを併せ稱して、兩所權現ともいへり、或は、那智權現として古來祀り來れるは、泉津事解之男神なりといふ説あれど、夫須美神を以て那智神なりとなすは、蓋し定説なるが如し、神祇志料、古事類苑、日本書紀通釋

【閻羅神】 この神の御名をば、古事記には、閻淤加美神と記せり、こは伊弉諾神が、劍をぬきて、軻遇突智神を斬りたまひしときに、成り出で給ひし神なるよし、古事記日本書紀に見えたり、また高麗神と申すもありて、麗を、おがみと訓む事は、日本書紀の註に、神、此、云、於、箇、美とあるにて、明かなりとす、さて、本居宣長翁は、於、可、美は龍神にて、雨をふらす神なり、高麗といふは、山の上なる龍神にして、閻羅といふは、谷陰なる龍神なりと云はれたり、此の説の如くに、この高麗と申すも、閻羅と申すも、共に蛇類を崇拜して、これをば、雨を降らす神、水を司りたまふ神なりとて、いつき祭れるものにして、此の神をいはひ祭れる神社の、諸國に其の數少からざりしことは、意賀美神社と稱する社の、延喜式の神名帳に、多く載せられたるを見ても、これを知る事

を得るなりかの大和國吉野郡なる丹生川上神社は、古來著名の大社にして、延喜式の制には名神大社に列し、現今も官幣大社に列し給へる社なるが、その祭神は實にこの高靈神、神闇靈神にして、歴代祈雨の事あるときは、必ずこの神と山城の貴布禰神とに奉幣せらるゝを、其の例とせり、これ全く祭神の靈神にて、おはしますに由るものとす、日本書紀、古事記、古事記傳、延喜式、なほ高靈神の項を參看すべし、

【栗山潜鋒先生】 先生諱は愿、一名成信、字は伯立、通稱を源助といへり、本姓は長澤氏なるが、後に栗山と改稱す、父を良節といひ、世々山城の淀藩に儒臣たり、先生は實にその長子なり、天資穎敏、體質羸弱にして、殆ど衣に勝へざるが如くなりきといへども、勸學倦むことなく、尤も國史に精通せり、年十四歳の時、京師に遊びて、桑名松雲に従ひて學び、奇才を以て稱せらる、その頃、後西院天皇の皇子八條宮尙仁親王、學を好み才を愛し給ひけるが、先生、父の友人なる鶴飼眞昌の薦めによりて、この宮の侍讀に擧げらるゝに至りしに、頗る親王の敬重を受け奉られきといふ、時に先生年十八なりき、先生、舊史を讀む毎に、保元建久の際、玉綱解弛して、政柄外に歸したりしを、いたく嘆き、乃ち後白河帝の即位以後三十餘年間の重要事を録して、之を保建大記と名づけて、親王に上れり、その書、范氏の唐鑑の體にならひ、旨を朱子の綱目に取り、

君臣の賢否邪正、政事の是非得失を篇中に瞭然ならし、以て鑑戒を後世に昭にせしかば、人多く之を傳賞して、先生の名これより天下に聞ゆるに至りぬ、然るに、その翌年、親玉薨去あらせられしかば、先生は、都下に退隱せられしも、もとより家に擔石の儲なければ、衣袴を鬻ぎて糊口のしろに當て、而かも晏如として讀書に餘念なく、其の家を號けて、潜鋒と號せられき、毎に慨然として言うて曰はく、大丈夫たるもの、當に虎となつて死すべし、鼠となつて生くべきにあらずと、年二十三歳の時、東遊して江戸に下られしが、此の頃、水戸の光圀卿は、彰考館を開きて、修史の事業を興し、専ら四方の文學の士を延かれけるに、鶴飼眞昌また此處に來りて仕へて有りしかば、乃ち先生をも薦めぬ、是に於いて、先生遂に召されて、水戸侯の儒臣となり、祿三百石を受くる事となりぬ、先生の彰考館の事業に關係せらるゝ事となりしは、實に此の時よりの事なりとす、時に年二十三歳なりき、尋いで、先生、彰考館の總裁となり、安積覺三宅緝明等の諸學者と共に、おなじく史局に在りて、其の事に盡されたり、大日本史の成れるは、實に先生の功、與つて大なりと謂はざるべからず、光圀卿の薨後、先生、また命をうけて、義公行實を撰せり、安積覺、嘆稱して、いはく、潜峯の文は一辭を贅すること能はずと、先生、はじめてより、詩文を作るに、雕巧を加ふるを忌めり、故にその作れ

るもの、多く時好に合はざりしかば、人或は拙なりと評せり、先生之をきいて笑つていはく、吾れはその少しく巧ならむよりは、むしろ大に拙なるに與せむと、困りて又拙齋主人とも號せられき、寶永三年丙戌四月七日、病によりて江戸にて歿せられき、時に年三十六歳なり、先生、かく不幸にして早世せられきと雖も、その功や永く没せず、況んや保建大記の永く天下後世に感化影響を與ふることの偉大なりしをや、**【潜鋒栗山先生傳】**

【黒田豊前守】 神社明細帳に、黒田豊前守は、北埼玉郡中渡村字中内、村社稻荷神社の境内、黒田神社に祀る、倉稻魂命の合祀なり、由緒は、舊領主黒田豊前守に厚恩ありしより、該恩を忘れざる爲め、黒田神社と稱して、倉稻魂と同氏の靈とを合せて、寛保二壬戌年二月十五日、これを祭ると、古老の口碑に言ひ傳ふ、と見えたり、案ずるに、黒田豊前守直邦は、丹治家勝の末裔にして、上總久留里侯の始祖なり、元祿年中、館林右馬頭の傳相に任せられ、十六年正月、常陸下館城に封せられしが、享保十七年三月、上野國沼田城に移封して、三萬石を領す、直邦、老中の職を經、勳績少からざりしが、その黒田直相の女婿たりしによりて、姓を冒して、始めて黒田氏を稱す、寛保二年七月、直邦が子大和守直純の時に、沼田より久留里に移封を命せられ、城を築きて之を治む、

子孫相つぎて明治に至る、今の黒田子爵家即ちこれなり、

け

【景行天皇】 景行天皇御名は大足彦尊、垂仁天皇の第三子におはしまして、御母は丹波道主命の御女日葉酢媛皇后なり、はじめ御父垂仁天皇、皇兄五十瓊敷命と大足彦尊とに、試に汝等の情願を言へとのたまひしに、五十瓊敷命は、弓矢を得むとのたまひ、大足彦尊は、皇位を得むと欲するよし、答へたまひしかば、父帝乃ち大足彦尊をして皇位を繼がしめらる、よりにて、父帝崩御の後、即位ありて、纏向の日代宮におはしまして、天が下を治め給へり、是れを大足彦忍代別天皇と申す、景行天皇と申すは、實に後世に至りての謚號なりとす、天皇、吉備津彦命の御女稻日大郎姫を納れて、皇后となし、その御腹に大碓皇子および小碓皇子生れたまへり、小碓皇子はすなはち日本武尊なり、後また八坂入姫を召して妃となしたまひ、その御腹に七男生れたまへり、その第一は稚足彦皇子にして、後に即位ありて、成務天皇と申す、景行天皇の即位し給ふや、天業恢弘の機漸く熟しければ、天に皇威を東西に示して、大業を興したま

はむと欲し、即位の三年、まづ屋主忍男武雄心命をつかはして、紀伊の神々を祭らしめ、尋いで、十二年、筑紫の熊襲叛きしかば、天皇親らこれを征したまひ、周防より海をわたりにて筑紫の諸國を巡征あり、豊國日向國より熊縣火國阿蘇國八女縣に至りて、到るところ賊酋を鎮撫招服したまひしかば、九州の東北部は、大半王化にまつるひぬ、十九年、京都に還幸ありしが、その後二十七年に至りて、熊襲また叛きしかば、この度は皇子小碓尊をつかはして、征討の任に當らしめたまへり、日本武尊の項を看よ、これより先、天皇また武内宿禰をつかはして、東北諸國の形勢を視察せしめ給ひしが、武内かへり奏して、東夷討つべしと申ししかば、四十年、遂にまた小碓尊をつかはして、蝦夷を征せしめ給へり、日本武尊の項を看よ、然るに、小碓尊不幸にして東征の歸途、能褒野の地にて薨じたまひければ、天皇且つは皇子の遠逝をかなしみ、且つは皇子の平げ給ひし國々を巡幸せむとの御志にて、五十三年、親ら輦を進めて、伊勢より上總に至り、海路淡の水門を渡りたまひて、東國の形勢を視察してかへり給へり、この後、天皇の東國經營に御心を注がせたまひしこと、益々深く、五十五年には、豊城入彦命の孫彦狹島王をして、東方十二國を治め平げしめ給ひしが、王不幸にして病み、途に薨じたまひしかば、更にその御子御諸別王に詔して、父の業をつぎて、東國

治平の任に當らしめたまへり、彦狹島命および御諸別王の條を參看すべしかく、天皇は、幾度か東西を征定したまひしかば、皇威の及ぶところ愈々擴まり、其の結果として、東は甲斐上毛野那須の國造を、新に定め置きたまひ、西は吉備の穴穴門阿武鞮北等の國造を、中國九州の地方に定めおき給ふ事となり、また天皇の皇子、前後八十人おはしまし、中にて、日本武尊稚足彦尊五百城入彦皇子の三皇子を除くの外は、七十七皇子をば、悉くに國々の別として各地方に任し給へりといへば、皇威の諸國に普及せる様實に吾人の推想の上にありと謂ふも、敢へて不可なきなり、天皇晩年に、近江國に幸して、志賀の高穴穗宮に坐し、在位前後六十年にして、遂にこゝに崩じたまへり、大和の山邊道上陵に葬め奉る、日本書紀、古事記、大日本史、大日本通史、

【氣多大神】氣多大神とは、今も能登國羽咋郡一宮村に鎮座します、氣多大神にいはひまつる大神にして、天己貴命をまつれり、この社は、延喜式の神名帳に能登國羽咋郡氣多神社、名神大と見えたる社にして、後世當國の一宮として、遠近の崇敬篤く、氣多大神宮とも稱し奉れり、現今國幣中社に列す、そも、天己貴命をいつき祭れる神社は、北陸道地方にいと多かる中にも、この社は、殊にも著はれさせ給へり、延喜式の神名帳に、越中國射水郡に氣多神社あり、又越後國頸城郡に居多神社あり、

はその社名を居多と呼べど、なほこの氣多の大神をまつれるなりさて、稱徳天皇の神護景雲二年十月、能登國氣多神に、神封二十戸、田二町を寄せたまひ、桓武天皇の延暦三年三月、從三位氣多神に、正三位を授けたまひ、後勳一等を加へ給ひ、文徳天皇の嘉祥三年六月、更に從二位に進め奉り、尋いで正二位に叙せられ、仁壽三年には、封戸十畑位田二町を加へ、清和天皇の貞觀元年正月には、從一位を授けたまひしよし、國史に見えたり、延喜式續日本紀、續日本後紀、文徳實錄、三代實錄、神祇志料、古事類苑、なほ、祭神大己貴神の御事歴につきては、別にその項有れば、就きて看るべし、

【家都御子神】 この神は、今も紀伊國東牟婁郡本宮村に鎮座まします熊野坐神社、即ち熊野の本宮の社には、ひまつる大神にして、出雲の熊野の大神、建速素盞鳴尊の御事なり、この社は、延喜式の神名帳に、紀伊國牟婁郡熊野坐神社、名神大と載せたる社にして、中古已來、熊野權現として、靈驗最もいちじるしく、上は朝廷より下は民庶に至るまでの崇敬歸依、實に一方ならざりしは、歴史上著名の事實なりとす、而して、そのはやくより僧徒の手に管せられて、いはゆる熊野の權現として、世に崇敬せられ給ひしが、故に、本來の祭神の神威も、これが爲めに、久しく蔽遮せられてありしことも、亦著しき事實なりとす、さて、本社、祭神家都御子神と申すは、實は素盞鳴尊

にておはしますにて、彼の出雲國の熊野にては、この神を神祖熊野大神、櫛御氣野命として、いつき祭り、この紀伊國の熊野にては、家都御子神または家都美御子神として之をいつき祭れるなり、是れにつきて、栗田寛博士の考説に、いはく、按ずるに、家都御子大神を素盞鳴尊と申す由は、神代卷一書に、素盞鳴尊、韓國に降りまして、種々の木種を殖る生し、其の用ふべき法を定め、又その嗽ふべき八十木種をも播生し給ふ御功ますを以て、出雲にては熊野大神、櫛御氣野命と稱へ奉りしにて、櫛御氣野は奇御木主の義なること著く、また其の御子五十猛命、大屋津媛命、抓津姫命の三神も、能く木種を分布し給ふを以て、紀伊國に渡し奉り、樹木の暢び茂れる事も、他國に勝るを以て、木國と名け、後に熊野神も出雲より遷し奉りて、この國にては、家都御子大神と稱せり、家都御子とも、家都美御子とも申すは、木津御御子にて、御子は同殿にます伊弉冉尊の御子といふ義なれば、櫛御氣野命とその意異なる事なきを知るべし云々と見えたり、かの出雲國の意宇郡には、熊野坐神社、名神大社と速玉神社と相並びまして、熊野坐神社には、櫛御氣野命をまつり、速玉神社には、速玉之男神をまつれること、全くこの櫛伊國の熊野にて、熊野坐神社、名神大社には、家都御子神をまつり、熊野早玉神社、大社には、速玉之男神をまつれると、相同じきに由りて考ふるも、栗田翁

この考説の鐵案たるを信せざる能はず、さて清和天皇の貞觀元年正月、從五位下熊野早玉神、熊野坐神に從五位上を授けたまひ、同年五月、二神に並に從二位を加へ奉られ、貞觀五年三月、熊野早玉神に正二位を賜ひ、延喜の制には、早玉神を大社に列し、熊野坐神を名神大社に列せられたり、又延喜七年十月には、宇多法皇熊野山に御幸ありて、早玉神に從一位を、熊野坐神に正二位を加へたまへり、熊野御幸といふこと、是れより始りて、神威やうやく著はれたまふ事となれり、かくて、この後、朱雀天皇の天慶三年二月に、二座共に正一位に上らせたまひけるが、こは承平中海賊の事を祈らせ給ひし御報養なりきといふ、後世、熊野權現を以て伊勢大神宮をまつれるものなりといふ説、出で來りし事などもありしが、皆一時の附會たるにすぎず、日本書紀、延喜式、三代實錄、日本紀略、長寬勘文、神祇志料、古事類苑、なほ素盞鳴尊の御事歴につきては、素盞鳴尊の條を併せ見るべく、また神祖熊野大神、櫛御氣野命の條をも參看すべし。

【氣比大神】 氣比大神とは、今も越前國敦賀郡敦賀町に鎮座したまふ氣比神宮にいはひまつる大神にして、本社は、延喜式の神名帳に、越前國敦賀郡氣比神社七座、並名神大と載せ、後當國の一宮と稱せしが、現今官幣大社に列し、また七柱の神たちを

合せ祭れり、いはゆる七座の祭神とは、伊奢沙別命、日本武尊、足仲彥尊、仲哀天皇、氣長足姫尊、神功皇后、譽田別尊、應神天皇、豐玉姬命、武内宿禰命にまします、されど、いと古くより氣比大神として、此處に鎮りたまへるは、伊奢沙別神にして、他は、後に合祀せられたまへるものなり、皇后氣長足姫尊、新羅をこむけ給ひて歸りまし、後、皇太子譽田別皇子をして、越國に赴きて、角鹿の筥飯大神を拜せしめらる、この時、武内宿禰、皇太子を率奉りて角鹿に赴きけるが、夜夢に伊奢沙別神あらはれたまひて、皇太子と御名代へむと望みたまひし由、古事記、日本書紀に記せり、伊奢沙別神の御事歴に就きては、わが古史の中には、何等傳ふるところなきも、此の事實によりて見るも、此の神の夙くより角鹿敦賀の地に鎮りまし、事は知らるゝなり、尙また、他の六柱の祭神の御事歴につきては、各々その項有れば、就きて看るべし、本社は、かゝる由緒いと古き社なれば、朝廷の崇敬も、はやくより殊に著しく、仁明天皇の承和六年十二月、越前國正三位勳一等氣比大神に、從二位を授け奉り、文德天皇の嘉祥三年十月、正二位に叙せられ、清和天皇の貞觀元年には、越前國正二位勳一等氣比神に、從一位を授け給ひ、尙この後、正一位勳一等を加へ給ひしよし、寛平五年十二月の官符によりて知らる、かゝれば、延喜式の制には、七座の神々並に名神大社に列せられ給ひ、現今

も氣比神宮として、官幣の大社に列し給へり〔延喜式、古事記、日本書紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄、三代格、神祇志料、古事類苑〕

【建禮門院】^{ケンレイモンキョウ} 建禮門院、御名は徳子、太政大臣平清盛の女にして、高倉天皇の中宮に立ちたまひ、安徳天皇を生みたまへり、はじめ高倉天皇の承安三年、後白河法皇の猶子として入内あり、女御となり、從三位に叙せられ給ひしが、翌承安四年、立ちて中宮となり給へり、父清盛、屢々嚴島神社に詣で、中宮の皇子を産みたまはむことを祈願せしに、治承二年に至りて、遂に御懐胎あり、出で、平重盛の第におはしまし、が、朝廷にては、四十一社七十四寺に使を遣して、祈願の事あり、また僧侶陰陽博士をも禁中に召して、平産を禱らしめられしが、いよいよ御出産の期に及びて、頗る難産なりしにより、また石清水、平野、日吉の諸社に使をつかはして、之を禱らしめらるゝなど、中使路に接し、冠蓋相望むといふほどの有様なりき、後白河法皇もまた親しく産室に臨みて、經を誦したまへり、既にして皇子芽出たく産れさせ給へり、これ實に安徳天皇にておはします、壽永二年、平宗盛等、安徳天皇を奉じて西に奔るや、門院また同行したまへり、これより先、養和元年、建禮門院の號あり、かくて、一谷屋、島壇、浦と、昔は馴れぬ梶枕、愛き事多き旅の空に、幾度か露けき袖をしぼり給ひけるが、壽永四年

の春の暮、安徳天皇は、かなくも壇、浦の海に入りて、底の藻屑と消えたまひし、後は、門院は、かなくも源氏の武士の警護の下に、京の空へ立ち還りたまふ事とはなりぬ、これより、門院は、暫し吉田の僧房にましまし、後や、がて落飾受戒ありて、法名を眞如覺と稱したまひしが、浮世のさかの更に厭はしとて、後更に大原なる寂光院といふに入りたまひて、艸廬竹牀、僅かに風日を蔽ふばかりなる假の庵をしつらひ給ひて、其處にて心靜かに行ひすまし給ひけり、御供に侍ふものとは、たゞ帥、典侍、阿波内侍など、二三の尼法師のみに過ぎざりき、この後、文治二年の頃、後白河法皇密にその庵室をとぶらひたまひて、懷舊の涙に、四つの袖をくたし給ひしこと、世に大原御幸とて、名高き物語に語り傳ふるところなり、門院は、この後、順徳天皇の建保元年十二月に、大原にて崩れたまひぬ、時に御年五十七なりきといふ〔源平盛衰記、平家物語、大日本史〕

【顯仁皇神】^{ケンニンノスミカミ} 御事歴明かならず、

【五行尊神】 明かならず、

【五藏尊神】 明かならず、

【木魂神】 木魂神とは大殿祭の祝詞の中に屋船久久遲命是木靈也と見えたるが如くに、木神即ち久久能智神の事なり、賀茂真淵翁は、久久遲命の久久の下に、能の字脱ちたる事明なれば、補ふべしといはれたり、祝詞考「久久能智神の條を看よ、

【事解之男命】 この神は、日本書紀に泉津事解之男と見えて、伊弉諾尊が、伊弉冉尊のおはします黄泉國に到り訪ひたまひしとき、夫婦の御むつびを断ちたまはむと宣ひし時に、その睡はき給ふ際になり出で給ひしは、速玉之男神、その掃ひ給ふ時に、なり出で給ひしは、この泉津事解之男神なりと記せり、解とは放り離るゝ義にして、事解は事放すなはち夫婦の契を放ち離るゝ意なり、この神の生れたまへる時の事情によりて、この御名は負せまつりしなるべしと、飯田武郷翁の説に見えたり、さて、この事解之男神は、古來熊野三所權現の中に數へて、那智權現は、むねと此の神をまつれるものなりとの説有りて、都智事解之男神とも稱せり、但し、那智の神を以て、熊野牟須美大神即ち伊弉冉尊なりとなすは、定説なるが如し、日本書紀、日本書紀通釋、神祇志料、古事類苑

【事代主命】 事代主命は、古事記にはまた八重言代主神とも記し、舊事本紀には都味齒八重事代主神と記し、新撰姓氏錄には、積羽八重事代主命とも、天之八重事代主神とも記せり、また、日本書紀神功皇后の條には、この神自ら誨へたまひて、於天事代於虛事代玉籤入彦嚴之事代神と告げたまひし由見えたり、さて、この事代主命は、大己貴命の御子にておはしますが、その御母につきては、二説あり、古事記には、大國主神の神屋楯比賣命を娶りて生みたまへる御子事代主神とあれど、舊事本紀には、大己貴神の宗像の邊都宮にます高津姫神を娶りて生みたまへる御子都味齒八重事代主神なりとせり、この神、御父大己貴命を助けて、國土經營の事に、力を盡させ給ひけむこと、今更いふ迄もなき事ながら、茲に特筆すべきは、御父大己貴命が、この國土を、天神の詔命のまにまに、天孫に奉獻し給ひし折に、この神の取りなし給へる勳績の、頗る著しきものましまし、事是れなり、はじめ、天照大神、高皇產靈神の御心によりて、御孫瓊杵尊をこの國土の君主と定めて、天降したまはむとするや、まづ、武甕槌經津主の二神を使として、葦原中國に降して、その命を大己貴命に傳へしめ給へり、二神乃ち出雲國に降り到りて、大己貴命に問ひていはく、今や天神その御孫を降して、この國に君臨せしめ給はむとせし、まづ我れ等二人を遣はして、驅除平定の任に

當らしめらる、今汝が意果して如何ぞ、よくこの國を避りまつりて、天孫に奉獻せんや、如何にと、時に大己貴命對へて申さく、我が子事代主命に問ひて、然る後に報へ申さむと、是の時に當りて、事代主命出で、出雲の三穗之崎に在り、船を浮べて釣魚の樂を行ひ給ひしかば、乃ち熊野諸手船に使者稻背脛を載せてつかはし、告ぐるに、天神の詔命を以てせり、事代主命、使者に語り告げ給ひけるは、今天、神の詔命既にかくの如し、我が父、よろしくこの國を避り奉るべきなり、我れ亦何ぞ命に違ひまつる可けむやとて、因りて、海の中に八重蒼柴籬を造りて、船柁を踏んで避りたまひぬ、使者乃ち還りて、此の事を報せしかば、大己貴命、二神に告げてのたまはく、我が怙めりし子だに、既に避りまつりぬ、われ亦何ぞ避り奉らざらむや、今我れ若し詔命に抗せば、國中の諸神、必ずや皆おなじく禦ぎまつらむ、今我れ避り奉らば、誰れかまた敢へて順はざるものあらむやとて、やがて、其の國土、平定の際に用ひたまひし廣矛を以て、武甕槌、經津主の二神に授け、もし此の矛を以て國を治め給はば、天下必ず平かなるべしとて、遂に百不足之八十隈に隱り去りたまひぬ、是に於いて、武甕槌、經津主の二神は、順はぬ諸神を周流削平し、事の由を復命したまひしかば、遂に天孫降臨の事有るに至れり、是によりて之を觀れば、大己貴命の、よく天神の詔命を奉じて、その從來

征定經營したまへる國土を、直に天孫に奉獻したまひしは、その能く大義名分を明かにして、敢へて遲滞し給はざりしによる事、勿論なりと雖も、而かも、御子事代主命の義を見て、斷じたまふ事の、頗る明快なりしに、因る事、甚だ與つて力有り、と謂はざるべからず、今も出雲國、島根郡、美保關村に鎮座します、美保神社、現今國幣中社に列すに、この事代主命をいはひ祭れるは、その緣由まことに深く、また攝津國、長田(今、神戸市)なる長田神社、現今官幣中社に列すに、この神をいはひ祭れるは、神功皇后の新羅親征の時、この神、御稜威を示したまひて、我れはこれ於、天事代於、虛事代、玉籤入彦嚴之事代、神なりと名告りたまひて、われを御心、長田國にまつれと、示し給ひしによりて、是れより永くこの長田の地に鎮ひ祀る事となりたるよし、日本書紀に見えたり、また、今伊豆國、田方郡、三島町に鎮座します、三島神社、現今官幣大社に列すには、玉籤入彦嚴之事代之神の御名において、此の神をいつき祭り、又かの延喜式の神名帳に載せたる、大和國、葛上郡、鴨、都味波八重事代主命、神社二座、並名神犬、および同國、高市郡、高市、御縣、坐、鴨、事代主神社、大の如きも、この事代主命をいはひ祭れる神社なる事は、その社名によりても知らるゝ事なりとす、この外、此の命を祭れる神社は、諸國に少からざる中にて、後世、神祇官の中に、御巫、祭神八座の中にも、この神を加

へ祭れるは、この神の御靈威の後世に至るまで極めて著しくおはしましたに因る事今更いふまでもなき事なり、尙日本書紀の傳ふるところによれば、神武天皇の皇后となりたまへる姫踏鞮五十鈴姫命は、實に事代主命の三島溝檜耳の女玉櫛媛を娶りて生みたまへる御子なりといへり、然らば、この事代主命は、亦わが皇室の外祖にてまします神なりといふべきなり、日本書紀、古事記、舊事本紀、姓氏錄、延喜式、神祇志料、古事類苑

【事麻知大神】 延喜式の神名帳にまると、遠江國佐野郡に己等乃麻知神社あり、いはゆる事麻知大神とは、この社にいはひまつれる大神なるべし、大日本一宮記には、この己等乃麻知神社を以て、當國の一宮なりとし、また事任神と號ひ、祭神は猿田彦命なりと記したれど、いかにや、又神祇志料には、蓋し天兒屋命の母許登能麻遲媛命を祭ると記したれど、果して然りや否や、疑なきにあらず、又文德實錄に、嘉祥三年七月、遠江國、任事鹿苑、兩神に、從五位下を授け賜ひしこと見えたり、この任事神は、即ちこのまゝの神にて、或は神名帳に己等乃麻知神社と載せたりと、同神にておはしますやも知られず、今社名によりて案するに、麻知とは、卜兆の麻知にて、事乃麻知とは、即ち卜事の麻知なるべければ、この神は、卜庭の神にておはしますべき事、は

推知するに難からず、果して然らば、この神は、櫛真知命にておはしますと言はざるべからず、延喜式、文德實錄、一宮記、神祇志料、正卜考、なほ、櫛麻知命の項をも參看すべし。

【木花開耶姫命】 大山祇命の御女にして、瓊瓊杵尊の妃となり給ひし吾田鹿葦津姫命の亦の御名なり、この御名を古事記には、木花之佐久夜毘賣と書けり、名の意につきては、本居宣長翁は、木花は字の意の如し、佐久夜は開光映の伎波を切めて加なるを、通はして久と云ふなり、さて萬の木花の中に、櫻ぞ勝れて美き故に、殊に開光映でふ名を負て、佐久良とは云り、夜と良とは横に通ふ音なり、されば、此の御名も何の花とはなく、たゞ木花の咲光映ながら、即ち主と櫻の花によりて、然云るべしといはれたり、古事記傳、櫻の花の咲き匂ひ光映たるが如くに、美しく優れさせ給へるより、かく呼び名づけ給へること明かなり、この神の國色殊に秀れさせ給へりしことは、瓊瓊杵尊の御姉磐長姫をおきて、この命をとりて妃となしたまへるにても知らる、尙その御事蹟につきては、吾田鹿葦津姫命の項を參看すべし、なほ、淺間神は、即ちこの神をいつき祭れるにて、今も駿河國富士郡大宮町に鎮座したまふ官幣大社、淺間神社、および甲斐國東八代郡一櫻村一宮に鎮座したまふ國幣中社、淺間神社は、

共にこの木花開耶姫命を祭れる社なりとす、また駿河國静岡市賤機山なる國幣小社淺間神社の祭神も亦おなじく此の開耶姫命にておはしますなり、後世この女神を以て富士山を主はきませる神となすこと、以て知るべし、〔延喜式古事類苑〕

【駒形神】 駒形神とは、今陸中國膽澤郡水澤町に鎮座したまふ駒形神社にいはひまつれる神にして、本社は延喜式の神名帳に、陸奥國膽澤郡駒形神社と載せ、もどつ宮は、同郡駒形山に在り、現今國幣小社に列せり、祭神は、一説に木股神といへど、明かならず、文徳天皇の仁壽元年に、陸奥國駒形神に正五位下を加へ、清和天皇の貞觀四年、從四位下を授けたまはりしよし、國史に見えたり、〔延喜式、文徳實錄、三代實錄、神名帳考證、古事類苑〕

【小松重盛公】 平重盛卿を看るべし、

【高麗王若光】 高麗王若光は、入間郡高麗川村新堀高麗神社にいはひまつる神なり、社傳によると、若光はもと高麗の人なり、天武天皇の御宇の末に、國亂を避けて、本邦に來歸す、その親族および部民の、尋いで來り投化せしもの、また甚だ多し、よりに、若光に從五位下を授け賜ひ、尋いで文武天皇の大寶三年に、若光に王の姓を賜ひ、元正天皇の靈龜二年、これを當國に移して、高麗郡を創置す、若光居をこの地に卜し、部

族多く群居し、後また漸く各處に散じて、地を拓きて繁延せり、若光歿して、その子孫後商の地方に分派せしもの、各々その氏を別ち稱せりといへども、その正系は、今尙高麗氏を稱して現存せり、而して、その子孫後裔、若光の靈を祀りて、これを高麗明神と尊崇し、祀りを傳へて今に至れるもの、即ち高麗神社なりといふ、尙遠近各地に散在せる高麗人の部族後裔にして、これを分祀崇敬せるもの、其の數少からず、これ等は皆白鬚明神または白鬚神社として、これをいつき祭れり、今續日本紀を案するに、文武天皇大寶三年三月乙未、從五位下高麗若光賜王姓と見え、靈龜二年五月辛卯、以駿河甲斐相模上總下總常陸下野七國、高麗人千七百九十九人、遷于武藏國、置高麗郡焉と見えたり、若光がこれ等千餘の歸化民族を統率して、これが伴造となり、地を拓き生業を獎まし、事、今より推知するに難からず、されば、その部族部民の祖神として、永くその地に祀られたる事、まことに其の故有りといふべし、

【兒養壽命】 御事歴明かならず、

【籠大神】 籠大神とは、今も丹波國興謝郡府中村に鎮座し給ふ籠神社にいはひ祭る大神にして、この社は、延喜式の神名帳に、丹波國興謝郡籠神社、名神大と載せ、當國の一宮と稱し、また籠守權現とも稱せしことありしが、現今國幣中社に列せり、祭神

は天水分神なり、みくまりの神をみこもりの神ともいひ、更に轉じては「みこもり」を「こもり」とも稱するに至れること、彼の大和國吉野郡なる水分神社をば、後世に至りて子守明神と稱するに至りたる一例によりても、知る事を得べし、仁明天皇の嘉祥二年、丹波國籠神に從五位下を授け奉り、清和天皇の貞觀六年に從五位上籠神に正五位下を加へ、同十三年に從四位下を賜ひ、陽成天皇の元慶元年に從四位上を加へ給はりし由、國史に見えたり、延喜式續日本後紀、三代實錄、古事類苑なほ祭神天水分神につきては、別にその項有れば、就きて看るべし。

ゆ

【酒解神】 酒解神は天若子神、小若子神、および酒解子神と共に、四座並びて、山城國葛野郡なる梅宮神社ウツノミヤにはひ祭る神なり、この社は、延喜式の神名帳に、山城國葛野郡梅宮坐神四社、並名神大と見えたる社にして、現今は官幣中社に列せり、この四座の神は、はじめ藤原不比等の妻、縣犬養橋三千代が、はじめて祀れる所にして、その後三千代の女にして、聖武天皇の皇后となりたまへる藤原安宿媛アスカおなじく三千代の

女にして藤原武智麻呂の妻となりし牟漏女王ムロメノミコの姉妹の祀り給へる神なり、而して、後屢その鎮座地を轉せしが、後、仁明天皇の御母にして、嵯峨天皇の皇后にておはせし橋嘉智子の時に至り、その氏神たるによりて、これを今の地に移し祭られたるなり、この嘉智子と申すは實に三千代の子なる橋諸兄の曾孫に當り給へる御方にして、世に檀林皇后と申す、この梅宮の祭神につきては、諸説ありて、酒解神といふは、大山祇神オホヤマシなりといふ説もあれど、要するに、橋氏の祖神なりといふの外は、不明なりとす、仁明天皇の承和三年、无位酒解神に從五位を授け給ひ、清和天皇の貞觀元年に、正四位下酒解神に正四位上を授け給ひ、貞觀十七年に、更に從三位を授けたまひ、醍醐天皇の延喜十一年に、梅宮坐梅宮神に、正三位を授けたまひし事、國史に見えたり、尙この後、高倉天皇の治承四年に至りて、正一位を授け奉られしよし、二十二社註式に見えたり、延喜式續日本後紀、三代實錄、日本紀略、二十三社註式、神社啓蒙、古事類苑、酒解子神、酒解子神は、酒解神、大若子神、小若子神と共に、四柱相並びて、山城國葛野郡なる梅宮神社ウツノミヤにはひ祭る神なり、この梅宮の四座の祭神につきては、古來諸説ありて、酒解神は、大山祇神オホヤマシにして、酒解子神は、その御子木花開耶姫命コノハナサケヤヒメノミコトなりといふ説も有れど、不明なり、要するに、この梅宮の神は、橋氏の氏神なりといふの外は、不明

なり、仁明天皇の承和十年十月、梅宮の從四位下酒解、子神を名神に列し、清和天皇の貞觀元年、正四位下酒解、子神に正四位上を授け奉り、同十七年に、從三位を授けられ、醍醐天皇の延喜十一年に、正三位を、梅宮に坐す梅宮神に授け給ひしよし、國史に見えたり、尙、この後、高倉天皇の治承四年に至りて、梅宮の神に正一位を授けられし事、二十二社註式に載す、延喜式續日本後紀、三代實錄、日本紀略、二十二社註式、神社啓蒙、古事類苑、なほ酒解神の項をも參看すべし、

【榮豐毘賣神】 御事歴明かならず、

【坂上田村麻呂】 坂上田村麻呂は、桓武天皇の朝に、東夷征討の任に當りて、偉功を樹てたる大功臣なり、抑、坂上氏は、應神天皇の時に歸化せし阿知使主の後裔なり、はじめ大和國高市郡檜前村の地を賜りて、こゝに居り、東漢直とも、倭漢直ともいへりしが、其の族播延して、數十氏となれり、中につきて、坂上氏は最も著れたり、淳仁天皇の時に、大和守坂上、忌寸犬養、勇武の稱あり、その子、苅田麻呂、また騎射をよくし、宮掖宿衛に當り、天平寶字中特に大忌寸を賜はりし事あり、桓武天皇の時に至りて、忌寸を改めて宿稱を賜はる、田村麻呂は實にこの苅田麻呂の子なりとす、身長五尺八寸、胸一尺二寸、身重二百一斤、眼は蒼隼の如く、鬚髯は金線の如し、膂力あり、延暦中、田

村麻呂、近衛少將に進み、越後守を兼ねたりしが、當時征夷の任に當りし大伴、佐伯の諸將、皆連戦功なかりしに、田村麻呂、蕃別の族より出で、征夷の偉勳を樹てたりしは、偉なりと謂ふべし、是の時に當りて、東北の蝦夷、勢甚だ盛なり、朝廷將を遣して、屢々之を征すれども、功なし、延暦十二年、朝廷、大伴弟麻呂を征夷大將軍となし、田村麻呂および百濟、俊哲を以て征夷副使となし、大舉して蝦夷を征せしめしに、討略頗る功有りき、田村麻呂功によりて、從四位下木工頭に進み、陸奥出羽按察使に任じ、陸奥守鎮守將軍を兼ね、尋いで征夷大將軍に拜せられ、勅を奉じて諸國の夷俘を檢校す、延暦二十年、陸奥の蝦夷の復び反せしかば、節刀を賜りて之を討ち、大に蝦夷の巢窟を進勦して、閉伊に至り、殺戮殆ど盡せり、延暦二十一年、田村麻呂、陸奥の膽澤城を築きて、陸奥の鎮所となし、東國の浮浪人四千を配移し、また出羽の雄勝城に、越後佐渡の米鹽を輸し、鎮兵の糧に充つ、夷の酋長大墓、阿氏利爲、盤具、母禮、部落のもの、五百餘人を率ゐて降れり、田村麻呂二夷を將ゐて京にかへり、奏請して、其の死を宥め、本部に放還して、以て黨類を招かしめむと請ひしが、朝議、夷性信なし、これを縱たば、虎を養ひて患を遺すに似たりとて、乃ちこれを河内の植山に斬りぬ、二十二年、田村麻呂は、陸奥に赴きて、志波城を築く、二十三年、田村麻呂再び征夷大將軍となる、坂東の

糯米二萬餘斛を陸奥小田郡中山、棚に運びて蝦夷に備へ、防夷の爲めに施設するところ少からざりき、これより、東夷漸く皇威に服するに至る、明年、參議に任じ、大同の初に、中納言に任じ、中衛大將を兼ねぬ、大同二年、中衛府を改めて、右近衛府となすや、田村麻呂府に居る事舊の如く、また侍從兵部卿を兼ね、正三位に進めり、尙侍藤原藥子の變に、田村麻呂大に功有りて、大納言に進められき、かくて嵯峨天皇の弘仁二年に薨す、年五十四、朝廷純布米および役夫二百人を賜ひ、天皇事を視給はざること一日、從二位を贈り、山城宇治郡栗栖村の水陸田山林三町を賜ひて、墓地となさしめらる、その葬るや、屍を棺中に立て、平安城に向はしめて葬り、甲冑、劔、矛、弓、箭、糒、鹽を并せて、これを埋む、この後、大將軍の出征毎に、先づこゝに詣で、禱るを以て例とせり、またこの墓を將軍塚と稱して、國家事有らむとするときは、この墓必ず鳴動せりとも云ひ傳ふ、田村麻呂が佩びたりし劔は、この後御府に藏められて、坂上の寶劔といひ、天皇また其の像に贊して、深く哀悼したまへりといふ、その子孫、また武勇を以て聞ゆるものあり、〔天日本史大日本通史〕

【前玉彦命】 この神の御事蹟は、わが古史の中に傳へられずと雖も、往昔の武藏に於ける國神クニノカミなること、正に疑ひ有るべからず、今も當武藏國北埼玉郡埼玉村に鎮座

したまふ郷社前玉神社は、實にかの延喜式の神名帳に、武藏國埼玉郡前玉神社二座と載せたる社なること、その疑ひなかるべく、而して、いはゆる前玉神社二座の神といふは、前玉彦命および前玉姫命二柱なること、亦その疑ひ無きに似たり、さて、上總國長柄郡一宮村に、玉前神社あり、こは延喜式の神名帳に、上總國埴生郡玉前神社、名神大と載せたる神社にして、現今國幣神社に列せり、この神社の祭神につきては、諸説有りて一定せざるが、中に就きて、玉前神と申すは、前玉命なりといふ説あり、〔神名帳頭註、一宮巡詣記〕而して神名帳註記の如きは、前玉命は生産靈命イハムスビノミコトの御子にして、掃部連等が祖なりと記したれど、果して如何なる典據ありて然か云へるにや、甚だ疑はしとす、されば、この前玉命が、この前玉彦命と同一神におはしますか、或はまた別神にておはしますかに就きて、茲に之を斷定せむは、全然不可能の事に屬せり、それは兎まれ角まれ、吾人は、この前玉彦命を以て、わが武藏の國神クニノカミなるを信せむと欲す、而して、この神の主は、き知ろしめし給へる地方なるが故に、この地を埼玉サキタマの里といひ、この名稱は、後やうやく擴大せられて、郡名として用ひられ、而して今や縣名として用ひらるゝに至りたるものなりとす、なほ次の前玉姫命サキタマヒメノミコトの項をも併せ見て知るべし。

【前玉姫命】古事記の中に前玉比賣といふ神、また活玉前玉比賣神といふ神の名見えたれど、この武藏國にて祭る前玉姫命とは同一神ならざるが如し、延喜式の神名帳によるに、武藏國埼玉郡前玉神社二座あり、こは今も當國北埼玉郡埼玉村に鎮座したまふ前玉神社なること、殆どその疑なかるべし、而していはゆる二座の祭神とは、即ち前玉彦およびこの前玉姫の二神にして、二神の國神にましますべき事、其の疑有らざるが如し、二神は國神なるが故に、その御事歴の如きは、記紀等の古史に傳ふるなしといへども、この神、此の地方を主はき、知らし召し給ひければ、その地方を埼玉の里といひ、其の稱は、やがて郡名にも用ひられ、今や廣く縣名として用ひらるゝに至りしこと、前玉彦命の項にも記したるが如し、さて、他に前玉比賣の名を負ひたまへる神にして、古事記の中に見えたる神、二柱あり、一は天之甕主神の女前玉比賣命にして、この命は大國主神の三世の孫なる速甕之多氣佐夜遲奴美神に嫁ひたまひて、御子甕主日子神を生み給へり、一は比比羅木之其花麻豆美神の女活玉前玉比賣神にして、この命は甕主日子神の御子多比理岐志麻流美神に嫁ひたまひて、御子美呂浪神を生みたまへり、延喜式の神名帳を案するに、伊豆國賀茂郡佐伎多麻比咩命神社あり、これらの前玉比賣神たちの中に、いづれの神をいつき祭れる

にや、明かならず、神祇志料には、伊豆の佐伎多麻比咩命神社は、蓋し天之甕主神の女前玉比賣神を祀れるにて、これは三島神の第三の後神なりといへり、古事記延喜式神祇志料

【鷲姫命】明かならず、

【西塞多大神】西塞多大神とは、今豊後國大分郡早田村字西塞多に鎮座し給ふ國幣中社西塞多神社にいはひ祭る大神にして、本社は、延喜式の神名帳に、豊後國大野郡一座大西塞多神社と見えたるが如くに、當郡に一座の大神にして、もと大野郡に在りしを、後世これを遷して、今の大分郡西塞多に祀ることとなりしものなり、大野郡の舊鎮座地は、今の同郡寒多村にして、現今も其處に神社ありて、郷社に列せり、而して、大野郡の寒多村より、これを現在の地に遷移したるは、應永十五年三月、大友親世、これを遷し奉りたるものなるよし、豊後國志等に見えたり、かくて、當國の一宮として、遠近の崇敬淺からずして、これを大分宮とも稱し、これを柞原八幡とも稱せり、隨つて、本社祭神は、八幡神にして、宮崎の八幡と同體なりといふ説も起り、祭神は、神功皇后、應神天皇、武内宿禰なりといふ説もあれど、明かならず、一説に、建男霜凝日子神および比咩神を祀れりといふ説あり、この二神は、同國直入郡なる建男霜凝日

子神社にいつき祀る神にして、一に姫嶽大明神と稱せし神なり、西塞多神も亦この神を祀れるものならむとの説従ふべきに似たり、さて清和天皇の貞觀十一年三月、無位西塞田神に從五位下を授けたまひしこと、國史に見えたり、延喜式、神名帳頭註、一宮記、豊後志、三代實錄、古事類苑、

【佐太彦神】 佐太彦神は猿田彦神の御事なり、猿または猿をば「さ」と訓むこと、古事にその例多し、和名抄に、下總國の郡名猿島を佐之萬と註し、また菅家萬葉に、高猿子之尾上と書けるなど、皆これなり、而して、この神の御名をば、古事記には猿田毘古神と記し、日本書紀には猿田彦大神と記したるを、猿猿を「さ」と訓みて、よりに又佐太彦神とも、佐田彦神とも云へり、くはしくは、猿田彦命の條を參看して知るべし、

【早良親王】 早良親王は光仁天皇の皇子にして、御母は贈皇太后高野新笠桓武天皇の天應元年四月、桓武天皇の皇太子に立ちたまひしが、後、事によりて廢せられ、淡路國に配せられ給ひしが、遂にして薨じ給ひぬ、後、延曆十九年七月、詔して追號を奉りて崇道天皇といひ、その墓を山陵と稱せしめ給ふ、後、世八所御靈を祀るに至りて、また實にこの崇道天皇をも其の中に加ふ、なほ、崇道天皇の條を看て、くはしき事を知るべし、

【佐原太郎佐原次郎】 神社明細帳によるに、入間郡塚越村字馬場、國分神社に祭る、明徳三年、安房國館山の住人佐原太郎、同次郎二人の兄弟、相從ふもの五人共にこの地に來り、後に死せしを合祀すと古老の口碑に傳ふ、云々と見えたり、

【寒川大神】 寒川大神とは、今も相模國高座郡寒川村に鎮座したまふ寒川神社にいはひ祭る大神にして、本社は延喜式の神名帳に、相模國高座郡寒川神社名神大と載せたる社にして、後本國の一宮と稱し、現今國幣中社に列せり、吾妻鏡に、相模國の一宮佐河大明神と記したるは、正しく本社のことなれば、當時は佐河大明神と稱したりしものと見えたり、賴朝の時、本社が當國の一宮なる關係より、殊に崇敬し奉る事篤く、屢々奉幣の使を遣し、神馬等を奉りしこと、吾妻鏡に見えたり、本社に祭る神に、つきては、或は應神天皇なりとの説なかりしにあらざるも、祭神の寒川比古命、寒川比女命におはします事、その疑ひ無きが如し、而して、この二神の御事歴につきては、古史全く傳ふるところなしといへども、二神は、恐らくは國神にましまして、その威徳を遠近に布きたまひしものと見えたり、下總國千葉郡に寒川神社あり、また本社と關係有るならむか、さて仁明天皇の承和十三年、相模國无位寒川神に從五位下を授け、文徳天皇の齊衡元年、從四位下に叙せられ、清和天皇の貞觀十一年、從四位上に

進め、光孝天皇の元慶八年、正四位下を加へ賜はり、また醍醐天皇の延喜十六年には、正四位上を授け賜はりしよし、國史に見えたり、延喜式續日本後紀文德實錄三代實錄、扶桑略記、吾妻鏡、寒川神社志

【狹依毘賣命】 狹依毘賣命は、市杵島姫命の亦の御名なり、本居宣長翁の説に、狹依は、眞宜しの意の稱名なり、市杵は、いつくしき意なりと見えたり、古事記、古事記傳その御事歴につきては、市杵島姫命の條に記したれば、就きて看るべし、

【猿田彦命】 この神の御名を、古事記には、猿田毘古神と記し、日本書紀には、猿田彦大神と記せり、この神は、天孫瓊々杵尊の高天原よりこの國に降下し給ひし際に、途に迎へ奉りて、御前に仕へ奉り給へる神なり、この事を、まづ古事記に次の如くに記せり、かれ、日子番能邇々藝命天降りまさむとする時に、天之八衢に居て、上は高天原を光し、下は葦原、中國を光す神、こゝにあり、故れこゝに天照大御神高木神の命以て、天宇受賣神に詔りたまはく、汝は手弱女なれども、いむかふ神と面勝神なり、故れもはら汝往きて問はむは、吾が御子の天降まさむとする道を、誰れぞかく居ると問へと宣りたまひき、故れ問はせたまふ時に、答へ白さく、僕は國神名は、猿田毘古神なり、出で居る所以は、天神の御子、天降りますとき、つる故に、御前仕へ奉らむとして、參

り向へさもらふと申したまひき云々と記せり、尙この事を、日本書紀には次の如くに記せり、皇孫、まさしに降りまさむとするところに、先驅の者、還り白さく、神あり、天八達之衢に居り、その鼻の長さ七咫、背の長さ七尺餘、また口尻明く耀れり、眼は八咫鏡の如くにして、かゞやける事、赤酸漿に似たりと、すなはち、從の神を遣して、往きて問はしむ、この時、八十萬神ありけれど、皆目勝ちて相問ふことを得ず、故れ特に天鈿女に勅して、いはく、汝は是れ人に目勝つ者なり、宜しく往きて問ふべしと、天鈿女すなはち、其の胸乳を露はし、裳帯を臍下におし垂れて、あざわらひて向ひ立つ、是の時、衢神問ひて、いはく、天鈿女、汝かくすることは何の故ぞや、對へて曰はく、天照大神の子の幸す、道路に、かく居れるは、誰ぞや、敢へて之を問はむ、衢神こたへて曰はく、天照大神の子、今降行すべしとき、奉つる故、迎へ奉りて相待つ、吾が名は、猿田彦神なりと、時に天鈿女また問ひて曰はく、汝われに先あて行かむか、ばた我れ汝に先ちて行かむか、對へていはく、吾さきだちて啓き行かむ、天鈿女また問ひていはく、汝は何處に到らむとするか、また皇孫は何處に到りまさむか、對へていはく、天神の御子は、筑紫の日向の高千穂の懸觸之峯に到りますべし、吾れは、まさしに伊勢の狹長田五十鈴川上に到るべしと、因りてまた曰はく、我れを發顯しつるものは、汝なり、故れ、汝は

我れを送りて到るべきなりといふ、天鈿女かへり詣で、狀を報せしかば、皇孫是に於いて、天磐座を脱離れ、天八重雲を排分け、稜威の道別に道別きて、天降りまし、果に先に期りし如くに、皇孫は筑紫の日向の高千穂の穗觸之峯に到りましぬ、その猿田彦神は、則ち伊勢の狭長田五十鈴川上に到ります、即ち天鈿女命は、猿田彦神の乞はしのまにまに、遂に侍送りき云々と見えたり、然らばこの猿田彦神は、天孫降臨の時に際して、その先驅嚮導の任に當りたまひし、大功有る神なりと謂ふべし、倭姫命世記に、伊勢の宇治、土公等の遠祖大田命は、この猿田彦神の裔なるよし傳へたり、果して然らば、この神の胤裔の伊勢地方に榮えしこと、推知すべきなり、古事記日本書紀、倭姫命世記

し

【食行靈神】 食行靈神とは、富士行者第五世食行の靈をまつれるものなり、食行は、伊勢國一志郡上川の人、本姓は日置氏、後に伊藤伊兵衛といふ、寛文十一年に生る、年十三の時、江戸に來りて商估たりしが、十七歳の時、六世月行者を師として、富士仙

元を信仰し、是より四十五年の間、朝夕兩度の垢離一日も怠ることなし、されば、毎年の富士參詣、一度も怠る事なかりしが、その性躁しき人にて、時と所の擇びなく、高聲に祈念し、深更人靜れる際にも、俄に大音擧げて祈る事ありしかば、諸人これを厭ひて同宿を好まず、宿主またその止宿を欲せざりき、田邊某といふ宿主、之をきき、我れ等淺間明神の德澤によりて朝夕を送るに、たとひ狂人なればとて、明神の尊信者は、われ等が第一の上客なれば、いかで疎かにすべけむやとて、是れより懇にもてなししかば、食行者も大に喜びて、これより益々參詣を怠らざりきとなむ、かくて享保十八年に至りて、入定の事を謀り、その地を釋迦ヶ嶽に卜せしに、大宮司より障る事あるよし申し、かば、更に七合目烏帽子巖に下りて定室を構へ、六月十三日、定室に入りて斷食を行ひ、それより終焉の日に至るまで、三十一日の間、いさゝかも詠歌を斷つことなく、七月十三日辰刻に至りて、終に冥目せり、享年六十三歳、その登山せしこと、前後四十五度、その遺骨端然として、永く雨雪に曝されたるまゝ存せしが、後田邊某、懇に之を葬りきといふ、〔日本社會事彙による〕

【醜男命】 葦原醜男命の條を見るべし。

【下照姫命】 亦の御名は高比賣命、稚國玉命、

下照姫命は大國主神の御子にして、御母は胸形の奥津宮にまします多紀理毘賣命(田心姫命)なり。

大國主神

阿遲鉏高日子根神

多紀理毘賣命

下照比賣命

この神の御名を、一に高比賣命と申すは、御同母兄の高比古根神に對しての御名なるべし、また、一に稚國玉命と申すに就きては、古事記傳の説に、この下照姫命は、父神の御名の大國玉に對へて、稚國玉と負ひたるは、此の神も、女神ながら、父神を輔けて、國家經營に大きな功ありけむこと知られたりと云はれたるが如く、この神の國土經營に大功ましまし、より、此の御名は負ひ給へるものなるべし、また、下照姫といふ御名は、この神の異母妹なる高照光姫命の御名とおなじく、照とは、御容姿の如何にも優れさせ給ひて、晃りわたり給へるより、いへるなるべし、而して、高照といふも、下照といふも、語は異なれども、其の意は實は相同じきにて、下照とは、上より下を照す意、高照とは、高きより低きを照りわたす意なりとす、はじめ高皇產靈尊、天孫瓊杵尊を葦原中國の君主と定めて、之を降したまはむとするや、先づ天稚彦といふに、

中國の國狀を看て復命申すべきよしを諭して、天鹿兒弓天羽羽矢を授けて、降したまひしに、天稚彦忠誠ならざりしかば、葦原中國に降りたる後、大國主神の御女なるこの下照姫命を娶りて、永く中國に留り、遂に復命え申さずして止みし由、古事記、日本書紀に見えたり、この後、天稚彦命、返矢に中りて身まかり給ひしとき、阿遲鉏高日子根命、弔ひに來たまひし事有り、この時、下照姫命、その兄神阿遲鉏高日子根命の御名をあらはさむとて詠みたまへる歌、

天なるや弟機織女のうながせる玉の御統、御統に、穴玉はや、みたにふたわたらす
阿遲鉏高日子根の神ぞや、

されば、後世、素盞鳴尊とこの下照姫命とを並べて、和歌の祖となす、古今和歌集の序にいはいはく、力をも入れずして天地を動かし、目に見えぬ鬼神をも哀れとおもはせ、男女の中をも和らげ、猛き武士の心をも慰むるは歌なり、この歌、天地の開け始りける時より出できにけり、然はあれども、世に傳はる事は、久方の天にしては、下照姫にはじまり、荒金の地にしては、素盞鳴尊よりぞ起りけるといへり、古事記、日本書紀、古事記傳、古今和歌集、この神の御名を、古事記には、下光比賣命とも書けり、三代實錄に、伯耆國正六位上天照高日子根神、授從五位下とあるは、この神のことにや、

【倭文大神】

倭文大神とは天羽槌雄命をいふ、この神は神代の昔に文布を織りたまひ、その苗裔また世々機織のことを掌り、よりて倭文を以てその氏の名とせり、されば古より今に至るまで、この神と天棚機姫命とを、機織の業の祖神として、これをいつき祀るなり、この神の御名は、日本書紀卷二に、倭文、神建葉槌命と見え、また古語拾遺に、爰思兼神、深思遠慮議曰、宜令太玉神率諸部、神造和幣、仍中略、令天羽槌雄神、倭文、遠祖也、織文布、令天棚機姫神織神衣、云々と見えて、また建葉槌命とも申ししなり、この神を倭文の神と申すは、その文布を織りなし給へるよりのことなり、倭文は、日本書紀天武天皇の條に、倭文、此云之頭於利とあり、頭於は約まりて杼となる、即ちしどりは「しづおり」にして「しづ」とは筋條のことなれば、筋條すなはち文ある布をば「しどり」とも「しづり」ともいふなり、文布と書きて「しづり」と訓むも、この故なりとす、この「しどり」または「しづり」をば、後には略して單に倭文ともいへり、これ等は、穀または麻にて織り成したるものにて、和衣に對する荒衣なり、釋日本紀に、倭文號綾布之類、歟、建久諸祭興行之時、大藏省年預申狀、有青筋文之布、云々も見えたるにて、青筋の縞模様ある布なること知られ、また古今和歌集の歌などにも、古のしづの苧環いやしきもよきもさかりは有りしものなり」と詠めるによりて、倭文は麻苧にて織りなし

ものなる事知らる、なほ又、この倭文といふ布は、古へには、主として帯に用ひたるものと見えて、日本書紀武烈天皇の條には、大君の御帶の倭文機結び垂り云々といふ歌あり、萬葉集にも、古に在りけむ人の倭文はたの帯解き替へて云々とも、古の倭文はた帯を結び垂り云々とも歌へり、然れば、わが上古より、神々に手向け奉るに、倭文(荒衣)と和衣とを以てするならば、しなるは、和衣は神衣の料として獻り、荒衣は御帶の料として、これを獻つるものと思はる、かくこの倭文大神(天羽槌雄命)は、生民の一日も缺くべがらざる機織の業を教へ導きたまへる神なれば、この神の國土經營に就きて、大功を樹てたまひし由は、別に、天羽槌雄命の項に記す、併せ見るべし、此の神を齋き祀れるもの諸國に少なからず、中につきて、常陸國久慈郡の靜神社は、名高し、この社の社名を靜神社と書きたれど、實は、倭文神社なること、この地方を倭文郷といへるにても知らる、(和名抄)常陸風土記に、久慈郡西靜織里、上古時織綾之機、未此知人、于時此村初織、因名と見えたるによりて考ふるに、天羽槌雄命こゝに來りたまひて、倭文織るわざを教へひるめたまへること有りしにや、常陸國よりは、はやくより倭文布を多く調物として朝廷に貢れり、延喜式の主計式に、常陸國、倭文三十一端、また常陸國久慈郡、緇七匹など見えたり、この靜神社は、光孝天皇の仁和元年五月

に從五位を授けたまひしよし三代實錄に見え、また延喜式の制には名神大に列せられたり、以て公私の間に崇敬せられ給ひしを知るべし、また上野國那波郡委文郷(今の佐波郡内)にも倭文神社ありて、清和天皇の貞觀元年八月に、正六位上より從五位下に上せ授け給はりしこと三代實錄に見ゆ、關東の地は上古より夙く開け、農桑機織の業割合には、やくより盛なりしこと、此の神を處々に祀れるにても知らる、尙倭文神を祀りたる式内社は、この外、甲斐の巨摩郡伊豆の田方郡、駿河の富士郡伊勢の鈴鹿郡、近江の滋賀郡丹後の加佐郡および與謝郡、但馬の朝來郡、因幡の高草郡、伯耆の川村郡、および久米郡にあり、また大和國葛下郡には、葛木倭文坐天羽雷命神社あり、かくこの神の分布のいと廣きは、その機織の神なるによること、もとより言ふまでもなし、なほ天羽槌雄命の系圖または倭文のことは、天羽槌雄命の項に記したれば、併せ看るべし、日本書紀釋日本紀古語拾遺、延喜式和名抄、常陸風土記、神祇志料古事類苑

【級長津彦命】 またの御名級長戸邊命

級長津彦命は風の神なり、また級長戸邊命ともいふ、この神の御名を古事記には、志那都比古神とも記せり、日本書紀の一書に、伊弉諾尊與伊弉冉尊共生大八洲國、然後

伊弉諾尊曰、我所生之國、唯有朝霧、而薰滿之哉、乃吹撥之氣、化為神、號曰級長戸邊命、亦曰級長津彦命、是風神也、とあるにて、この神の成り出たまへる由を知らる、さて、この神の風神にてまします事は、言ふまでもなき事ながら、今御名の意義につきて考ふるに、古は息の事を志といへり、されば級長とは息長と云はむが如し、賀茂翁の説に、この神は、大御神の御息より成りたまへば、志那都比古とは云へるなり、萬葉集の歌に、志長鳥といふは、鴈、鴈の事にて、息長鳥といはむが如し、息をばまた息ともいひて、萬葉に、爾保杼里能於吉奈我河波とつづけたるをもて知るべし、この鳥水底に入りて浮び出ては長く息づく故に、然か云ひかけしならむと見えたり、さて又古事記、日本書紀には、級長津彦命の御名のみ見えて、姫神の御名は見えざれど、彦神、姫神相並びてましますこと、更にその疑なし、かの延喜式の神名帳にも載せたる、大和國平群郡龍田坐天御柱國御柱神社、二座、並名神大、および龍田比古龍田比賣神社、二座は、いづれも此の級長津彦命と、姫神級長津彦命を並べまつりたるものなりとす、古事記、日本書紀、古事記傳、延喜式

【志那津比賣命】 志那津比賣命は風神なり、級長津彦命と相並びます神なり、日本書紀古事記には、風神級長津彦命の成り出でたまへる事をのみ記して、この姫神の

御名をば記載せざれども、比古神比賣神二柱相並びてまします事は、延喜式に載せたる祝詞等にも見えて、疑なき事なり、延喜式の神名帳に載せたる、天和國平群郡龍田坐、天御柱國御柱神社、二座並名神大、および龍田比古龍田比賣神社二座は、ともに級長津彦級長津姫二柱の風の神をば、並べ祭りたるものなりとす、龍田風神祭の祝詞に、龍田爾稱辭竟奉皇神乃前爾白久云々、我御名者天乃御柱乃命國乃御柱乃命止御名者悟奉氏云々、奉宇豆乃幣帛者、比古神爾云々、比賣神爾云々とあるにて知るべし、古事記、日本書紀、延喜式、なほ「級長津彦命」および「龍田大神」の項を併せ見るべし、

【級長戸邊命】 級長戸邊命は、風の神にして、級長津彦命とおなじ神なり、この神の成り出でたまへるさまを、日本書紀の一書に記して、伊弉諾尊與伊弉冉尊共生大八州國、然後伊弉諾尊曰、我所生之國、唯有朝霧而薰滿之哉、乃吹撥之氣化爲神、號曰級長戸邊命、亦曰級長津彦命、是風神也、と見えたり、御名の義は古は息を志といへば、級長は息長といはむが如し、この神は、大神の御息に成りたまへる大氣流動を掌りたまふ神にましますせば、この御名おはしますなり、戸は處の意にて、風氣の常に在るところを指して云へるにて、邊は美とおなじく美稱なり、さて又、かの大祝詞などに、科戸之風乃天之八重雲乎、吹放事之如久、朝之御霧夕之御霧乎、朝風夕風乃吹掃事之如

久とある如くに、大空を吹きわたる天つ風をば、科戸の風といふは、實にこの神の御名より云へるにて、すべての風の事なりとす、日本書紀、延喜式、日本書紀通釋、なほ「級長津彦命」および「龍田大神」の條をも参照すべし、

【神功皇后】 神功皇后は、仲哀天皇の皇后にましまして、應神天皇の御母なり、その御事蹟御功業等につきては、「氣長足姫命」の條に記したり、氣長足姫命は、皇后の御諱なり、

【神武天皇】 天皇御諱は、彦火火出見、また狹野尊と申す、實にわが國第一代の天皇にまします、天皇は、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊の第四子にして、御母は、海神の女玉依姫命なり、生れながらにして、明達意確如たり、御年十五歳の時、太子となりたまひ、後日向の吾田邑の吾平津媛を納れて妃となし、手研耳命を生みたまふ、是の時に當りて、西州は久しく王化を被りつれども、東國は未だ服ひ従はず、長髓彦は饒速日命を奉じて玉君となし、その他兄猾弟猾、兄磯城弟磯城などいふもの、各々その地を占めて、君長となり、相統一せず、天皇乃ち諸皇兄および皇子にかたりてのたまはく、昔わが天、神高皇產靈尊、天照大御神は、わが祖瓊々杵尊に授くるに、この豊葦原中國を以てし給へり、而して天祖降迹以來、年所を歴ること、既に久しと雖も、時運草昧たゞ此

の西偏を治むるにとりまりて遼邈の地は猶王澤に霑はずわれ聞く東方に美地ありて青山四周せりとまた天磐船に乗りて降れるもの有りと意ふに其れ饒速日命か彼の地は必ずや天業を恢弘し就いて都すべきところならむと諸皇子之をきいて皆賛同し給へり是に於いて天皇自ら皇兄五瀬命稻飯命三毛入野命および皇子手研耳命と共に舟師を率ゐて東征の途に上りたまふ速吸門といふに抵り給ひし時珍彦といふ者來り迎へ奉りしかば名を椎根津彦と賜ひて嚮導たらしめ進んで筑紫の菟狹に至る國神菟狹津彦菟狹津媛迎へ奉りて宮を造り饗を奉るこの後天皇は岡水門を経て安藝に至り埃宮といふに暫し駐り給ひ更に吉備國に進みて高島といふ處に行宮を定めこゝに駐りたまふ事凡三年その間舟楫兵食を備へ調へ一舉して天下を平けむの謀をはかり給ふ既にして皇師東に進んで浪速に抵りそれより河内の草香邑青雲白肩津に至り更に龍田を超えて中州に入らむとし給ひしが路險隘にして進むこと能はずよりて更に東の方膽駒山を経て大和に入らむとし給ふ長髓彦衆を悉して皇軍を孔舍衙坂といふに邀へ大に戦ひしが皇軍不幸にして利なく剩へ五瀬命は流矢に中りて負傷せさせ給ふ事となりぬ天皇之を憂へ給ひよりて謀りてのたまはく我れは是れ日神の子孫なり今日に向ひて東向虜

を征せむとす是れ利を得ざる所以なり如かず退きて弱きを示し神祇を禮祭し日神の威を負ひて敵を討たむには虜必ず自ら敗れむと乃ち其の軍を還し茅渟海を廻りて紀伊に赴きたまふかの敵の爲めに傷を負ひ給へる皇兄五瀬命は途にして紀伊竈山に至りて薨じ給ひぬ天皇は進みて名草邑に名草戸畔を誅し遂に熊野に抵りたまふ天皇更に船を進めて前進したまはむとせしに此の程に海上卒に暴風起り來りて船漂蕩すること甚し神兄稻飯命と三毛入野命とは遂にこの際に憤慨海に入り給ひぬ天皇皇子手研耳命と與に進んで荒坂津に至り丹敷戸畔を誅したまふかくて皇軍益々前進せしが既にして邪毒の氣を吐く惡神ありて神軍爲めに皆病みて勢振はず天皇も亦寐ね給ふに至れり時に熊野の人に高倉下といふ者あり夢に天照大御神の武甕槌神に命じて靈劍御靈を下したまふを夢み覺めて後その靈劍を己が倉の中に獲これを取らば天皇に來り獻せり天皇この劍を獲たまひてより軍氣大に振ひ起り加ふるに八咫鳥の來りて皇軍を導けるが有りしかばよりて險隘を踏破して菟田縣に至りて兎狹を誅し弟狹を降しまた吉野の土倉井光を招服し進んで磯城の八十梟帥を討ちたまふこの時天皇は椎根津彦および弟狹に命じて天香山の土を採り來りて八十平瓮嚴瓮等を作らしめて神祇を丹生川上に祭り

給ひ、よりて大舉して磯城の賊を討ちたまふに、弟磯城來服し、元磯城遂に誅に服せり。是れより更に進んで長髓彦を討ち給ふ。この時金色の鴉來りて、天皇の弓弭に止りしに、其の光流電の如くなりしかば、賊軍迷眩して戦ふこと能はず。長髓彦懼れて、使を以て申していはく、吾れ天神の御子饒速日命を奉じて君となす。天神の御子に兩種あるべからず。如何ぞ更に天神の御子なりと稱して、人の地を奪はむとはし給ふぞと。天皇答へて、天神の御子も多くあり、汝が君とする所實ならむには、其の證あらむと。長髓彦乃ち饒速日命の天羽々矢一隻と、歩鞞とを天皇に見せ奉る。天皇覽給ひて、虚ならずと宣ひ、御せる天羽々矢一隻と歩鞞とを以て長髓彦に示し給ひぬ。長髓彦天表を見て、畏み懼れたれど、恭順の意を表せざりしかば、饒速日命、その教ふべからざるを見て、之を殺し、その子可美眞手命と共に衆を率ゐて天皇に歸順せり。天皇もと饒速日命は天より降れるものなりとときしに、今果して忠効を立てたりと宣ひ、褒めて之を寵用したまふ。是れ即ち物部氏の祖なり。巨魁長髓彦は既に平ぎたりと雖も、なほ層富に新城戸畔居勢祝等あり、長柄丘に猪祝あり、高尾張邑にも土蜘蛛等ありしかば、天皇偏師をつかはして、これ等を悉くに平定せしめ給ひぬ。己未の歲、令してのたまはく、東征以來既に六年、頼に天皇の威によりて凶徒戮に就けり。邊

土未だ清まらず、餘妖尙梗しと雖も、中州の中には、また風塵なし、よろしく皇都を恢廓し、大壯を規摹すべし。かの畝傍山の西南樞原の地は、蓋し國の隕區ならむ。これを治むべしと、乃ち天富命をして、手置帆負彦狹知二神の孫を率ゐて、山材を採りて、正殿を構立せしめらる。古語にいはゆる底都磐根宮柱布都之利立高天原爾搏風高之利豆皇孫命之美豆之御殿乎造奉仕といひ傳へたるもの、即ち是れなり。かくて、次に媛踏輔五十鈴媛命を立て、皇后と定め給ひ、辛酉の年正月朔、樞原宮にて、いよいよ天皇の御位に即きたまふ事となれり。世人稱して始馭天下之天皇と稱し、また神日本磐余彦火出見天皇と號し奉る。是れ實にわが帝國の紀元元年にして、われ等億兆の國民の、年々二月十一日を以て、紀元節と稱して記念するは、實に天皇のこの御即位の時を記念するものなりとす。是れ實に、今大正元年よりは、二千五百七十二年前の事なりとす。天皇即位の後、功を論じ賞を行ひ、内外の政治制度を定め給ひしのみならず、即位の四年には、靈時を鳥見の山の中に設けて、皇祖天神を祭りて、神祇の恩賴に奉謝したまひ、また三十一年には、國內を巡幸して、國狀を廻望したまひ、腋上の嘸間丘に登りて、あな研や國を獲つ、内木棉のまさき國といへども、なほ蜻蛉の臂帖せるが如しと仰せられき。これより倭に秋津洲の號あり、倭はもと一國の稱號な

るが、後に全國の總號となるにおよびて、秋津洲も亦全國の大號となるに至れり、天皇即位の七十六年に、桓原宮に崩じたまふ、日本書紀には、時に寶算一百二十七なりきと傳へ、古事記には、一百三十七歳と傳ふ、畝傍山の東北陵に葬り奉る、而して神武天皇の御號は、實に後世に至りて追諡し奉るところにかゝる、〔日本書紀、古事記、古語拾遺、大日本史、大日本通史〕

【下河邊長流大人】 下河邊長流大人名は具平、通稱は彦六、長流はその號なり、大和の菟田の人にして、本氏は小崎なりしが、故ありて母の氏下河邊を稱するなりといふ、少より學を好み、特に和學に長じき、元より妻子もなく、中年より難波の傍に隱居を占め、靜に書を読み、また和歌をも巧に詠み出でけるが、その人強記にして、萬葉集、古今集、伊勢物語等は、これを暗記したり、其の名漸く聞ゆるに及びて、難波の富豪多く其の門に入りしも、人となり氣格清高にして、世に諂はぬ人なりければ、心の赴かぬ折は、富家の招きにも應せず、訪ひ來る人にも物言はず、枕を高くして臥し、何事も心に任せて過しけり、水戸の西山公、徳川光圀、その名を聞きて召されけれども、辭して應せざりしかば、紙筆を賜ひて萬葉集の註を請はれしに、心の向きし時にのみ筆を執り、一二首づゝ注して、怠り勝なりしかば、稿を果さずして、貞享三年に歿しぬ、時

に年六十三、長流大人かの圓珠庵契沖と、方外の友として交りければ、その歿後、契沖その遺稿を集めて、晩花集と號し、世に梓行せり、この外、長流大人の著はしゝものに、續歌材良材、枕詞燭明抄、萬葉名寄等あり、今その歌一二首を左に引く、

立 秋

夏衣薄きものとも知らざりし袂おぼゆる秋の初風

題しらす

つひに我が著ても歸らぬ唐錦立田や何の故郷の山

長流大人、難波の一隱士として、當時赫々の盛名なく、その事業も敢へて顯著なるもの有りしにあらずといへども、然かも文運未だ多く開けざりし當時に在りて、大和と契沖、阿闍梨との、特に我が古歌古文の學に、著目注意せられたりしは、實に我が和學の田圃を開拓せし先驅者、先覺者として、まさに敬服感謝すべき、わが國學史上の偉人なりと謂はざるべからず、〔年山紀聞、鑑定便覽、日本文學史〕

【聖武天皇】 聖武天皇は、御諱は首文武天皇の御子にましまして、御母は藤原不比等の女夫人藤原宮子娘にておはす、大寶元年に御降誕あり、元明天皇の和銅七年六月、立つて皇太子となり給ひしが、元明天皇の位を去り給ひしとは、天皇未だ幼年に

ましまし、かば元正天皇位を継ぎ給ひ、かくて元正天皇の後をうけて、養老八年二月受禪踐祚し給ふこととなりぬ、時に寶算三十一歳なり、是れより後位に在まし、事前後二十又五年にして、天平勝寶元年七月御年未だ四十八歳なるに、祚を皇太子に譲り、出家薙髮ありて、法名を勝滿と稱し給ふ、實に天皇薙髮の初例なりとす、そもも天皇の佛法を崇信し給ひしこと極めて篤く、皇后藤原安宿媛(不比等)の御女にして、光明皇后と申しきもまた極めて崇佛の念深くおはしましきされば、この御宇には、諸國に國分僧寺國分尼寺を創建せしめ、平城の京に、東大寺を建立して、五丈三尺餘の金銅盧舍那佛を安置せしめ、その落慶開眼の法會には、皇后皇太子以下群臣百官を率ゐて、行幸ありて、その儀式を行はしめられ、自ら佛前に禮拜ありて、三寶之奴とさへ宣ひしほどなりき、かゝれば佛敎の隆盛なりしこと、前古に其の比なく、隨つて僧徒の敬信を受けしもの、亦頗る多數なりき、而して文學工藝美術等、いはゆる奈良朝時代の文化なるものは、この御代に至りて、殆どその發達進歩の頂點に達し、平城の都の繁榮は、太宰少貳小野老朝臣がいはゆる青丹吉寧樂の都は、咲く花の匂ふが如く今盛りなりてふ有様にてありけるなり、さて天皇は讓位の後、沙彌勝滿と稱して、専ら佛敎に歸依ありけるが、天平勝寶六年四月、東大寺に御幸ありて、唐僧鑑

真に従ひて、菩薩戒を受けさせられ、この時は、皇后並に孝謙天皇もまた受戒あらせられたり、かくて、同八年五月三日崩じ給ひぬ、寶算時に五十又六なり、佐保山陵に葬り奉る、この後天平寶字二年に至りて、追尊して、勝寶感神聖武皇帝といひ、天璽國押開豐櫻彥尊と諡し奉る、後に更に聖武天皇に追諡し奉れるは、天平寶字二年の尊號によれるものなり、續日本紀萬葉集、大日本史

【社宮司神】 明かならず、

【白髮武廣國押稚日本根子天皇】 こは清寧天皇の御事なり、清寧天皇の項を見るべし、

【白山比咩命】 白山比咩命は、今も加賀國石川郡河内村に鎮座したまふ白山比咩神社にいはひ祭る女神にして、この社は延喜式の神名帳には、加賀國石川郡白山比咩神社と載せて、當時小社なりしかど、後當國の一宮として、崇敬遠近に篤く、この神を勸請せる社は、諸國到るところに、是れあるに至れり、現今は國幣小社に列せり、本社は、もと白山の絶頂にありしものなるが、中世以降神佛習合の説大に行はれたる結果として、本社も永く僧徒等の掌るところとなりし爲めに、いはゆる白山權現または妙理權現の御名のみ高くなりて、白山比咩神の何神にてましまし、かに就き

ては、頗る古傳を失するに至りたりしが如し、白山比咩神の何神にてましますかに就きて諸説有る中に、白山神は菊理媛命にして、白山の上に鎮りましますが故に、白山比咩命と稱し奉り、また別に、この社には伊弉諾伊弉冉の二神をも併せ祀れるものなりといふ説、し従ふべきなり、文徳天皇の仁壽三年十月、白山比咩神に、從三位を授け奉り、清和天皇の貞觀元年正月に、正三位に叙せられたる由、國史に見えたり、「延喜式諸國神名帳、日本書紀通證、文德實錄、三代實錄、神祇志料、古事類苑」なほ、菊理媛命の項をも參看すべし、

す

【須賀之八耳命】 須賀之八耳命は、古事記に、稻田宮主須賀之八耳神と見えたる神にして、出雲の國神なる足名椎神に、素盞鳴尊より授け負せ給ひし名なり、この足名椎神、須賀之八耳命は、すなはち素盞鳴尊の妃となり給へる奇稻田姫命の御父なり、はじめ素盞鳴尊の出雲國に降り給ふや、簸川上の地にて、國神足名椎神、手名椎神、夫妻に遭ひ給ひ、その語るところをききて、その女奇稻田姫命の難を救ひて、八岐大蛇

といふものを平げ給ひ、よりて奇稻田姫命を娶りて、妃となし給ひ、須賀の地をトシて、此處に宮居を建て、並び住み給ひぬ、この事を古事記に記していはく、速須佐之男命、宮造るべき地を出雲國に求ぎ給ひき、こゝに須賀の地に至りまして、詔りたまはく、吾こゝに來まして、我が御心須賀須賀しとのり給ひて、其地になも宮作りてましましける、故其地をば、今に、須賀とぞいふ、この大神は、はじめ須賀宮作らし、時に、其地より雲立ち騰りき、かれ御歌よみし給ふ、其の御歌は、彌雲立つ、出雲彌重垣妻ごみに、彌重垣つくる、その彌重垣を、是に、その足名椎神を喚して、汝は我が宮の首たれと告り給ひ、また名を稻田宮主須賀之八耳神と負せたまひき云々と記せり、これにて足名椎神を須賀之八耳神と申すよしを知るべし、稻田といふは、須賀の地の舊の名なるべし、この神の御女を稻田姫と申し、地名によりて名付けられ、つるものならむ、稻田宮主とは、この須賀宮の首なれば、宮主とはいへるなり、また八耳神といへる故は、本居翁の説に、八耳は借字にて、嚴都美美の意か、伊加都といふ名の例、これか、れあればなり、伊加の約切は夜なり、また、足撫耳を約めたる名ならむか、阿志那を切めて夜となる、耳の尊稱なること、神代の神名にその例多し、と見えたり、然るに、日本書紀の一書に、脚摩手摩を以て、奇稻田姫命の父神の御名なりとし、稻田宮主實狹之

八箇耳を以て、奇稻田姬命の母神の御名なりとせるは、全く誤傳なること、先人も既に論じたる所なりとす〔古事記、日本書紀古事記傳、日本書紀通釋〕

【菅原道真朝臣】 菅原道真朝臣は、今の筑前國太宰府町なる官幣中社太宰府神社、京都市なる官幣中社北野神社をはじめとして、諸國において、天滿天神としていはひ祀る大神にして、いはゆる天神様の名は、三尺の少童といへども、是れを知らざる者、全く無しと言ふも、敢へて誣言にあらず、今その御事蹟を左に記さむ。道真朝臣は、參議是善の第三子にして、其の先は天穗日命の裔野見宿禰より出づ、初め土師氏と稱す。光仁天皇の朝に、土師、古人、菅原の姓を賜はり、光仁、桓武兩朝の侍讀となる。即ち道真朝臣の曾祖父なり。祖父清公は、嵯峨淳和兩朝の侍讀となり、父是善は、仁明文徳、清和の三朝の儒宗として、その名高かりき。道真朝臣は、かく累代儒宗の家に生れ給ひしのみならず、幼より穎悟にして、學を試み、年甫めて十一歳の時既に、月耀如晴雪、梅花似照星、可憐金鏡轉、庭上玉房馨、といふ詩を作りて、人を驚かしめ給へり。年長するに及びて、學識益々博く、詩文を工にし、また和歌を善くして、新撰萬葉集の撰あり、その詩は、唐の白樂天に譲らずとて、醍醐天皇は、その菅家文章に題して、「更有菅家勝白様、從茲拋棄匣塵深」の御製を賜はり、史學上にては、類聚國史の如き大

部の編纂あり、また筆道にも妙を得給ひて、弘法大師小野道風と比べて、三聖の名あり、はじめ、清和天皇の貞觀中に、文章得業生となり、陽成天皇の元慶の初に、式部少輔にして、文章博士を兼ね、仁和中、讃岐守に遷る。この時、阿衡の事によりて、書を基經に呈して、陳説する所あり、橘廣相爲めに罪責を免るゝを得、宇多天皇も亦、これより道真朝臣を信頼したまふ事となれり。宇多天皇の寛平三年、藤原基經薨じ、朝臣入りて、藏人頭と爲り給ひしが、狀を上りて之を辭すること再度に及びたれど、尙聽されず。その當時に重用せられ給ひし事、これにても知らる。寛平五年、宇多天皇の敦仁親王を立て、皇太子となし給ふや、獨り道真朝臣と議し、他に及び給はざりき。その後參議となり、式部大輔、左大辨、勘解由長官を兼ねしが、また俄に春宮亮をも兼ねしめられたり、尋いで、女衍子を入れて女御となし給ふ。寛平六年、仁明帝以來絶えてありし遣唐使を再興し、道真朝臣を大使に、右少辨紀、長谷雄を副使に任じて、かの國に遣はしめ給はむとせしが、時に在唐の僧中瓊書を寄せて、唐國擾亂の事を報せしかば、道真朝臣乃ち上奏して、遣唐使を止めむ事を請ひ、遂にその事止めり。これを天朝遣唐使をかの國に遣し給ふの終局となす。この年、道真朝臣、齡既に五十歳、門人等宴を設けて之を賀せり。時に一老父の來りて、賀章と沙金とを案上に置きて、願すして去れ

るものあり、これは是れ、天皇の爲さしめ給ひし所なりといふ朝臣の貴重せられし事、以て知るべし、さて此の後寛平九年には權大納言に任じ、右大將を兼ね、長者となり、獻贊輔弼頗る功ありて、天皇の寵任一方ならざりき、寛平九年、宇多天皇御位を皇太子に譲り給ふや、道真朝臣、禪讓の事につき、輔贊頗る功有りしを以て、宇多上皇は、特に新帝醍醐天皇に戒めて、道真朝臣を重用せしめ給へり、されば、醍醐天皇即位の後、昌泰二年、藤原時平を以て左大臣となし、道真朝臣を以て右大臣に任じ給ひ、よりて萬機の樞要を掌決せしめらる、道真朝臣は、身は藤原氏の如き閥族の出にあらずして、斯く不次の殊恩を蒙ること、鬼瞰の基なりとして、上書して官を罷めむことを乞ふこと、再三なりしも、聽されず、天皇の寵任、益々厚かりき、當時藤原時平は、年二十又九歳、年少氣銳にして、政をなすこと峻急なり、道真朝臣は、年既に五十又六歳にして、學行才名、天下を鼓動し、政著實を尙びて、紛擾を喜はず、昌泰三年、醍醐天皇朱雀院に行幸あり、宇多法皇と密議し給ひて、左右大臣相並びて朝政を執るは、統一を缺くの不便なしとせずとなし給ひ、よりて、道真朝臣を召して、天下の政務、よろしく卿專決して奏すべしと諭し給ひぬ、儒宗文學の家に出でし朝臣は、今や台鼎の高きに登り給へるさへあるに、またかく、庶政專決の優詔を蒙る、榮譽面目、何ものかこれ

に如くもの有らむや、されど、道真朝臣は、深く當時の形勢に考へて、固く之を辭して受け給はざりしのみならず、且つ奏して申さく、今日臣を召して事なからむには、人或はこれを怪まむ、よりて、獻詩の事の爲めに召さるゝに託せむとて、一詩を獻じて罷り出でらる、天皇法皇その衷情を歡賞して、御衣を賜へり、當時、道真朝臣、また大將の職を兼ね給ひしが、其の身儒林の出にして、武職を偷むこと、罪深く、憚多しとて、大將を辭せむと請はれしかど、また聽されざりき、この年、三善清行、書を朝臣に呈して、警めていはく、明年は運變革に當る、尊閣翰林より起りて、槐位に昇る、吉備公の外に美を與にする者なし、冀くば、其の止足を知りて、風情を煙霞に擅にせられむことをとて、切に退職を勧めしも、道真朝臣は、これを聽かれざりき、是の時に當りて、左大臣藤原時平は、道真朝臣の翰林の出にして、寵任既に己れの上にあるを嫉み、またその密諭ありしをききて、彌々之を悦ばざりき、時に源光藤原定國は、資望もとより高きに、其の位の道真朝臣の下に在るを以て、常に怏々として喜ばず、藤原菅根も亦朝臣を憾む所ありしかば、時平乃ち密にこれ等と交りを結び、協力して、排陥すべき機に到るを俟てり、既にして時平密奏していはく、道真異圖あり、陛下を廢して、その女婿齊世親王を立てむとすと、醍醐天皇時に春秋に富み給ひ、且つ在位日尙淺くましま

しよによるにや、遂に時平の言に惑はされ給ひしと見えて、延喜元年正月、道真朝臣を従二位に叙し、詔して俄にこれを貶して、太宰権帥となし給ふ、而して、左近衛中將源善以下、藤原氏の黨にあらざるもの、縁座して貶官せられし者、亦頗る多かりき、道真朝臣は、もとより身に覺えなき冤なれば、憂悶措くこと能はず、歌を詠じて、法皇に哀訴し給ふ、

流れ行く、我れは水屑となりぬとも、君しがらみとなりてとゞめよ、
法皇之を見て、大に驚かせ給ひ、急ぎ申救せむとて、清涼殿に至りて、天皇に謁し給はむとせられしも、藤原菅根宮門を鎖して入れ奉らず、法皇陣の外におはします事、終日に及ぶも、遂に入れ奉らざりしかば、法皇もせん術なくて、還り給ふ事となれり、かくて朝臣の男女二十三人、皆處を異にして、貶流せらる、朝臣は常に梅花を愛し給へり、その太宰府に發し給ふ時、花の開かむとするを願ひて、よみ給へる歌にいはいはく、
東風ふかば、にほひおこせよ、梅の花、あるじなしとて、春なわすれそ、

太宰府に至り給ひて、後は、門を閉ぢて出で給はず、文墨に托して、自ら心を遣り給ふ、
九月十三日、去年の内宴を追想して作りたまへる詩、世に名高し、

去年今夜侍清涼 秋思詩篇獨斷腸 恩賜御衣今在此 捧持毎日拜餘香

またその詠み給へる歌も、少からざる中に、

夕されば、野にも山にも立つ煙、なげきよりこそ、もえまさりけれ、
山わかれ、飛び行く雲のかへり來る、かげ見るときは、尙頼まれぬ、
海ならず、たゞへる水のそごまでも、きよきこゝろは、月ぞ照さむ、

かく、返り來る雲の影にも、なほ恩赦の至らむことを希ひ給ひしも、その甲斐なくて、延喜三年二月廿五日、道真朝臣は、遂にその配所太宰府に薨じ給ひぬ、時に年五十九歳なりき、薨じ給ひて、後、京都に屢々災異あり、藤原時平、菅根相繼ぎて没し、皇太子保明親王も、暴に薨じ給ひたれば、世人は、これを以て道真朝臣の御祟なりと流言し、當時もの、け祟に關する迷信は、上下一般に甚しかりしなり、天皇も大に悔い給ひて、延長元年、道真朝臣を本官に追復し、正二位を贈り、またその左遷に關する文書等を、悉く焚毀せしめ給へり、また朱雀村上天皇の頃、京都の士民の、道真朝臣の威靈學徳を追慕するもの、祠を北野に建て、これを祀りて、天滿天神といふ、朝廷もこれを崇敬ありて、後には、二十二社の内に加へられ、また一條天皇の正暦四年には、道真朝臣に左大臣正一位を贈り給ひ、尋いでまた太政大臣を贈りたまひ、詔して、寵章表徳、錦篇載而長傳、綉禮旌賢、素簡編而不朽、故贈正一位左大臣菅原朝臣、鍾石銘勳、旂常紀

績和鹽梅乎台鉉、韶風雲乎才岑、朕前加追榮、令昭徽烈於百代之後、今申駿命、逾崇靈魂於九原之中、嗟呼馬鬣年深、蒼煙之松雖老、龍光露暖、紫泥之草再新、贈以太政大臣、宜極人臣之職、式照泉壤之蹤、とのたまへり、一條天皇の寛弘元年に、始めて北野に行幸ありしより、行幸御幸の例甚だ多く、歴朝の奉幣絶えず、世に聖廟と稱して、上下の崇敬真に深し、されば、後世諸國の郡村にも、多く天満天神の祠を建て、この朝臣の像を畫きて祀り、以て文學の神としてあがめ、祀れるは、皆この朝臣の威徳の甚大なるに基づくものなりとす、〔天鏡大日本史、大日本通史〕かくの如く、この神を祀れる神社は、諸國に多きが中に、天満宮の本つ社ともいふべき、特に名高きは、京都の北野なる北野神社と、および筑前國太宰府町なる太宰府神社との二社なりとす、共に今は官幣中社に列せり、北野神社の神號については、もと數號あり、天満大神、天満宮天神、天満大自在天神といひ、また火雷天神の號もありき、その創設につきても、諸説ありて、或は朱雀天皇の天慶五年七月、西京七條の女文字メノコ、或は多治比奇子ともいふ、託宣によりて、假にその宅地を劃して、之を祀りしに、胚胎し、後天慶九年六月、今の社地に鎮座すと云ひ、或は、天曆元年の創建となし、或は、天曆九年の事となす、後に、村上天皇の天徳三年に、藤原師輔、これを増築修造し、一條天皇の永延元年に、勅して、神殿を改造せ

しめ給へるより、規模大に具れり、太宰府神社は、道真朝臣の靈骸を葬り奉りし安樂寺の庶所に建てられたるものにして、菅家御傳記といふ書に記すところによれば、延喜五年、味酒安行といふ人神託によりて、神殿を立て、稱して天満大自在天神といひしに、源り、後漸次莊麗を加へ、神領も後世に至るに及びて、増大せりといふ、本朝續文粹に載せたる大江匡房の詩に、夫安樂寺、菅大相國之聖廟也の句あり、以てはやくより上下一般に崇敬せられしを知るべし、〔古事類苑〕

【少彦名命】オホヒコノミコト この神の御名を、日本書紀には少彦名命と記し、古事記には少名毘古那神と記せり、この神は、大國主神を輔けて、力を戮せ心を一にして、天下の經營を行ひ給へる神にして、國土の經營統治に偉大なる功績おはします神なるのみならず、また醫藥療病の法をも人民に教へ、鳥獸昆虫の災異を攘ふ禁厭ヒコトの法をも授け給ひしかば、後世醫藥の神として、この神を仰ぎ祀り、また釀酒の神としても、仰ぎ祀れり、今古事記、日本書紀に傳ふるところによりて、この神の御事蹟を考ふるに、始め大國主神の出雲にありて、この國土を經營統治し給ひしときに、出雲の御穂ミホの御崎ミサキに、波の穂ホに天之羅摩船カミノワマフネに乗り、鷲の皮の衣服を著て來給へる一神あり、大國主神其名を問ひ給ひしかど、答へ給はず、よりて久延クニビ毘古ヒコをして問はしめ給ひしに、神皇產靈神

の御子少名毘古那神なりと答へ給へり、よりにて大國主神は、此事を神皇產靈神にたゞし給ひしに、神また寔に我が子なりと答へ給ひしかば、是れより大國主神は、この少彦名神と兄弟となり、戮力一心、大に天下經營の事につとめ給へり、少彦名神は、後その功を畢へ給ひて、常世國に還り給ひしこと、記紀共に記せり、日本書紀の一書に記していはく、大己貴命與少彦名命、戮力一心經營天下、復爲顯見蒼生及畜產、則定其療病之方、又爲攘鳥獸昆虫之灾異、則定其禁厭之法、是以百姓至今咸蒙恩賴、嘗大己貴命謂少彦名命曰、吾等所造之國、豈謂善成之乎、少彦名命對曰、或有所成、或有不成就、是談也、蓋有幽深之致焉、其後少彦名命行至熊野之御崎、遂適於常世鄉矣、亦曰、至淡島而緣粟莖者、則彈渡而至常世鄉矣、と見えたるにて、この神の御功績のほどを知るべきなり、また續日本後紀に載せたる、仁明天皇の嘉祥二年に、天皇の寶算四十に滿ち給へるを奉賀せし長歌の中に、日本乃野馬臺國遠賀美侶伎能宿那毘古那加葦菅遠殖生志津々國固米造介牟與利云々と云へるなどによりても、如何に後世永く大國主少彦名の二神を仰ぎて、國家經營開拓の大神として、仰ぎまつれりしかを知るに足らむ、又、この少彦名神をば、醫藥療病の事を掌り護らせ給ふ神なりとして仰ぐは、この神の大國主神と共に、國家經營を行ひたまひし時、この顯しき蒼生天下の百姓およ

び諸の畜産の爲めに、療病禁厭の法を教へ授け給ひ、後世その恩賴によること、極めて甚大なるに因る事、既に記したる所の如し、今の常陸國那賀郡平磯町なる國幣中社酒列磯前神社は、延喜式の神名帳に、常陸國那賀郡酒列磯前藥師菩薩神社、名神大と見えたる神社にして、實に此少彦名神を祭れり、藥師菩薩はいふ迄もなく佛菩薩なり而かも、その稱號をとりてこの神に命名したる所以は、實に藥師佛の醫藥療病の佛なるが如くに、この少彦名神の醫藥療病の守護神にてましますを以て、後世神佛習合の思想行はれたる時代において、此の稱號を附するに至りたるものとす、この他、醫藥の神として、此の神を祀れるもの、諸國に甚だ多し、又この少彦名神を造酒の神として仰ぎ祀る事も、いと古くよりの事にして、古事記に譽田別皇子氣比大神を拜して、返り上り來給へるとき、その御母氣長足姬命、待酒を醸して獻り給へるときに詠み給へる歌に、此の御酒は、吾が御酒ならず、久志の神、常世に坐す石たす、少名御神の神壽壽ぎくるほし、豐壽壽ぎもとほし、獻り來し御酒を云々とあるに由りても、この神を酒の首長の神と仰げる事の、由來久しきを知らる、釋日本紀に引ける私記に、少彦神是造酒之神也、今有其遺迹云、とも見えたり、上の歌に、久志の神、常世に坐す石たす、少名御神とある久志とは、酒の古名なり、本居翁の説に、久志は酒の本

名にて、應神天皇の御歌に、許登那具志、惠具志爾和禮惠比邇那理とある具志、これなり、御酒、白酒、黒酒などいふ伎は、この久志の約まれる名なり、それを佐氣ともいふは、亦名にて、縣居、大人の説に、酒を佐氣とも云ふは、是を飲めば、心の榮ゆる故の名にて、佐加延の約りたるなりとあるが如し、と見えたり、さて、この少彦名神をいつき祀れる社は、諸國にいと多き中にて、今の官幣中社札幌神社、北海道石狩國札幌郡の祭神として、大國魂神、大己貴神、およびこの少彦名神の三柱をまつられたるは、全くこの神の國土經營の大神にて、ましまし、に由るものとす、また常陸國平磯町なる國幣中社酒列磯前神社に、この神を祭れるよしは、上に記したるが如し、また延喜式の神名帳に、能登國能登郡宿那彦神像石神社あり、古事記、日本書紀、釋日本紀、延喜式、古事記傳、古事類苑

【洲崎大神】 洲崎大神とは、今安房國安房郡西岬村大字洲崎に鎮座し給ふ洲崎神社に、いはひ祀る大神にして、この社は古へ洲崎明神と稱し、延喜式の神名帳に載せたる、安房國安房郡、后神天比理刀咩命神社、大元名、洲神、すなはちこの神社なり、(參考として記す、神祇志料の案文に云ふ、按、一説に、本郡洲宮村に、后神天比理刀咩命神社あり、之を式社とす、洲崎村のは、即ち其の分社なり、洲宮村の神社に、建長三年以來の

文書三通を藏む、文中、洲宮の語あるもの證とすべきに似たり、然れども、諸書未だ洲宮村の神社を式社と云へるものを見ず、姑く附けて後考に備ふ、とあり、さて、此の洲崎神社には、天太玉命の后神にて、まします、天比理刀咩命をいつき祀れるにて、彼の安房神社には、天太玉命を祀り、この洲崎神社には、その后神を祀れるなり、上古、天太玉命の裔天、富命は、阿波の忌部のともを分ち、率ゐて、東國に來り、沃土を開きて、穀麻を播殖せしめ、その部族大に蕃延せり、是に於いて、彼れ等の、其の住居地に祠を立てて、其の曩祖天太玉命を祀れるもの、實にかの安房神社なりとす、されば、その后神なる天比理刀咩命の社の、此處に存するも亦、實に同様の緣由に本づくものなる事、多く説明を要せざるところなりとす、仁明天皇の承和九年に、安房國無位第一后神天比理刀咩命神に、從五位を授け、文德天皇の仁壽二年に、從三位を加へ、清和天皇の貞觀元年に、從三位勳八等より正三位に上せ給ひしよし、國史に見えたり、又延喜式の制には、大社に列せし事、上に記したるが如し、高倉天皇の治承四年九月、源賴朝の石橋山に戦ひ敗れて、安房國に通るゝや、本社に詣りて、寶前に丹祈を凝し、その徵召するところの遠近の將士、幸に皆來歸するを得ば、神田を寄せて、神佑を謝すべき由の願文を奉り、つぎて、神田を當社に寄進し、また翌治承五年二月には、下文を以て、在廳

等の洲崎神領を妨ぐるを停止する由を令せり、加之壽永元年八月、頼朝の妻政子の
出産せむとするに當りては、其の産氣平安を祈らむが爲めに、伊豆山箱根以下の十
社に、祈禱の奉幣を行ひし中に、實にこの洲崎社も亦加はれり、以てこの頃より東國
有數の神社なりしを知る事を得べし、古語拾遺、延喜式續日本後紀、文德實錄、三代實
錄、吾妻鏡、神祇志料なほ安房大神の項をも併せ看るべし、

【素盞鳴尊】素盞鳴尊は伊弉諾伊弉冉二神の御子にして、天照大御神には御同胞
また大己貴命には御祖にておはします、その御名を古事記には、建速須佐之男命と
記し、また日本書紀には、神素盞鳴尊とも、速素盞鳴尊とも記せり、こは全くこの神の
御性質によりて、御名は負ひ給ひしものと見えたり、今、御名の意義を考ふるに、まづ、
素盞鳴の素盞とは、進む意の語なり、この神の御心御行爲ともに、何事にも勇み進み
て、他の諸神と異なり給ひしところおはしましたより、かく申し奉りしものなり、其
は次々に記す所によりても知らる、また、素盞鳴の鳴は、借り字にして、古事記に須佐
之男と記せる如く、男の義なり、かの事解之男、速玉之男などの御名の男と同じく、稱
へて云へる語なり、また、神素盞鳴尊とも、速素盞鳴尊とも、建速素盞鳴尊とも申す神
は、稱へて申す語なるは言ふまでもなく、速といひ、建速といふは、いづれも此の神の

烈しく、猛く、敏活く、勇しくおはしました、を稱へて云へる名なり、はじめ伊弉諾伊弉
冉の二神、國土山川草木等を生み畢へ給ひて、後、共に議りてのたまはく、吾れ既に大
八洲國および山川草木を生めり、何ぞ天下の主たる者を生まざらむとて、乃ち、天照
大御神を生み給ひ、次に月讀尊を生み給ひ、次にこの素盞鳴尊を生み給へり、伊弉諾
神大に喜び給ひて、汝、天照大御神は高天原を知らせ、汝、月讀尊は夜之食國を知らせ、
汝、素盞鳴尊は海原を知らせと、宣り別ちて、すなはち三神の分治を定め給ひしが、こ
の素盞鳴尊は、神性勇悍におはしました、故にや、勇猛の行も少からず、また常に泣哭
して、政を見給はざりしかば、惡神時を得、萬妖起り、國土人民漸く安らかなること能
はざりき、是に於いて、伊弉諾伊弉冉の二神、尊の無道にして、その治むべきを治めざ
るを思ひ給ひて、之を責めて、根國根之堅洲國ともいふに罷り往ねとのたまひ、遂に
素盞鳴尊をば、根國に神逐ひに逐ひたまふ事となりぬ、既にして、素盞鳴尊、根國に下
らむとし給ふに臨み、請してのたまはく、吾れ今命を奉じて、根國に往かむとす、願は
くは去るに臨んで、高天原に詣りて、一たび天照大御神に謁し奉りて、永訣するを得
むと、伊弉諾神乃ち之を許し給ひしかば、素盞鳴尊直に高天原に詣り給ふ、是の時、山
川悉く動み、國土皆震りければ、大御神これを聞し、召して、たゞ事にはあらじと、驚か

せ給ひ、素盞鳴尊の上り來ます故は、必ず善き心にはあらじ、必ず我が國を奪はむと思ほすにこそとて、やがて御髪を解きて髻に巻き、右左の御髻、右左の御手、また御鬘にも、八坂瓊之五百箇之御統玉を纏き、背には千入の鞆を負ひ、臂には稜威之高軻高く取り附け、弓弭振り起て、劔柄取りし、ばり、堅庭をば向股に踏みならして、稜威の雄詰踏みたけびて、素盞鳴尊をまち受けて、などしも此くは來ませるぞと問ひ給ふ、素盞鳴尊對へ申したまはく、僕もとより邪き心はなしたゞ大御神の大御命もて、根國妣國に往ねとありけるに由り罷り往なむとする様をば、一度申し聞えむと思ひてこそ、此くは參り來つるなれ、いかで異しき心をば僕が抱き奉らむやと申し給ひければ、天照大御神、さらば汝が御心の清明きことは、何によりてか之を證せむとのたまふ、素盞鳴尊、さらば誓約して御子を生まむ、吾が生めらむ兒、もし女兒ならむには、吾れに濁心ありと思せ、もし男兒ならむには、吾れ清心なりと思せと約し給ひて、乃ち、天照大御神、素盞鳴尊の二神、天安河を中におきて誓約をぞ行はせ給ひける、先づ、天照大御神、素盞鳴尊の持ち給へる十握劔を索ひとりて、三段に打折りて、天真名井にふり濯ぎて、さがみに嚙みて吹き棄ち給へる氣吹の狭霧に成りませる神は、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊および天穗日命、天津彦根命、活津彦根命、熊野櫛樟日命の五柱の男神なり、是に於いて、天照大御神、素盞鳴尊に告げてのたまはく、後に生れ給へる五柱の男子は、物實我が物に因りて成りませる神なれば、我が御子となすべし、また、前に生れ給へる三柱の女子は、物實汝が物に因りて成りませる神なれば、汝が御子となし給ふべしと定め給ひぬ、斯くて生れ給へる天照大御神の御子五柱の中にて、殊に天忍穗耳尊は、日嗣を承け傳へさせ給ひ、その御子瓊瓊杵尊、天神の詔のまにまにこの葦原中國に降臨し給ひてより、その御末永く天津日嗣を承け繼ぎ給ひて、千載萬古天地ともに盡くることなき皇統を後世に垂れさせ給ふ事となれり、また、素盞鳴尊の御子三柱の女神は、後に筑紫に降下ありて、いはゆる宗像の三女神と鎮りたまひて、永く皇室佑護の神と鎮りたまふ事となりぬ、さて、素盞鳴尊は、かの誓約に勝ち給ひしより、その勝さびにすさび給ひて、御振舞漸く荒々しく、かくて種々の天津罪などを犯し給ひしかば、天照大御神、遂に御愠を發し給ひて、天石窟に隠れ給ひ、磐戸さし固めて、また出で給はざるに至りぬ、是に於いて、天地晦冥、妖魔跋扈し、上下その堵に安ず

持たせ給へる八坂瓊之五百箇之御統玉を索取りて、天真名井にふり濯ぎて、さがみに嚙みて吹き棄ち給へる氣吹の狭霧に成りませる神は、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊および天穗日命、天津彦根命、活津彦根命、熊野櫛樟日命の五柱の男神なり、是に於いて、天照大御神、素盞鳴尊に告げてのたまはく、後に生れ給へる五柱の男子は、物實我が物に因りて成りませる神なれば、我が御子となすべし、また、前に生れ給へる三柱の女子は、物實汝が物に因りて成りませる神なれば、汝が御子となし給ふべしと定め給ひぬ、斯くて生れ給へる天照大御神の御子五柱の中にて、殊に天忍穗耳尊は、日嗣を承け傳へさせ給ひ、その御子瓊瓊杵尊、天神の詔のまにまにこの葦原中國に降臨し給ひてより、その御末永く天津日嗣を承け繼ぎ給ひて、千載萬古天地ともに盡くることなき皇統を後世に垂れさせ給ふ事となれり、また、素盞鳴尊の御子三柱の女神は、後に筑紫に降下ありて、いはゆる宗像の三女神と鎮りたまひて、永く皇室佑護の神と鎮りたまふ事となりぬ、さて、素盞鳴尊は、かの誓約に勝ち給ひしより、その勝さびにすさび給ひて、御振舞漸く荒々しく、かくて種々の天津罪などを犯し給ひしかば、天照大御神、遂に御愠を發し給ひて、天石窟に隠れ給ひ、磐戸さし固めて、また出で給はざるに至りぬ、是に於いて、天地晦冥、妖魔跋扈し、上下その堵に安ず

ること能はず、八百萬の神々、これを憂へ、これを歎き、乃ち天安之河原に相會し相議りて、禮を整へ、儀を備へ、樂を作して、天御神を祀りなごめ奉りて、遂に幸に能く大御神をば窟戸より請じ出し奉る事を得たりしが、事の是に至りし所以は、全く素盞鳴尊の御振舞の暴々しかりしに由るものなりとて、此の後、諸神は罪過を素盞鳴尊に歸せて、科するに、千座置戸を以てし、また尊の鬚髪を切り、手足の爪なども抜きとりて、その罪を祓ひ贖はしめ、神逐ひに逐ひて、遂に尊をして高天原を去らしめ奉り、素盞鳴尊、高天原を去り給ひて、後、出雲國に降り、簸川上の地に到り給ふ、たまたま河上にて泣哭の聲聞こえしかば、尊聲を尋ねて往き見給ふに、翁媪二人の、一少女をその間に置きて、さめざめと泣けるが有りたり、尊怪みて、汝等は何人にして、また何故に此くは悲み泣くぞと問ひ給ふに、二人對へて申さく、吾れらは是れ國神にして、名は脚摩乳足名椎、手摩乳手名椎と申す、また是れなるは、我れ等が愛女にして、名は稻田姫とぞ申す、我れ等さきに八人の女兒を有てりしに、八岐大蛇といふ者、年毎に來りて之を奪ひ去り、今また將に來りて、この一女兒をも奪ひ去らむとす、故に泣き悲めるなりと、尊これを聞き給ひて、いと憐憫の情に堪へさせ給はず、この女果して汝が兒ならむには、吾れに奉らむや、如何に、われ亦別に策有りとのたまふ、脚摩乳手

摩乳尊の天照大御神の御弟にましますをき、大に喜びて、直に稻田姫を奉るべき由を諾し奉れり、是に於いて、素盞鳴尊、まづ翁媪に命じて、八鹽折の酒を醸さしめ、その周圍に垣を作り繞して、これに八箇の門口を設け、また門毎に假殿を作りて、こゝに酒槽を置き、その醸せる八鹽折の酒をば、それぞれ酒槽に満て、八岐大蛇の到るを待たしめ給ふ、既にして、素盞鳴尊の謀り設け給ひしに違はず、八岐大蛇果して來りしが、かの酒槽の芳醇に心奪はれて、鯨飲泥酔して、遂に深き睡に陥りぬ、尊これを見そなはして、機こそ好けれと、直にその佩かせる十握劔を抜き放ちて、八岐大蛇をば寸斷し給ひき、この際に、尊の獲給へる寶劔は、實に都牟刈之大刀、または天叢雲劔と稱し奉る靈劔にして、尊はその靈劔なるを見て、これ自ら私すべきものに非ずとて、後にこれを天照大御神に獻り給へり、是れ實に、後に天照大御神より天孫瓊々杵尊に授け給ひし三種の神寶の中の御劔にておはしますなり、素盞鳴尊が、弱きを憐みて、暴者を挫き、義を見ていさゝかも躊躇し給ふ事なき、勇猛剛毅の御心は、げに勇者の鑑ともたゞへ奉るべきのみならず、其の謀り給へる計策のいと巧みなるげにも、智仁勇の三徳をば、正しく兼ね備へ給へる大神にておはします事、この八岐大蛇誅伐の一事によりても、明かに知り奉る事を得ることぞいと尊けれ、さても素盞鳴尊

は、八岐大蛇を平げ給ひて後、遂に稻田姫命を娶り給ひけるが、その共棲し給ふべき宮居を建つべき地を求めて、出雲の須賀の地に到り給ひし時、吾が心清清しくなりぬとて、やがて其の地に宮居を興して、同棲し給へり、此の時、雲の立ち騰るを見そなはして尊の詠み給へる歌

八雲起つ、出雲八重垣妻ごみに、八重垣作る、その八重垣を、

この三十一文字の御歌は、わが國の和歌の祖とも祖と稱へて、古今和歌集の序にも、「この歌、天地の開け始りける時より出で來にけり、久方の天にしては、下照姫にはじまり、荒金の地にしては、須佐之雄の尊よりぞ起りける」と記せり、實にや、この神は、勇悍、兇暴一途の神にてはおはしまさざりけり、勇あり、仁あり、智あるが上に、優雅愛美の情にも富ませ給ひて、やさしき御情をば、かくも三十一文字に詠み出でさせ給ひし事、げに仰ぎ奉るべき御徳ならずや、此の後、素盞鳴尊は、國土經營の事に大に力を用ひ給ひけるが、なほ日本書紀の一書に傳ふる所によれば、尊は、御子五十猛命を率ゐて、嘗て新羅國に渡り、その曾尸茂梨の處に居給ひしことありきと云ふ、尊また韓郷之島は、金銀あり、吾が兒の御らする國に浮寶船舶あらずばよからじとて、乃ち杉櫂檜等の、以て造船の材となすべきものは、勿論、楫檣その他八十木種をもたらし歸

り來給ひて、これを我が國の諸方に播殖し、よりて大に殖林の功を成し給へり、この播殖殖林の事業につきては、尊の御子五十猛命および大屋津姫命、抓津姫命の功、亦與りて大に力有りしが如し、されば、今に至るまで紀伊の熊野にありては、素盞鳴尊をば、家都御子神の御名においていつき祀れり、素盞鳴尊の御子孫につきては、日本書紀の本書には、素盞鳴尊と稻田姫命との間に生れ給へる神、即ち大己貴命なりと傳へ、古事記には、素盞鳴尊と稻田姫命との間に生れ給へる八島士奴美神の五世の孫、即ち大己貴命なりと傳ふ、日本書紀の一書、亦大己貴命を以て、素盞鳴尊の六世の御孫なりとせり、尙、古事記によれば、素盞鳴尊の御子は、前に記したる、天照大御神との誓約の間に生れ給へる宗像の三女神の外に、八島士奴美神、大年神、宇迦之御魂神、および須勢理毘賣命の四柱おはしませり、今、記紀の所傳によりて系圖を作れば、次の如し、

素盞鳴尊

大己貴命

〔日本書紀本書の説〕

稻田姫命

素盞鳴尊

八島士奴美神

御母は稻田姫命

布波能母遲久奴須奴神

大年神 御母は大市比賣命

宇迦之御魂神 御母は同上

須勢理毘賣命

深淵之水夜禮花神

淤美豆奴神

天之冬衣神

大國主神

〔古事記の説〕

素盞鳴尊をいはひ祭れる神社諸國にいと多し、今も官幣の奠に預り給ふ社のみに就きて云ふも、當武藏國の官幣大社氷川神社は、この素盞鳴尊および奇稻田姫命大己貴命をいはひ祭り、また官幣中社金鑽神社は、天照大御神と素盞鳴尊とをいはひ祭り、また京都なる官幣中社八阪神社も、素盞鳴尊稻田姫命を祭り、出雲なる國幣中社熊野神社および國幣小社日御崎神社も、この素盞鳴尊を祭れり、但し熊野神社にては、この尊をば神祖熊野大神櫛御氣野命と申していつき祀り、また紀伊なる國幣中社熊野坐神社にては、家都御子神の御名においてこの尊をばいつき祀れり、古事記、日本書紀延喜式、古事記傳、古事類苑、なほ、神祖熊野大神櫛御氣野命および家都御子神と申す事につきては、別に其の項ありて、其處に記したれば、就きて看るべし。

【進雄神】 この御名をすすみをのかみと訓むは誤れり、すすみのをのかみと訓むべし、素盞鳴尊の御事なり。

【崇神天皇】 崇神天皇は開化天皇の第二の皇子にましまして、御母は物部氏の遠祖大綜麻杵の女伊香色謎命なり、天皇識性聰敏、幼より雄略ましまし、長じ給ひて寛博謹慎、ことに神祇を崇重し給ふ、叡慮篤く、恒に天業を經綸し給ふ、御志深くおはれ、まじきかの神武天皇の御創業も、實は天皇の御宇に至りて、漸くその効果あらはれ、皇威この時に至りて、更に大なる發展を見るに至れりと謂ふも、敢へて誣言には非ず、天皇即位の六年、疾疫行はれ、百姓流離し、或は背叛するもの有りしかば、天皇大に之を憂へ、惕れ給ひて、罪を神祇に請ひ給ふ、これより先、天祖の瓊々杵尊に授け給へりし三種の神寶は、其床同殿の御詔のまにまに、歴代これを殿内にいつき祀り奉り、また倭大國魂神をも、天照大御神と共に、歴代殿内に祭り來り給ひしが、この時に至りて、天皇は、其の神威を瀆さむことを畏み給ひて、乃ち皇女豐鍬入姫命をして、神鏡靈劍を奉じて、倭の笠縫邑に遷して、天照大御神を祭らしめ、別に模造の鏡劍を造りて、これを殿内に奉安し、また皇女淳名城入姫命をして、大國魂神を祭らしめたまふ事とせられたり、是に於いて、神宮と皇居と、はじめて別れぬ天皇神祇を崇敬し給ふ

念、ことに篤し、國家の治平、國民の安泰は、實に神祇佑護の力に倚るべきを念ひ給ひ、即位の八年、親ら神淺茅原に幸して、八十萬神を祀り給ふ、時に神あり倭迹々百襲姫命に憑りて誨へ給ひけらく、天皇何ぞ國の治らざるを憂へ給はむ、若しよく我れを敬ひ祭り給はむ、天下當に自らに平ぐべしと、天皇、その何神にましますかを問ひ給ひしに、神答へて、われは是の倭の域内に居る大物主神なり、若しわが兒大田田根子を以て、われを祭らしめ給はむ、天下立ころに平ぎ、海外の國また自ら歸伏せむとありき、是に於いて、天皇、使を遣して、大田田根子命を茅渟の陶邑に求めて、これをして大物主神を祀らしめ、また市磯長尾市を以て、倭、大國魂神を祀らしめ、なほ、この他墨坂神、大坂神をはじめとして、八十萬神を祭り給ひ、仍りて、天社國社および神地神戶をも定め給へり、こゝに於いて、疫病息み、國內謐まり、五穀よく稔りて、百姓豊饒なり、天皇、また皇威を宣揚し、王化を四方に光被せしむることにつきて、大に心を用ひさせ給へり、十年詔してのたまはく、民を導くの本は、教化に在り、今既に神祇を禮ひて、災害皆耗きぬ、然るに、遠荒の人ども、猶正朔を受けざるは、これ王化に習はざるに由れり、故に、今群卿を選んで四方に遣し、以て朕が憲を知らしむべしと、乃ち大彥命を北陸に、武渟川別命を東海に、吉備津彥命を西道に、丹波道主命を丹波に遣して、若し

教を受けざるもの有らば、兵を擧げて之を伐てと命じ給ひぬ、天皇また皇子豊城入彦命に命じて、東國の開拓鎮撫に當らしめ給へり、是れより、遠近皆皇威を仰ぎ、大和朝廷の威勢大に振ふ、よりにて、十二年始めて人民を校べて、調役を課し給ふ、是れを男之弭調、および女之手末調といふ、日本書紀に記していはく、是以天神地祇共和享、而風雨順時、百穀用成、家給人足、天下太平矣、故稱御肇國天皇也、と見えたり、御肇國天皇とたゞへ奉れりし一事、以ていかに天皇の政治の光彩有りしかを知るに足るべし、故に、後世の史、また多く磯城瑞籬宮に御宇しめし、天皇の御名を稱す、こは、天皇の倭なる磯城、瑞籬宮に都し給へるよりの稱なりとす、かく、天皇は、皇威の宣揚に努め給ひしのみならず、民政民業の勸奨改善にも力を注ぎ給ひて、或は池溝を開き、或は船舶を建造せしめなどせられぬ、かゝれば、皇威は獨り國內のみには止らで、海の外にまでも遠く輝きしかば、この時、任那より使を遣して、我が保護を受けむ事を請ひしに、天皇は鹽乘津彥命を遣して、任那の宰となし、止りて彼の地を治めしめ給へり、されば、韓地も、この天皇の時より、我が國に服屬する事となりたるなれば、この天皇の御稜威のいとも厳しく著るくましましけむ事、畏み仰ぎまつるべきなり、古事記、日本書紀、新撰姓氏錄、

【須勢理毘賣命】 須勢理毘賣命は素盞鳴尊の御女にして、大國主神の嫡妻となり給ひし御方なり。天國主命を以て素盞鳴尊の御子なりとなすときは、年紀適合すれど、若し古事記の所傳の如くに、大國主命を以て素盞鳴尊の六世の孫なりとなすときは、年紀合はず。古事記に、この須勢理毘賣命をば、大國主神の嫡后と記したるは、大國主神の御妻は、他にも多くおはしまし、中にも、この命ぞ御嫡妻にておはしまししからに、此く傳へたるものなり。夫の神大國主命、嘗て出雲より大和に上り給はむとして、既に旅装を整へ、その片手を馬の鞍にかけ、片足を鐙に踏み入れて、須勢理毘賣命を顧みて、詠みてのたまはく、

ぬば玉の、黒き御衣を、眞具に、取装ひ、澳鳥胸見るときは、はたゞぎも、此れは適はず、
 邊浪磯に脱ぎしうて、翠鳥の、青き御衣を、眞具に、取装ひ、澳鳥胸見るときは、はたゞぎも、是も適はず、
 邊浪磯に脱ぎしうて、山縣に、蒔きし、茜搗き、染木が、汗に、染衣を、眞具に、取装ひ、澳鳥胸見るときは、はたゞぎも、是し宜し、いとこやの、妹の、命群鳥の、我が群れ往なば、引鳥の、我が引け往なば、泣かじとは、汝は言ふとも、大倭の、ひと本薄頂傾し、汝が泣かさまく、朝雨の、霧に起たむぞ、若草の、妻の命、ことのかたりごとをも、こをば、

とありしかば、須勢理毘賣命大御酒杯をとりて立ち寄りて、こを大國主命に捧げつ、詠ひ給ひけらく、

八千矛の神の命や、吾が大國主、汝こそは男にいませば、打見る鳥のささぎ、搦見の磯の前落ちず、若草の妻持たせらめ、吾はもよ、女にしあれば、汝を除きて、夫は無し、汝を除きて、夫は無し、彩垣のふはやが下に、蒸釜にこやが下に、栲衾さやぐが下に、沫雪の弱ゆる胸を、栲綱の白き腕そだ、きたゞきまながり、眞玉手、玉手さし、纏き、股長に、寝をしなせ、豊御酒たてまつらせ、

この歌古事記に載す、相愛の眞情爛漫として、歌辭の上に流露す、延喜式の神名帳に、出雲國出雲郡杵築大社、すなはち大國主神の神社の名を擧げたる次に、同社、大神、大后神社と見えたるは、すなはち大國主神の、大后にでましますこの須勢理毘賣命をいつき祀れる社にて、今も大社の攝社として、瑞垣の内に在り、一に御向社とも之を申し奉るは、御嫡妻にておはしまし、よりの名なりといへり、古事記、延喜式、神祇志料、また延喜式の神名帳に、出雲國神門郡那賣佐神社、および同社、坐和加須西利比賣神社、見えたり、此那賣佐神社といふは、天下造らし、大國主神を祭り、和加須西利比賣神社といふは、即ち其嫡后にます須勢理毘賣命をいつき祀れる社なるべし、延喜

式神祇志料

【崇徳天皇】

崇徳天皇、御諱は顯仁と申し、鳥羽天皇の長子にましまして、御母は待賢門院藤原璋子にておはす。保安四年正月、父帝の禪を受けて登祚し給ひてより、永治元年十二月、その祚を近衛天皇に譲り給ふまで、在位し給ふこと十九年におよぶ。御脱履の後、新院と稱したまひしが、久壽三年、近衛天皇崩じて皇嗣おはしませざりしかば、崇徳上皇は、その御子重仁親王の立ち給はむことを思召され、衆望も亦之に歸せり。然るに、鳥羽法皇の寵姫美福門院得子は、その所生の近衛天皇の早世を以て、崇徳上皇の咒詛に出づるものと爲し、法皇に勸めて、法皇の四宮にして崇徳上皇の同母弟にておはする雅仁親王を立て奉れり。これを後白河天皇となす。是に於いて、崇徳上皇大に不懌なり。上皇の御憤懣は日を重ねるに従つて漸く甚しく、遂に保元元年七月、鳥羽法皇の崩御あるに至りて、一時に激發し、すなはち史上に名高き保元の亂となりて顯はるゝ事となりぬ。而して、保元の亂の結果は、全く上皇方の失敗に終り、上皇方に加擔せし左大臣藤原頼長は、流矢に中りて薨じ、上皇方の軍に馳せ參じたる六條判官源爲義、平忠正以下の將士等は、皆出で降りたる後誅せられしのみならず、崇徳上皇は、仁和寺に入りて、薙髮落飾し給ひしに、朝廷より式部丞源重成を

遣はして、これを守らしめ奉り、程なく、上皇をば讃岐國に遷し奉る事と定められぬ。かくて、此の年(保元元年)八月、崇徳上皇は、讃岐の松上に到り、直島といふに宮居を造りて、其處に暫し留り給ひしが、後に、志度の鼓岡といふに徙りたまひぬ。昔見し雲井の空を、今はよそに見をなはして、わびしき夷の御がりすまひ、如何に御心いたましくおはしましけむ。かくて、三年が間を費して、親ら血を刺して、五部の大乘經を書き畢へ給ひしをば、都なる仁和寺覺性法親王の御許に送り給ひて、これをば安樂壽院に藏め給ひてよとありければ、親王及び關白藤原忠通より、この事を後白河天皇に請ひ奉りしに、天皇聽し給はずして、これを卻け還し給ひぬ。上皇これを聞こし召して、大に悲りて宣はく、われ親しく佛經を寫せるは、決して今生の爲めに非ず、而るに今これを藏むる事を許されざるは、是れたゞ今生の仇たるのみに非ずとて、憤怨自ら舌を齧みて、その血以て軸毎に願はくは、大魔王となりて天下を惱亂せむ。謹みて五部の大乘經を以て、惡道に廻向すとぞ記し給ひける。かくて、是れより復た髮を剃り、爪を剪り給はず。柿の御衣のすゝけたるに、長頭巾著て、見奉るだに物おそろしきさまにてぞ過ぎせ給ひける。かくて、讃岐に徙り給ひてより、九年の後、二條天皇の長寛二年八月、寶算四十六歳にして、志度に崩れ給ひぬ。御陵は、同國白峰に在り、世に讚

岐院と稱し奉りしが、後に高倉天皇の治承元年七月に詔して崇徳院と諡號あらせられぬ、崇徳天皇の讚岐に崩じ給ひてより後、逆亂相繼ぎ災變荐に至りしかば、世間以て天皇の怨魂の祟ヌケリによるものとなし、後壽永三年四月後白河法皇は、廟を京の春日河原に立て、之を粟田宮といひ、天皇の怨靈を慰め祀らしめ給へり、尙、この粟田宮には、宇治左大臣藤原頼長、および六條判官爲義の靈をも併せ祀れり、保元物語源平盛衰記、吉記諸社根元記、大日本史

【崇道天皇】

崇道天皇とは、光仁天皇の皇子早良親王サハラの御諡號なり、早良親王は、桓武天皇の同母弟におはしまして、御母は皇太后高野新笠タカノニギサなり、天應元年、桓武天皇の位に即き給ふや、親王を立て、皇太子と定め給ふ、天皇常に遊幸を好み給ひ、政務はこれを皇子に委ね給へり、皇太子、佐伯、今毛人を參議となし給ひしに、中納言藤原種繼天皇に奏していはく、佐伯氏は古より參議に任じたる例なし、いま今毛人を參議に任じ給ふこと、恐らくは不可ならむと、天皇仍りて、今毛人の參議をやめて、從三位を授け給へり、太子之を憾みて、種繼を殺さむと請ひしも、天皇聽し給はず、かくて、天皇は、是れより漸く早良皇太子を疎んじて、政務を委ね給はずなりぬ、されば、皇太子も亦天皇を恨み給ひぬ、延暦四年八月、天皇、平城宮に幸し給ひしとき、右大臣藤原是

公種繼等に命じて、皇太子を輔けて、長岡京を留守せしめ給ひしが、この時に乘じて、皇太子は、大伴、繼人、大伴、竹良、佐伯、高成等と謀りて、人をして種繼を射殺せしめ給へり、天皇この事を聽き給ひて、急に車駕を返し給ひ、繼人以下を搜捕して、之を誅し、その黨與を流罪に處し、また早良皇太子をも廢して、乙訓寺に幽閉し給ふ、太子、絶食し給ふ事十餘日に及び給ひしが、ついで宮内卿石川垣守等を遣して、太子を淡路に配流せしめ給ふ事となれり、されど、太子は、かねて食さへ絶ち給ひし事なれば、高瀬橋に到りて、身まかり給へり、されど、尙もこれを許さずして、そのなき屍を載せて、淡路に抵り、かの地にこれを葬りたり、延暦十一年、皇太子久しく病にかゝりて、瘡え給はず、之を占ふに、廢太子早良親王の御祟なりとありしかば、乃ち使を淡路に遣して、芝を謝せしめ、且つ勅してのたまはく、嚮に淡路國をして、廢太子の爲めに守冢一戸を置き郡司をして専ら其の事に當らしめしが、所司戒めずして、祟有らしむるに至れり、故に、自今以後、冢下に隍を設けて、濫穢せしむること勿れと、これより先、廢太子の薨後、人の疫死する者多かりしかば、天皇僧侶を淡路に遣して、讀經修福せしめ、また、人を遣して、其の遺骸を迎へしめられしに、使者海上の難に遭ふ事、兩度に及ぶり、延暦十七年、廢太子の甥參議五百枝王を遣して、懇祈せしめられしに、始めて淡

路に至るを得て、遂に之を迎へて歸る事を得たりき、勅して、これを大和國の八島に藏めしむ、かくて、延暦十九年七月に至りて、詔して、追號を奉りて、崇道天皇と稱し、その御墓を山陵と稱せしめ給ふ事となれり、延喜式の諸陵寮式に、八島陵、崇道天皇、在大和國添上郡、兆域東西五町、南北四町、守戸二烟と見えたる、即ちこの御陵なり、桓武天皇、また靈安寺といふを淡路に創建せしめて、その靈を慰め、また詔して、曩に廢太子と共に貶謫せられし黨與をば、盡くに赦し還し、また其の崩するに臨みて、勅して、廢太子の黨與は、その存すると亡きものとの論なく、一律に、本位に復せしめ給ひ、また諸國の國分寺に命じて、每春秋二仲月に、金剛般若經を讀みて、以て廢太子の怨靈を安慰せしむる事とし給へり、亦以て、當時いかに此の崇道天皇の遺靈の、畏怖崇敬せられ給ひしかを知るに足らむ、されば、次の平城天皇の即位し給ふに及びても、又八島寺を山階に營み、諸國の正税を割いて、供獻せしめ給へり、この後、清和天皇の貞觀五年に、御靈會を神泉苑に修して、疫疾を禳ひたまふや、亦實に崇道天皇を以て、その第一座となし給へり、後世、八所御靈を祀るに至りて、崇道天皇また實に其の中の一柱として祀られ給へり、續日本紀、日本紀略、類聚國史、三代實錄、水鏡、延喜式、大日本史

【沙土煮尊】 亦の御名沙土根尊

この神の御名を、日本書紀には、沙土煮尊とし、古事記には、妹須比智邇神と記せり、いはゆる神世七代の神たちの中に、陽神湍土煮尊と相並ばして、この陰神沙土煮尊のなりませる由は、古事記に、次成神、名、宇比地邇神、次、妹須比智邇神、と記されたるにても明かなり、この神の御名を、また沙土根尊とも申す由、書紀の注に見えたり、この神の御名の義につきて、古事記傳の説に、須比智邇の須は、潮と土と混淆りて、浮脂の如くなるもの、中にて、土の水と漸く分れたるものを云ふ、比智は、書紀に、土と作られたれば、土形築牆などの比地にして、土の總名に取れるなり、邇は、土の惣名にして、黏たる土を埴といひ、赤き土を赭といひ、青き土を青丹といふ類多し、と説かれたり、然るに、書紀通釋には、煮は、一の御名に根とあれば、同じく尊稱なり、さらば、埴土煮尊は、かの漂へるもの、潮と土と混淆りて、未だ分れざる程の御名、沙土煮尊は、其物の漸く分れて、沙土となれる程の御名なりけりと見えたり、古事記、日本書紀、古事記傳、日本書紀傳

【住吉大神】 住吉大神とは、今も攝津國東成郡住吉の地に鎮坐したまふ、官幣大社住吉神社に、いつき祀る神々にして、底筒男命、中筒男命、表筒男命を祀り、後に神功皇

后をも合せ祀りて、四座とす、底筒男命等の三神は、伊弉諾神、黄泉國に到りて穢を得給ひし後、筑紫の日向の橘、小門の阿波岐原に至りて、禊祓を爲たまへる時に、水中にて禊をし給ひし時に成りませる神々なり、(底筒男神、中筒男神、表筒男神)の項を併せ看るべし、この三神は、神功皇后の新羅征伐の時に、皇軍に従ひて、佑護を垂れ給へる神なるが、凱旋の後、三神、皇后に誨へてのたまへらく、我が荒魂をば、穴門の山田邑に祭らしめよと、その時、穴門、直の祖、踐立、津守、連の祖、田裳、見宿禰の二人、皇后に啓じていはく、神の居まさむと欲し給ふ地には、必ず定め祀り給ふべしと、かくて、踐立をば、三神の荒魂を祭る祭主と定めて、祠を穴門の山田邑に立てたまへり、これ即ち延喜式神名帳に、長門國豊浦郡、住吉坐、荒御魂神社三座、並名神大と見えたる社にして、現今の官幣中社住吉神社すなはち是れなりとす、さて又、神功皇后凱旋ありて、筑紫より船にて難波を指して還りまさんとせし時に、皇后の船、海中に廻りて、え進み給ふ事能はざりき、皇后務古水門に還り給ひて、之をトひ給ひしに、表筒男神、中筒男神、底筒男神の三神誨へてのたまはく、吾が和魂をば、大津津中倉之長峽に祀り給へ、便ち因りて往來ふ船を看むと、かく誨へ給ひしにより、乃ち神教のまゝに鎮め祀り給ひしが、御船平かに海を度り給ふ事を得たりきといふ、かくて、三神の鎮りたまひ

し、大津中倉之長峽は、今の攝津國東成郡住吉の地にはあらずして、同國兔原郡住吉郷の地なり、後こゝより今の住吉郡の地に遷座したまふに至りしは、恐らくは、難波津に宮處を奠め給ひし仁徳天皇の頃なるべしと、本居翁の古事記傳の説に見えたり、今の住吉神社は、古事記に、其底筒之男命、中筒男之命、上筒之男命、三柱神者、墨江之三前大神也と見えたる、即ち是れにして、後に神功皇后(息長帶姫命)をも合せ祀りて、四座とす、延喜式の神名帳に、攝津國住吉郡住吉坐、神社四座と見ゆ、この地は、古事記にも墨江と見えたるが如くに、古來「すみ」のえと稱せしが、和名抄に、文字によりて、すみよしと訓みしより、後世多く之に依りて住吉といひ、社名もまた然か呼びならはせり、古事記、日本書紀、延喜式、和名抄、古事記傳、さて、此くの如く、この大神は、外征の功を佑けたまひ、また海上航海の事をも護り幸ひたまひし大神なれば、海上保護の神として、特に航海者は、この神を崇敬し、漁業航海等の業にたづさはる村々、津々浦々、大むねこの神を祀らざるはなし、釋日本紀に引ける天書に、欽明天皇の元年に、使を遣して住江神を祀らしめられたる事見えたり、これ新羅を征せむとせられしによるなり、萬葉集を見るに、當時の人々が、この神に祈りて、渡海航行の安全を期せしは、その詠歌に多くあらはれたり、(末に附載せり)この後、桓武天皇の延暦三年に、正三位

住吉神に勳三等を授けられ同年十二月に從二位に叙し次いで大同元年四月に從一位を授け奉られし事國史に見えたり、こは遣唐使の航海無事ならむ事を祈らせ給へるものなり、凡遣唐使の派遣せらるゝもの必ずこの神に幣帛を奉りて船舶の恙なからむ事を祈り申すは常の例なりき、釋日本紀續日本後紀日本後紀萬葉集神祇志料今左に萬葉集に載せたる歌にしてこの神に關するもの一二を載す、

民部少輔多治比真人土作歌

住吉にいつく祝が神言と行くとも來とも船は早けむ、

天平五年贈入唐使歌一首并短歌作主未詳

虚見つ山跡の國青丹よし平城の京師ゆおして難波にくだり住吉の三津に船乗り直渡り日の入る國に遣さる我が夫の君をかけまくもゆるし恐き墨吉の吾が大御神船のへにうしはき座して船ともに御立ち坐してさしよらむ磯のさきさき漕ぎはてむ泊々に荒き風浪にあはせず平けく率て歸りませもとの國へに、なほ中古以來和歌の神として住吉の神を崇敬せしことにつきては和歌三神の項を併せ見て知るべし、また攝津の住吉神社の外にてこの三柱の太神を祀りたる著名の社に長門の住吉神社および壹岐對島の住吉神社あり、長門の住吉神社は延喜

式の神名帳に長門國豊浦郡住吉坐荒御魂神社三座並名神大と見えたる社にして、今の同國同郡山田村なる官幣中社住吉神社、即ち是れなり、こは實に表筒男命中筒男命底筒男命の荒魂を祭り奉れる社にして神功皇后の外征より凱旋したまひし時この神の神誨によりてこゝに鎮祭せられたるものなる事上に記したる所の如し、清和天皇の貞觀元年從五位下住吉坐荒魂神に從五位上を授け同十七年十月に正五位下に叙せられ同十二月從四位下より從四位上を加へ光孝天皇の仁和二年に正四位下を授け奉らる、十二月晦日の夜早鞆の瀬戸の海潮自ら退く時に當りて、社司海底に下りて稚海藻を刈りて元日の神供となす行事は古來名高き神事なりといふ、日本書紀三代實錄延喜式神祇志料壹岐の住吉神社は延喜式の神名帳に壹岐國壹岐郡住吉神社名神大と見えたる社にして今の國幣中社住吉神社すなはち是れなり、底筒男中筒男表筒男の三神を祭る社傳によれば神功皇后三韓より凱旋の時始めてこの神をこゝに鎮祭したまへるものなりといふ、三代實錄によるに清和天皇の貞觀元年正月壹岐島從五位下住吉神に從五位上を授け奉るよし見えたり、延喜年中神異を示し給ひし事扶桑略記に見ゆ、名勝圖誌にいふ住吉神社當社軍越の神事として四月八日にこれあり、三韓調伏の儀式なり、神功皇后三韓御征伐の時

より起れり云々と、亦以てこの神の茲に鎮坐したまへる所以を知るべきなり、三代實錄、延喜式、扶桑略記、古事類苑、なほ對馬國にも、住吉神社あり、延喜式の神名帳に、對馬國下縣郡住吉神社、名神大と見えたる社、即ちこれなり、此の社もまた、神功皇后三韓征伐凱旋の時に祀り給へるに起原すと社傳に傳ふ、仁明天皇の承和四年、無位住吉神に、從五位下を授け、清和天皇の貞觀元年に、從五位上に進め奉り、同十二年、從五位下を授け、陽成天皇の元慶三年に、從四位下に敘せられし事、國史に見えたり、續日本後紀、三代實錄、延喜式、神祇志料、

【皇大神】 皇大神と申し奉るは、かけまくも畏き伊勢國度會の宮に鎮ります、天照皇大神の御事にぞある、この皇大神宮の御事をば、皇大神と稱へ奉ること、はやく延暦の皇大神宮儀式帳に、天照坐皇大神宮、儀式并神宮院、行事云々と見えたるを、はじめとして、類聚國史には、天長四年四月癸巳、御大極殿奉幣伊勢大神宮、中略、制曰、天皇我命爾坐、度會乃五十鈴之川上、爾坐皇大神、乃大前爾申給久云々と見え、三代實錄には、貞觀十一年六月十七日癸卯遣使者於伊勢大神宮奉幣、告文曰、天皇我詔旨止、掛畏岐伊勢度會乃五十鈴乃河上爾坐皇大神、乃廣前爾恐美恐美毛申賜倍止申久云々と記し、また延喜式に載せたる神衣祭の祝詞にも、度會乃宇治五十鈴川上爾大宮柱

太敷立天高天原爾千木高知天稱辭竟奉留天照坐皇大神、乃大前爾申久云々と見えたり、皇大神の須賣は、天皇の御事を須賣良尊と申し奏る、須賣てふ語と全く同一なり、この須賣てふ語につきては、本居宣長翁は、その師説に反對して、須賣と申す御號は、いづれの神にも皇神と申すを思へば、もとはた尊む言なるべし、統ぶる意とは聞えずと言はれたれど、天祓詞後釋、その師加茂真淵翁は、皇は統てふ事にて、尊みの言なり、天を統知りたまふを皇大神、國を統べ知りたまふを皇太君と申すといはれたり、神詞考、須賣は「統べ」統ぶといふ語と同一なりといふ説、從ふべし、すなはち、神は普くその威徳を垂れて、天下萬姓を佑護指導し、統べ治め給ふものなれば、これを仰ぎて皇神とたゞへ、君主は天下の臣民を佑護指導して、これを統べ知ろしめさせ給ふものなれば、亦おなじく須賣良尊と稱へ奉れるなり、かくて、皇神と仰ぎたゞへ、尊み崇め、敬ひ仕へ奉るべき神々は、其の數多くおはします中に、就きて、國を創め、民を治め、皇統を萬世の後にまで垂れ給ひ、その威靈聖德、燦として天つ日の如くに輝きて、千古萬古渝る時なく、止む際なく、わが皇大神國を守り給ひ、幸はひ給ふは、實にこの天照大神にましますせば、皇神の中の皇神と稱へ奉りて、皇大神と仰ぎ奉るにてこそあるなれば、皇大神とたゞへ奉る神、この大神の外にはあらず、後世石清水

八幡宮を崇敬し給ふ事殊に篤きを加ふるに至りて、宣命文の中に「石清水乃皇大神」の稱を用ひたまひし例は有れど、是れ全く朝廷の御崇敬の特殊なりしによるものにして、もとより特別たるに過ぎず、延暦儀式帳類聚國史、三代實錄延喜式祝詞考、大祓詞後釋、日本書紀傳などは、天照皇大神の項を併せ看るべし。

【水月庵服部大人命】 水月庵は服部中庸の號なり、服部中庸大人の項を看るべし。

世

【清寧天皇】 第二十二代の清寧天皇は、雄略天皇の第三子にして、御母は葛城圓の女葛城韓媛にておはす、天皇生れ給ひしとき白髪なりしかば、よりにて白髪皇子と申せり、長じ給ふに及びて、民を愛み給ふ御心深かりしかば、雄略天皇殊にこの皇子を異重し給ひ立て、皇太子と定め給へり、雄略天皇の崩するや、星川皇子不軌を謀りて、大藏に據りぬ、大連大伴室屋東漢、鞠と共にこれを討ち、羣臣を率ゐて、神器を皇太子に捧げ奉りしかば、乃ち壇を磐余甕粟に設けて、天皇の御位に即きたまへり、これを白髪武廣國押稚日本根子天皇と申し奉る、而して、清寧天皇の御號は實に後世に

至りて定め奉りたる謚號なりとす、天皇御子おはしまさざりしかば、御名の後世に傳らざらむことを憂へて、大連大伴室屋に命じて、白髪部舍人白髪部膳夫白髪部朝負を諸國に設置して御子代部となさしめ給へり、既にして、播磨國の伊與來目部小楯といふ者奏して、市邊押磐皇子の二子、億計王、弘計王、その國に隠れ居ますことを告げ奉りしかば、天皇大に喜びて、直に小楯を案内者とし、左右の舍人のともを御使として、二皇子を迎へ奉らしめ給ひぬ、これ實に次の顯宗仁賢の兩天皇なり、天皇在位五年にて崩じたまふ、河内國坂門陵に葬り奉れり、〔日本書紀古事記〕

【清和天皇】 第五十六代清和天皇は、御名は惟仁、文德天皇の第四の皇子にして、御母は藤原良房の女明子にておはす、嘉祥三年、文德天皇御即位の後五日にして、外祖藤原良房の一條の邸にて生れ給ひ、この年の十一月、僅に生後九箇月にして、三兄を超えて皇太子に立ち給ふ、天安二年、御父文德天皇の崩後に御即位あり、時に御年僅に九歳、藤原良房は太政大臣となり、源信、源融、前後に左大臣となり、藤原良相、基經、前後に右大臣となり、朝政を總ぶ、天皇、良房の兄長良の女高子を寵したまひて、その腹に眞明親王生れたまへり、眞觀十八年、天皇御年尙二十七歳の壯年にましまして、位を皇太子眞明親王に譲りて、皇位を下りさせ給へり、眞明親王はすなはち陽成天皇

にておはす、清和天皇、風儀甚だうるはしく、端嚴神の如くおはしき、天資寛明仁恕、温和にして言寡く、舉動必ず禮に遵ひ給へり、好みて書傳を讀み、殊に思を佛教に潜め給へり、また心を政治に委ねさせ給ひしこと特に深く、鷹犬の嬖には、意を留め給はざりしといふ、貞觀十四年、太政大臣良房の薨じてより、後は政治を親らし給ひしも、率ね恭儉に由る、仁壽の頃より、天皇の紫宸殿に御して政治を視たまふこと廢れしに、天皇これを復し給ひしかば、當時これを稱し奉り、内外肅然として事なかりきといふ、故に後の前代の政を言ふもの、悉く貞觀の治を稱す、かくましましに、尙壯年の御身を以て、早く遜位したまへるは何故ぞといふに、こは、恐らくは、外戚の勢にて、御兄の惟喬親王を踰えて踐祚ましまし、を後に深く悔い給ひしと、天皇の篤く佛教を信じたまひしより、はやく佛門修行の途に就かむと志し給ひしとに因るものなるべし、はじめ僧眞雅は、天皇の幼時より左右に常侍しけるが、眞雅入寂の後には、僧宗叡また近侍して、天皇に勸めて菩提の縁を結ばしめ奉りしかば、天皇もはやく位を退きて佛門に歸依せむとの志を懷き給ひしが如し、されば、遜位の後は、常に菜蔬を御し、聲色を絶ち、落飾入道ありて、法名を素眞と申され、後諸國の名山古寺を巡歴ありたる末、遂に丹波國の水尾山に入りたまひ、四六時中難行苦修したまひ、遂に

陽成天皇の元慶四年に至りて、粟田の山莊圓覺寺に崩じ給ひぬ、時に御年三十一、遺詔によりて、中野に火葬し奉れり、三代實錄、大日本史、天皇の御子貞純親王、その御子經基王は、世に六孫王と稱し、姓を源と賜りて、臣籍に入る、その後繁延して、いはる清和源氏となれり、故に後の清和源氏の族、皆天皇を以て其の祖となす、

【瀬織津比咩命】この神は、延喜式に載せたる大祓の詞の中に、高山之末短山之末、與利佐久那太理爾落多支都、速川能瀬坐須、瀬織津比咩、云神大海原爾持出奈武云々、と見えたる神なり、この神は、禍津日神なりといふは、古來の通説なり、本居宣長翁の大祓詞後釋に、いはく、此神瀬織津比咩命すなはち禍津日神なり、倭姫命世記に、荒祭宮一座、皇大神宮、荒魂伊弉那伎大神、所生神名、八十枉津日神也、一名瀬織津比咩神是也、といへり、此書は後世人の集めなせる書にて、凡ては信がたき事のみ多けれど、も、古書によれりとおぼしき事も又多し、今こゝに引る説も、さらに後世人の思ひよるまじきことなれば、必ず古傳説有りしことと聞えて、禍津日神を瀬織津姫と申すは、かの伊弉諾神はじめて中つ瀬に降りかづきたまふ時に生出る故にて、こゝにまじかなへり、さてこゝは、祓物に負せて、流し流りたる罪穢を、先づ受取り給ふ神なれば、かの中瀬に下りて、よみの國の穢を、先づ滌ぎはじめ給へるによく當れり、そもそ

も禍津日神は世の中の凶事を生し行ふ神なるに、是は罪穢をはらひ滅す始めなれば生ると滅ると、表裏の違ひなるが如くなれども、これを祓の主意にて、深き理ある事なりける。是はまご祓を行ひて、罪穢を清め流すは、よみの國の穢より起れる禍津日の凶事を、また本よみの國へ返しやるしわざにて、それを先づ此神の大海原に持出給ひて、さて此次に見えたる如く、次第におくりやりて、終に根國に至るは、これ罪穢の其本にかへるなれば、此神の生し行ひ給へる凶事を、又この神の受取りて、本へかへし給ふにて、表裏のたがひの如くなるは、同事の來ると往くと、のけぢめにぞ有ける云々」と見えたり。〔延喜式天祓詞後釋〕

【泉州住吉神】住吉神は延喜式の神名帳に、攝津國住吉郡住吉坐神社四座と見え

たる住吉神社に、いはひ祭る神なり、これ即ち今の攝津國東成郡住吉なる官幣大社住吉神社なり、されば、これを泉州住吉神といふは何故ぞ、住吉大神の項を看るべし、

そ

【惣吾靈】惣吾靈とは、いはゆる佐倉惣吾が靈を祀れるものなるべし、惣吾、本姓は

木内氏、名は宗五郎、下總國印幡郡公津村の名主なり、慶安四年、その領主佐倉城主堀田加賀守正盛卒して、嗣子上野介正信家を繼ぐにおよび、姦臣權を弄して私曲を行ひ、擅に賦税を重加して、領民苛斂に泣けども、敢へてこれを願ふことなし、是に於いて、各鄉村の名主以下、相議して、取箇宥免の哀願書を、藩廳または當路の有司に呈して、哀訴歎願百方手を盡すといへども、毫もその効なし、百姓流離し、生業爲めに全く荒めり、よびて承應三年の冬、遠近三百餘箇村の民、各々その代表者を定めて、相共に江戸表に到りて、領主堀田侯の藩邸に哀訴せり、然かもまた省せられざりしかば、已むなく轉じて之を久世大和守に訴へしも、また顧みられざりき、社會的地位なき農民の悲しさには、今や百計盡きて、爲む術もなかりしかば、是に於いて、宗五郎は、おのれ一身を棄て、衆に代り、將軍の上野御成の時をまちて、身を挺して直訴を企てぬ、而かも濫に越訴を企て、上威を犯し奉り、且つは徒黨を結びて、強訴を行ふの狀、その罪難からずとありて、遂に萬治元年、江戸より佐倉に檻致せられて、其の妻と共に、磔殺の酷刑に處せられ、その子女もまた悉くに斬首せられたんぬ、而して、事に關せし他の名主等も、亦それぞれ處罪せらるゝ事となりしが、この後、堀田侯は宗五郎が、

身を犠牲として敢へて衆庶の爲めに盡し、義心を激賞し、五百石を公津村に給へて、宗五郎が家名を繼續せしめぬ、遠近の人また宗五郎が靈社を建て、これを崇敬し、永く其の遺徳を景仰し、義心を感謝し、以てその祀を持ちて、今に絶ゆる事なしといふ、〔大日本人名辭書に據る〕

【贈大納言源義公命】（イワダイナゴンミヤノギヨウノミコト） 贈大納言源義公とは、徳川光圀卿の事なり、徳川光圀の項を見るべし、

【底筒男命】（ソコツツノヲノミコト） この神の御名をば、日本書紀には、底筒男命と記し、古事記には、底筒之男命と記せり、書紀の一書に底土神（ソコツツノカミ）と見えたる神、亦同じ神なり、この神は、伊弉諾尊、黄泉國に到りて穢を得給ひし後、筑紫の日向の橘、小門の阿波岐原に到りて、禊祓をし給へる時に、水底にて禊をし給ひし際に成りませる神なり、此の時の事を古事記に記していはく、伊弉諾大神云々、竺紫の日向の橘、小門の阿波岐原にいでまして、禊祓ひたまひき云々、是に上つ瀬は瀬速し、下つ瀬は瀬弱しと詔りごち給ひて、初めて中つ瀬におりかづきて、滌ぎふ時に成り給ませる神の御名は云々、次に水底に滌ぎ給ふ時に成りませる神の御名は、底津綿見津神、次に底筒之男命、中に滌ぎ給ふ時に成りませる神の御名は、中津綿見津神、次に中筒之男命、水の上に滌ぎ給ふ時に成り

ませる神の御名は、上津綿見津神、次に上筒之男命、此の三柱の綿津見神は、阿曇連等の祖神（オホノミコト）と、もちいつく神なり云々、その底筒之男命、中筒之男命、上筒男之命、三柱の神は、墨江（スミエ）の三前（ミサキ）の大神なり云々と見えたり、日本書紀の説亦異事なし、さて、この底筒男、中筒男、上筒男の三神は、かの神功皇后の新羅征伐の際に、神威をあらはして、皇軍を導き給ひし神にして、その凱旋の時に、皇后に託宣ありて、大津渟中倉、長峽に留らむことを求め給ひしかば、皇后、由りてその地に社を造りて、三神を鎮祭し給へり、これ即ち今も攝津國住吉郡に鎮ります住吉神社の大神にして、この地は、もとすみみのおと、呼びし事、古事記にも墨江と見えたる如くなるが、後世に至りて、これをすみよしと呼びならはすに至れり、されば、此神は、古來海路を守護したまふ大神として、航海者の特に崇敬し奉るところなり、攝津の住吉神社以外にして、この神を祀れる社にして、最も著はれたるは、長門および壹岐對馬の住吉神社なりとす、これ等の住吉神社につきては、別に住吉大神（スミコノオホカミ）の項に叙説したれば、併せて看て知るべし、

【底津少童命】（ソコツツノコノミコト） この神の御名をば、日本書紀には、底津少童命と記し、古事記には、底津綿見神と記せり、この神は、伊弉諾神、筑紫の日向の橘、小門の檣原（アキガハラ）に至りて、水中に濯ぎて禊祓を行ひ給ひしとき、其の水の底に濯ぎ給ひしときに、底筒男命と共に

成り出給ひし神なり、表津少童命、中津少童命、底津少童命の三柱を併せて、海の三神といふ、この神を祭れる社には、播磨國明石郡垂水村なる海神社、官幣中社、筑前國糟屋郡志賀海神社等あり、日本書紀、古事記、延喜式、表津少童命の條に、詳説したるを参看すべし、

【底津小龍命】 底津少童命の事なるべし、この神、海神にてましませばとて、小龍命と書きしなるべし、されど、小龍と書く事、典據なし、

【衣通姫命】 衣通姫は、允恭天皇の皇后忍坂大中姫の御妹にして、御名を弟姫といふ、姿容絶妙にして、光艶衣を徹し、かば時の人、衣通の郎姫と號け稱へたりといふ、(衣通の字を、本居翁の説には、そとはしと訓むべしといはれたれど、日本書紀の訓まは古今和歌集の序などには、そとはりと訓めり、今これに従ふ)はじめ、允恭天皇その美なるをきき、之を納れて妃となさむと思し給へり、偶々新室に宴を催させ給ひし事有りける折、天皇親ら琴を彈じ、皇后起ちて舞ひ給へり、この頃の宴會の習はしとして、舞を行ふもの、舞竟れば、座長の人にむかひて、娘子奉らむと申すを禮とせしが、皇后は、天皇の強ひて、弟姫を進らしめむと思し召さるゝ御志おはするを知り給ひじかば、わざと此の詞を述べ給はざりき、天皇これを見て、その常禮に違へるを責

め給ひしかば、皇后乃ち再び起ちて舞ひ、舞ひ了りて、娘子奉らむと申し給ひぬ、天皇奉らむとする娘子の名は何といふぞと問ひたまひしかば、皇后已むを得ず、對へて、妾の妹弟姫といふものにして、容姿絶妙比ひなき女なりと申し給へり、天皇大に喜び、翌日直に使を遣して、弟姫を召し給ふ、時に弟姫、その母と共に近江の坂田に在り、皇后を恐れて、敢へて至り能はず、使者七度到るも、尙來まさざりしかば、天皇、中臣烏賊津といふ舍人を遣して、弟姫を召し來らしめらる、弟姫のたまはく、妾いかでか天皇の詔命を拒まむ、唯皇后の御意に叶はざらむ事を恐るゝのみと、烏賊津申していはく、天皇臣に命じて必ず迎へ來れと命じ給へり、若し迎へ奉らずんば、臣恐らくは死を免れざらむ、詔命に應じ給はずんば、寧ろ庭上に伏して死なむのみと、かくて、中庭に伏すこと七日、これに飲食を興ふれども、受けず、密にその豫め用意せる糲を懷中より取出しつゝ、之を食ひ居たりき、弟姫これを見給ひて、其の志を奪ふべからざるを思召し、乃ち烏賊津と共に大和國に至りたまへり、然れども、皇后は、弟姫の來たまへるをききて、不平の色ましまし、かば、天皇之を憚りて宮中に納れ給はずして、別に宮を藤原に造りて、これに居らしめ給へり、天皇嘗て藤原宮に潜に行幸したひしとき、姫これを知り給はずして、天皇を慕ひて、詠み給ひける歌、

我がせこが來べき宵なり、さゝがにの蜘蛛の行ひ、今宵するしも、

と、天皇これをき、給ひて感じて詠みたまへる歌、

さゝら形錦の紐を解き開けて、あまたは寝ずになぶひと夜のみ、
皇后之を聞召して益々平かならずましまし、かば、弟姫益これを憚りて、宮處を離れて遠くに居らむことを望み給ひしにより、天皇乃ち別宮を河内の茅渚に造りて、弟姫をして徙り居らしめ給ひ、屢々遊獵に託して茅渚に幸したまへり、天皇弟姫の爲めに、其の御名を後世に傳へむが爲めに、その御名代として、藤原部を諸國に定めたまへり、以て天皇の寵幸の極めて深かりしを知るべし、衣通姫歌をよくし給ひしより、後世、人麻呂赤人、衣通姫を併せて、和歌三聖となし、崇敬特に篤かりしことは、別に、和歌三神の項に記したるを見て知るべし、〔日本書紀〕なほ、古事記に記するところによれば、皇后忍坂大中津姫命の生み給へる女御子に、輕大郎女あり、亦の御名を衣通郎女といふ、この御名を負はせる所以は、其の身の光衣より通り出でたるに因るといへり、これを前記の事實に比するときは、正に異傳となすべきが如し、また同書に記す所によれば、忍坂大中津姫命の御妹に、藤原琴節郎女といへるが、ありき、これ或は前記の衣通姫に當るべきか、姑く附記して、參考となす、〔古事記〕

